

財団法人

港北ニュータウン生活対策協会から

特定非営利活動法人

港北ニュータウン記念協会へ

特定非営利活動法人

港北ニュータウン記念協会



財団法人

港北ニュータウン生活対策協会から

特定非営利活動法人

港北ニュータウン記念協会へ

特定非営利活動法人

港北ニュータウン記念協会







## はじめに

本書は、下「記」の三者が「乱開発防止」、「都市農業の発展」、「市民参加のまちづくり」を理念に進めた「港北ニュータウン土地区画整理事業（＊１）」の過程で、横浜市により「財団法人港北ニュータウン生活対策協会（＊２）」が設立され、活動、解散した。同市の同財団解散方針に反対した地元が主体となり「特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会（＊３）」を設立し、同財団の資産とまちづくり推進事業を継承し、２０年余が経過した。その経緯を財団の会議録その他資料と著者の覚え書き等によりまとめた。

### 「記」

- ・横浜市（＊４）： 港北ニュータウンまちづくりの全体計画、基礎理念を立案
- ・港北NT事業区域内の地権者（＊５）： 土地を提供し、まちづくりを推進
- ・日本住宅公団（＊６）： 港北NT事業の基本方針の立案、造成の設計・工事を施行

### 凡例

- ＊１ 港北ニュータウン土地区画整理事業： 港北NT事業 と表記
- ＊２ 財団法人港北ニュータウン生活対策協会：（財）生活対策協会、生対協、  
財団と表記
- ＊３ 特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会：  
（特）港北ニュータウン記念協会、  
（特）記念協会、当協会と表記
- ＊４ 横浜市： 横浜市、市と表記
- ＊５ 港北NT事業区域内の地権者： 地権者、地元住民 と表記
- ＊６ 日本住宅公団： 公団と表記  
公団は組織・名称、事業内容変更を変えているが、港北NT事業関連を引き継いでいるので当初の日本住宅公団を使用。
  - ・日本住宅公団 １９５５年（昭和３０年）７月設立（住宅・宅地の供給）
  - ・住宅・都市整備公団 １９８１年（昭和５６年）１０月設立
  - ・都市整備公団 １９９９年（平成１１年）１０月改組
  - ・都市再生機構 ２００４年（平成１６年）７月設立。

### その他凡例

- ＊港北ニュータウン： 港北NT と表記
- ＊公団の用地先買いに協力した地権者： 用地先買協力者、地元と表記
- ＊横浜市都市計画局港北ニュータウン担当課： 市NT担当と表記
- ＊財団の建物（施設）／＊当協会の建物（施設）： まちづくり館と表記

注 資料によって上記凡例の表記とは異なる。





# 目次

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| はじめに                                  | 1   |
| 第1章 (財)生活対策協会設立                       | 5   |
| 1 設立の概略                               | 5   |
| 2 設立の経緯                               | 6   |
| 第1章 資料1 財団法人港北ニュータウン生活対策協会の生い立ち       | 43  |
| 第2章 (財)生活対策協会の事業 事業別時系列内訳－調査報告書       | 51  |
| 1 生活再建対策事業                            | 51  |
| 2 まちづくり推進事業                           | 53  |
| 3 地域交流推進事業                            | 63  |
| 第3章 (財)生活対策協会 収入及び事業費・管理費             | 69  |
| 1 総括                                  | 69  |
| 2 収入及び事業費・管理費の年度別内訳－調査報告書             | 72  |
| 第4章 (財)生活対策協会から(特)記念協会へ               | 81  |
| 1 まちづくりの推進                            | 81  |
| 2 (財)生活対策協会から新法人へ                     | 104 |
| 第4章 資料1 港北NT事業推進連絡協議会総会(第11回－最終)議案書   | 137 |
| 第4章 資料2 まちづくり館取得の経緯                   | 163 |
| 第4章 資料3 第49回事業促進協議会議事録 まちづくりと組織のあり方   | 193 |
| 第5章 (特)港北ニュータウン記念協会                   | 203 |
| 1 運営基本方針の確認                           | 203 |
| 2 事業                                  | 203 |
| 3 都筑区内の情報 2005(平成17)年4月～2024(令和6)年11月 | 212 |
| あとがき                                  | 221 |



## 第1章 (財)生活対策協会設立

### 1 設立の概略

公団は、港北NT事業を施工する条件として、地権者としても同事業に参加するため事業区域内にあらかじめ相当量の土地の先買いをする土地区画整理事業方式を採用した。

公団がこの方式を採用したのは、この先買いした土地の換地と保留地を住宅地や、まちの核となる区役所、学校、保育所、郵便局等の公共的施設や病院、店舗、銀行等の商業施設用地とし、これらの施設を誘導・整備し、既成市街地から離れた所に計画的なまちづくりをし易くする為であった。

横浜市としても乱開発を阻止し、計画的まちづくりを進められるこの方式を推進した。特に昭和40年代から50年代にかけて人口急増に直面していた横浜市は乱開発の防止、公共施設整備が重要課題であった(\*1)。

公団は区画整理区域用地の40%をこの先買い方式、いわゆる先行買収として提案し、何とか地権者の協力を得て1969(昭44)年にほぼ目的を達成し事業に着手した(\*2, \*3)。

しかし、事業が遅延した。用地先買協力者にとっては生活設計が崩れ、受け入れることの出来ない問題であった。また、特に開発に消極的な人々を説得し事業を推進してきた人たちは窮地に陥った。ここから用地先買協力者の生活補償対策活動が始まり、その活動成果として(財)生活対策協会が設立された(\*4)。

### 第1章 資料1 P43 「(財)生活対策協会の生い立ち」 金子三千男氏著書抜粋。

その他資料

- \*1 「明るく住み良いまちづくり 港北ニュータウン施設計画」  
横浜市都市計画局発行
- \*2 「港北ニュータウン四半世紀の都市づくりの記録」回顧と展望  
第1章港北ニュータウン建設の芽生え 5 用地取得の推進  
住宅都市整備公団港北開発局刊行
- \*3 「港北ニュータウン物語」第1章用地買収の攻防 徳江義治氏著
- \*4 「港北ニュータウンと共に33年 私の覚書」、  
「港北ニュータウン回想 裏の部分ボケる前に記憶をたどって記しておく」金子三千男氏著 地権者から見た港北NT事業の全貌が書かれており、これも是非一読されたい。著者は港北NT事業に早くから参加し、若手リーダーとして活動した方です。

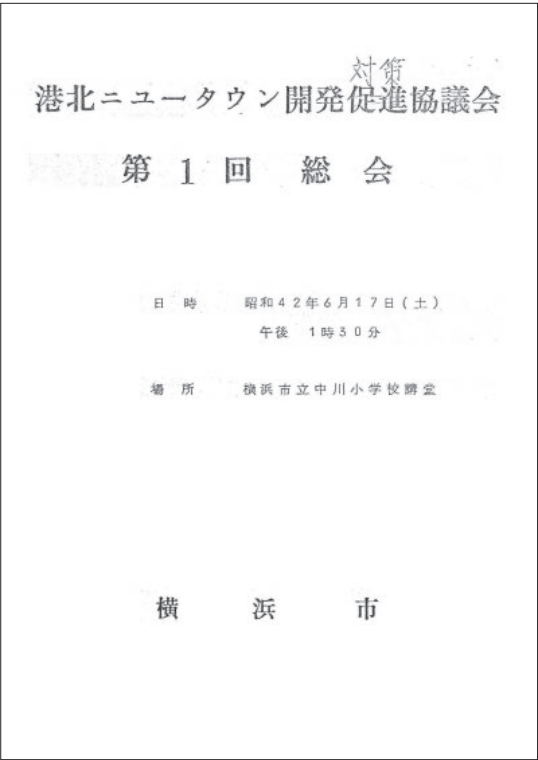
\*1～\*4 (特)記念協会ホームページ参照



2 設立の経緯

1967(昭和42)年6月17日 飛鳥田市長挨拶

当日の挨拶は全て原稿どおりか不明です。総会の開催状況は徳江義治著「港北ニュータウン物語」の「第1回港北ニュータウン開発促進協議会総会」の項を参照 (特) 記念協会ホームページ。



←  
この「促進」を「対策」に訂正したのは総会の席上で地権者から異議が出されたためである。



## 市長挨拶原稿

本市におきましては、僅かこの5カ年の間(36~40)に、41万人の増となり、42.5.1現在191万人に達し、毎年平均8~9万人の人口増加を示しております。これは、7大都市最高の増加率であります。この人達の多くは、市外からの流入人口や本市の経済成長に伴う人口移動によるものであり、その大部分が港北、保土ヶ谷、戸塚の、いわゆる郊外3区に集中しているのが現状であります。

このため、郊外地域のいたるところ、山林や田畑が宅地化する動きが活発になっております。しかも、これらの開発は決して計画的な秩序ある開発ではなく、いわゆる虫喰い開発を生じ、結果としては非常に未整備なアンバランスな非文化的住宅地が出来上って行くのみでなく、そこに住んで居られる農家の方々も一方的に転業を余儀な

くされることに追い込まれるなどいろいろの形で市民の不満が現れております。すなわち、道路が悪い、下水がない、ゴミ集めに来ない、学校が遠い、バス路線がない等市民生活としての当然の要求が市長への手紙等を通じて私のところへ殺到しております。このような市民の要求を今ただちに満たしてさしあげることは、市の財政では到底これをまかなうことは不可能であります。このまま放置することは190万市民に重大な影響をもたらします。したがって、市は宅地開発に対しては、かなりきびしい規制をしており、開発業者の責任において、できるかぎり公共施設の整備をするよう指導しておりますが、これはあくまでも市が受身の体制で進んでいるのが現状であります。

そこで私は、むしろこれに対して、前向きな姿

勢で取り組みたいと考え、市みずからが計画的に開発すべきところは積極的に、しかも計画的にこれを推し進め、その反面、開発を抑制すべきところは、はっきりした規制の姿勢をとって行きたいと考えました。そこで、これを新しい横浜の都市づくりにおける6大事業の一として取り入れたわけであります。すなわち、高速道路、高速鉄道、バイブリッジ、都心再開発、金沢地先埋立の諸事業とともに、港北ニュータウン計画を本市の都市づくりの一環として積極的にすすめる方針にふみ切ったわけであります。とくに、港北ニュータウン計画は、高速鉄道計画と相まって実施する方針であります。

昨年11月、こうした本市の基本構想にもとづいて、市の指導により、その事業実施の中心に日本住宅公



団になって頂くことと致します。

しかし、港北ニュータウン計画は、従来、各所に見られるような大型公団住宅団地ではありません。すなわち 単なるねぐら都市ベッドタウンではないのであります。私は、誰でも住みたくなる都市として、健康で文化的な生活圏を構成する総合的な都市づくりの夢を、皆様の住んで居られるこの土地に本市の総力をあげて作り上げたいと考えております。またそれをやらなければ、皆様方もいつの間にか大都市の乱開発ブームのあおりを受けて、今までのように農業を営んで居られなくなると言う事態も起きると思っています。そこで、そのためには先程申し上げました高速鉄道に、またこれに匹敵する大規模な治水工事にも、街路にも、学校にも、公園にも 巨大な公共投資が必要となりますが、これにつきましては積極

的に押し進める覚悟でございます。

このための建設計画は、目下鋭意計画局を中心として、真剣な討議が進められており、計画構想内容は、計画局長をして説明させますが、国県にも協力を要請し、関連する公共施設整備に対する建設資金の確保に努力しております。

しかし、これを実現するために必要な事業用地の確保がなければ、すべてのものが絵に画いた餅にすぎません。少くとも用地確保の見通しだけでもなければ、具体的な事業計画は何一つ持てないのであります。

市は、本協議会を通し、誠意をもって当る所存でありますので、とくに本日ご臨席の地権者代表の皆様に、よろしくご協力をお願い致します。

ニュータウン計画によって土地を提供していただく場合、なお従来通り農業を営みたい方々、或いは、農業をはなれて別の職業につきたい方々等、それぞれの事情によりまして、いろいろなお考えがあることと思います。このような問題は單純に金銭補償のみで解決できるとは考えておりません。農家にとって、農地は金銭を超越した血肉にひとしい愛着を持って居られることは十分理解しているつもりであります。むしろこの問題は、大都市周辺の農業政策の共通な大きな課題の一つであると考えております。そしてこの課題は、非常に複雑で微妙な内容がありますので、むしろ、すすんで皆様の立場で話し合い解決して行かねばならぬものと考えております。私は、決してこのニュータウン建設を、あなた方地権者の犠牲

に於いてのみ行なおうとは断じて考えておりません。

本協議会を通じ、これらのことについて、市、地元、公団ともども 三者一体となって真剣に取り組んで行きたいと思っております。具体的な構想は、現在検討中であります。たとえば、ニュータウン区域の中に農業専用地区を確保するにはどうするか、全然新しい考え方で観光農業のような経営方式はどんなものがあるか、又は、この農業振興の中心地に中央市場を作って直接 25万市民の需要に応えるようにしたらどうか、農家の転業にはどのようなものがよいか等々、とにかく農家の方々に、何とかして、これからの生活に不安のない、しかも夢の持てるさまざまな施策について 私も 真剣に考えますし、今日列席しております農政局長の下で現在研究させております。とにかく、農家の皆様が決して不

臂を相か好いよう助力を積み重ねて行きたいと  
思います。

ニコータラン建設は、もう単なる夢の段階では  
なく、常気をもって実行することであると考えます。  
10年後、或いは20年後、私達の子孫や孫から  
本当に良いことをやったと思われるため、皆様の  
絶大なるご助力をお願いいたします。

以上

都筑区の今を見て、終わり3行の言葉に感無量です。57年前です。  
しかし、この今昔を知る人は、現在ほとんどいないと思います。

挨拶の日 1967(昭和42)年6月17日

現在 2024(令和6)年9月5日、本書執筆中

「開発前後の地形」

(特) 記念協会のホームページ

「事業の概要」の「昭和40年代の地形データー」を参照。



1968(昭和43)年7月 港北ニュータウン建設の理論

飛鳥田横浜市長に聞く 購読誌の抜粋  
活字が小さく、元資料の状態が不良で読みにくいにご容赦ください。



＜対 談＞

## 飛鳥田横浜市長に聞く！ 港北ニュータウン建設の論理

(5月25日 横浜市庁にて)

「住民参加の新都市づくり」として、横浜市の「港北ニュータウン」建設が注目されている。市民との話し合いの積み重ねのなかから、人間主体の住宅都市と新しい都市農業を創造しようというもののだが、革新的な試みゆえの苦悩も多いようだ。

そこで本誌では、華山謙(農業工学)、深海隆恒(都市工学)の両氏をわずらわし、この計画の推進者である飛鳥田一雄横浜市長から、ニュータウン建設の論理とその道程における諸問題について、市長の考えを引き出しもらった。

### 港北ニュータウン事業の狙いと意義

華山 大都市問題というのは、たいへんむずかしいと思うんですが、港北ニュー・タウンという大事業に取りくんでおられる飛鳥田市長さんに、現実にはぶつかっておられる悩みとか決意とかをお尋ねしたいと思います。

最初に25万人収容といわれる港北ニュータウンですけれども、こういう事業をやろうと決意された動機と、もう一つはこの事業でどういうことをねらっておられるのか、いくつかのニュー・タウン計画がほかにもあるわけですが、そういったものと比較して、どういう特色を出そうとされておられるのか、その点をまづ最初にお伺いしたいと思います。

#### 港北ニュータウンの理念

飛鳥田市長 私は、このニュー・タウン建設というもの、現在の意味と、私自身、将来を考えていく将来的な意味と二つの意味を私は負わせているつも

りなんです。ちょっと長くなりますが、現在の意味からすれば、これは何といっても弥縫策です。横浜はこの間200万の人口を持ちましたが、これは横浜自身が吸引力を持って人口を横浜に引きつけている結果ではなくて、東京の押し出す力の結果なんです。そういう意味で、都市における人口増加というものを、今、現在われわれの持っている力では防ぎきれないわけです。

私は——横道にそれますが、原理的にいえば100万人前後が都市としては最も理想的だと思っています。住民自治の単位としてはいろいろ考え方がありますがね、しかし、現段階では100万人ぐらいが一番やりやすい。しかし50万人ですと、財政的な問題その他がありまして、ちょっとむづかしい。100万人ですと、過大都市現象があらわれてはきますが、まだその過大都市現象が、都市自身によってある程度規制できる段階ですから、従って、過大都市現象を規制しつつ、都市建設をやっていけるということで、100万人ぐらいが一番理想的だと思うんですけども、現実には、200万人で

語る人 飛鳥田 一 雄  
(横 浜 市 長)

聞く人 華 山 謙  
(東京大学・農業工学)

深 海 隆 恒  
(東京工業大学・都市工学)

<オブザーバー>

鳥 井 陸 八  
(横浜市港北ニュータウン)  
(建 設 部 長)

大 場 正 典  
(横浜市農政局長)

あり、東京の1,000万人であるという形、もう人口流入を、現代社会において、われわれは、政治体制でも変えない限り、今の佐藤内閣の体制の中では防ぎきれない。そういうところから防ぎきれないという非常な無力感の上になって、さて、どう弥縫するかということになれば、横浜に入ってくる人口の入ってきたというものは、ちょうど桑の葉を蚕が食べるように、いわゆる蚕食してくるわけです。そういうものを、何らかの形で受けとめて規制していかざるを得ないというのがあって、いくべきだという考え方より、やむを得ないという点に重点があるわけです。そういう意味で、25万のニュー・タウンをつくって、ここに計画的な受入れをしよう、こういう考え方にならざるを得ないわけです。そういう意味で、僕らがニュー・タウンをつくっていく全体的な意味を持たしていきたいと思います。

ここで、いろいろな法規上の欠陥から来るわれわれの無力さがあります。建築基準法によれば、一定の基準をそろえてくれば、たとえ結果としてはよくないものでも認めざるを得ないとか、それから建ぺい率が何パーセントとか、それ以上抑さえれば私権を制限してしまう結果になるとか、いろいろな取締まり規制上の弱点は持ってるわけです。しかし、25万人のニュー・タウンをつくるという総合力の中で、これを整理し直してみても、総合力の中でもう少し強い規制ができないものかという、これで攻めてくるやつを受けとめるという受容的な形、受けとめる形、そういうところに希望を持ちます。そんないろいろな形で一つの全体的な立場として、このニュー・タウンを考えるという面が一つです。

もう一つは、将来的な立場から考えてみますと、私は都市というのが一体、このような形でいいものかどうか、非常に疑問だ。そこで、われわれの将来を考えた都市づくり、将来の人間生活はかくあるべきものだ

という都市づくりをしたい。どうせ、やらねばならないという全体的な意味でつくるとすればね。そこでいろいろ、千里のニュー・タウン、多摩のニュー・タウン、高蔵寺ニュー・タウンとか、いろいろなものを比較検討してみましても、一番私が気がつくますのは、端的に言えば、ニュー・タウンじゃなくて、それらは、住宅の集合体じゃないか。少し一般より比べて道路や、その他の文化施設が整った住宅の集合体にしかすぎないんじゃないかという感じがする。そういう意味で、そこに何か新しい手が打てないだろうかという考え方です。

それから、ゴットマンなんかの「メガロポリス」なんかを読んでみても、いわゆる郊外地区、大都市圏との接点にあるような郊外地区というものは、ほとんど農業は荒廃して、農業は滅び行くものという印象になっている。日本でもそうです。近郊農業、都市農業というものは滅び行くものということになっていきます。が、それではいけないんじゃないか。そこで私は、農業自身が今までのような粗放な農業であつたり、あるいは、手芸的な農業であつたりするのではなく、農業自身を、いわゆる都市農業として、いわゆる農業工場というような形の新しい都市農業を創設しつつ、この都市農業と住宅部門とが正しいバランスを持って、共に共存できる、共に助け合っていけるという面を打ち出す必要があるんじゃないか。ゴットマンのいうメガロポリスの中における滅び行く農業のような、お手あげの農業をもう一度、繁栄する企業に引き上げるといふ努力とか、また日本のニュー・タウンが、実は住宅集団にしかすぎないという問題、それはプラッツアーがあり、ショッピングセンターがあり、アミューズメント・センターがありというような形で幾分、緑、空間、レジャー的なものは出ていますけれども、しかしそれはあくまでも住宅部門の延長ですよ。決して住宅と異質なものではありません。そういう意



味では、いろいろな建築家の方々が、ストックホルムにいらして、ストックホルムのニュー・タウンなんかご覧になるのは間違っていると思うのです。ストックホルムなんか、気候がシベリアで、あそこでは農業というものが存在する余地が、日本のような形ではないわけですから。

だから、住宅部門とヘトロジウムが、実質的に農業というものがない土地へ行ってみてくる。そしてそれがプラッツァーであり、アミューズメント・センターであり、ショッピング・センターであり、そういうものを中心にした都市再開発が行なわれる。それをそのまま日本へもってきて、やったってだめなんじゃないか。

日本では四季好みのものを着たり、この美しい国土の中で、農業というものがそれ自身存在できるプレゼンデントを持っているんです。そういうものを一つの要素として、だから住宅と農業、しかもその農業は、亡び行く農業ではなくて、新しく再生した農業、これが互いにバランスを持った都市、そのことが同時に居住する側からいえば、緑であり、憩いの場であり、そして自分と異質なものを見ながら暮すことが出来る。

私は、緑というそのものが非常に新鮮で、われわれの生活になくってはならないものだという考え方はもちろんあるけれども、しかし緑じゃなくても、これがたとえば紫でもいいと思うんです。われわれの都市的な近代生活と異質なものがそこにあるという、ヘトロジウムなものがそこにあるというところに重要性があるんじゃないかと思うんです。ですから、それを共存させる方法がないか。それが、もし実現できるとすれば、近代都市農業の創設、そして異質なものをかみ合わせてバランスを持たせた都市、この二つが少なくとも日本的な規模の発展になるだろう、こう思っているのです。

そういう意味で、ここにおられる鳥井部長と大場局長に、僕はそのことを強要しているわけです。ひとつ、一世一代の仕事としてやってもらいたいとね。

そこで、そういう目標を将来の都市づくりとして考えて進める。もちろんそれにはあらゆる手段を使います。フィジカルなね。たとえばここに、高速鉄道を横浜市の地下鉄に引き込んで、河川の改修をやるとか、あるいはショッピング・センターをつくるとか、場合によれば研究所を持つとか、いろいろな道路交通網を整理するとか、今、大体25万人のニュー・タウンをまかない得る排水地の整備から手をつけていますから、そういうフィジカルなあらゆるテクニックを使います

けれども、そのほかに、もう一つは手法として私は、  
「住民参加による都市づくり」ということを考えています。

ですから、今までですと市役所の計画部門でかなり緻密な計画をしてみたり、都市開発計画コンサルタントの方々をお願いしたり、いろいろな形でつくりますから、そうインチキじゃありません。

そういうものを一方的につくっておいて頭から市民に発表して、そして住民に協力を求めていく。協力しない住民に対しては、土地収用法をかけていくというような都市計画が、今までの一般的なやり方であったと思う。

このように上から下への都市づくりでなく、私は、少し時間がかかっても、担当者の人達は寝る間もないほど忙しくなるけれども、住民自身がそういう都市づくりをやってみたらどうだ。農民たちが、どうしてわれわれ生きるべきかということを自分で考えて新しい農業を発展させていく、その手助けがどうしても必要なんです。ある程度、学問的な知識があり、経験がある者が手助けしなければ、農民は一人で歩けないのです。

だから、そこで行為を中心に考えると、農民が主体者であって、市役所とかお役所の先生方はアドバイザーなんです。しかし、これは実際の価値は転倒するわけです。アドバイザーのすばらしい知識なしに農民が転換できるはずがない。しかしアドバイスだけがあって、農民の中から出てくるエネルギーがなければ転換もできない。私は、このエネルギーのほうを非常に重要視しております。

そういう意味で、町づくりについてもそうです。ですから、市民、農民にどういふふうに25万人ニュー・タウンをつくるかということについて、徹底的に参加させろ、こっちから、頭から案なんか出していっちゃいけない。ひそかに、案を持っていっても出しちゃいけない。こういう形です。

しかし一方では、都市計画学会の先生方をお願いしたんですが、社会学関係の先生方にもお願いして、社会的な検討はぜひぶんしています。それから他方において、僕らが集まってゴットマンの本を読み合ったり、いろいろなことを盛んにやっています。そういうものはあくまでも、一応アドバイザーとしての立場においてやり、市民参加の都市づくりという形を進めている。

このつくり方自身が、日本で初めてじゃないかと思っているんですが、いずれにしてもそんな形が進みたいと思っています、手法としては……。

## 住民参加の理念とその手法

深海 わかりました。時間もあまりないので、端的に、質問させていただきます。総合的な力で何とか乱開発を防ぎたいということ、都市農業の可能性と、都市生活の中に異質なものが必要だということ、それから住民参加と、4点ほど述べられたわけですが、まず最初に総合的な力で乱開発を防ぐということについておききたい。

いいかえれば、計画開発のメリットとデメリットということだろうと思いますが、いろいろなメリットや、デメリットがあげられるだろうと思います。計画開発を完全にやろうと思えば、どうしても住民参加というような点を手法上考えざるを得ない点があるだろうと思いますが、住民参加のほうは、非常に大きな問題ですので、あとのほうの議題にしまして、計画開発のメリットとデメリットについて、市長さんが今までお考えになってることを、ちょっとお話ししていただきたい。

市長 私は計画開発それ自身が、もし住民の納得を得て行なわれるならば、ほとんどデメリットというものはないんじゃないかという感じがします。ただ、あまり頭のよくないやつが計画開発しますと、非常にありきたりのなんかしらんけれども、ようかん切ったような建物が20棟も30棟も並んで、その間にチョコチョコと芝生があって、なんだか興味ないですね。ああいうふうにして、その中に入ってる人の将来を考えると、実に個性のない、工場からボンボンと、コンベアーで打ち出されてくるような人間ができるんじゃないかという心配がありますが、それは計画開発の欠点じゃなく、計画開発担当者のおつむの欠点なんで、私はそういう意味じゃ、あんまり計画開発それ自身の本質的なデメリットじゃないと思うんです。あんまり感じないけど。ただし、住民の承認を得ないということにいろいろなすれ合いが出ちゃうんです。

深海 それともう一つ、日本の場合、都市施設の水準が非常に低い。そうすると計画開発をやろうとするとき、その施設水準の低さということにどうしても目をとられてしまう。あるいは逆にいえば、片一方のほうは施設水準が低く、開発するほうは自然に、低くしようとしていても、高くなっちゃう。そうすると、お金がかかるわけです。

そういう意味で、計画開発すればするほど財政需要といいますか、ただでさえ少ないお金を非常にたくさんそこに投入しなければならないという、日本の現状

からくる計画開発のデメリットがあると思うんです。デメリットといえるかどうか、はっきりわかりませんが……。そのへんはどうお考えですか。

市長 それは、私はあまり意識していませんがね。あるべき姿としては、他に比べれば高水準なものでもどんどんつくっていくべきでしょう。そのために必要な経費というのは、やがて今度は低いほうを引き上げるテコになるんですから……。ですからそう気にしていませんけれどもね。ただ、べらぼうな高い水準のものはやれない。これは日本全体の問題です。

深海 そこらへんが、結局、頭の問題になると思うんですけれども……。

市長 だからそういう場合にも、いろいろ将来、高水準のものを誘導し得るような、一応、計算をしておくということでしょう。

華山 住民参加と計画開発とは、最終的に一致しなければならぬものなんですが、現実には、たとえば地下鉄の駅をどこにつくるかとか、道路をどういう路線で通すか、そういったフィジカルな計画に関して、住民の意見を求めるということは、なかなかむずかしい。住民相互に利害の対立が起こってくるだろうと思うんです。住民が全部同じ利害で動けばいいわけですが、そこがむずかしい問題になるんじゃないかと思うんですけれども……。そこで、伺いますと、対策協議会というのができている、その対策協議会の中で、そういったフィジカルな計画まで発言するということを期待しておられるのでしょうか。

市長 しています、私は。たとえば、地下鉄の駅をどこにするか、なんていうことで住民参加するでしょう。ところがやっぱりおっしやるように、住民にいろいろな意見がある。しかしその意見の中でも二つに分けられるでしょう、大まかにいえば……。一つの地域エゴイズムと、それから住民がそういうエゴイズムでない、自分たちの希望を述べる場合と。従って、そういう市民参加をさせることによって時間がかかるわけです。その時間のかかることを惜しんで、日本の政治というものはすぐストレートに計画を発表してぶつかっていくというやり方をしているから、いつまでたっても住民の地域エゴイズムというものが抜けないんです。地域エゴイズムほどほんとうの民主主義を妨げるものはないわけです。

しかし、同時にそのエゴイズムは必要なものなんです。住民が頭から理論を見せられて、たとえば設計図



を見せられて、それに理論的なことを述べよといったって、学生じゃあるまいし、誰が述べるものですか。やっぱり興味を持って見るのは、自分の生活周辺を考える、いわゆる地域エゴイズムがエネルギーになって、その中に参加していくわけです。

ですから地域エゴイズムというものを頭から否定して、エゴイズムのないブレンな民衆を想像することは、もう政治それ自身がなりたつ基礎を失しなわしちゃうことです。だから、エゴイズムはあっていいんです。ですから、そういう形でそのむずかしい都市設計書なんかに取りくんでなにかをする。そして住民自身が参加して、大勢で討論していくうちに、彼らはちゃんと自分たちでエゴイズムを振り捨てていく、そういう過程があるわけです。為政者と市民とか、利害と市民という、こういう形のルートが今日市政のなかでなされている。そうじゃなくて、市民層の、市民のイーチ・アザーの交流というものを政治の重要なプログラムの中に入れない限り、日本の民衆というのは前進しない。

そういうように市民のイーチ・アザーの、国民のイーチ・アザー・コミュニケーションの中で、彼らは自分が教師になって、エゴイズムを振り捨てていく。そういうエゴイズムの振り捨て方をしない限り、政治への情熱というものは市民から消えちゃって、もう暗闇の実験室の中の無菌状態で政治を論ずるようになってく。だから、その点をついめんどくさくなって、皆やらないんですが、ここでは、徹底的にやってくださいというふうに私は頼んでいるんですけども……。

華山 ただむずかしいと思いますのは、ニュー・タウンの場合、将来の住民というのはおそらく現在の横浜市民ではないだろう。そうしますと、今、土地を持っている人たちと、それから将来の住民とのイーチ・アザーの対話というのは……。

市長 それは現実的に、今ここでなくたっていいでしょう。それは、将来の市民とおぼしきものが彼らの中にいるんですから、それでいいんじゃないでしょうか。具体的に意識する必要はないと、私は思っています。

まず最初に、しかしデフェットとしては、土地所有者と最初にコンタクトしていく。そしてその次にその土地所有者がある程度意見を述べ始めたところで、第一次案をつくって、一般の市民に示して、一般市民のほうの利益なりでいろいろな意見が出て、これがある程度修正するなり、是認するなりという形で議論の漂白性が出て、最終的には、地域全体の意見になる。いま、その第一段階にこの方々が取りくんでいる。この

第1段階が一番の難所です。この山を越えると、ずっと楽になる。

深海 その場合に、考え方としてはよくわかるわけです。私なんか、どちらかといいますと、そういうことをやらなければいけないというふうに思うわけですが、第1段階の難所を乗りきるのに、今おっしゃられたように、そういうことを実際に具体的に進める熱意がなきゃだめだということ、それから、何かの事件がないとだめだ。この場合は、ニュー・タウンというどれい事件があるからいいわけですが、そのほかにいろいろな要素があるだろうと思うんです。

市長 人を得ることが大事ですね。

深海 人を得ること、そのほかに何かありますか。

市長 やっぱり人を得ることと、それから——まあ、人を得ることの中に入りますけれども、問題をもたつかせずピシピシ処理する能力が必要ですね。

深海 その場合に人ですが、ちょうど住民運動を進めているアドバイザーの立場、ちょうど市長さんと同じような立場にたっている人は、一国民であり、住民であることには間違いはないけれども、その地区の住民の人たちにはアドバイザーである。その人たちがほんとうにみんなで考えなければいけないんだと、われわれ盛んにいっているわけです。それをいえばいうほどほんとうの姿なら、だんだん盛り上がってきて、アドバイザーを排除するようなかっこうになる。そして、それが一番理想的なわけです。

ところがやってる本人は、それに対してアドバイザー以外の何者でもないという一種の限界みたいなものがあるわけです。そのへんについて、市の行政そのものが、やっぱりそういう問題を持っているだろうと思います。

地域エゴイズムという問題は、非常にむずかしい問題だと思います。どのへんまでが要するにやらないエゴイズムで、どのへんからが要するに個性を表明するためのエゴイズムなのかというような、その限界というのは非常にはっきりしないものがある。そのへんについての市長さんのお考えは……。

市長 それは大衆自身が自分できめるよりしょうがないんです。ある時期には個性を伸ばすエゴイズムでありまして、あの時代になれば、それはエゴイズムである。ある地域では、それがエゴイズムであっても、ある地域ではそれが個性を主張するものであったり、地域、時間、そういう歴史の流れの中で、いろいろ変わるわけです。

ですからわれわれは、今それを完全に科学的な基準によって、どれがどう、どれがどう、ということをして





飛鳥田一雄氏

い放ってしまうことは問題だろう。だから、やっぱりそれは長い期間をかけてやるべきでしょう。大衆自身の中で定まったものであれば、少し私たちが考えてみて、これは行きすぎかなと思って、ある程度取り入れるという考え

方じゃないといけないんじゃないですか。

深海 そうすると、住民の考えていることに対して、積極的にこちらがいつも見ているという態度を崩さないということで、限界を感じている……。

市長 しかし、取り入れるという点で、今度はかなり具体的になっている。ですから、共同作業になるわけだ。

深海 形態としては、そういうことになると思います。

□□□

#### 〃都市農業、の創造

□□□

華山 農民の協力を得なければ都市問題が解決しないということは基本的に賛成です。ただ現実起こっていることを見ますと、農地価格の上昇率が、年率で、高いところで100%、低いところでも30%ぐらいだと思うのです。

ところがそれを金に換えてしまうと、利率はせいぜい8%どまり。しかも物価の上昇がありますから、貨幣価値は年々低落していく。そうすると農民が現実今持っている姿勢というのは、土地を持っているほうが得なんだ、なるべく手放したくないということになっちゃう。

これは合理的な、必然的な農民の心情だと思うんです。ですから農民のエネルギーを汲み出していくためには、何か具体的な方策がなければならぬと思います。それを具体的に、何か方向を……。

市長 だからまあ、これは場所にもよりますが、横浜などは土地を持ってもだめなんです。田んぼのまわりは、全部へんてこな2階建ての木造アパートになっちゃって、パシャパシャ水が流れてきて、農業をやりたいってやれない。まるで荒地地になっちゃうんです。

そういう意味で、土地を持っていたても、農業的な利用用地というものは今の形の農業ではあり得ないし、乱開発下ではあり得ないんです。

だからこの人たちは、もし土地を持っていたいとなれば、農地から違う形に変えて持っていくか、それできなければ整理して一定地域に農業を集めて、そこで都市農業としての転換を遂げるか、二つに一つしかないわけです。ですから、農民との話し合いの中で、われわれが農民から何でもかんでも土地を買い上げてしまうという形ではありません。区画整理の手法をとってもよし、あるいは都市開発の手法の形をとってもよし、いろいろな手法はあるわけです、彼らの希望を入れていける。

だからそういう意味で、ただ農地として温存していくということがこの人たちの利益ではないということをおの人に判ってもらえばいいわけです。「新しい都市農業をここで創設してみよう」という篤農的な意欲を持っている人は、市の農政局のほうと組んで、新しい方向に向かっていこうし、それから、「ここで土地を持っていたいんだ、農地である必要はない」という人は、土地にして持っていっちゃい。いや、「俺はどうしても金がほしいんだ。東京へ行って、ひとつ小豆相場をやってみよう」ということになれば、小豆相場をやってもけっこうです。

深海 今、私がちょっと聞いたことなんですけれども、港北ニュー・タウンの場合には、従来ある農業から企業化しようという努力を始めて、企業化の成功のきざしまで、まだ至っていない、そういう段階の人が非常に多いということ。そして、企業化しようという一種の都市近郊の農業としての意欲を燃やしたというところにもってきて、こういう事態が起こったということに対して、非常に説得についてむずかしい問題があるというようにお伺いしているわけなんです、そのへんに対する対策はどういうふうな……。

市長 しかし、行き詰まっているんですよ。今までの米麦、普通の蔬菜、こういう農業から彼らが新しい方向に転換しようとしています。かわってきたのは畜産です、主としてここでは……。年間51億円、畜産の成果が上がってるわけです。しかし畜産の場合でも、大体この都市でも、多頭羽養鶏とか、あるいは養豚、酪農なんです。

ところが、多頭羽養鶏それ自身が非常に行き詰まっています。飼料の問題、それから糞尿汚物を捨てる問題、それから騒音、臭気の問題、それから片一方のこっち側は、逆に飼料でもって独占資本に握られ、こちらのほうの側はまた市場の配給機構を握られ、そのち



華山 謙氏

ってきているわけです。

その行き詰まりを、彼らがもう感じてきていますから、そこで、彼らが新しい農業に転換したいという考え方は当然、出てくるはずですよ。

深海 そうすると、むしろさっきいったことは、逆にいい状態であったというふうに考えているわけですね。彼ら自身がもう一つの行き詰まりを考えている…。

市長 でしょうな。

鳥井 そうですね、非常にあせてますね。

市長 だから、そういう意味ではいい条件だと思えます。しかし、これをプラスのいい面として考えていくほど企業化していいかどうか疑問だね。

鳥井 そうです。しかし、確かに行き詰まっております。それから、乱開発の非常に悪い面が出ています。

大場 ええ、今の屎尿処理の問題なんかでも、下水の問題と完全にかからんで、乱開発の一つの弊害が出ている。彼らが受ける被害になるわけです。

鳥井 ですから、ともすれば人間はやすきにつきたがって、土地をある程度売って、当分すましてしまおうという人もだいたいいるわけです。それを今、市長さんがおっしゃったような新しい農業に切りかえていくという点で、いろいろ話し合いをやってるわけです。

市長 たとえば今、その中で私たちのほうでは三つぐらいゴミの焼却所をつくらなければならない。そうすると、焼却所から出てくる熱量で、その周辺の300戸や400戸の温室を建設することは何でもないし、だからゴミ焼きの周辺には、温室農家があるという形もできるはずですよ——まあ、ゴミ焼きは電気集じん器で、ほとんど処理できますしね、公害の問題は。それから温水プールもあってよいしね。

今、大場君に僕は盛んにすすめているんだけど

ようど真ん中しかありません。だから非常に弱い。

それから、養豚なんかについても、屎尿をどう処理するかとか、地域の広さとあれとがどうバランスとれるかというような点で、一時よかったんですが、ここへきて行き詰ま

も、この港北ニュー・タウンからちょっとはずれたところにある寺家なんてところで、観光農業をやってみたらどうか。ミカンでもナシでも、それでバスでもって都会の人が遊びにきて、一日遊んで、もいで食べて、お客さんが向こうから来てくれるという、こういう都市農業もあり得るはずなんです。そういう方法もあるでしょうし、まあ、軟弱野菜をどうつくっていくかという問題もあるでしょうし、いろいろあると思うんです。少なくとも、ニュー・タウンにだって消費者がいるんだから、こんなにいい条件はないはずなんです。ただ、土地が、粗放農業だと利回りが悪いという話でね。

それさえ考えなければむしろ都市農業というのはよい条件を持っているんじゃないかという感じさえるんです、業種によっては。そのへん私は専門家じゃないからわからないんですけども、そういう意味のものをづくり出してほしいということで、今、大場君のところに千葉大学だとか、ほうぼうの農業関係の学者の方々にお集まりいただいて、研究をおねがいしているんです。

華山 私も専門は農業なんですけれども、都市近郊はむずかしい。(笑)

市長 でもね、これはやらなければだめですよ。これができない限り、日本の農業というのは形が残らなくなっちゃう。

ほんとうに東海道メガロポリスと称せられる——私は、あのことばきらいだけれどもね。

華山 やっぱ家が建つなんてこと考えられない。

市長 しかし、その東海道メガロポリスの中における都市農業というものはいいんですよ。それを発見できないような貧弱な社会党じゃ、つぶれちゃうんですよ。うちの社会党なんて何をやってるんだといって、文句いうんだけどね。

だけど、私にはその智慧がないから、こっちに預けて……。

大場 市長さんのいわれるとおり、都市の中に、点々といい農家があるんです。それを何とか面としてまとめて残す方法を考えており、先般、市のほうでは、農業振興地域というのを設定する方針を決定しましたが、今度はそれを具体的にどう実施していくかという要綱を設定して、そういうワクをつくった中で農家の人たちに実行していただく。

華山 いい面として残すという、技術的な手法ですが、ニュー・タウンの場合には、換地をやっているというところでね。

市長 まあ、そのつもりですがね、今年は。



大場 私は、できれば全城区画整理を実施して、その中で疎なる区画整理地区をつくり換地処分でまとめそれを農地として認めてもらうまでやっていかなければいけないとおもいます。かなり問題はありますけれども土地区画整理からはずしてしましますと、今度は純然たる農地を農業でのこる人とむすびつけようと計画しても交換分合をうまくやれるような手法が見つかりません。

市長 そういう意味でも、さっき述べたように、個々の法律では使いきれないものがある程度、そういう形でやるとやれるんじゃないかと思います。

華山 土地改良法の中で、保留地減歩を認めることを、東大の新沢先生なんかも非常に強くいってるんですけどもね。

#### 都市造り参加と生活再建

鳥井 私どもは、市長さんの基本構想を一つの図面としてまとめ、それをもって地元で体あたりした実感を申し上げますと、確かに説明者側も相手方も全然新しいことですから、始めのうちはとまどっております。

しかし現実には、昨年6月7日第1回の地元開発対策協議会をつくった、あの当時の空気は賛成するしないも、皆目見当つかないようなものでしたものが、その後いろいろの形で地元説明会をやっているうちにダンダン分っていただいて、本年2月の協議会総会ではもっとキメ細かな討議を地元のすみずみまで浸とうさせる手段として、協議会のなかに常任委員会をつくり、更に専門的に討議する組織として農業対策委員会と用地対策委員会、生活対策委員会の3つの専門委員会をつくり、ほんとうに真剣にわれわれでやろうじゃないかという情勢にうつりつつあります。こういう組織を作ること在地元が積極的に賛意を示したということは、これはやはり反対、賛成を結論づける前に、とにかく、「話し合おうではないか」という機運のあらわれだと思います。

それからこの各々の役員を選出するにつきましても、われわれの考えでいくと、ここまでできたのだから常任専門委員も半月ぐらいできまと思ったのですが、これが決まるまで3カ月かかりました。こんな風に民主ルールの話し合いとまとは最初は時間がかかるが、常に根気と熱意をもってやれば、後は非常に楽に話し合いが出来るようになります。5月28日には専門委員会の初の合同委員会があります。その時には、差しあたりこれだけのテーマを研究する、農業は

これだ、生活はこれだ、土地はこれだと具体的にテーマを出し合って、それで各々じっくり時間をかけて選んだ委員の人達と研究していけばいいということです。

まあ、一応一つの民主的ルールをつくっていく。そして相互信頼を深めて行けば難しい問題もスムーズに話し合って行けると私は楽観的にそういうことを考えています。

市長 何か、つくらなきゃいけないんですよ。だから新しいものを創設していくための、苦しみというもの誰かがになわない限り、日本全体も前進しないし、世界も前進しません。まあ、横浜ぐらいの都市ならそういう苦しみを背負ってもいいでしょう。こういう人材を持っているから、われわれはやれるわけです。私は、ラッパ吹きだからだめなんだけれども（笑）。

深海 先ほど、ちょっと法律の問題があったんですが、法律の問題で一番問題なのは、資金の問題だと思うんです。

全国的な農協の資金を、新しい形で導入するとすれば、既存の法律に頼る必要は全然ないわけです、ある意味では。

市長 ただ、できるだけ政府の金を使いませんと、それが家賃なりなんなりにはね返りますから、そういう意味で、できるだけ政府の金を使うことを考えています。

華山 金のことが出ますと、どうしても伺ってみたいことがあるんです。坪2万円で750ヘクタールが買収されたとして、あの地区に400億円以上の金落ちるといことになりますね。これはおそらく、このまま全部農業投資に使われることはあり得ない。

それで、今の租税特別措置法からいきますと、代替資産を買えば免税されるということで、でっかい公共事業がやられますと、その周辺を農家が買いあさって、そのために周辺の地価がますます暴騰するということが起こっているわけです。この一口にいった400億、この資金をどういふうに使わせるかといった計画は……。

市長 それはなるべく、町づくりに農民に参加してもらおうということを、私は大ざっぱに考えている。店を出される人もあってよし、喫茶店を持たれる人もあってよし、いろいろな、家主になるとか、そういう形で私はぶつかってももらうように進めてもらおうつもりなんです。全部が全部そうはいきませんけれども……。

私は公団とか、県の公社とか、横浜市とか、そういうのだけではなくに、民間の都市づくり参加を認めます、といっているんです。



深 海 隆 恒 氏

よ。

むしろ、そういう形で奨励しておく必要があるんじ

けれども、私の頭の中にあるのは土地を売ったお百姓たちが、自分たちでもって会社をつくって、何棟でも建てて——こっちの規格に従って——こういう方向も民間開発ということばの中に含めて、実は考えているつもりなんです

やないか、という気がするんです。

華山 それは、ぜひお願いします。それが将来の収入を安定させる道でもありますし……。

鳥井 農民に換地された土地を資本参加で、売らずに出資の形で出したっていいと思います。例えば1万坪位になりますと土地を現物出資の形で出して公団にコーポレーションをつくってもらって、その間へ確実に収入を得られるいろんな設備をする。自分たちの住めるところも作る。ガソリン・スタンドも、保育所も、プールも、ショッピングもそしてモーター・プールもできる。

これは実際に、名古屋にも実例がありますから、そういうものを実際に見せながらやっていきたい。地元は不安感というのは非常にまだありますから、これを取り去ってあげるのがわれわれの役目だと思います。

## 行 財 政 上 の 諸 問 題

### 大きい他地域への波及効果

深海 先ほどの国のお金を使って、家賃やなんか安くすることと関連すると思うんですけども、開発のバランスの問題が一つあると思うんです。その地域は非常に開発の程度がいい。こちらの基幹の市街地の場合には、非常に環境が悪いというアンバランスを指摘する人と、あるいはまた、負担の問題で、要するに新開発の場合については、入居者は家賃で事業費をまかなうし、地主は減歩なりなんなりで、土地を提供したりなんかして負担をしている。

ところが片一方のこちら側で、下水道やなんか考えても、これはほとんど、既存の住民には負担なしにやるわけですね、道路の改修にしたって何にしたって。そういう意味で、新開発は住民負担がかかりすぎるとかいう批判もあるわけです。そういうアンバランスが非常にたくさんあると思うんです。

それから、もう一つ大きな問題は、住民参加ということを考えますと、これはどうしても全域的に考えていかなければならない。まア手法的には、最初、飛石的にいくだろうという気がいたしますけれども、全域的に考えていかなければならないという、いろいろな苦情というのがたくさん起こってくるわけですね。それを、ある程度処理をしていかなければならない。何か理念をもって処理していかなければならない。そのへんについての市長さんのお考えは……。

市長 ごく短期間で見ていけば、都市というのはいつもアンバランスです。よく私はいうんですけども、郊外へ越してきた人が、「東京のようでない」なんておっしゃるけれども、冗談いっちゃいけない。東京の日本橋から、ここの郊外へ越してきて、坪30万、50万のところから、坪3万か5万のところへ越してきて、同じでないといったって、間違いです。

ここだって、私たちが100年、先祖のおじいさんから住んで、市民税払ってやってきた町でしょう。この中心地と郊外地と比べてみて、向こうのほうが悪いなんてあたりまえでしょう。ローマは一日にしてならず。というのをご存じないんですか、と私はいうんですけども、都市建設してほんとうに100年。そういう意味で、部分的にいえばいろいろなあれはあります。逆にいえば、小学校はこっちの小学校は古い小学校、今、郊外に建っているのは新しい。向こうのほうがピカピカで、こっちのほうが古いでしょう、文句が出ますよ。そういう、ごく短期間で比べていけば問題はたくさん出てきます。

しかし、全体としていい方向に向いていくものならば、たとえアンバランスが起きてもいいんですよ。だって、人間が一列に全部前に出られるものじゃありません。誰か前に出て、あとくつついて、誰か前に出て、あとくつついて、こういうでこぼこが出るのはあたりまえです。しかし、いつかは全部の集団が前に出ちゃうという形になればいいんです。だから、あんまりそのことにわれわれが神経質になることは間違いじ



やないか。しかし、その間に巻き込まれてる人たちにいろいろな不平不満が出てくることはしかたがない。これはそのたびにに応じて、個々に処理してあげるより方法はないわけです。だから、そういう意味で、その中にもすごいエゴイズムがあります。

この前も、私は選挙の時に自動車で回って、吹きだしちゃったんです。かなりりっぱな、みんな自家用車を持ってるような団地の真ん中の通りが舗装してないんです。その連中が、私のところに舗装してくれといってきたんです。ばかなことをいうなと。自動車持ってるような連中が一人でもって、自分のところの前ぐらいの金を出したって、1平方メートルについて500円か600円でしょう。そんなのできるんですよ、自動車買える能力のある人なら……。

ですから、そういうエゴイズムやアンバランスもあるから、そう気になさらないでいいんじゃないか。

華山 ただ一つ心配なことは、横浜への年間の流入人口が8万から10万ぐらいある。25万人収容のニュー・タウンを10年間で建てますと、年間2万5千ぐらいしか収容できないですね。

そうしますと、港北ニュー・タウンでは乱開発は防止できるかもしれないけれども、戸塚区か保土ケ谷区では、乱開発がどんどん進んじゃう。ニュー・タウンが終わって、さあ次の事業をやろうと思ったときは、もう乱開発が極度の状態に達しちゃって、大規模な開発ができないということが起こるんじゃないかと思えますが。

市長 それはそうです。それは横浜全市について、一ぺんにやれるだけの、われわれ実力ありませんからね。だから今のところ、われわれ数学ができないから、ちょっと数学を一生懸命勉強してやるんで、その間、国語だとか社会科をさぼってるということと同じですよ。これは、やれる範囲でやってみせるよりしょうがない。一番、今、重大な場所があそこなんだ、一番の乱開発の対象がね。そういうことです。これで、完全に、あらゆる矛盾が消失するなどとは思っていません。しかし、かなり重要な一撃じゃないか。

華山 そうすると、港北ニュー・タウンの事業の効果は、ほかの地域にも及ぶと期待しておられるわけですね。

市長 及びますね。その手法を必ずこっちでも取らざるを得なくなりますから、民間がやろうとしてもね。

深海 港北ニュー・タウンが一番重要な地点であるという判断は、農業問題のことがやっぱり主になるんですか。

市長 農業問題だけじゃありませんね。入ってくる数とか、いろいろなまだ未開発なものが残っている。温存したいところだとか、いろいろな社会的な諸条件が全部あそこが一番の問題点として現われているということを示している。農業だけじゃありません。

大場 とにかく、ニュー・タウン計画が全市の農業地域にかなりの影響を及ぼしていますね。たとえば、市で打ち出しております農業振興地域の設定方針についても、神奈川区や、金沢区あるいは戸塚区のほうでも、認めてもらえないかという真剣な相談があるわけです。私としては、それも一つの効果だと思います。ただ農業集落の問題が、ニュー・タウンの場合は私たち一番、頭が痛いです。今までの集落がかなり壊されて、新しい集落をつくらなければいけないという、そういった課題についても、特別調査を、ひとつやってみたい。農業集落というものの動きが将来どういふうに移行していくだろうかということは非常に興味があると思うんです。

深海 特にそうですね、農業の場合は、いわゆる生産団体と、生活団体とが一緒になっています。

鳥井 それから、今の開発についても、やはり影響は及びます。ということは、私、計画局におりますから、よく見ておりますが、今までは、小規模の開発に一番手をやいていましたが、追々市の規制もきびしくなり、これでは市がとてもだめだということで、5、6人集まりまして、そのうちで一番大きなものが、自分がリーダーとなって他に呼びかけて、ある程度の大きな地域にまとめて、そして、治水道路など相当まとまった総合計画をたてて持ってくる様になった。これは一つのいい傾向のあらわれじゃないか。だから、決してわれわれの努力が局限されたものであるということではありませんね。

#### 自治体の財政強化の方策を

華山 バランスの問題で、よくいわれることに開発利益の公共への還元ということがあります。新しい高速鉄道が入れば、予定地内の地価は、現在の2万円から、おそらく5万、6万あるいはそれ以上に上がるでしょう。それを農民が一方的に享受してしまわないために、開発利益を公共に還元させる方法として、何か考えておられるでしょうか。

市長 だから、農民が一方的に利益を享受しつつ、同時に被害のほうもかなり受けてるんです。

たとえば、農地がもう農業ができなくなってしまうという形、だから、こういう面を考えていきますと、

案外、一時的な金銭の部分だけ、ちょっとプラスになるだけで、そう大きな開発の利益を農民だけが一身に享受したともいえないものがある。だからこれを享受できるようなものに置き換えてやって、さて、確かに価値が増したというところで、彼らにいろいろな、そういう町づくりに参加させるという方式以外にないんじゃないか。

だから、私はそういう開発利益を金銭の角度からとっちゃうというような、今度新しく成立した都市計画法、ああいう考え方は、非常に雑だと思っているんです。

一方において利益を受けて、一方において被害を受けているんだから、この差し引きを考えてやらなければならない。しかもこいつを取ってやらない限り、これは固定したものだといえないんです、確かな利益と。だから、これを取り除いて、ちゃんとしたものに置き換えてやる。

たとえば、新しい都市農業を創設して、これでやっていけるんだというメドがたった時に始めてこの開発が本物になるわけです。だから、そういうふうにしたところで、どういうふうにかっちへ換えさせるといいうことを考える。それには行動で換えさせていくということが必要なんじゃないか。

華山 今、こまかいことになりますけれども、学校とか、そういった公益施設に対する土地を、土地所有者から……。

市長 それは出させますよ、私は。全部、出させるんです。

深海 それから、ちょっと話が違いますが、今の法律体系においては、住宅の建設ということが、非常に弱いわけです。港北ニュー・タウンの計画が、開発ということで、ほかの地域に広がっていった場合に、それを受けとめる法律体系、それから今度、再開発、ちょっと通らなかつたけれども、再開発そのものがねらったのが住民参加とか、住宅のことについてはちょっとあれですけども、そういう点で、何か市長さん独自の対策みたいなもの、あるいは要望みたいなものは？

市長 だから、できる限り、私が今、港北ニュー・タウンでやってるようなシステムをこっちの人間にもやってもらうようにするし、それは奨励しますよ。そういう大衆の力できつくり直していくという以外には、特別ここから行政的に対策というのはありませんからね。

深海 といいますのは、逆に、先ほど国からの補助金といいましたが、裏として市自体が16%なり、何パ

ーセントしか市税を使えない。だから、少なくとも国がどのくらい取るか、そのバランスの問題ですが、そのプロポーションがどうなるかわかりませんが、もっと、要するにこっちへお金を戻していいんじゃないかという考え方があると思います。そういう意味での法律ということがあると思うんですけども、このへんについてはどうでしょう。

市長 これは盛んに私たちが、政府にいつもいってるんです。自治体の財政内容を豊富にすることを考えると。

そういう基本的な都市の財政力が豊かにならない限り、なかなかむずかしい、再開発というのはね。

深海 そうすると、一般的な形ではまだ、住宅ということではなくて、一般的な形で今のところやっていくという形ですね。

市長 住宅だけに限って金を貸してもだめですよ。

深海 最後のほうになりますけれども、国だとか、県だとか、そういう話がちょっと出たついでにお聞きしたいんですが、一種の、国だとか県だとか、公団も含めて、官僚機構といったらかかしいですけども、成果主義みたいなことがあると思うんですよ。そういうものと、住民参加というのは、ちょっと矛盾するといっちゃおかしいけれども、対立するようなところがあると思いますが……。

市長 大矛盾ですよ。それで今、鳥井さんと大場君が困っている。僕がゆうゆうと住民参加で進んでるでしょう。公団のほうは公団のほうで、今年中に何百万と買収して、実際結果をあげなければ考えちゃうんですよ。

だから、公団のほうは公団のほうで、あせってね、早くやりたいと。一体、横浜市は何を考えてるんだというような形になって、その矛盾というのは、今このお2人を一番多く苦しめてるものです。

しかし、それでも私は、やっぱり私らのペースを崩さずに、向こうを説得しながらやってくださいと、ずいぶん無理なことをいってる。私はできてると思っています、それは……。

深海 今は、具体的に公団のお話しが出たわけですけども、公団に対する理解はどうでしょうか。公団のほうは説得できそうですか。

市長 お2人の方が、ともかく説得しながら、今のところつないでるんです。

横浜といういい条件を考えてみたら、今、公団が東京のすぐ周辺で、こんなに広範囲に開拓できる土地ってありますか。ここはすばらしい条件を僕は持っているという強みがある。



## 対話を生む空間

### 《三菱館》の設計きまる

大阪万国博参加の日本企業では最大の規模といわれる三菱グループ（三菱万国博総合委員会・委員長寺尾一郎三菱商事副社長）の展示館《三菱館》の設計概要をきまる。

#### ■万国博テーマとの関連性

EXPO'70のメイン・テーマは「人類の進歩と調和」だが、三菱グループはこのメイン・テーマに正面から取組んだ「日本の自然と日本人の夢」というテーマを発表、基本設計について5月9日「対話を生む空間」と銘打った《三菱館》の設計を発表した。

#### ■デザインの発想

この建築物「対話を生む空間」によると、「建築から人間への能動的な働きかけ」「人間から建築への能動的な働きかけ」「人間（建築）同志の働きかけ」の3つのパターンを充分満足させる設計をもとめるといふ。

もとより、万国博は「人類の祭典」であり観衆の注目をあつめ、心理的にも誘いこむ建築物でなければならないが、それらの点も考慮して、パビリオンのブロックは分散させずに集中的な扱いをしている。これを指して、三菱地所では「動きある建築」と表現しているが、「時間」、<sup>①</sup>「かたちの動き」、といった建築の変化の中に未来の建築デザインの方向を示すものとして画期的なもの。

具体的には、太陽の24時間が示す光と影と色彩とが、この単体の集合に様々な変化を与え、交響的な効果を狙っており、いわば、ここには太陽と建築物との対話があるというわけ。

また、この変化は見る者の心にも影響を与えるが、この建物の大きな特徴は、どこから見ても、同一景観にはならない。下から見上げても、上から見おろしても、乗物から見渡しても、その位置、観点によって変化する形態でここに、建物と人間との対話が成立する。また、この建物はメインゲートのすぐ右手にあり、お祭り広場にも近い条件等も十分に考慮した設計である。

#### ■設計概要

▷敷地＝万国博会場正面ゲート右手9,600m<sup>2</sup>、（ここに最高部高さ50メートルブロック集団5,122m<sup>2</sup>を建てる）▷構造＝鉄筋コンクリートの杭打地盤と基礎の上壁および屋根、パイプによる立体トラス平板構造▷外壁＝アルミ特殊パネル、鉄板特殊パネル、F・R・P特殊パネル討検中▷建築スケジュール＝着工：43年7月上旬、完成：44年10月上旬（1年5ヵ月）施工：竹中工務店と平田建設

だから、そういう意味で、横浜でやってる都市づくりというのは、必ずしも全国のモデルにならないんです。すべての条件がよすぎる。

#### 困難な時期を克服してバトンタッチ

華山 美濃部さんが今、多摩のニュー・タウンで一番頭を痛めておられるのは、交通問題のようですね。おそらく港北ニュー・タウンの場合も10万近い人間が東京都に通うということになるんじゃないか。横浜に通う人間よりも、東京に通う人間が多くなるんじゃないかと思います。

そうすると、そのための、たとえば国鉄、あるいは私鉄になるのかもしれませんが、その輸送力の問題がどうしても出てきちゃうんですが……。

市長 私らのほうで引く高速鉄道を利用して、ちょっと北へ上がれば田園都市線にすぐつながっちゃう。少しこっちへ出ると東横線につながる。それから横浜もすぐ高速鉄道がつながってきます。それから、少し西のはずれになるけれども、横浜線がある。だからかなり縦横に、こんなに高速鉄道網にめぐまれたニュー・タウンというのはありません。たいがい、多摩でも何でも一方でしょう。

私のほうは、まわりを全部四角につないでその真ん中にまた一本通る。便利になりすぎる。そういう意味でも、公団は逃げたくても逃げられない。こんないいところはありませんよ。

深海 今のいいということなんですが、私がちょっと感ずるんですが、地域の開発そのものは、その地域に一番いいかっこうを、考えさえすれば、いつでもその周囲の条件はいいというふうに判断されるというふうに考えるわけです。どこにでも同じような形態を持ってこようと思うと、これはだめ、これはだめ、というかっこうになりますけれども、地域そのものを考えた時に、こういうかっこうにすればいいというふうに考えれば、周囲の条件というのは、自然に一番いいというかっこうになると思うんですけれども……。

市長 しかし、鉄道網なんていうのは、今から新しく引くということはなかなか困難ですから、既存のものを利用するのが一番いい。しかし、私らのほうは思い切って地下鉄道を2本引いていくわけだ。鶴見から1本と横浜から1本。これで背骨が通りますから、あとは毛細血管のバス網をうまく確立してさえあげれば、大体いけるだろうと思います。ですから、非常に関東地方の団地としては、交通網の点でも心配がいらなところですね。

多摩田園  
都市開発

## 学校用地問題解決

——6月5日、横浜市と東急「覚え書き」交換——

東急＝4校分無償提供

横浜市＝残り16校分買収

▷東京急行が主体となって開発している横浜市港北区西部の多摩田園都市開発に伴う公共投資のあり方を検討するために、横浜市と東急の両者で設立した多摩田園都市問題協議会は、このほど①小、中学校用地について東急側が4校分の用地を無償提供する②その代わりに、あと16校分の用地については市が買い取るということで意見が一致、5日飛鳥田市長と五島昇東急社長との間で覚え書きが交換された。民間のニュータウンづくりの際に、学校用地をどうするかは首都圏各都市でも大きな問題になっているが、今後の行き方は、このような問題解決の新しい方向を示すものとして各方面から注目されている。

▷東急の計画は川崎、横浜、相模原の3市にまたがる田園都市線沿線に4ブロック約3,000ヘクタールを開発して人口40万人の大都市をつくらうという雄大なもの。このうち横浜市部分は2ブロック、約2,000ヘクタールで人口は約30万人が予想され、各種の公共施設の整備が必要になる。なかでも小・中学校問題は緊急の課題で、市では現在同地域にある小・中学校のほかに、新たに少なくとも20校が必要であるという。

▷ところが、現行の宅地造成法によると、学校用地の提供は義務づけられていないため、地方自治体の財政難からいかにして学校用地を取得するかが大きな問題になっている。多摩ニュータウンの場合でも、時価による買い上げを主張する東急側と、公共福祉の見地から無償提供を主張する横浜市側が真っ向から対立してきたものである。

▷さしあたり、区画整理の終わっている学校用地9校分（小学校5、中学校4）のうち7校については3.3m<sup>2</sup>当り12,000～13,000円で今年度中に、市が全額払い込んで買収する。9校の用地面積は全部で107,000m<sup>2</sup>、市の支出は約3億円の見込み。

▷これで学校用地問題は一応見通しがついたが、五島社長は「今回の譲歩により、東急としては無償提供の4校分、価値にして4億7,000万円の損になるが住民の立場を考えてあえて犠牲を払った」という。

最初、3年手間どっても、進み出すと案外スピード・アップされますから、結局、昭和60年までという期限の中では、やりあがっちゃうだろう。初めものすごいスピードで進んで、あとにいつてつかえるということじゃなくて、\*初め処女のごとく、終り脱兎のごとし。という感じで、私はいけるだろうと思うんです。だから、その最初の手間どるところをこのお二人だとか私が、みんないやがるところだけ引き受けて、あとツーツといくところは次の市長さんなり、次の人にまかせていいんじゃないか。

そういう意味で、最初にいやなところを考えたわけです。お二方には気の毒だけれども、しょうがない。

鳥井 最近、非常に愉快だと思えますのは、最初から徹底的に反対で、われわれの説明すら拒んでいた地区の人たちが、根気よく話しかけをしているうちに、最近引続き3回ほど地元説明会をひらいてもらって話し合いをしているうちに、最終的には常任委、専門委にも委員を出してくれて話し合おうという形になりました。そういうふうに非常に時間はかかりますけれども、全体としては話し合いをまじめに進展させようとする姿勢に入ってきましたことをほんとうに喜んでい

ます。

もう一つの新しい傾向は都市計画の改正も地主の方々には非常にショックなんですね、ですから真っ向から反対ということはあまり出なくなった。

市長 だって、調整区域に指定されちゃったら、目もあてられないもの。

鳥井 ですから、このことはわれわれがあんまりあくどくなく、うまく説得しますから(笑い)。あまりいきすぎますといけませんからね。

鳥井 私としては横浜の考え方のほうが一歩も二歩も先へいったわけですから、あと国の法律が追っかけてほしいと思います。市長さんのお考えのほうが、ずっと先を論じているわけです。

大場 ただ、国自体の土地政策が、大ざっぱにいいまして、建設省関係と、農林省関係とありまして、どっちか勢いがいい時は片一方が全然、逼塞しちゃうんですね。あれは、どうして両方うまく調整できないものかと、それが私非常に矛盾していることだと思えます。

本誌 今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。



1968(昭和43)年8月 苦悩する住民参加の都市計画 購読誌抜粋  
第三者の眼で港北NT事業着手前の状況を分析しています。



対策協議会の第2回総会で協力を呼びかける飛鳥田横浜市長(43.2.7)

横浜市が計画している「港北ニュータウン」の建設は、横浜市が打ち出した新しい都市づくりの6つの大事業のうちの1つだ。飛鳥田横浜市長にいわせれば、多摩と千里の2つのニュータウンを除くと全国に例のない超大型のものである。横浜市がこれを計画しなければならなかったのは、急ビッチの人口増の結果、43年4月22日にはついに市の人口が200万人を突破し、市域のいたるところが無計画に開発されてきたからにほかならない。具体的な計画はつぎのとおりだが、ニュータウンの建設で市域の乱開発を食い止めようとする点におかれている。その計画実施に当っては、いままでのニュータウン建設が計画の段階から地方自治体や公団などの事業主体の一方的な計画であったのに対して、横浜市の港北ニュータウンは計画作成の時点から地域住民の参加を求める方法がとられていることが注目される。これは、大規模なニュータウンの建設ではいまだ全国にも例のないことだといわれている。計画地域の地権者が1,800人に達することを考えると、この「住民参加」がいかに困難であるか理解できようが、当局がいま直面している障害——50%買収、35%減歩をどう納得させるか、開発と農業をどう共存させるかにあるようだ。計画が「住民参加」に基盤が置かれてはいるものの、実は、農業対策だけが除外されていたのが実情だ。

一方、地価は1日ごとに上昇をつづけており、市当局は43年8月には地主が可否の態度を表明できるまでにこぎつけたという。しかし、この間に農繁期のあることを考えると、計画どおり短期日に地主の了解と協力をとりつけられるかどうかが当面の焦点といってよい。

#### 発想とその基本計画

ニュータウン建設の対象となる地域は、港北区の東山田、北山田、南山田、牛久保、中川、大鵬、荏田、勝田、茅ヶ崎、新吉田、川和、池辺、東方、折本、大熊、新羽、佐江戸の17町の全部か一部で、面積は2,530ヘクタール(約766万坪)に達する。この地域は、ほとんどが山林と農地で、計画の基本構想では7万1千戸の住宅を建て昭和60年の完成目標時には、人口25万人を予定している。人口密度は1ヘクタール当たり100

人で、必要経費は最終8,000億円になるうと考えられている。この人口と面積を横浜市内の他の区と比べると、鶴見区は25万8000人(2,808ヘクタール)保土ヶ谷区24万4,000人(5,154)南区26万4,000人(3,259)港北区26万5,000人(12,241)と同規模となる。いまの時点で人口から他都市と比べると、横須賀33万人、宇都宮26万人、川口25万人、高松24万人などが同規模の都市としてあげられる。これと似たような都市が、横浜の副都心として出現することを考えると、その規模の大きさははっきりする。

横浜市がこのような大規模な建設計画の実施を迫ま

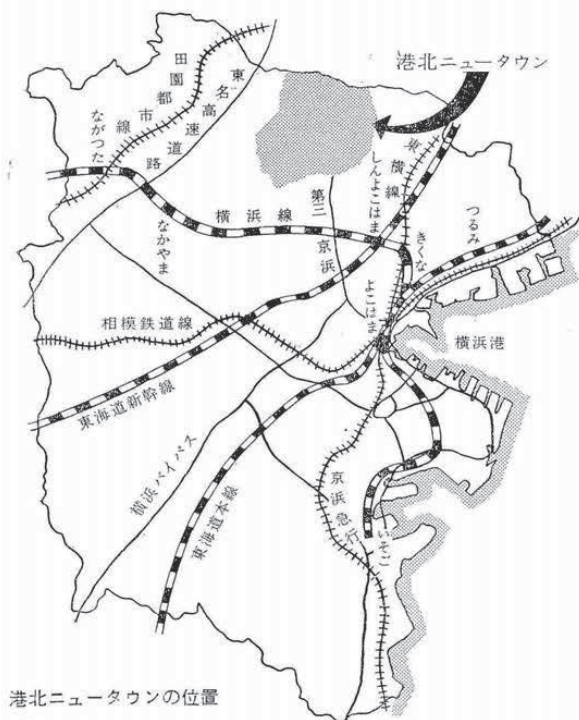
られたのは、いうまでもなく激増する人口対策につきるといってよい。最近5年間の市の人口増加は41万人を記録し、その人口増は今後も下降線をたどることはないといわれている。これらの過半は、いわゆる社会増で主としてマンモス都市・東京からの流入にほかならない。この結果、港北、戸塚、保土ヶ谷の周辺3区は中小不動産業者や宅地業者の思いのまま開発され、いまや乱開発の典型的な例となりつつある。これでは市の都市計画も、建築指導もまったくの空念仏にすぎない。こういう観点から乱開発に一步先んじて計画的な開発で学校、道路、治水など市民生活の必要条件を完備した町づくりが考えられたわけだ。

この計画を港北区に求めたのは、市の都必部や重化学工業地帯である鶴見、神奈川の両区に近いことが大きな背景となっている。一方、隣接の川崎市とはびったり密着しており、東京から至近距離にあることも大きな要素を持つ。ニュータウン予定地の東南に位置する新羽、川向、佐江戸の各町の準工業地帯とも結びつけが容易であり、既成の中心母都市に対する副都心とする構想だ。この間の地理的な連携は、都心部と鶴見

とは地下鉄(46年完成)、都心部～ニュータウン～川崎～東京とは第三京浜によって直結される。

2,530ヘクタールにおよぶ広大な面積の使途は居住施設47%、公共施設40%、農業地区13%に大別される。居住施設の内わけは住宅(44%)商業地区(3%)となり、公共施設のそれは道路(23%)公園緑地(7%)官公庁と学校(5%)レクリエーションセンター(3%)河川(2%)に細分計画されている。

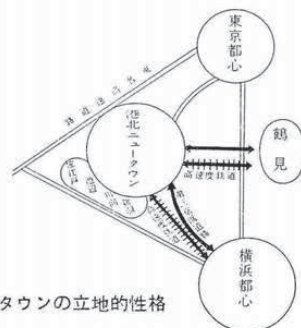
この配分比率をもとにして算出した実際の面積のおもなものは、住宅区域は東部、南部、北部の3ブロックで1,790ヘクタール(542万坪)、商業地域は区域のほぼ中心に130ヘクタール(39万坪)、東部地区にレクリエーション・センターとして100ヘクタール(30万坪)を配する。飛鳥田市長は「いままでのニュータウンや大団地というものが、いずれもマッチ箱を並べたようなものばかりで、そこには住んでいる人間の有機的な連携も何もない。この点を反省してほんとに誰でも住みたくなるような町づくりをする。人間の社会生活に必要な条件はできる限り完備したものとする」という。これの裏付けとして、道路は歩道を完備し、教育



### 港北ニュータウンの位置



ニュータウン対象の町



### ニュータウンの立地的性格





建設予定地の港北区田園地帯（港北区池辺町附近）

施設には小学校25校、中学校12校、高校10校、幼稚園と保育所は25カ所ずつ設置する。レクリエーション・センターには集会広場、総合グラウンド、体育館、野球場、プールをつくり、交通機関としては、地下鉄3号線（本牧～横浜～新横浜駅～ニュータウン）と4号線（鶴見～綱島・日吉～ニュータウン）の2路線の乗り入れが予定されている。

### 住民参加で表面化した問題点

港北ニュータウンはこういう理念と基本計画でスタートし、第1回の住民参加の総会が持たれた。この席上ではじめて公式に当局側と住民側の接触が持たれたわけだが、ここで早くも住民側から激しい突きあげがあった。それは①この総会で設立することになっていた推進母体の名称が「開発促進協議会」と予定されていたが、住民の了承をとりつける以前に「促進」とは理解できないという意味の抵抗が表面化した②計画によると用地買収は50%～35%の減歩とあるが、これでは自己所有地がいちじるしく減少する③港北は横浜でもまれにみる農村地帯であり、最近新しい形の農業が企業化されているが、全体計画に農業と都市計画をその基本において調和させ、共存共栄させることが何ら考えられていないというものである。

この3つの主張の背景をさぐると①については「促進」を「対策」におきかえて名称を「開発対策協議会」

としたものの、その根本は協議会役員の人選の手落ちに集約されそう。役員には港北区長を会長とし、若干の副会長をおき、港北区選出の市議、県議団を顧問にすえた。委員には農協関係、農業委員会、連合町内会（自治会）、学識経験者、土地改良区関係者のほか地権者をあわせて88人に達した。ところが、農協役員は、戦前は小作農家であった人が多く、かつて地主と呼ばれた人たちは農協役員にふくまれていない例が多い。これらは、農地は喪失したものの山林については依然として大地主である。こんどのニュータウンの予定地の半分近くが山林で占められる点から、第1波の抵抗が「促進」の字句にこだわる形で表面化したと考えられている。

これについては、市の事務当局の情勢分析の甘さは覆うべくもないが、まして、港北はブロック意識が強く、地方政界の勢力が微妙に影響しあっている事実を考えると、不用意であったとの批判は避けられまい。

②の買収と減歩の比率については、過去に幾度か説得してはいるものの、①のような精神的なシコリがありまだまだ十分とはいえない。③については、市当局はまず株式会社環境開発センターに全体計画の作成を依頼し、第2回目として日本都市計画学会にもプランの作成を依頼した。この2つの計画書のいずれにも農業と開発計画を調和させるような思考は見当たらず、わずかに鶴見川支流の早淵川沿岸に440ヘクタール（133万坪）が予定されているにすぎない。ところが、



港北区を中心とした横浜市の近郊農業は、20歳代の青年層が月収20万円以上を得ている農業である。これらの人たちから土地を奪い、早瀬川沿岸に集約しようとする考え方自体、その発想において現状認識に欠けていたといえよう。

これらの農業は、そ菜を中心とした温室のわき耕栽培が多く、この作業に従事する青年層は自家用車を持ち、作業もワイシャツにネクタイ姿で白の作業衣を着ている人たちが多い。これらの人たちは最低400万円の設備投資を行ない、すでに企業化に成功している人もあれば、採算がとれはじめている人がほとんどだ。それだけに農地を失うという受け取り方ではなく、近代的な経営の場がつぶされるとの解釈で抵抗を示すのは当然のことであろう。横浜市では、これらの点から農業対策がニュータウン計画のすべてを左右すると判断し、農政局が中心となって農業と共存できる姿をまとめあげる理想型の作成に着手しはじめたところだ。

これらの3点は、この計画が住民参加であるが故にまず味わうこととなった苦悩であるともいえよう。

仮りにこの計画が住民の意見、知恵をいっさい取り入れずに、従来のような事業主体の一方的な計画であるならば、経験しなくてもよかったものだろう。

3つの問題点に対して、横浜市当局は、このうち、まず、役員問題について手を打った。それは去る5月11日に対策協議会に常任委員会と専門委員会の2つを設置し、当然、入れなければならなかった人たちが役

員に加える作業を行なった。これで山林所有者と農協を中心とした農地所有者の両者が計画に参画することとなり、従来の『片肺飛行』は解決した。新しい農業をどう継承し、開発と近郊農業をどう共存させるかについても、市農政局の作業で時間さえかければ、あるていど解決つく見通しだ。そうすると、最後に残るのが「50%買収・35%減歩」について農民をどう説得するかにあるようだ。

#### 減歩率の説得がキーポイント

しかしながらこの点は、計画の本質にかかわる問題だ。市が50%買収・35%減歩を打ち出した背景はこの事業を都市計画決定にもとづく区画整理方式によることとしたからだ。市の計画案で考える限り仮りに1000平方メートルの農地を持っている人は500平方メートルが公団に買収され、さらに350平方メートルの減歩があり、その結果、手もとに残る農地は150平方メートルになる。ところが、農民の考えでは1,000平方メートルの土地が150平方メートルに減ってしまうことに大きな抵抗を持っているわけだ。これをいかに納得させるかが当面の課題となっているが、同じ港北区内の東急田園都市が区画整理組合方式で、25%の減歩ですんでいる点から説得には今後、大きな困難をとまなおう。

このニュータウンに隣接する東急は区画整理組合方



開発が予定される港北区森林地帯（港北区池辺町附近）



式をとったが、その他の日本の代表的な大型ニュータウンはどのような方式をとったろうか。東京の多摩ニュータウン（事業主体・東京都）は区画整理と新住宅市街地開発法（新住法）の併用、千里（大阪府）泉北（和歌山県）泉北（千葉県）が新住法によっている。港北のように都市計画決定にもとづく区画整理は高蔵寺ニュータウン（愛知県）ただ1つであるが、全面買収で最終的には強権発動も認められている新住法によらず、区画整理方式によったところに住民参加の意志があり、また、それだけに苦悩も大きいわけだ。

横浜市は5月上旬から現地へ乗り込み、積極的な説得工作を展開する。また、港北区役所前に計画局ニュータウン建設部の出張所をつくることになっている。

これはいわゆる役所としてでなく、資料の展示やニュータウンについてのあらゆる相談を受けつける構想で、1種の根拠地であり、賛成を得るための「核」とする考えのようだ。

しかし、いまのところ対象地域の18部落のうち13部落しか説明会を終っていない状態だ。部落数はわずか18だが、地権者の数だとこの地域に住んでいる人だけで1,700人、地主ではあるが横浜市外の居住者をふくめると1,800人に達する。1,700人を農協組織別に見ると、都田農協620人、中川農協503人、新田農協370人、山内農協203人の分布だ。4農協共通の意見は、50%買収・35%減歩の撤回と農業の将来型をはっきりさせない限り協力できないという意見だ。いまのところ、反対同盟のような抵抗の組織づくりはみられないが、新田農協がもっとも強く非協力の態度を打ち出している。これは国鉄新幹線の用地買収で収用法を適用された苦い経験もその底辺にあるといわれている。

こうした農民の意見を代表して、最大の関係農民を持つ都田農協の仲田隆治組合長は「35%減歩というのは、はっきりいって賛成しかねる。なんでも非協力というのではないが、この点が解決されない限り無理な話だ。しかし、話あいにはいっても応じる考えだ」と語っているが、50%買収・35%減歩に対する壁は、相当に厚いと覚悟せねばならない。

これに対して市当局は、6月末までは説明会を重点的に開き、7月にはいって、協力をえられる地主を散在的に求める。これを核として賛成派を拡大して行けるかどうか見通しを立て、8月には農民の大半が賛否の態度をはっきりさせられるまでに持ち込む方針だ。このため説明会では、老年、中年層には現実的な形で行ない、青年層には将来の夢と理想を論文調で説き、婦人層には利害、得失をキメ細かく説明する問答型でのぞむこととしている。一応、市幹部級との自由討議の機

会をつくり、「市長を囲む会」を引きつづき開催することも考えている。地元の大ボスに中ボス、小ボスに対するアプローチとしては、戸別訪問、小会合の開催で各個撃破することも考えられている。しかし、8月までの短期間に、しかも、この間、ほとんど昼間は話あいの場がつかれない農繁期があることを考えると、8月までの市の説得が、今後に大きな影響を与えることとなろう。

### 地価上昇の黒い波紋

ここでもっとも心配されるのは地価の値上がりだ。飛鳥田市長が港北ニュータウン構想を発表したのは足かけ4年前になるが、それ以来、地価の上昇はめまぐるしいばかりだ。最近、この地区の農地は3.3平方メートル当たり1万5000円で飛ぶように売却されている現状だ。それに第3京浜、東名高速、新幹線、国鉄横浜線の複線化工事、東急田園都市線、それに東急の田園都市と大量の農地が買収された事実がある。さらには、東京都の多摩ニュータウンの買収価格が微妙に作用している状態だ。その意味では、港北の地主は「補償ずれ」しているともいわれ、現に第3京浜と新幹線の補償で、1億円の収入を得た農家があるほどだ。

こういう客観状況の中で買収が一日のびればのびるほど地価が上昇していることは否定できない。ある見方によれば、買収に乗り出した時は3.3平方メートル当たり最低2万円ぐらいまで上昇しているだろうという。また別の見方によると2万2,000円から2万3,000円見当に落ちつくのではないかともいわれている。いづれにせよ、市も日本住宅公団も地価の上昇にハラハラしているのが実情のようだ。これについて市当局は従来は免税点が700万円までだったが、それが1,200万円まで引き上げられたから、これを武器に説得すれば、買収価格はそうあげなくても手取りでは変化ないという楽観的な見通しだ。しかし、現ナマに対する感覚が鋭くなっているこの地域の農民が、それだけの説明で了解するかどうか大いに疑問だ。

一方、横浜市と公団側の計画のズレも改めて討議されることとなろう。市当局は当初2,530ヘクタール（新田地区400、都田地区740、山内地区250、中川地区1,140＝単位ヘクタール）をニュータウンの区域とした。そしてこれにできるだけ接近した面積を公団施工面積と考えていた。ところが最近になって公団施工対象面積は半分近い1,500ヘクタール（新田800、都田580、山内110、中川730＝同）が、公団として行なう区画整理としては適正であるとの申し入れがあった。したがってこの半

分の750ヘクタールを公団が買収し建築を行なうこととなる。したがって1,030ヘクタールについては、区画整理組合方式か、宅造業者の手で行なわざるを得ない状態となっている。

公団が1,500ヘクタールが適正面積として打ち出した背景は、公団としての事業消化能力が主たる理由であろうが、その裏側には地価高騰が理由にあげられている。公団が1,500ヘクタールを主張する限り1,030ヘクタールについては市が認めた団体の施工となる。これについて飛鳥田市長は「この基本計画に十分協力するものであれば、公団以外の施工者を排除するものではない。他の業者や組合施工についても全体計画の中で規制を加えて行くので、木に竹をついだようなものとはならない」という。しかし、完成した時に全体として施工団体にちぐはぐな形となることも考えられ、ここで全体の調和がまた大きな課題となりそうだ

### 厚い、幾つかの壁。

横浜市としてのこの計画達成に対する取り組みのスケジュールは、さきのとおりだが、事務当局には大きな悩みがある。それは去る4月の機構改革で計画局のニュータウン建設準備室がニュータウン建設部に昇格し、部長に計画局総務部長だった鳥井陸八氏が建設部長に就任した。建設部が事業推進の中核部隊であると同時に、時には「隠密部隊」ともなるが、その悩みの第1は人員が極めて少人数であること。第2は用地買収の経験者がわずか1人であること。さらには同じ計画局の中でも、どちらかといえば主流的存在でないことがあげられよう。

人員の点については、計画局全体で約490人の陣容をかかえてはいるが、建設部は部長以下22人で局に占める比率は、僅か5%前後にすぎない。元来、市の計画局はいわゆる市街地の区画整理が本業で、それが本命とされている。これはいわば敗戦処理にすぎないが、ニュータウンのような前向きの新しい事業については、局内でも物心ともに完全な全面協力の体制が組まれていたとはいえない。それは機構改革の際に9人の増員を要求したが、結局、計画局の中では「本来の業務が多忙である」との理由で人員の「供出」が拒否され交通局からの配転で1人が増員されたにすぎない。これについては、鳥井建設部長は「泣きごとはいっさい言わない」とはいつているものの、飛鳥田市長も最重要施策としてのニュータウンについても、異動・配転に対する市労組の強い壁を破り切れないう現状にある。

用買経験者の少ないことについても、市長は「買収

### 横浜市の人口200万人を突破(全国第3位)

横浜市の人口は4月22日、200万人を突破、名古屋市を抜いて東京、大阪につぐ全国第3番目の大都市になった。これは戦後、爆発的な膨脹をつづけてきた東京都の人口増加が限界に達し、どっと周辺にはきだされていることの象徴。

同市は明治22年市制を施行(12万1,985人)後着々とふえ、昭和26年100万人を突破、毎年5~6%づつふえ特に40年頃から東京からの転入者が激増、6大都市の中で人口増加率は最高。

実務は公団が行なう。市としてはその段取りをつけるだけ」という。しかし、この種の業務は段取りをつけることが重大なる仕事であり、それが買収のすべてであるといい切ってもいいほどだ。まして、公団の施工が減少したことから、市が直接に買収することもありうる現状となっているが、それにしても、用買の経験者が、かつてある大手建築会社にいたことのある鳥井建設部長1人だけというのもあまりにもおさみしい。最近、鳥井部長は①ウソをつかないこと②聞きじょうずになること③自信をなくしてはいけない④人1倍ねばり強くやること、など「買収業務の戦陣訓」を部員に配って指導している。

飛鳥田市長は「私はこの計画に協力が得られず行きづまり、どうしても実現不可能ならば、あっさり引きあげてもいいと思っている。しかし、まだその判断を下したわけではない。いまはうんと時間をかけておけば、あとの後半がうんとスピードアップでき、結果的には時間の消費は同じだと思っている。これが住民参加の特質でもあり、くるしい点でもあるが、それがいまの日本に必要なだと思っている」という。この市長の意を体して鳥井建設部長は早くも全力投球にはいつているが、しかし、市長のいう「ダメならあっさり撤回してもいい」というのが気にかかっているのは当然のことだろう。鳥井氏は「ヘタをするとは私はドンキホーテになる」という言葉は、いみじくも意味深長だが、同時にそれは、ニュータウンそのものの置かれている現状を象徴的に物語っている。

いずれにせよ農業との併存よりも「50%買収・35%減歩」の壁を破ることが大前提だ。これには文書、口頭による説得よりも何よりも、住宅公団がいまニュータウン予定地近くに計画している十日市場、新治、三保の3町にまたがる100万坪団地の買収価格が、1つの解決の糸口となるかも知れない。いずれにしても、厚い壁は、買収価格でしか破れないのは事実のようだ。

(神奈川新聞社論説委員・友田 徳人)

\* 最終ページ右下の「買収価格」については「港北ニュータウン物語 第1章用地買収の攻防」徳江義治 山本光雄著 を参照 (特) 記念協会ホームページ参照



1975(昭和51)年1月20日

中川地区360名 工事遅延抗議集会 港商業高校体育館

1975(昭和51)年4月13日 抗議運動の一時中止

昭和51年4月13日

関係地権者各位 殿

中川対策協議会

委員長 金子 保

港北ニュータウン55年完成要求抗議運動の  
一時中止について

4月13日中川対策協議会において、皆さまのご協力のお蔭をもちまして、去る1月20日市長に対する抗議デモ、2月17日の公団に対する住民抗議大会及び4月1日の公団総説に対する直接会談等を行つた結果、次の4項目の約束を公団総裁より得ました。

- (1) 60年または62年完成案の白紙撤回する。
- (2) 55年以降に工事が遅延した場合、生活再建措置を行う。
- (3) 工事については、各地区平等に進める。
- (4) 公団の組織強化(事務所を局に昇格させる)。

従がつて、中川対策協としては、これらの約束履行について、細部問題をつめるためにも、また関係地権者の利益を守るためにも、抗議運動を一時中断することも得策ではないかと判断し、港北ニュータウン対策協議会への出席と、公団による適正補償交渉についても、4月20日以降で受け入れることゝ決断しました。

但し、あくまでも今後の公団及び市の対応によつては、再び抗議運動を再開することもあり得ることですので、決して無条件で応ずるものではないことを併せてお知らせします。

以 上



1979(昭和54)年6月 中川地区互助会先行設立

昭和54年5月30日

港北ニュータウン  
中川互助会々員 殿

港北ニュータウン  
中川地区互助会発起人  
代表 金子 保

皆様には、日々ご多用の中、御健勝のこととお喜び申しあげます。

昨年9月、港北ニュータウン互助会設立の趣旨に賛成、会員として申し込みをいただき、発会の知らせを待つておられたものと思います。

ご存じのとおり、港北ニュータウンは中川、山内、都田、新田の4地区にまたがり、互助会も互譲の精神をもつて発会を望んでいたわけではありますが、なかなか調整がつかず、今日にいたつてしまいました。

その主な原因は、中川地区の実情を意とせず、民主主義を無視した発言と行動には堪えがたく、このままの状態で発会しても、今後の運営に責任がもてず、中川地区の代議員会(5/1)で協議を願つた結果、4地区一本での発会を断念し、中川地区のみにて、互助会を結成し、横浜市、日本住宅公団と連携をとり、今後の運営をはかつていくこととなりました。

5月25日、中川地区の代表者会議を開催、会則案の検討、今後の日程等を協議願いました。

中川地区の結成に備えて、代議員、役員候補者、監事候補者等を選出していただき、6月下旬に発会の代議員総会を開催、その後、会員の皆様には会員名簿、会則等を御配布申しあげます。

なお、今後の事業のすすめかた等については、長協の協力も得られることになっています。

以 上

1979(昭和54)年9月

港北ニュータウン互助会(都田／新田／山内地区)設立

1979(昭和54)年12月3日 港北ニュータウン生活対策協会事務所

横浜市港北区勝田町760番地

横浜市都市整備局港北ニュータウン建設事務所内

当時のものと思われる建物が都筑区勝田町760にある。

下記写真、道路の白い自動車右側の建物 2017年1月現在



1979(昭和54)年12月

港北ニュータウン生活対策協会設立(2互助会は存続)

(公益法人ではない)

港北ニュータウン生活対策協会規則 第3条 目的

本会は「港北ニュータウン中川地区互助会」及び「港北ニュータウン互助会」の行う生活再建対策事業を助成し、もって、用地買収協力者の円滑な生活転換に寄与すると共に、地域振興に資することを目的とする。

1981(昭和56)年1月23日 横浜市長と公団総裁の覚書

主たる内容

公団は、港北ニュータウン建設事業の円滑な推進を図るために実施する用地買収協力者等の生活再建対策事業及び地域振興事業(以下「生活再建対策事業等」という。)について負担をする。

(生活再建対策事業等)

第1条 生活再建対策事業等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 商店等指導事業 (2) 経営相談事業 (3) 職業訓練事業  
(4) 生活基盤の変化に伴う助成事業 (5) 地域振興事業  
(6) 文化的事業 (7) 広報事業 (8) その他の事業

(負担の額)

生活再建対策事業等に要する費用の負担について甲(横浜市)は単年度毎に予算の範囲内で負担するものとし。乙(公団)は金7億8千万円を限度として負担する。

(支払の時期及び支払の方法)

第3条 前条の規定により乙が負担する負担金の支払については一括払とし、甲の請求に基き昭和56年1月31日までに支払う。

覚 書

横浜市(以下「甲」という。)と日本住宅公団(以下「乙」という。)とは、港北ニュータウン建設事業の円滑な推進を図るために実施する用地買収協力者等の生活再建対策事業及び地域振興事業(以下「生活再建対策事業等」という。)について、甲乙間に次のとおり覚書を交換する。

(生活再建対策事業等)

第1条 生活再建対策事業等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 商店等指導事業 (2) 経営相談事業 (3) 職業訓練事業  
(4) 生活基盤の変化に伴う助成事業 (5) 地域振興事業  
(6) 文化的事業 (7) 広報事業 (8) その他の事業

(負担の額)

第2条 生活再建対策事業等に要する費用の負担については、甲は単年度毎に予算の範囲内で負担するものとし、乙は金7億8千万円を限度として負担する。

(支払の時期及び支払の方法)

第3条 前条の規定により乙が負担する負担金の支払については、一括払とし、甲の請求に基づき昭和56年1月31日までに支払う。

(その他)

第4条 この覚書に定めのない事項等については、甲乙協議して決定する。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

昭和56年 1月23日

甲 神奈川県横浜市中央区港町1丁目1番地  
横浜市長

乙 東京都千代田区九段北1丁目14番6号  
日本住宅公団総裁



1981(昭和56)年1月23日  
港北ニュータウンに係る横浜市都市整備局長と公団港北開発局長との生活再  
建対策事業等に関する協定書

港北ニュータウンに係る生活再建対策事業等に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と日本住宅公団（以下「乙」という。）とは、甲乙間に昭和56年1月23日に交換した覚書に基づき実施する生活再建対策事業等（以下「事業」という。）に要する費用（以下「事業費」という。）の一部負担に関して、次のとおり協定を締結する。

（負担金）

第1条 乙は事業費の一部負担金（以下「負担金」という。）として、甲に対して金780,000千円を負担するものとする。

（負担金対応事業）

第2条 乙の負担金に対応する部分の実施内容は、別添のとおりとする。

（負担金の支払方法）

第3条 乙は負担金をこの協定締結の後、甲の請求に基づき、一括して昭和56年1月31日迄に支払う。

（報告）

第4条 乙は、必要があると認めるときは、甲に対して事業の進捗状況等に関して報告を求めることができる。

（その他の事項の取扱い）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

事業計画について

(1) 施行期間 昭和55年度～昭和70年度

(2) 事業内容

| 事業     | 内 容   | 事業費(千円) |
|--------|-------|---------|
| 商店街事業費 | 商店街指導 | 45,000  |
|        | 見学会   | 47,901  |
|        | 小計    | 92,901  |
| 経営相談費  | 個別診断  | 215,494 |
|        | 講習会   | 11,040  |
|        | 窓口相談  | 33,600  |
|        | 小計    | 260,134 |
| 職業訓練費  | 職業訓練  | 97,920  |
| 助成事業費  | 助成事業  | 178,200 |
| 総務費    | 人件費   | 196,352 |
|        | 諸経費   | 51,520  |
|        | 小計    | 247,872 |
| 計      |       | 877,027 |

（注）

事業費－金利と物価の収支差＝負担金

(877,027千円) (97,027千円) (780,000千円)

協定書では下記\*の記載はあるが公団から受け取った負担金をどのようにするかの記載は無い。しかし、用地先買協力者も財団法人の基本財産にすることを承知していたと思われる。

\*生活再建対策事業等負担は公団と横浜市が負担し、公団負担分は事業の一部負担金として横浜市が支払いを受けること。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和56年1月23日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市都市整備局長

乙 神奈川県横浜区緑区荏田北1丁目5番地5  
港北開発局長

1981(昭和56)年1月31日

公団負担金は横浜市資料による次のようになっている。

横浜市収入期日1981(昭和56)年1月31日

歳入科目 昭和55年度横浜市一般会計

9款1項4目都市整備負担金

2節港北ニュータウン開発負担金

歳出科目 昭和55年度横浜市一般会計補正予算(第3号)

10款整備費 1項都市整備管理費

3目港北ニュータウン開発費

24節投資及び出資金

港北ニュータウン生活対策協会出捐金

出資金の名称 財団法人港北ニュータウン生活対策協会出捐金

出資の目的 財団法人港北ニュータウン生活対策協会の基本財産

上記の通り横浜市は、公団の負担金を基本財産として支出している形式的負担者である。後年、(財)生活対策協会の運営資金捻出のためやむを得ず基本財産をリスクのあるアルゼンチン外国債で運用し、その外国債が破綻したときに経緯を知らない横浜市会議員、行政関係者、マスコミから市税損失だと避難の声が多々あがり、事務局に取材があったが経過を説明したところマスコミ等の税金云々の声は止んだ。

市NT担当はこのとをなぜ説明しなかったのか不明です。その後まもなく債権の元金額は保証され無事戻ったが市からもマスコミからも一言の声も無かった。咎める時は賑やかだが、後のことは何の話題にもならない。マスコミ、世間の反応は時代が変わっても同じようである。

上記の成果は用地先買協力者が泣き寝入りせず、生活対策運動の成果として勝ち取ったものであることを後生に伝えていかなければならない。市民参加を標榜したまちづくりの地元活動の一環としてその成果は誇るべきでしょう。

生活対策協会をなぜ「財団法人」としたのか。

公団、横浜市は用地先買協力者の事業遅延による補償要求にさぞ頭を悩ましただろうと想像に難くない。先買用地買収は契約により執行済みで有り、土地区画整理事業の遅れを理由に個々の用地先買協力者には補償は難しい、そこで考えたのが、公団はこの事業から開発利益を得る(先行買収した用地を換地として受け、それを売却すれば利益が得られる)ので開発負担金として横浜市に提供し(当時の市の行政指導にも合致)、横浜市がその資金を基本財産として提供し、不特定多数を対象とした、公益事業を目的とする財団法人を設立し、その事業を推進し、用地先買協力者を間接的に支援するという方法である。

負担金を基本財産として凍結し、基本財産の利息で法人の運営が可能と判断し、財団法人が最適と考えたようである。しかし、用地先買協力者の要求は事業が遅れたことに対する生活補償であり、特定の者を対象とした内容で有る。一方、財団法人は不特定多数を対象とした公益事業を目的とする。この相反する内容をいかにして財団法人の目的に取り込むか。当時の横浜市、公団が知恵を絞り認可する神奈川県と何度も折衝を重ねたと思われる。この経過を金子三千男氏は著書の中で次のように書いている。

- \* 財団法人設立準備会（昭和 55 年 1 月 1 日）において、「その財団の目的が当初用地買収協力者の考えた目的と多少変わるがやむなし。」
- \* 「昭和 55 年 12 月 10 日財団の設立申請は全国でも初めての事業目的のため担当役人も懸命に努力しているが時間がかかる」との説明がある
- \* その他（財）生活対策協会設立の経過を記した資料として  
「港北ニュータウン四半世紀の都市づくりの記録」回顧と展望  
第 2 章開発のあゆみ 12 港北ニュータウン生活対策協会の設立。  
（特）記念協会ホームページ参照

1981（昭和 56）年 3 月 5 日 （財）港北ニュータウン生活対策協会設立登記  
役員

|      |        |                |
|------|--------|----------------|
| 理事長  | 梅田 兼光  | （緑区長）          |
| 副理事長 | 金子 保   | （中川住民協議会会長）    |
| 副理事長 | 中山 恒三郎 | （都田地区対策協議会会長）  |
| 常務理事 | 佐藤 孝吉  | （元緑区区政部長）      |
| 理 事  | 田丸 政治  | （中川住民協議会副会長）   |
|      | 小島 喜治  | （中川住民協議会委員）    |
|      | 松澤 健三  | （山内地区対策協議会会長）  |
|      | 森 正治   | （新田地区対策協議会副会長） |
|      | 木下 富士雄 | （港北区長）         |
|      | 近藤 忠臣  | （都市整備局長）       |
| 監 事  | 金子 三千男 | （専門委員）         |
|      | 佐野 重雄  | （都田地区対策協議会副会長） |

理事構成 理事 10 名 地元 6 名、横浜市側 4 名（内 1 名は常務理事）

- \* 解散等重要議決数は全理事の 4 分の 3（7.5）8 人以上必要。その後、地元側 6 名、横浜市側 3 名（内 1 名は常務理事）、公団 1 名と構成は変わった。後年、横浜市が（財）生活対策協会を解散させようとしたが、解散の議決を得る見込みがなく、地元側の意向に沿った NPO 法人へ移行となった。



設立認可にはならない 「港北ニュータウン生活対策協会(法人設立前)の規則 目的 第3条」

「本会は「港北ニュータウン中川地区互助会」及び「港北ニュータウン互助会」の行う生活再建対策事業を助成し、もって、用地買収協力者の円滑な生活転換に寄与するとともに地域振興に資することを目的とする。」

上記目的では特定の者を目的とするため財団設立の趣旨に反する。

設立認可となった 「(財)対策協会寄付行為 目的 第3条」

「協会は港北ニュータウン地域において旧来から生活している人々とこの地域に移り住む人々との融合を図るために住民が一体となって自主的に進める地域文化の創造、コミュニティづくり、居住環境整備等の諸活動の育成及び助成並びに地域文化、コミュニティ及び居住環境に関する調査研究を行うとともに、この地域の建設事業に参画した住民にする生活再建対策事業その他地域振興に関する事業を行い、以って地域住民の生活の安定と向上及び住みよい街づくりに寄与することを目的とする。」

財団法人の目的は不特定多数を対象とするのが基本。この基本に沿う理屈として、当寄付行為での目的では、特定の者に対する「生活再建対策事業等」を「不特定多数の地域住民へ寄与する事業」の中の一つに位置づけしている。この辺が(財)対策協会の特殊性？。

後年、(財)生活対策協会の解散を打ち出した横浜市に対し、用地先買協力者代表の「生活再建対策事業は終わりとしても不特定多数対象のまちづくりの地域振興事業はまだ終わっていない、解散の理由が無い」と主張する根拠になった。

公団からの負担金全額を基本財産としているが、財団法人の基本財産は取り崩しが出来ないのに財団の運営費はどうするつもりだったのか、基本財産の運用利息と横浜市からの助成金でまかなうつもりだったようであるが、これが見事に当てが外れる。



## 第1章 資料1 財団法人港北ニュータウン生活対策協会の生い立ち

金子三千男氏著書から抜粋

昭和50  
(1975)年  
11月26日

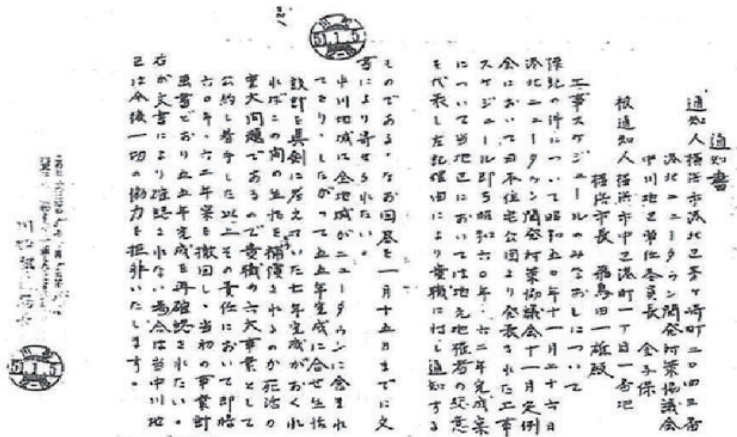
港北ニュータウン開発対策協議会定例会において、市と日本住宅公団から工事計画変更案が提案された。「当初、昭和55年造成工事完成を目標にしたが、事業認可の約2年の遅れ、またオイルショックによる社会情勢の全く予期できなかったこと、さらに認可後の土地使用承諾、家屋の仮移転などの補償交渉に行き詰まりがあり、全体の遅延に及んだために計画通りの完成が困難となった。そのために昭和62年にずれ込む今までの工事スケジュールは昭和47年に作られたもので、事業認可を受けるまでに予定より2年を費やしてしまった。今回は本年初頭より真に責任の持てるスケジュールを作成したので協力を願う。よって地区内全域の造成工事完了は62年に改めざるを得ない。」と突然発表。地元役員全員、罵声をあげ、狂乱状態となり、会議続行拒否、退散する。

昭和50年  
12月1日～30日

各地区(中川、都田、新田、山内)対策協議会は、地区ごとに地元地権者と意見交換する。中川地区では数回の各町代表者会議を開催、地権者の意向を持ち寄った結果、「62年案は土地買収当初の約束と違うので承諾できない。」と抗議行動を決定する。他の地区は承諾できないが行動は起こさず。

昭和51  
(1976)年  
1月5日

中川地区では、専業農家の農地全域が地区内という地権者が多いため、市長ならびに公団総裁に対し、「港北ニュータウン工事計画完成年度の変更に対し、それを撤回し、当初の目標の55年完成にせよ。」と要請文「内容証明書」を発送し回答を求める。





昭和 51  
(1976) 年  
1 月 14 日

市長より回答書届く。

「事業認可が約 2 年遅れたこと、オイルショックによる社会情勢の変化によりスケジュールの再検討が必要になった。今後とも難関を突破し、地元、公団、市と話し合い、事業遂行に全力投球する。」

昭和 51 年  
1 月 20 日

中川地区土地買収協力者金子保代表他 360 名は、バス 7 台に分乗して、「市長の回答は満足できない。」と市役所に赴き市長会見の申し入れをする。ロビーには「港北ニュータウン 55 年完成要求」の鉢巻き姿でむしろ旗を持った農耕地権者でごった返す。小林弘親港北ニュータウン建設部長、飛鳥田市長は、会見場所を急遽、港商業高校体育館に移し、金子保代表他役員による抗議集会を受ける。

市長に 工事の促進を陳情



1/20 中川地区より 360 名

市長に要請文を読みあげる金子委員長

抗議文 横浜市長 殿

1. 55 年完成を一方的に延ばした責任を感じているか。
2. 7 年間の工事延長による農民の生活補償はどうするか。
3. 10 年前、市長を信じ買収に協力し、残されたわずかな土地で生活するための研究を重ね、55 年完成を胸に描いたが、工事延長は農民の忍耐にも限度がある。
4. 市長は「正直者には絶対馬鹿を見させない。」と約束した。公職なら、55 年完成させると口先だけでなく陣頭に立って誠意をみせる。
5. 市長よ、あなたがマスコミや国に向かって立派な事を言われるように、善良な市民である農民を騙すようなことはするな。市民である私達にベテラン師と言われたくなければ公約を守れ。

市長回答

「港北ニュータウンは自分の政治生命がかかっており責任を感じている。しかし、全く予期できない社会情勢のため、変更せざるを得ない。今後発生する諸問題について、ひとつひとつ開発対策協議会に諮り、良い知恵をお借りして地元の皆様と話し合って解決していきたい。」と答え、集会は終始平行線のまま。最後に大嶋正三郎代表より「本日の回答では納得できない。この抗議に対し文書で 1 月 31 日までに回答を求めた。」市長はこれを約束して閉会する。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和51年<br>1月31日           | 市長より「回答書」届く。<br>「市長としてさらに心を引き締め、公団ともども難関を突破し、事業随行に全力投球していく決意である。」中川地区開発対策協議会では納得せず…。                                                                                                                                                 |
| 昭和51年<br>2月7日            | 中川地区開発対策協議会は、日本住宅公団本社、南部総裁に会见を申し入れたところ、「総裁自ら地元の指定場所に出向き、皆様の話を聞く。」との回答がある。                                                                                                                                                            |
| 昭和51年<br>2月18日           | 中川地区開発対策協議会、金子保他450名は中川小学校体育館に南部公団総裁を招き、集会を開催する。<br><br>1. 55年完成要求と、できなければ農民の生活保障を要求する。<br>2. 港北開発事務所を開発局に格上げせよ。<br>公団回答<br>1. 工事完成には最善をつくし、工事計画62年案は白紙に戻す。<br>2. 生活補償要求は難しいが、今後、市、公団、地元と話し合い工事推進したい。中川地区は納得せず、今後の開発協議会についての協力は拒否する。 |
| 昭和51年)<br>4月5日           | 中川地区開発対策協議会では、工事遅延に対する抗議を、市、公団に直接会談などによって行ってきたが、今後遅延による適正補償交渉を行うため、一時出席を拒否していた港北ニュータウン開発対策協議会に出席して、要求することに決定する。ただし、「今後の市、公団の対応によっては、抗議運動を再開することもある。」と市、公団に伝える。                                                                       |
| 昭和51年<br>4月              | 港北ニュータウン開発開発対策協議会各代表(中川、都田、新田、山内)は、市長、公団総裁に出向き、買収協力者に工事遅延による生活補償を要求する。                                                                                                                                                               |
| 昭和51年<br>(1976)<br>4月27日 | 港北ニュータウン開発対策協議会は、一時中断していた定例会を、港北ニュータウン事業を円滑に推進するため、今日まで起きた種々の問題を踏まえ、組織の在り方についての検討を目的に、組織検討委員会を設け意見の集約を図ることにする。委員の構成については、各地区に持ち帰り内容などを検討することにする。                                                                                     |
| 昭和51年<br>5月              | 日本住宅公団では、地元の要求により、港北開発事務所を港北開発局に機構改革する。<br>日本住宅公団 局長 島田 親二<br>補償部長 加堂 宏<br>事業部長 川手 昭二<br>(横浜市港北ニュータウン建設事務所長 渡 幹夫)                                                                                                                    |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|------|------|--------|----|------|----|--------|------|-----|-----|--------|--------|----|----|--------|----|----|------|---------|----|----|--|---------|--------|-----|----|---------|----|----|--|-----|----------|--|--|--------|----------|--|--|
| 昭和51年<br>7月            | 港北ニュータウン開発対策協議会は、組織検討委員会の結果を踏まえ、今まで地元買収協力者で組織されていた協議会を、今後港北ニュータウン全地域の権利者を対象にし、また市、公団も参加して組織づくりを検討することを決定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 昭和51年<br>(1976)<br>9月  | 11日、港北ニュータウン開発対策協議会第6回総会は、台風による集中豪雨に見舞われ、工事による被害に対応する事態となり延期する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 昭和51年<br>10月15日        | <p>第6回総会開催、従来の組織を見直し、事業推進を図るために、組織検討委員会で検討した結果、現在の「港北ニュータウン開発対策協議会」は、昭和42年発足以来、用地買収、基本計画、農業専用 地区などの問題について、協議を重ね一応の成果を収めてきた。しかし、事業認可以来、造成工事も本格化してきた現在、事業を推進するため、農家、サラリーマン、事業経営者などが一体になり、各地区の特殊性を尊重し、四地区には各々自主的な組織を設置して、市、公団と直接対応できることとし、新たに四地区組織代表と、市、公団の代表をもって構成する「港北ニュータウン事業推進連絡協議会」に改称し、市、公団の相互協力のもとに事業の推進に協力することが決議された。</p> <p>「横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会」</p> <table><tr><td>会長</td><td>副会長</td><td>港北区長</td><td>緑区長</td></tr><tr><td>中川地区会長</td><td>金子</td><td>保</td><td></td></tr><tr><td>都田地区会長</td><td>中山</td><td>恒三郎</td><td></td></tr><tr><td>新田地区会長</td><td>山本</td><td>光雄</td><td></td></tr><tr><td>山内地区会長</td><td>松澤</td><td>健三</td><td></td></tr><tr><td>事業対策委員長</td><td>徳江</td><td>義治</td><td></td></tr><tr><td>生活対策委員長</td><td>金子</td><td>三千男</td><td></td></tr><tr><td>農業対策委員長</td><td>信田</td><td>隆治</td><td></td></tr><tr><td>横浜市</td><td>局長以下担当職員</td><td></td><td></td></tr><tr><td>日本住宅公団</td><td>局長以下担当職員</td><td></td><td></td></tr></table> | 会長     | 副会長  | 港北区長 | 緑区長  | 中川地区会長 | 金子 | 保    |    | 都田地区会長 | 中山   | 恒三郎 |     | 新田地区会長 | 山本     | 光雄 |    | 山内地区会長 | 松澤 | 健三 |      | 事業対策委員長 | 徳江 | 義治 |  | 生活対策委員長 | 金子     | 三千男 |    | 農業対策委員長 | 信田 | 隆治 |  | 横浜市 | 局長以下担当職員 |  |  | 日本住宅公団 | 局長以下担当職員 |  |  |
| 会長                     | 副会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 港北区長   | 緑区長  |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 中川地区会長                 | 金子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保      |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 都田地区会長                 | 中山                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 恒三郎    |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 新田地区会長                 | 山本                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 光雄     |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 山内地区会長                 | 松澤                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 健三     |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 事業対策委員長                | 徳江                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 義治     |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 生活対策委員長                | 金子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 三千男    |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 農業対策委員長                | 信田                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 隆治     |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 横浜市                    | 局長以下担当職員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 日本住宅公団                 | 局長以下担当職員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 昭和51<br>(1976)年<br>11月 | 買収協力四地区代表(金子保、中山恒三郎、森正治、松澤健三)は再三にわたり、昭和53年2月まで、工事遅延による生活補償について、市、公団に要請するが、「協力地権者の気持ちは分かるが、現段階では個々の生活補償はできない。しかし、組織があればその組織を通してなら可能ではないか。」とのこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |      |      |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 昭和52<br>(1977)年<br>5月  | <p>日本住宅公団港北開発局、機構改革</p> <table><tr><td>港北開発局長</td><td>島田</td><td>親二</td><td>事業部長</td><td>川手</td><td>昭二</td></tr><tr><td>補償部長</td><td>加堂</td><td>宏</td><td>工事部長</td><td>工藤</td><td>清一郎</td></tr><tr><td>横浜市改革</td><td>都市整備局長</td><td></td><td>猪狩</td><td>剣正</td><td></td></tr><tr><td></td><td>計画部長</td><td></td><td>近藤</td><td>忠臣</td><td></td></tr><tr><td></td><td>NT建設部長</td><td></td><td>小林</td><td>弘親</td><td></td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 港北開発局長 | 島田   | 親二   | 事業部長 | 川手     | 昭二 | 補償部長 | 加堂 | 宏      | 工事部長 | 工藤  | 清一郎 | 横浜市改革  | 都市整備局長 |    | 猪狩 | 剣正     |    |    | 計画部長 |         | 近藤 | 忠臣 |  |         | NT建設部長 |     | 小林 | 弘親      |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 港北開発局長                 | 島田                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 親二     | 事業部長 | 川手   | 昭二   |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 補償部長                   | 加堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 宏      | 工事部長 | 工藤   | 清一郎  |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
| 横浜市改革                  | 都市整備局長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        | 猪狩   | 剣正   |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
|                        | 計画部長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        | 近藤   | 忠臣   |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |
|                        | NT建設部長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        | 小林   | 弘親   |      |        |    |      |    |        |      |     |     |        |        |    |    |        |    |    |      |         |    |    |  |         |        |     |    |         |    |    |  |     |          |  |  |        |          |  |  |



|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和53<br>(1978)年<br>4月   | 工事遅延による生活(補償)対策について組織を通して行うため、四地区合同互助会結成準備会を設置。用地買収協力者約800名を対象に組織を作ることを決議する。                                                                                                                                                                                                         |
| 昭和53年<br>7月             | 港北ニュータウン互助会設立(案)趣意書<br>用地買収協力者は、市、公団の説明に昭和55年完成に将来の生活を考えた。しかし、工事の大幅な遅れで生活設計を根本的に考え直さなければならない。そこで「同じ条件にある仲間が協力して生活対策や将来の土地利用など、個人では解決困難な問題も知恵と力を出し合って解決していきたい。そこで仲間の結束と同志の互助会設立に参加されたし。」また今後の予定は下記の通り。<br><div> 入会申し込み締め切り 8月31日<br/> 準備会 9月4日<br/> 代議員会 9月30日<br/> 設立総会 10月4日 </div> |
| 昭和53年<br>9月             | 互助会結成準備委員会は設立予定で進めてきたが、都田、新田、山内、中川の四地区は、それぞれ事情が異なるので早期設立は不可能となり、しかし再三にわたり協議されたが進展なし。                                                                                                                                                                                                 |
| 昭和54<br>(1979)年<br>4月   | 中川地区より四地区(都田、新田、山内、中川)合同の互助会設立を望んでいたが、当地区は農地全部がニュータウン地域の地権者が多いため、他地区の事情は分かるがこれ以上待ち切れず、中川地区独自で互助会を発足することを設立準備委員会に通知する。                                                                                                                                                                |
| 昭和54年<br>6月             | 中川地区互助会、設立総会開催。(目的)<br>本会は、会員相互扶助と親睦を基本精神とし、会員の生活向上、および安定を図るため、必要な各種事業を行い会員の経済的地位の確立を図る。                                                                                                                                                                                             |
| 昭和54年<br>8月8日           | 四地区代表は市長と会見する。港北ニュータウン計画の買収に協力した者に対し、社会情勢が変わったとはいえ、何らかの助成をするよう依頼する。<br>市長「21世紀の港北ニュータウン建設に協力する。」と述べたにすぎない。                                                                                                                                                                           |
| 昭和54<br>(1979)年<br>9月7日 | 四地区代表は公団総裁と会見する。港北ニュータウン計画の工事延長につき、当初公団に協力した者に対し、生活対策(補償)に協力を願うことを申し入れする。<br>総裁「最善を尽くして協力するが組織化してほしい。」と述べた。                                                                                                                                                                          |
| 昭和54年<br>9月             | 都田、新田、山内の三地区合同組織の「港北ニュータウン互助会」を設立する。                                                                                                                                                                                                                                                 |

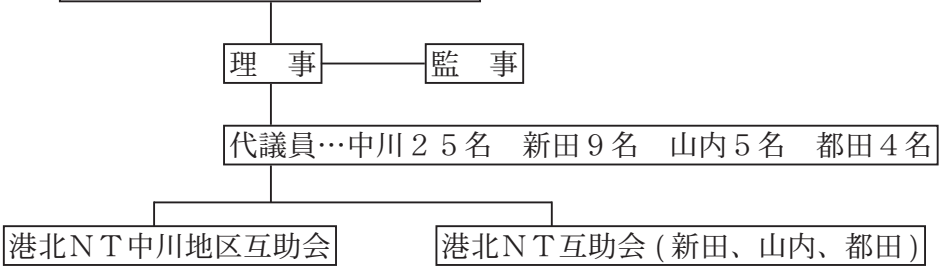
昭和54年  
10月

市、公団より「中川地区互助会と三地区合同互助会の個々に助成するのは難しい。組織を一本化してほしい。その組織を通してブリッジ方式に助成する。」ということで決定する。

昭和54  
(1979)年  
11月20日

組織づくり発起人会(案)

港北ニュータウン生活対策協会



昭和54年  
12月3日

港北ニュータウン生活対策協会、設立総会  
理事長 竹内 繁美 (港北区長)  
副理事長 金子 保 (中川互助会)  
同 中山 恒三郎 (港北NT互助会)  
理事 田丸 政治 (中川)  
同 小島 喜治 (中川)  
同 松澤 健三 (港北)  
同 森 正治 (港北)  
同 梅田 兼光 (緑区長)  
同 近藤 忠臣 (市局長)  
監事 佐野 重雄 (港北)  
同 金子 三千男 (中川)

昭和54  
(1979)年  
12月5日

市長、公団総裁あてに、組織の一本化「港北ニュータウン生活対策協会」設立完了につき助成の催促をする。

昭和55  
(1980)年  
7月30日

公団総裁より「『組織を公益法人』にしないと助成は難しい。」とのことで、理事会は検討に入る。

昭和55年  
10月

理事会は生活対策協会の財団法人化への方向で準備委員会を設けることで決定する。

昭和55年  
11月11日

財団法人 設立準備委員会  
1. 財団法人の設立について互助会の目的と多少変わるがやむなし。  
2. 設立趣意書、寄付行為(案)  
3. 事業計画、収支予算について

昭和55年  
12月10日

『財団法人港北ニュータウン生活対策協会』の設立申請について、全国でも初めての事業目的のため、担当役人も懸命に努力しているが、時間がかかる。」との説明がある。

昭和56  
(1981)年  
1月8日

#### 評議員の選出

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 高橋 良雄  | (中川) | 西山 与一  | (新田) |
| 小泉 敏男  | "    | 宮田 与一  | "    |
| 鈴木 光栄  | "    | 秋本 喜作  | "    |
| 皆川 勝太郎 | "    | 平野 正三  | (都田) |
| 鈴木 貞助  | "    | 重田 清助  | "    |
| 長澤 喜代司 | "    | 菅沼 喜代蔵 | "    |
| 関 金三   | "    | 田丸 具   | "    |
| 大久保 正治 | "    | 青木 公雄  | (山内) |
| 米山 敏明  | "    | 徳江 義治  | "    |
| 市川 正男  | "    | 内野 茂   | "    |

昭和56  
(1981)年  
2月21日

財団設立許可を受ける。

昭和56年  
3月5日

#### 設立登記

理事長 梅田 兼光(緑区長)  
副理事長 金子 保(中川住民協議会会長)  
副理事長 中山 恒三郎(都田地区対策協議会会長)  
常務理事 佐藤 孝吉(元緑区区政部長)  
理事

田丸 政治(中川住民協議会副会長)  
小島 喜治(中川住民協議会委員)  
松澤 健三(山内地区対策協議会会長)  
森 正治(新田地区対策協議会副会長)  
木下 富士雄(港北区長)  
近藤 忠臣(都市整備局長)

#### 監事

金子 三千男(専門委員)  
佐野 重雄(都田地区対策協議会副会長)

昭和56  
(1986)年  
3月31日

港北ニュータウン生活対策協会は、財団法人港北ニュータウン生活対策協会の設立により解散。





## 第2章 (財) 生活対策協会の事業 事業別時系列内訳 - 調査報告書

財団は事業を3区分し、実施した。個々の事業の詳細は不明です。下記の事業説明から内容を推察し、成果資料としてあるものは、(特) 記念協会のホームページ参照。

1981～2005年(昭和56年度～平成12年度)

※ “ ” は事業の成果資料としてあるもの

### 1 生活再建対策事業 224,143,944円

#### ① 経営相談事業(1981～2001年) 27,313,134円

|                      |                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1981～82年<br>(昭和56年度) | 啓蒙用パンフレット・指導用テキスト(商業)作成<br>「豊かな暮らし」「生活再建対策の手引き」                                            |
| 1982～83年<br>(昭和57年度) | 関連法規制手引作成 開発関連法規制の手引き作成<br>「港北ニュータウン関連法規制の手引き」<br>タウンセンター地権者経営意向調査                         |
| 1983～84年<br>(昭和58年度) | アパート、マンション等地区経営相談                                                                          |
| 1990～91年<br>(平成2年度)  | 専門家に分析を伴う土地利用相談者 →なし                                                                       |
| 1991～92年<br>(平成3年度)  | 経営相談<br>中川駅前センター・共同ビル事業診断<br>“新吉田準工業地域における土地活用の比較検討調査”<br>社宅建築計画に係る事業診断<br>賃貸住宅建築計画の参考資料作成 |
| 1992～93年<br>(平成4年度)  | 共同事業推進協議のための街づくり協定に沿った建築計画等の<br>参考資料作成                                                     |
| 1993～94年<br>(平成5年度)  | 企業提案による事業用定期借地権設定の共同事業計画等調査分析                                                              |
| 1994～95年<br>(平成6年度)  | 協会事業案内作成<br>土地活用の支援<br>センターの街づくり概要作成                                                       |

|                                      |                                                                                                                      |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995 ～ 97 年<br>(平成 7 年度<br>～平成 8 年度) | 土地利用相談に備え、資料・情報収集                                                                                                    |
| 1997 ～ 98 年<br>(平成 9 年度)             | 経営相談<br>土地利用の情報収集・勉強会等<br>土地活用・センター地区街づくり推進資料作成<br>センター地区の組織的運営資料・ニュータウン街づくり<br>資料作成 PR<br>「港北ニュータウンの街づくり」「街づくり通信」発行 |
| 1998 ～ 99 年<br>(平成 10 年度)            | 駐車場実態調査・商業施設の誘導策検討<br>「平成 10 年度 駅前・近隣センター街づくり推進支援事業報告<br>書」<br>ニュータウン事業関連・街づくり進展状況等情報収集                              |
| 1999 ～ 2000 年<br>(平成 11 年度)          | 定期借地権講演会による勉強会開催<br>街づくり相談事務補佐 街づくり協定関連資料作成                                                                          |
| 2000 ～ 01 年<br>(平成 12 年度)            | マップ発行<br>まちづくり協定事務サポート                                                                                               |

② 居住環境整備事業（1981 ～ 2002 年） 102,800,000 円

|                                          |                                                                                     |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1981 ～ 2002 年<br>(昭和 56 年度<br>～平成 13 年度) | 中川地区互助会・港北ニュータウン互助会助成<br>港北ニュータウン事業に参画した人々で組織する団体へ助成<br>各団体では地域の文化活動への助成や土地利用等の研修実施 |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

③ 職業訓練助成（1981 ～ 1984 年 1987 ～ 1988 年） 4,110,260 円

|                                          |                                     |
|------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1981 ～ 1984 年<br>(昭和 56 年度<br>～昭和 58 年度) | 互助会委託調査・地権者の生活実態把握<br>地元建設業者等助成費も含む |
| 1987 ～ 1988 年<br>(昭和 62 年度)              |                                     |

④ 転業・開業助成事業（1982 ～ 2005 年） 89,920,550 円

|                                          |                                                    |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1982 ～ 2005 年<br>(昭和 57 年度<br>～平成 16 年度) | 互助会会員が生活再建として、転業・開業のために行う<br>施設建設費の借入金に対し、利子補給を行った |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------|

## 2 まちづくり推進事業 278,629,002 円

### ① 研修見学会 (1981～1984年) 4,200,000 円

1981～1982年  
(昭和56年度)

将来の街づくりの参考として、先進ニュータウン等モデル地域の研修見学を実施

1982～1984年  
(昭和57年度  
～昭和58年度)

地区互助会の実施した先進モデル地区の研修見学会に対し助成

### ② 都市経営調査 (1987～2000年) 29,985,472 円

1987～2000年  
(昭和62年度  
～平成11年度)

港北ニュータウンの街づくりにあたって、主要都市の先例事例に関し調査研究を行った(平成12年度～リーダー研修へ移行)

| 年月       | 調査先                |               |
|----------|--------------------|---------------|
| 昭和62年11月 | 熊本テクノポリスセンター       | 熊本市           |
|          | 海の中道海浜公園・天神地下街     | 福岡市           |
|          | 長崎ハイオ・パーク          | 長崎県西海市        |
| 昭和63年11月 | 長浜薬市               | 長浜市           |
|          | ルネスかなざわ            | 金沢市           |
| 平成元年12月  | 境ヶ丘マリンパーク          | 広島県沼隈町        |
|          | 瀬戸大橋架橋記念施設         | 坂出市           |
| 平成2年1月   | 横浜ベイブリッジ・スカイウォーク   | 横浜市           |
|          | マイカル本牧             | 横浜市           |
| 平成2年11月  | イムズ・ソラリアプラザ・福岡タワー他 | 福岡市           |
|          | 吉野ヶ里遺跡             | 佐賀県神埼町        |
|          | スペースワールド           | 北九州市          |
| 平成3年11月  | 新さっぽろ副都心開発事業とまちづくり | 札幌市厚別         |
|          | 登別マリンパーク・ニクス       | 登別市           |
|          | BAY函館・函館シーボートプラザ   | 函館市           |
| 平成4年11月  | 長崎オランダ村ハウスステンボス    | 佐世保市          |
|          | 肥前夢街道              | 嬉野町           |
|          | アートポリス事業           | 熊本市           |
| 平成5年11月  | 神戸ハーバーランド          | 神戸市           |
|          | 神戸市立フルーツ・フラワーパーク   | 神戸市           |
|          | 天保山ハーバービレッジ        | 大阪市           |
| 平成6年11月  | 志摩スペイン村            | 三重県磯部町        |
|          | 関西国際空港             | 大阪市           |
| 平成7年11月  | 西風新都開発状況           | 広島市           |
|          | 四国地区の集客誘導施設の状況     | 松山市、宇多津町、高松市他 |
| 平成8年10月  | 博多キャナルシティ          | 福岡市           |
|          | 福岡ソフトリサーチパーク       | 福岡市           |
|          | 集客誘導施設及び立地状況       | 筑紫野市、唐津市他     |
| 平成9年10月  | 美観地区・駅前再開発・テマリ公園   | 倉敷市           |
|          | 集客誘導施設及び立地状況       | 岡山市           |
| 平成10年10月 | 京都駅ビル・京都御池地下街      | 京都市           |
|          | 関西文化学術研究都市         | 奈良市           |
| 平成11年10月 | 札幌あいの里・芸術の森        | 札幌市           |
|          | マイカル小樽             | 小樽市           |
| 平成12年10月 | 泉パークタウン・仙台市長町副都心   | 仙台市           |
| 平成13年10月 | 北九州学術研究都市整備事業      | 北九州市          |
|          | トキワわさだタウン          | 大分市           |
| 平成14年9月  | 北海道石狩スウェーデンヒルズ     | 石狩郡当別町        |
|          | 有珠山噴火災害復旧事業地       |               |



1999（H11）10月10日 札幌・小樽都市経営調査

平成11年度  
都市経営調査視察概要  
平成11年10月14日～15日



平成11年度  
都市経営調査視察  
参加予定者名簿

期日平成11年10月14日（木）～15日（金）

|      | 氏名    |                 |  |
|------|-------|-----------------|--|
| 理事長  | 池田 武文 | 横浜市都築区長         |  |
| 副理事長 | 金子 保  |                 |  |
| 副理事長 | 中村信男  |                 |  |
| 常務理事 | 鈴木兼光  | （財）港北NT生活対策協会   |  |
| 理事   | 小島喜治  |                 |  |
| 理事   | 金子三千男 |                 |  |
| 理事   | 青木公雄  |                 |  |
| 理事   | 福田 治郎 | 公団神奈川地域支社副地域支社長 |  |
| 横浜市  | 忍月 玄秀 | 都計局開発部港北NT課長    |  |
| 横浜市  | 宮澤 好  | 都計局開発部港北NT課係長   |  |
| 公団   | 高松敦則  | 港北開発事務所整備課長     |  |
| 事務局  | 吉野 薫  | （財）港北NT生活対策協会職員 |  |

平成11年度都市経営調査視察 概略

札幌あいの里

札幌の中心部から約12km、北海道の新しい流通拠点石狩湾新港地域から8kmという恵まれた北海道を代表するニュータウン開発である。

- ①先端的研究開発等を中心の　　<職>機能
- ②美しい街並に配置された　　<住>機能
- ③北海道教育大学を核とした　　<学>機能
- ④自然と都市の両面の魅力がある<遊>機能

以上多彩な都市機能を持った複合多機能都市として、整備が進められている。  
昭和59年に入居が始まったあいの里は平成9年には地区内人口が17,000人を超え北海道教育大学に加えて読売新聞社も開設された。そして、市民生協のスーパーマーケットや総合医療センター・大型ショッピングセンターもオープンしている。  
ハードな施設の整備にとどまらず夏祭りや冬祭りが住民主体で開催されるなど、住民でつくりあげていくニュータウンである。

札幌芸術の森

21世紀へ向けた芸術文化都市札幌のシンボルとして昭和61年7月にオープンした。この芸術の森は恵まれた自然環境の中で芸術家による芸術活動、一般市民による芸術活動の参加、さらには札幌独自の文化を内外へ発信することを目指している。そして20世紀に培われた札幌文化を次世代へ伝える目的の下、3期15年計画で1999年7月に完成している。さらに芸術の森に隣接する札幌市高等専門学校・アートビレッジと密接な相互協力のもとに、この札幌の「大芸術文化のゾーン」が北方の芸術文化をリードしていく役割を担っている。  
ここには、佐藤勝、植木茂らの75作品が配された野外彫刻や移築された有島武郎邸がある。

### マイカル小樽

21世紀に向けたウォーターフロンプロジェクトとして、情報の発信地と新たな港町文化を育む街づくりである。デザインを担当したのは、世界的に著名な空間のマジシャン「ジョン・A・ジャーディ氏」ら、ロサンゼルス「ジャーディ・パートナー・ショップ」社。全長はエネルギー棟と住宅棟を含めて約1.5km。これは札幌で言うと、JR札幌駅から狸小路までの距離になる。ショッピング・ビジネス・アミューズメント、多彩な機能が集積している。

小樽市は、小樽築港駅貨物ヤード跡地を含めた周辺地区約55haを、21世紀に向けた街づくりの重要地区と位置づけており、新しい水辺空間を創造するとともに、産業振興や雇用創出にもつなげようとした構想である。その開発計画のさきがけとしての位置づけた国内最大級のウォーターフロン開発である。



③ まちづくり推進事業（2000～2004年） 17,340,717円

|                                   |                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2000～2002年<br>（平成12年度<br>～平成13年度） | リーダー研修実施                                                                                                                                                                              |
| 2001～2002年<br>（平成13年度）            | タウンセンター地区 地区計画検討<br>「タウンセンター街づくり誘導調査報告書」<br>駅前センター設計調査街づくり検討<br>近隣センター土地利用活性化検討<br>“駅前・近隣センター土地活用調査報告書”                                                                               |
| 2002～2003年<br>（平成14年度）            | 駅前・近隣センター活性化検討<br>「タウンセンター街づくり誘導調査（その2）報告書」<br>“駅前・近隣センター土地活用調査（その2）報告書”<br>ニュータウン高齢化対策検討<br>“新たな高齢者生活支援システムの構築を目指して<br>港北ニュータウンにおける高齢化対策検討調査報告書”<br>タウンセンター街づくり協定変更業務<br>まちづくり協定相談支援 |
| 2003～2004年<br>（平成15年度）            | 駅前・近隣センター活性化検討<br>“（仮称）えだきんセンターの運営に関する計画立案等業務報告書”<br>まちづくり協定相談支援<br>まちづくり及び前協会のあり方検討<br>現協会設立準備                                                                                       |

④ 緑化調査研究事業（1982～1983年・1985～1986年） 3,409,390円

|                        |                                    |
|------------------------|------------------------------------|
| 1982～1983年<br>（昭和57年度） | 緑の環境研究を委託                          |
| 1985～1986年<br>（昭和60年度） | 緑化ガイドブック作成<br>先進ニュータウン等モデル地域見学費用補助 |

⑤ 土地利用実態調査（1984～1994年） 45,467,560円

|                                   |                                                                        |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1984～1988年<br>（昭和59年度<br>～昭和62年度） | 第2地区仮換地指定の土地の実態・将来の利用意向調査<br>“港北ニュータウン供用開始地区意向調査<br>（昭和59年度版～昭和62年度版）” |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|

|                                          |                                                                                         |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985 ～ 1988 年<br>(昭和 60 年度<br>～昭和 62 年度) | 土地利用計画基礎資料作成                                                                            |
| 1988 ～ 1989 年<br>(昭和 63 年度)              | 供用開始地区で未使用の空地状況・利用状況実態調査                                                                |
| 1989 ～ 1990 年<br>(平成元年度)                 | 供用開始地区の土地利用状況実態調査                                                                       |
| 1990 ～ 1991 年<br>(平成 2 年度)               | 土地利用状況実態調査                                                                              |
| 1991 ～ 1992 年<br>(平成 3 年度)               | 供用開始地区の土地利用状況実態調査                                                                       |
| 1992 ～ 1993 年<br>(平成 4 年度)               | 供用開始地区の換地調査図作成・土地利用状況調査・資料作成<br>“港北ニュータウン調査図(第一・第二地区)(平成 4 年版)”                         |
| 1993 ～ 1995 年<br>(平成 5 年度<br>～平成 6 年度)   | 供用開始地区の換地調査図・資料作成<br>“港北ニュータウン調査図(第一・第二地区)(平成 5 年版)”<br>“港北ニュータウン調査図(第一・第二地区)(平成 6 年版)” |
| 1995 ～ 1997 年<br>(平成 7 年度<br>～平成 8 年度)   | 住宅・都市整備公団による換地情報があり、供用開始地区の換地調査図作成中止                                                    |

⑥ 土地利用事業 (1982 ～ 2000 年) 53,960,995 円

|                                          |                                                                           |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1982 ～ 1983 年<br>(昭和 57 年度)              | アパート・マンション地区経営・沿道利用施設の調査設計<br>「港北ニュータウンアパート・マンション等地区調査・研究報告書」             |
| 1984 ～ 1985 年<br>(昭和 59 年度)              | 商業近代化計画参画(横浜商工会議所)<br>小型飛行機による交通輸送手段について調査・研究<br>「港北ニュータウン 空からのアクセス調査報告書」 |
| 1984 ～ 1987 年<br>(昭和 59 年度<br>～昭和 61 年度) | 土地利用研究会 調査研究<br>人口定着と街の熟成・イメージアップをはかるため<br>研究会設立・研究・検討                    |



|                                          |                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985 ～ 1986 年<br>(昭和 60 年度)              | <p>商業近代化計画<br/>書籍購入</p> <p>[ 横浜地域（北部）商業近代化地域計画報告書（基本計画） ]</p> <p>土地利用促進を図る</p> <p>協会の事業促進と活性化 事業促進協議会設立</p>                                        |
| 1985 ～ 1987 年<br>(昭和 60 年度<br>～昭和 61 年度) | <p>新交通体系の導入の可能性を調査研究</p> <p>「港北ニュータウンにおける新交通システム検討調査（その 1）」</p> <p>「港北ニュータウンにおける新交通システム検討調査（その 2）」</p>                                             |
| 1986 ～ 1987 年<br>(昭和 61 年度)              | <p>先進地調査実施・民有地有効活用推進</p> <p>「港北ニュータウン内民有地の有効活用方策に関する調査」</p> <p>緑化ガイドブック作成</p> <p>「にわづくり まちづくり 港北ニュータウンコミュニティ<br/>緑化ガイドブック」</p> <p>海外交流事業（苗木植樹）</p> |
| 1987 ～ 1988 年<br>(昭和 62 年度)              | <p>土地利用に係る諸研究</p> <p>土地利用研究会・地元建設業者組織化 視察研修会</p>                                                                                                   |
| 1988 ～ 1989 年<br>(昭和 63 年度)              | <p>土地利用に関する調査・研究活動</p> <p>「土地活用の手引」作成</p>                                                                                                          |
| 1989 ～ 1990 年<br>(平成元年度)                 | <p>土地利用に関する調査・研究活動</p>                                                                                                                             |
| 1990 ～ 1993 年<br>(平成 2 年度<br>～平成 4 年度)   | <p>外国人向け賃貸住宅の可能性</p> <p>ドイツ学園移転に伴う外国人向け賃貸住宅の需要動向等調査</p> <p>ドイツ学園関係者意見交換・今後対応等協議</p>                                                                |
| 1990 ～ 1993 年<br>(平成 2 年度<br>～平成 4 年度)   | <p>出張事例視察研修</p>                                                                                                                                    |
| 1991 ～ 1992 年<br>(平成 3 年度)               | <p>土地利用に関する事業</p> <p>外国人向け賃貸住宅問題</p> <p>「座談会 入居希望者に好まれる賃貸住宅とは」</p>                                                                                 |
| 1993 ～ 1994 年<br>(平成 5 年度)               | <p>定期借地権制度関係情報収集・問題点等検討</p>                                                                                                                        |

1994 ～ 1995 年  
(平成 6 年度)

街づくり等調査  
定期借地権制度関係資料・情報収集

1995 ～ 1999 年  
(平成 7 年度  
～平成 10 年度)

土地の有効活用等研究

1995 ～ 2000 年  
(平成 7 年度  
～平成 11 年度)

地域振興事業協議

⑦ センター事業 (1981 ～ 1997 年)

(タウンセンター・駅前センター・近隣センター) 124,264,868 円

1981 ～ 1982 年  
(昭和 56 年度)

タウンセンター、駅前センター、近隣センターの土地利用相談  
事業の資料作成のための調査  
“近隣センターの土地利用について調査報告書”

1982 ～ 1983 年  
(昭和 57 年度)

近隣センター共通仕様調査  
タウンセンター経営意向調査

1983 ～ 1984 年  
(昭和 58 年度)

川和駅前センター土地利用  
“港北ニュータウン「川和駅前センター」調査設計報告書”  
タウンセンター進出希望企業の台帳・地権者意向調査 資料作成  
“港北ニュータウンセンター地区進出企業台帳作成 - (1)”  
タウンセンター地権者意向調査台帳作成  
“港北ニュータウンセンター地区街区別造成計画図  
(第一・第二地区)”  
“港北ニュータウンセンター地区街区別土地利用意向台帳  
(第一・第二地区)”  
タウンセンター地権者意向調査台帳作成  
タウンセンターのマーケットリサーチ・マーケットキャパシティ  
分析・マーチャンダイジング基本方針調査  
“港北ニュータウンの商業施設量と機能分担に関する基本調査”  
意向調査結果集計表送付

1984 ～ 1986 年  
(昭和 59 年度  
～昭和 60 年度)

川和駅前センターモデル経営作成  
“港北ニュータウン川和駅前センター商業開発計画”  
“川和地区センターのまちなみ計画報告書”  
“港北ニュータウン川和駅前センター開発に伴う調査”

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985 ～ 1986 年<br>(昭和 60 年度) | 研修会・現地視察                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1986 ～ 1987 年<br>(昭和 61 年度) | <p>港北ニュータウン商業地域内外への共通イメージ形成・調査研究<br/> “ 港北ニュータウンタウンセンター地区都市経営と街づくり<br/> に関する調査報告書 ”</p> <p>会議・勉強会（川和・中川・佐江戸）<br/> 佐江戸 調査・視察研修会・モデルプラン形成<br/> “ 港北ニュータウン佐江戸近隣センター開発に伴う調査 ”</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1987 ～ 1988 年<br>(昭和 62 年度) | <p>都市経営と街づくりの検討 海外の開発事例調査研究<br/> “ 港北ニュータウンタウンセンター地区 都市経営と街づく<br/> りに関する調査報告書 北米海外事例編調査研究 ”<br/> “ 港北ニュータウン タウンセンター海外都市開発研修報告書 ”</p> <p>民有地のグループ化促進<br/> タウンセンター土地利用のあり方調査・研究<br/> “ 港北地区タウンセンター事業推進にかかる検討報告書 ”</p> <p>会議・勉強会（川和・中川・佐江戸）<br/> 佐江戸開発計画調査・企業ヒアリング<br/> “ 港北ニュータウン佐江戸近隣センター開発に伴う調査 ”</p> <p>中川土地有効活用調査研究<br/> 「中川駅前センター地区における民有地の具体的活用方策に<br/> 関する調査」<br/> 「中川駅前センター地区における不動産共同経営システムの<br/> 検討」</p> |
| 1988 ～ 1989 年<br>(昭和 63 年度) | <p>タウンセンター事業展開の方向性・課題等整理<br/> 会議等研究・資料作成<br/> “ 港北地区タウンセンター事業計画にかかる検討報告書(その 2) ”</p> <p>駅前・近隣センター 会議・勉強会<br/> “ 港北ニュータウン佐江戸近隣センター開発に伴うコンサル<br/> ティング報告書 ”<br/> “ 港北第一地区中川センター開発計画策定調査報告書 ”</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 1989 ～ 1990 年<br>(平成元年度)    | <p>タウンセンター要望・意見等必要事項検討・資料作成<br/> 事業展開への基礎資料の検討資料整備<br/> “ 港北地区タウンセンター事業計画にかかる検討報告書(その 3) ”</p> <p>勉強会（中川・大熊・川和・茅ヶ崎）<br/> 中川 街づくり協定<br/> 「港北ニュータウン中川駅前センター街づくり協定」</p>                                                                                                                                                                                                                                             |

1990～1991年  
(平成2年度)

タウンセンター地権者の要望事項整理・検討資料作成  
建設事業展開に関する基礎資料作成  
“港北地区タウンセンター事業推進にかかる検討報告書(その4)”  
“港北ニュータウンの民有地における共同での土地活用”  
駅前センター事業推進基礎資料作成  
会議・勉強会(中川・大熊・川和)  
近隣センター協議(佐江戸・茅ヶ崎他)  
東山田・南吉田・新吉田センター開発に関する商業事情調査・  
基本的方向性策定資料作成  
“東山田・南吉田・新吉田各近隣センター開発に伴う調査並びに基本的方向性の策定”  
“港北ニュータウン東山田・南山田・新吉田各近隣センター  
開発調査”

1991～1992年  
(平成3年度)

タウンセンター事業展開の可能性と方向性等課題等整理・事業  
展開への資料作成  
「港北ニュータウンタウンセンター市街化誘導方策検討調査報  
告書」「港北地区タウンセンター初期開発計画」  
駅前センター・近隣センター  
視聴覚教材・勉強会補助資料作成  
会議・勉強会(中川・大熊・川和・北山田・茅ヶ崎・佐江戸)  
“港北ニュータウン東山田・牛久保・新吉田各近隣センター  
開発実施計画”

1992～1993年  
(平成4年度)

タウンセンターのモデル街区事業化支援方策整理・資料作成  
駅前・近隣センター 市・公団・生対協共同企画事業  
“駅前・近隣センター街づくり推進支援事業調査報告書”  
企業対象港北ニュータウンアンケート調査  
“港北ニュータウンに関するアンケート調査分析編”  
“港北ニュータウンに関するアンケート調査資料編(企業別個票)”  
情報誌「パートナー」制作発行  
1992～1996年(平成2年度～平成7年度)  
会議・勉強会(中川・仲町台・北山田・佐江戸)  
仲町台駅前センター街づくり協定決定

1993～1994年  
(平成5年度)

タウンセンター事業・開発推進協議会等会議・事業化促進等協議  
駅前・近隣センター地区 市・公団・協会共同事業  
地権者会議運営・共同化事業推進協議会等支援  
「港北ニュータウン仲町台駅前センター街づくり協定」  
企業調査 企業情報収集・資料作成  
“港北ニュータウン駅前・近隣センター企業アンケートフォ  
ローアップ調査”



|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | 会議等（中川・仲町台・北山田・茅ヶ崎・新吉田・東山田・佐江戸）<br>ニュータウン第一地区 共同事業推進会議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1994 ～ 1995 年<br>（平成 6 年度） | <p>タウンセンター事業・開発推進協議会等会議・<br/>事業化促進等事項協議<br/>街づくり制度・組織のあり方等資料作成協力</p> <p>“タウンセンター開発促進事業関連諸作業等報告書<br/>（タウンセンター街づくり支援方策の検討）”</p> <p>“タウンセンター開発促進事業関連諸作業等報告書<br/>（タウンセンター進出企業誘致方策の検討）”</p> <p>「港北ニュータウンタウンセンター地区街づくり協定」<br/>「港北ニュータウンタウンセンター地区街づくり協定ガイドライン」</p>                                                                                                                                                             |
| 1995 ～ 1996 年<br>（平成 7 年度） | <p>駅前・近隣センター地区 市・公団・協会共同事業<br/>地権者会議運営・共同化事業推進協議会等支援</p> <p>“港北ニュータウン駅前・近隣センター企業調査”</p> <p>「港北ニュータウン北山田駅前センター街づくり協定」<br/>「港北ニュータウン茅ヶ崎近隣センター街づくり協定」<br/>「港北ニュータウン川和駅前センター街づくり協定」<br/>「港北ニュータウン東山田近隣センター街づくり申し合わせ事項」<br/>「港北ニュータウン新吉田近隣センター街づくり申し合わせ事項」<br/>「港北ニュータウン 仲町台駅前センター・グルメの里<br/>（横浜市都筑区仲町台一丁目）街づくり概要書」</p>                                                                                                      |
| 1996 ～ 1997 年<br>（平成 8 年度） | <p>会議等（中川・仲町台・北山田・茅ヶ崎・新吉田・東山田・牛久保）</p> <p>タウンセンター事業・開発推進協議会等会議・<br/>事業化促進等事項協議<br/>街づくり協定 調整推進</p> <p>タウンセンター 街づくり支援方策検討・運営等資料作成協力</p> <p>“区画整理事業完了後のタウンセンター街づくり支援方策の検討”</p> <p>駅前・近隣センター地区 市・公団・協会共同事業<br/>地権者会議運営・共同化事業推進協議会等支援<br/>会議（仲町台・北山田・茅ヶ崎・牛久保）</p> <p>横浜市・住宅都市整備公団・生活対策協会共同事業<br/>センター街づくり会議・共同事業化検討会等支援<br/>情報誌「街づくり通信」創刊</p> <p>1997 年（平成 9 年度） 経営相談事業へ移行<br/>1998 ～ 1999 年（平成 10 年度～平成 11 年度） 広報事業へ移行</p> |

### 3 地域交流推進事業 320,054,920 円

#### ① 広報事業 (1982 ~ 2005 年) 41,459,064 円

|                                          |                                                       |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1983 ~ 1984 年<br>(昭和 58 年度)              | 緑化パンフレット作成<br>「描こう新しいふるさと」(協会未所有)                     |
| 1984 ~ 1985 年<br>(昭和 59 年度)              | 横浜駅西口ジョイナス広場(市・公団共催)<br>港北ニュータウン広報展示、宣伝行事助成           |
| 1985 ~ 2004 年<br>(昭和 60 年度<br>~平成 15 年度) | 協会広報誌「ふれあい」発刊 1992 年(平成 4 年度) ~<br>年 2 回発行            |
| 1987 ~ 1988 年<br>(平成 62 年度)              | 横浜博覧会協力                                               |
| 1988 ~ 1989 年<br>(平成 63 年度)              | 作成諸資料活用 PR                                            |
| 1989 ~ 1990 年<br>(平成元年度)                 | 各センターの開発・土地の有効活用等資料 保有資料ガイド作成                         |
| 1990 ~ 1991 年<br>(平成 2 年度)               | 「港北ニュータウン・ガイドマップ」作成<br>「設立 10 周年記念小誌」作成               |
| 1991 ~ 1995 年<br>(平成 3 年度<br>~平成 6 年度)   | 駅前・近隣センター 情報紙「パートナー」地権者配布<br>1995 年(平成 6 年度) ~ 企業にも配布 |
| 1993 ~ 1997 年<br>(平成 5 年度<br>~平成 8 年度)   | 協会制作記録 VTR 等保有資料活用 PR                                 |
| 1998 ~ 2000 年<br>(平成 10 年度<br>~平成 11 年度) | 「街づくり通信」(前「パートナー」経営相談事業→広報事業へ<br>移行)                  |
| 2001 ~ 2005 年<br>(平成 13 年度<br>~平成 16 年度) | 朝市開催 2 団体へ開催場所の確保等 事業実施支援                             |
| 2003 ~ 2004 年<br>(平成 15 年度)              | マップ発行                                                 |

② コミュニティ助成（1981～2005年） 57,815,527円

|                |             |
|----------------|-------------|
| 港北ニュータウン祭り助成   | 18,551,600円 |
| 設立10周年式典       | 587,857円    |
| 設立15周年式典       | 1,290,367円  |
| 設立20周年記念 写真集発刊 | 5,313,698円  |

|                                   |                                              |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 1982～1983年<br>(昭和57年度)            | 港北ニュータウンのコミュニティのあり方について                      |
| 1984～1985年<br>(昭和59年度)            | 荏田近隣センター商店街開業一周年 市・公団とふれあい祭り<br>助成           |
| 1985～1997年<br>(昭和60年度<br>～平成8年度)  | 港北ニュータウン祭り協賛・助成                              |
| 1985～1986年<br>(昭和60年度)            | 女性街づくり委員会・チャリティーコンサートの行事協力                   |
| 1986～1987年<br>(昭和61年度)            | 国際少年野球賛助金交付<br>山内地区緑化事業協力                    |
| 1987～1989年<br>(昭和62年度<br>～昭和63年度) | 「郷土誌」助成                                      |
| 1988～1989年<br>(昭和63年度)            | 地域コミュニティ助成                                   |
| 1989～1991年<br>(平成元年度<br>～平成2年度)   | 朝市開催協議 支援助成                                  |
| 1990～1991年<br>(平成2年度)             | ニュータウンの地域文化の創造<br>伝統文化の保存継承等助成<br>協会設立10周年式典 |
| 1991～1995年<br>(平成3年度<br>～平成6年度)   | 伝承文化等記録保全                                    |

|                                          |                                                            |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1995 ～ 1997 年<br>(平成 7 年度<br>～平成 8 年度)   | 地域の文化記録作成                                                  |
| 1995 ～ 1998 年<br>(平成 7 年度<br>～平成 9 年度)   | 街づくり活動助成                                                   |
| 1996 ～ 1997 年<br>(平成 8 年度)               | 協会設立 15 周年式典                                               |
| 1998 ～ 1999 年<br>(平成 10 年度)              | 資料等整理・保全 地域文化記録整理                                          |
| 1999 ～ 2000 年<br>(平成 11 年度)              | 資料等整理・保全 地域文化の記録整理デジタル化                                    |
| 1998 ～ 2003 年<br>(平成 10 年度<br>～平成 14 年度) | 地域の文化等諸活動助成支援                                              |
| 2000 ～ 2001 年<br>(平成 12 年度)              | まちづくり館の取得、運営検討                                             |
| 2000 ～ 2004 年<br>(平成 12 年度<br>～平成 15 年度) | 祭事・民俗芸能等伝統行事の記録整備・公開                                       |
| 2000 ～ 2002 年<br>(平成 12 年度<br>～平成 13 年度) | 写真集編集・発刊 (協会設立 20 周年記念事業)<br>「写真集港北ニュータウン～むかし・いま・そして未来へ…～」 |
| 2001 ～ 2003 年<br>(平成 13 年度<br>～平成 14 年度) | まちづくり館施設有料貸出<br>空調設備・エレベーター設置・増築の調査設計検討                    |
| 2001 ～ 2002 年<br>(平成 13 年度)              | 展示用 AV 機器設置<br>まちづくり館交流のあり方調査研究                            |
| 2002 ～ 2003 年<br>(平成 14 年度)              | まちづくり館改修基本設計                                               |



|                                           |                                                                                             |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2003 ～ 2004 年<br>(平成 15 年度)               | まちづくり館有効活用のため関係団体と協議<br>まちづくり館改修実施設計・工事管理                                                   |
| 2004 ～ 2005 年<br>(平成 16 年度)               | 菊花展開催・都筑の森芸術劇場の音楽活動助成<br>伝承芸能保存支援・伝統行事記録公開                                                  |
| ③ 会館事業 (1988 ～ 2000 年)      220,780,329 円 |                                                                                             |
| 1987 ～ 1988 年<br>(昭和 62 年度)               | 会館建設の事業化調査 “ 会館建設の事業化に関する調査 ”                                                               |
| 1988 ～ 1989 年<br>(昭和 63 年度)               | 金利低下により協会の財政対策調査・分析                                                                         |
| 1989 ～ 1990 年<br>(平成元年度)                  | 金利低下により収入減のため財団の経営見通し予測分析・<br>会館建設計画 基本的事項検討資料作成<br>“ ビル経営に関する調査<br>- 財団の見通しと会館建設の事業化について ” |
| 1990 ～ 1991 年<br>(平成 2 年度)                | 会館建設事業化可能性検討 諸条件整理・基礎資料作成<br>“ 生対協会館の建設に係る事業化検討調査 ”                                         |
| 1991 ～ 1992 年<br>(平成 3 年度)                | 会館建設用地取得要望書を公団提出 (記録写真有)<br>前向きに検討との回答あり                                                    |
| 1992 ～ 1993 年<br>(平成 4 年度)                | まちづくり館用地・建物の取得について横浜市・公団・(財) 対<br>策協会で協議、具体化検討                                              |
| 1993 ～ 1994 年<br>(平成 5 年度)                | 会館用地取得について住宅・都市整備公団と基本的合意成立                                                                 |
| 1994 ～ 1995 年<br>(平成 6 年度)                | 会館完成 協会事務所移転<br>資料保存・公開、地域の人々の交流と街づくり等の事業推進の<br>拠点づくり                                       |
| 1995 ～ 1998 年<br>(平成 7 年度<br>～平成 9 年度)    | 会館用地取得                                                                                      |
| 1998 ～ 2000 年<br>(平成 10 年度<br>～平成 11 年度)  | 街づくりの拠点として、地域の人々の交流とふるさとづくりの<br>推進                                                          |





## 第3章 (財)生活対策協会 収入及び事業費・管理費

### 1 総括 1981(昭和56)年度～2004(平成16)年度の決算書等から集計

#### 1) 収入

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 基本財産運用収入* <sup>1</sup>    | 856,323,542   |
| その他固定資産運用収入* <sup>2</sup> | 108,341,016   |
| 雑収入(普通預金利息)               | 15,737,782    |
| 小計                        | 980,402,340   |
| 横浜市補助金収入                  | 311,100,000   |
| 計                         | 1,291,502,340 |

\*1 預金利息・有価証券配当金

\*2 預金利息・有価証券配当金

#### 2) 事業費等

|               |                   | 計             | 事業費比率(%) |
|---------------|-------------------|---------------|----------|
| (1) 生活再建対策事業  | 経営相談事業            | 27,313,134    | 3.3      |
|               | 居住環境整備事業          | 102,800,000   | 12.5     |
|               | 職業訓練助成            | 4,110,260     | 0.5      |
|               | 転業・開業助成事業         | 89,920,550    | 10.9     |
|               | 計                 | 224,143,944   | 27.2     |
| (2) まちづくり推進事業 | 研修見学会             | 4,200,000     | 0.5      |
|               | 都市経営調査            | 29,985,472    | 3.6      |
|               | まちづくり推進事業         | 17,340,717    | 2.1      |
|               | 緑化調査研究事業          | 3,409,390     | 0.4      |
|               | 土地利用実態調査          | 45,467,560    | 5.5      |
|               | 土地利用事業            | 53,960,995    | 6.6      |
|               | センター(タウン・駅前・近隣)事業 | 124,264,868   | 15.1     |
|               | 計                 | 278,629,002   | 33.9     |
| (3) 地域交流推進事業  | コミュニティ助成          | 57,815,527    | 7.0      |
|               | 広報事業              | 41,459,064    | 5.0      |
|               | 会館事業              | 220,780,329   | 26.8     |
|               | 計                 | 320,054,920   | 38.9     |
| 事業費計          |                   | 822,827,866   | 100      |
| 管理費計          |                   | 461,594,035   |          |
| その他費用*        |                   | 7,080,439     |          |
| 合 計           |                   | 1,291,502,340 |          |

\*その他費用

|             |           |
|-------------|-----------|
| 土地建物購入費(一部) | 3,523,596 |
| 空調整備費       | 882,420   |
| 施設改修費       | 1,449,000 |
| 財団法人清算準備事務費 | 1,232,113 |
| その他(集計誤差)   | -6,690    |
|             | 7,080,439 |

参 考

基本財産取崩(神奈川県認可)平成15年5月30日 第82回理事会

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 1 アルゼンチン円貨等債の評価損    | 150,000,000 |
| 2 建物取得費未払い分の一括返済    | 27,000,000  |
| 3 施設貸し付けの為の改修費      | 60,000,000  |
| 4 事業運営費(平成16,17年度分) | 33,000,000  |
| 合 計                 | 270,000,000 |

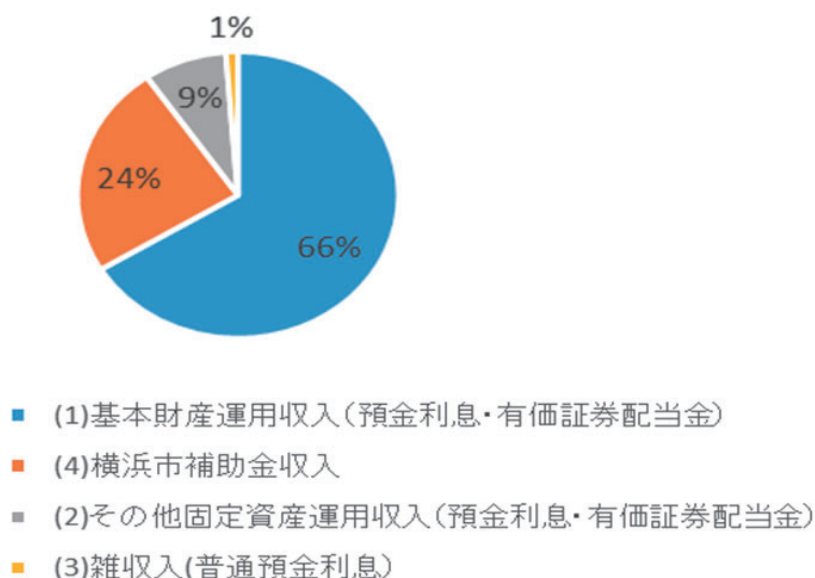
基本財産残額7億8千万円-2億7千万円=5億1千万円

注:円貨等債は後日、新債券として交付された。

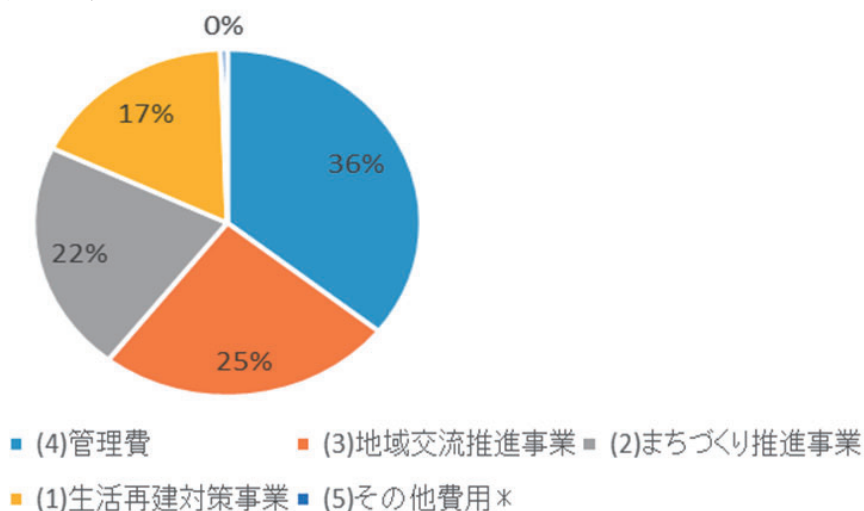


### 3) 円グラフの説明

#### (1) 収入



#### (2) 三事業費等の比率

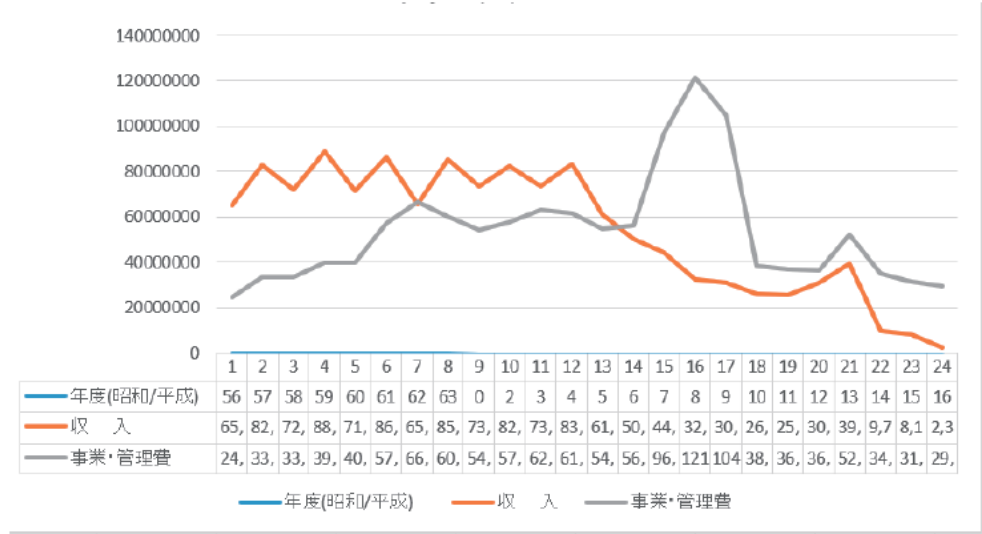


なお、事業費だけの比率で見ると生活再建対策事業は27.2%である用地先買協力者が生活再建対策を要求し、その対策として設立された(財)生活対策協会の事業としては他事業より低く、控えめである。普通に考えるならこの事業の比率が高くて良いと思われる。これは、用地先買協力者が早くから研修会などを開き不動産の活用方法を検討し、仮換地された土地から自己の生活再建に取り組んだ結果であろう。

私が（財）生活対策協会に就任したのが1999（平成11）年4月1日、当時協会名の「生活対策」という文字に違和感を抱いたのを覚えたが、これは用地先買協力者の生活再建がスムーズに進んでいたからだと後になり理解できた。

(3) 収入・事業費・管理費 時系列グラフの説明

- \* 収入
  - ・平成4年度以降減少。
  - ・平成12、13年度の収入増は積立金の取崩しが収入に計上され、収入増ではない。
- \* 事業費
  - ・平成7、8、9年度の事業費増はまちづくり館用地の3年分割支払分。
  - ・平成13年度の事業費増は協会10周年記念写真集発行費。



## 2 収入及び事業費・管理費の年度別内訳－調査報告書－

### 1) 収入

|                              | 昭和 56 年度   | 昭和 57 年度   | 昭和 58 年度   | 昭和 59 年度   | 昭和 60 年度   | 昭和 61 年度   |
|------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本財産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当)    | 50,162,077 | 67,721,642 | 57,115,364 | 73,768,769 | 56,342,310 | 71,357,036 |
| その他固定資産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当) |            |            |            |            |            |            |
| 雑収入 (普通預金利息)                 |            |            |            |            |            |            |
| 小計                           | 50,162,077 | 67,721,642 | 57,115,364 | 73,768,769 | 56,342,310 | 71,357,036 |
| 横浜市補助金収入                     | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 |
| 計                            | 65,162,077 | 82,721,642 | 72,115,364 | 88,768,769 | 71,342,310 | 86,357,036 |

|                              | 昭和 62 年度   | 昭和 63 年度   | 平成元年度      | 平成 2 年度    | 平成 3 年度    | 平成 4 年度    |
|------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本財産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当)    | 50,657,437 | 52,651,354 | 48,629,194 | 52,782,229 | 46,559,885 | 55,014,337 |
| その他固定資産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当) |            | 17,693,826 | 9,516,621  | 13,638,729 | 11,118,176 | 12,666,573 |
| 雑収入 (普通預金利息)                 |            | 32,443     | 459,665    | 800,956    | 908,024    | 555,578    |
| 小計                           | 50,657,437 | 70,377,623 | 58,605,480 | 67,221,914 | 58,586,085 | 68,236,488 |
| 横浜市補助金収入                     | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 |
| 計                            | 65,657,437 | 85,377,623 | 73,605,480 | 82,221,914 | 73,586,085 | 83,236,488 |

|                              | 平成 5 年度    | 平成 6 年度    | 平成 7 年度    | 平成 8 年度    | 平成 9 年度    | 平成 10 年度   |
|------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本財産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当)    | 33,837,162 | 24,911,323 | 22,600,592 | 10,537,093 | 10,264,896 | 10,145,570 |
| その他固定資産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当) | 11,946,884 | 10,045,957 | 6,628,138  | 5,021,363  | 5,168,841  | 1,483,133  |
| 雑収入 (普通預金利息)                 | 387,380    | 250,695    | 117,058    | 2,091,725  | 1,822,572  | 1,805,841  |
| 小計                           | 46,171,426 | 35,207,975 | 29,345,788 | 17,650,181 | 17,256,309 | 13,434,544 |
| 横浜市補助金収入                     | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 13,500,000 | 12,600,000 |
| 計                            | 61,171,426 | 50,207,975 | 44,345,788 | 32,650,181 | 30,756,309 | 26,034,544 |

|                              | 平成 11 年度   | 平成 12 年度   | 平成 13 年度   | 平成 14 年度  | 平成 15 年度  | 平成 16 年度  |
|------------------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 基本財産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当)    | 10,552,137 | 17,972,167 | 29,114,430 | 585,489   | 1,564,513 | 1,476,536 |
| その他固定資産運用収入<br>(預金利息・有価証券配当) | 1,283,933  | 1,040,489  | 691,235    | 378,000   | 6,431     | 12,687    |
| 雑収入 (普通預金利息)                 | 1,805,079  | 1,811,146  | 668,456    | 773,744   | 598,600   | 848,820   |
| 小計                           | 13,641,149 | 20,823,802 | 30,474,121 | 1,737,233 | 2,169,544 | 2,338,043 |
| 横浜市補助金収入                     | 12,000,000 | 10,000,000 | 9,000,000  | 8,000,000 | 6,000,000 | 0         |
| 計                            | 25,641,149 | 30,823,802 | 39,474,121 | 9,737,233 | 8,169,544 | 2,338,043 |

|                            | 昭和 56 年度～平成 16 年度 収入合計 |
|----------------------------|------------------------|
| 基本財産運用収入 (預金利息・有価証券配当金)    | 856,323,542            |
| その他固定資産運用収入 (預金利息・有価証券配当金) | 108,341,016            |
| 雑収入 (普通預金利息)               | 15,737,782             |
| 小 計                        | 980,402,340            |
| 横浜市補助金収入                   | 311,100,000            |
| 計                          | 1,291,502,340          |

## 2) 事業費 管理費

(昭和56年度～昭和59年度)

|                                       | 昭和56年度     | 昭和57年度     | 昭和58年度     | 昭和59年度     |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| i 生活再建対策事業                            |            |            |            |            |
| 経営相談事業                                | 4,498,920  | 3,320,000  | 498,720    |            |
| 居住環境整備事業                              | 1,200,000  | 3,200,000  | 3,000,000  | 4,400,000  |
| 職業訓練助成                                | 4,100,000  | 0          | 0          |            |
| 転業・開業助成事業                             |            | 0          | 588,660    | 2,743,550  |
| 計                                     | 9,798,920  | 6,520,000  | 4,087,380  | 7,143,550  |
| ii まちづくり推進事業                          |            |            |            |            |
| 研修見学会                                 | 1,400,000  | 1,400,000  | 1,400,000  |            |
| 都市経営調査                                |            |            |            |            |
| まちづくり推進事業                             |            |            |            |            |
| 緑化調査研究事業                              | 0          | 1,550,000  | 0          |            |
| 土地利用実態調査                              |            |            |            | 4,000,000  |
| 土地利用事業                                |            | 7,673,000  |            | 11,414,420 |
| センター事業<br>(タウンセンター・<br>駅前センター・近隣センター) | 5,000,000  | 4,580,000  | 15,630,290 | 3,719,680  |
| 計                                     | 6,400,000  | 15,203,000 | 17,030,290 | 19,134,100 |
| iii 地域交流推進事業                          |            |            |            |            |
| コミュニティ助成                              | 0          | 1,550,000  | 0          | 1,500,000  |
| 広報事業                                  |            | 0          | 2,000,000  | 1,500,000  |
| 会館事業                                  |            |            |            |            |
| 計                                     | 0          | 1,550,000  | 2,000,000  | 3,000,000  |
| 事業費計                                  | 16,198,920 | 23,273,000 | 23,117,670 | 29,277,650 |
| 管理費計                                  | 8,539,466  | 10,126,649 | 10,333,866 | 10,364,343 |
| 事業費・管理費計                              | 24,738,386 | 33,399,649 | 33,451,536 | 39,641,993 |



(昭和 6 0 年度～昭和 6 3 年度)

|                                       | 昭和 60 年度   | 昭和 61 年度   | 昭和 62 年度   | 昭和 63 年度   |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| i 生活再建対策事業<br>経営相談事業                  |            |            |            |            |
| 居住環境整備事業                              | 4,400,000  | 6,000,000  | 6,000,000  | 6,000,000  |
| 職業訓練助成                                |            |            | 0          | 10,260     |
| 転業・開業助成事業                             | 3,350,000  | 4,591,400  | 8,671,555  | 2,401,050  |
| 計                                     | 7,750,000  | 10,591,400 | 14,671,555 | 8,411,310  |
| ii まちづくり推進事業<br>研修見学会                 |            |            |            |            |
| 都市経営調査                                |            |            | 4,645,000  | 4,000,000  |
| まちづくり推進事業                             |            |            |            |            |
| 緑化調査研究事業                              | 1,859,390  |            | 0          |            |
| 土地利用実態調査                              | 3,000,000  | 5,500,000  | 4,760,000  | 4,270,000  |
| 土地利用事業                                | 4,414,300  | 16,510,156 | 1,372,770  | 5,564,441  |
| センター事業<br>(タウンセンター・<br>駅前センター・近隣センター) | 6,442,260  | 5,942,733  | 17,933,360 | 10,459,050 |
| 計                                     | 15,715,950 | 27,952,889 | 28,711,130 | 24,293,491 |
| iii 地域交流推進事業<br>コミュニティ助成              | 2,325,040  | 3,220,000  | 6,020,000  | 6,020,000  |
| 広報事業                                  | 2,040,000  | 2,500,000  | 2,413,000  | 2,200,000  |
| 会館事業                                  |            |            | 1,500,000  | 1,500,000  |
| 計                                     | 4,365,040  | 5,720,000  | 9,933,000  | 9,720,000  |
| 事業費計                                  | 27,830,990 | 44,264,289 | 53,315,685 | 42,424,801 |
| 管理費計                                  | 12,214,351 | 12,797,318 | 13,284,219 | 17,803,553 |
| 事業費・管理費計                              | 40,045,341 | 57,061,607 | 66,599,904 | 60,228,354 |

(平成元年度～平成4年度)

|                                       | 平成元年度      | 平成2年度      | 平成3年度      | 平成4年度      |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| i 生活再建対策事業                            |            |            |            |            |
| 経営相談事業                                |            | 0          | 4,178,190  | 950,000    |
| 居住環境整備事業                              | 6,000,000  | 6,000,000  | 6,000,000  | 6,000,000  |
| 職業訓練助成                                |            |            |            |            |
| 転業・開業助成事業                             | 5,002,053  | 6,202,856  | 7,533,499  | 8,150,284  |
| 計                                     | 11,002,053 | 12,202,856 | 17,711,689 | 15,100,284 |
| ii まちづくり推進事業                          |            |            |            |            |
| 研修見学会                                 |            |            |            |            |
| 都市経営調査                                | 2,218,932  | 1,857,108  | 2,423,534  | 2,920,402  |
| まちづくり推進事業                             |            |            |            |            |
| 緑化調査研究事業                              |            |            |            |            |
| 土地利用実態調査                              | 4,698,860  | 6,000,000  | 6,500,000  | 2,214,500  |
| 土地利用事業                                | 796,401    | 830,383    | 1,142,148  | 1,321,770  |
| センター事業<br>(タウンセンター・<br>駅前センター・近隣センター) | 8,965,043  | 9,405,222  | 8,517,190  | 10,381,449 |
| 計                                     | 16,679,236 | 18,092,713 | 18,582,872 | 16,838,121 |
| iii 地域交流推進事業                          |            |            |            |            |
| コミュニティ助成                              | 2,431,915  | 2,818,572  | 1,810,000  | 3,416,919  |
| 広報事業                                  | 2,299,990  | 2,362,748  | 2,457,572  | 3,044,000  |
| 会館事業                                  | 2,932,400  | 2,001,080  | 92,839     | 77,705     |
| 計                                     | 7,664,305  | 7,182,400  | 4,360,411  | 6,538,624  |
| 事業費計                                  | 35,345,594 | 37,477,969 | 40,654,972 | 38,477,029 |
| 管理費計                                  | 18,672,072 | 20,074,525 | 22,256,629 | 23,063,568 |
| 事業費・管理費計                              | 54,017,666 | 57,552,494 | 62,911,601 | 61,540,597 |

(平成5年度～平成8年度)

|                                       | 平成5年度      | 平成6年度      | 平成7年度      | 平成8年度       |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|-------------|
| i 生活再建対策事業                            |            |            |            |             |
| 経営相談事業                                | 1,900,000  | 1,065,300  | 259,454    | 440,138     |
| 居住環境整備事業                              | 6,000,000  | 6,000,000  | 6,000,000  | 6,000,000   |
| 職業訓練助成                                |            |            |            |             |
| 転業・開業助成事業                             | 8,160,044  | 7,186,581  | 5,142,584  | 4,360,706   |
| 計                                     | 16,060,044 | 14,251,881 | 11,402,038 | 10,800,844  |
| ii まちづくり推進事業                          |            |            |            |             |
| 研修見学会                                 |            |            |            |             |
| 都市経営調査                                | 2,013,913  | 2,021,804  | 1,800,127  | 1,732,524   |
| まちづくり推進事業                             |            |            |            |             |
| 緑化調査研究事業                              |            |            |            |             |
| 土地利用実態調査                              | 2,987,000  | 1,537,200  | 0          | 0           |
| 土地利用事業                                | 800        | 121,514    | 769,058    | 681,910     |
| センター事業<br>(タウンセンター・<br>駅前センター・近隣センター) | 5,291,549  | 5,876,481  | 3,865,605  | 2,254,956   |
| 計                                     | 10,293,262 | 9,556,999  | 6,434,790  | 4,669,390   |
| iii 地域交流推進事業                          |            |            |            |             |
| コミュニティ助成                              | 2,811,600  | 3,126,822  | 1,998,606  | 3,133,243   |
| 広報事業                                  | 2,944,400  | 1,476,000  | 1,473,200  | 1,400,000   |
| 会館事業                                  | 55,170     | 3,714,649  | 53,376,409 | 73,481,354  |
| 計                                     | 5,811,170  | 8,317,471  | 56,848,215 | 78,014,597  |
| 事業費計                                  | 32,164,476 | 32,126,351 | 74,685,043 | 93,484,831  |
| 管理費計                                  | 22,727,026 | 24,012,771 | 22,025,200 | 27,879,414  |
| 事業費・管理費計                              | 54,891,502 | 56,139,122 | 96,710,243 | 121,364,245 |

(平成9年度～平成12年度)

|                                       | 平成9年度       | 平成10年度     | 平成11年度     | 平成12年度     |
|---------------------------------------|-------------|------------|------------|------------|
| i 生活再建対策事業                            |             |            |            |            |
| 経営相談事業                                | 4,052,937   | 2,601,856  | 2,316,664  | 1,230,955  |
| 居住環境整備事業                              | 6,000,000   | 4,800,000  | 4,800,000  | 4,000,000  |
| 職業訓練助成                                |             |            |            |            |
| 転業・開業助成事業                             | 4,273,770   | 3,248,854  | 2,384,620  | 1,995,170  |
| 計                                     | 14,326,707  | 10,650,710 | 9,501,284  | 7,226,125  |
| ii まちづくり推進事業                          |             |            |            |            |
| 研修見学会                                 |             |            |            |            |
| 都市経営調査                                | 1,607,983   | 1,489,042  | 1,255,103  |            |
| まちづくり推進事業                             |             |            |            | 1,270,308  |
| 緑化調査研究事業                              |             |            |            |            |
| 土地利用実態調査                              |             |            |            |            |
| 土地利用事業                                | 432,576     | 530,886    | 384,462    |            |
| センター事業<br>(タウンセンター・<br>駅前センター・近隣センター) |             |            |            |            |
| 計                                     | 2,040,559   | 2,019,928  | 1,639,565  | 1,270,308  |
| iii 地域交流推進事業                          |             |            |            |            |
| コミュニティ助成                              | 258,098     | 776,366    | 669,570    | 3,081,938  |
| 広報事業                                  | 1,200,000   | 2,700,640  | 2,603,000  | 1,531,840  |
| 会館事業                                  | 69,850,434  | 6,228,352  | 5,969,937  |            |
| 計                                     | 71,308,532  | 9,705,358  | 9,242,507  | 4,613,778  |
| 事業費計                                  | 87,675,798  | 22,375,996 | 20,383,356 | 13,110,211 |
| 管理費計                                  | 17,061,544  | 15,905,714 | 16,574,820 | 23,327,848 |
| 事業費・管理費計                              | 104,737,342 | 38,281,710 | 36,958,176 | 36,438,059 |



(平成13年度～平成16年度)

|                                       | 平成13年度     | 平成14年度     | 平成15年度     | 平成16年度     |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| i 生活再建対策事業                            |            |            |            |            |
| 経営相談事業                                |            |            |            |            |
| 居住環境整備事業                              | 1,000,000  |            |            |            |
| 職業訓練助成                                |            |            |            |            |
| 転業・開業助成事業                             | 1,087,062  | 2,012,352  | 782,700    | 51,200     |
| 計                                     | 2,087,062  | 2,012,352  | 782,700    | 51,200     |
| ii まちづくり推進事業                          |            |            |            |            |
| 研修見学会                                 |            |            |            |            |
| 都市経営調査                                |            |            |            |            |
| まちづくり推進事業                             | 6,062,904  | 6,001,332  | 4,006,173  |            |
| 緑化調査研究事業                              |            |            |            |            |
| 土地利用実態調査                              |            |            |            |            |
| 土地利用事業                                |            |            |            |            |
| センター事業<br>(タウンセンター・<br>駅前センター・近隣センター) |            |            |            |            |
| 計                                     | 6,062,904  | 6,001,332  | 4,006,173  | 0          |
| iii 地域交流推進事業                          |            |            |            |            |
| コミュニティ助成                              | 6,035,206  | 2,101,596  | 2,101,746  | 608,290    |
| 広報事業                                  | 985,349    | 1,078,450  | 1,248,875  |            |
| 会館事業                                  |            |            |            |            |
| 計                                     | 7,020,555  | 3,180,046  | 3,350,621  | 608,290    |
| 事業費計                                  | 15,170,521 | 11,193,730 | 8,139,494  | 659,490    |
| 管理費計                                  | 36,942,672 | 23,554,399 | 23,164,243 | 28,887,825 |
| 事業費・管理費計                              | 52,113,193 | 34,748,129 | 31,303,737 | 29,547,315 |

(昭和56年度～平成16年度 計)

|                                   | 計             |
|-----------------------------------|---------------|
| i 生活再建対策事業                        |               |
| 経営相談事業                            | 27,313,134    |
| 居住環境整備事業                          | 102,800,000   |
| 職業訓練助成                            | 4,110,260     |
| 転業・開業助成事業                         | 89,920,550    |
| 計                                 | 224,143,944   |
| ii まちづくり推進事業                      |               |
| 研修見学会                             | 4,200,000     |
| 都市経営調査                            | 29,985,472    |
| まちづくり推進事業                         | 17,340,717    |
| 緑化調査研究事業                          | 3,409,390     |
| 土地利用実態調査                          | 45,467,560    |
| 土地利用事業                            | 53,960,995    |
| センター事業<br>(タウンセンター・駅前センター・近隣センター) | 124,264,868   |
| 計                                 |               |
| iii 地域交流推進事業                      |               |
| コミュニティ助成                          | 57,815,527    |
| 広報事業                              | 41,459,064    |
| 会館事業                              | 220,780,329   |
| 計                                 | 320,054,920   |
| 事業費計                              | 822,827,866   |
| 管理費計                              | 461,594,035   |
| 事業費・管理費計                          | 1,284,421,901 |



## 第4章 (財)生活対策協会から(特)記念協会へ

### 1 まちづくりの推進

港北ニュータウン事業区域を核とした新しいまちづくりが始まる。

1981(昭和56)年9月 「港北地区町界町名施設名調査研究報告書」

(特)記念協会ホームページ参照。

新しい町にふさわしい町名、施設名、町割りを決める為の調査が始まる。実に詳細な調査、分析がされており、大変貴重な報告書です。これも一読をお薦めします。以下に少し抜粋します。

#### \*町名の由来・町の変遷・字名の由来

##### 1) 町名の由来

###### a) 北山田町、東山田町、南山田町＝山田(3町を統合していた)

地形的に山際に沿って流れる早淵川の清流により、早くから田が開かれて、山田神社がその中心にあったことから名付けられたと云われる。

###### b) 中川町

明治22年市制町村制の施行において、5ヶ村(山田村・牛久保村、大棚村、勝田村、茅ヶ崎村)が合併した際、適当な名前がなく、これら諸村の中央に小川があったことで中川とした。

###### c) 茅ヶ崎町

都筑丘陵の南端に位置し、その形状から名付けられたのではないかと云われる。

###### d) 大棚町

“タナ”はタンボボの古名の田菜ということで、タンボボの咲きそろっている里を意味するという説、棚はかいて棚つまり養蚕を意味するという説がある。

###### e) 勝田町

地形的に早淵川の水利を得て、稲作に適した田園がつくられ、すぐれた稲作と熟りを願って勝田と付けたと云われる。(古くは鍛冶田郷とも云われる)

###### f) 新羽町

鳥山川との合流点で潮がとどこおるために荷を降ろすようになり、荷降場が新羽と呼ばれるようになったという説と、湿地帯は羽と云い、新しい沼地を新つ羽と呼んだという説、さらに、羽沢村民がこの地に移り住んだためとする説がある。

###### g) 荏田町

源平盛衰記等の書に、源義経につかえて当地(八幡神社)にゆかりのある荏田源三という名がみられるが、地名との関係その由来などはさだかではない。

###### h) 東方町

古くは池辺村の内にあったが、その東寄りにあたる地域であったためについたと云われる。

###### i) 池辺町

村内の宗忠寺の前に古池があったことから名付けたと云われる。古くは北条氏分国の頃、この地の小代官を勤めたという者の子孫の久米吉(江戸時代)が所蔵する、太

閣秀吉の狼籍制禁の札（天正18年）にもイコノヘが見られる。

j) その他の町名の由来は不明

## 2) 町の変遷

古くは天正18年（1591）から当地の各町の名が表われるが、その頃には「武蔵国都筑小机之庄内」あるいは師岡庄内の郷として扱われていた。江戸時代には全域が「武蔵国都筑郡」に属する村であったが、現在使われている町名は「中川町」を除いて全てが村名として使われている。

明治時代には2年、5年、6年、11年、22年、44年とたびたび町村の改編が行われたが、基本的には現在の町の単位は変わらず、昭和14年に横浜市において現在の町が設定された。

## 3) 字名の由来

港北地区は地形・動物名による字名が多い。主として、～谷、～原、～坂であるが、集落が集中していること、田・畑や道路があることなどから「～谷」が圧倒的に多い。その他には、ゆかりのある神社・屋敷を意味するものがあるが、城に関係する地名も多い。城は周辺地域を含むと、港北地区に4ヶ所あったとみられ、荏田城・茅ヶ崎城のほか、北山田町の北部、池辺町と川和町の境界附近に出城があったと思われる。

# \*町名の設定の方針

## 1) 町名の設定

前章の町割の検討で設定した区画整理施行地区外を含む87の町単位をもとに町名を設定する。この場合、前章で設定した既存町を存続させる町については、町名もそのまま存続させることとする。

区画整理施行地区内における町名設定に際しては、基本的には79ヶ町の町単位について行なうが、個々の町単位全てに一律の概念でつけるのには困難がある。そこで、いくつかの町単位をまとめて統合名をつけることとしたい。統合名の設定範囲は中学校区規模が適当と思われる。これは、ほぼ幹線街路系で区切られる範囲であり、歩行者専用道路網とそれに連環する公益的施設配置（オレンジ系）や緑道・公園の配置計画（グリーン系）などの地区コミュニティの形成要素がまとまりをもつ範囲と斉合するものである。



## 2) 町名(住居表示)の型式

“横浜市住居表示整備要綱”によれば、住居表示の仕方は「〇〇町(丁目)〇番〇号」  
港北地区においても基本的にその型式に準拠するものとする。ただし、町単位につける  
名称は各町の特徴をもとに、住民の意向を尊重しつつ下記の2種類の型式のうちどちら  
かを採用することとしたい。

- |                     |                      |       |      |
|---------------------|----------------------|-------|------|
| a) 一定の方向性をもたせて、一丁目、 | <input type="text"/> | 〇丁目   | 〇番〇号 |
| 二丁目……と通し番とする。       | 統 合 名                | 町 単 位 |      |
| (例……茅ヶ崎一丁目1番1号)     | (中学校区規模)             |       |      |
| b) 中学校区規模の町名の選択方法に準 | <input type="text"/> | 〇 〇   | 〇番〇号 |
| じて各町単位に個有名詞を付する。    |                      |       |      |
| (例……茅ヶ崎東前1番1号)      |                      |       |      |

## 3) 命名の方法

新町名の設定にあたっては、中学校区規模(統合名)、地域によっては町単位に命名  
することとなろうが、現在の町名字名の保存を図る意味で、少なくとも統合名には地域  
になじみの深い字名やよく使われている地名(俗称)を採用することが望ましい。ただ  
し、町単位につける名称においては、旧来の地名を採用する地、タウンセンターや集合  
住宅地などニュータウンのイメージの強い地区や固有の性格をもつ特徴的な地区には、  
それぞれの特徴を生かした新名称をつけても良いこととしたい。

## \* 町名設定区域

町割の検討で設定した町単位を、それぞれにおける施設計画・交通計画等による計画的位  
置付け、計画学区区との斉合性、規模・形状等地域的特性に応じて中学校区規模でグルー  
ピングすると、区画整理施行地区内(一部地区外を含む)で15のグループが得られる。(図2  
ー3参照)このグループを統合名設定区域とするが、町単位を最大で8町、最小で2町、平  
均すると5町含む規模となる。面積・住戸数・街区数の平均値はそれぞれ、93.9ha/統合名  
区域、3,775戸/統合名区域、129街区/統合名区域である。

## \* 命名の方策

統合名は基本的に字名・現在よく使われている地名(俗称)を採用したいが、各統合名区  
域とそれに対応する(位置的に含まれる)現町・字は表2ー3に示すとおりである。

また、町として固有の性格を有する町は、総合公園地区、センター地区、集合住宅地区な  
ど14ヶ町あり、これらについては字名等現地名を採用しても良いが、積極的に新名称を検討

するのも良いと思われる。新名称の設定は、地形・景観・位置などの地域状況によるもの、植生（並木・シンボリック樹木）によるもの、人工物によるものなど、その方策はいくつか考えられるが、近年全国的に流行している～が丘・～台といった名称やカタカナの名称・合成名称はできるだけ避け、各町の特長、ひいては港北ニュータウンの特性が表現される名称としたい。

字名・俗称地名の採用においても、当用漢字に含まれないもの、明らかに暗いイメージ、適切でない語感をもつものは避け、地域に馴染んでいる名称・地名としての古さ・由緒のある名称を優先することが望ましい。

## \* 港北区・緑区の旧村名及び史跡等

1985(昭和60)年3月「港北ニュータウン・サイン基本計画」施設名等検討の調査報告書から抜粋(特)記念協会ホームページ参照)。

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 全体   | 豆ヶ崎(古名)→都筑郡<br>石川・立野 →牧(左馬寮所管)、思田尉、御厨                                          |
| 茅ヶ崎村 | 〔血ヶ崎〕寿福寺(長福寺)、正覚寺、杉山神社(スキヤマノとの説あり)、貝塚、綱崎山遺跡、茅ヶ崎城(多田行綱館)                        |
| 山田村  | 〔やまた〕(東、南、北山田、すみれが丘)長瀬山、太子堂山、諏訪山、権現山、南堀貝塚、長泉寺                                  |
| 牛久保村 | 〔牛窪〕(牛久保、すみれが丘)南北に山、長徳寺(常仙寺)                                                   |
| 大瀬村  | (大瀬下山田村)矢倉沢往還、中原道、慈眼寺(大徳寺)、専善寺、歳勝土遺跡、大塚(中川町)                                   |
| 吉田村  | (新吉田町)早瀬川、表吉田、裏吉田、天台宗正福寺……釈迦如来像(平安～鎌倉)、十一面観音、北川貝塚(先土器、縄文、弥生平安の遺跡)、宮ノ原貝塚、神隠丸山遺跡 |
| 新羽村  | 〔にっぱ〕(新羽町)西方寺……注大般涅槃經 卷30(唐の章詒)、木造大吉祥菩薩立像、鷹の捉鯛場                                |
| 勝田村  | 〔鍛冶田〕(勝田町)丸山、蛇山、玄蕃山、八段山、権太池(かつてミヤコタナゴ棲息)                                       |
| 川和村  | 〔川輪・河和〕(川和町)佐江戸との境を貝の坂、花見山遺跡、精進場橋、地藏渡                                          |
| 荏田村  | (荏田町)洪沢谷、柚木谷、和泉谷、下宿、中宿、上宿、剣神社、荏田城跡、華蔵台遺跡、矢崎山古墳、富士塚遺跡、長者原遺跡                     |
| 大熊村  | (大熊町)大熊仲町遺跡                                                                    |
| 折本村  | (折本町)前ヶ谷、蛇谷、新富権現、淡島社、折本貝塚、折本西原遺跡                                               |
| 東方村  | 〔池辺の東〕(東方町)江川(大熊川)、殿山、しこ山、ほしや嶺、へび谷、狸窪、長坂                                       |
| 池辺村  | 〔いこのべ〕〔伊子野辺〕(池辺町)かみあい谷、をきか谷、滝ヶ谷、葛ヶ谷、猫ヶ谷、虎ヶ谷、三の丸遺跡、池辺第14遺跡                      |
| 佐江戸村 | (佐江戸町)谷本川=思田川と合流、田の付く地名が多い、ちちろけ谷、御所ヶ谷、平台、御蔵山、猿山渡戸、中原道馬籠場落合橋、阿弥陀坂、坂町坂、出崎坂       |

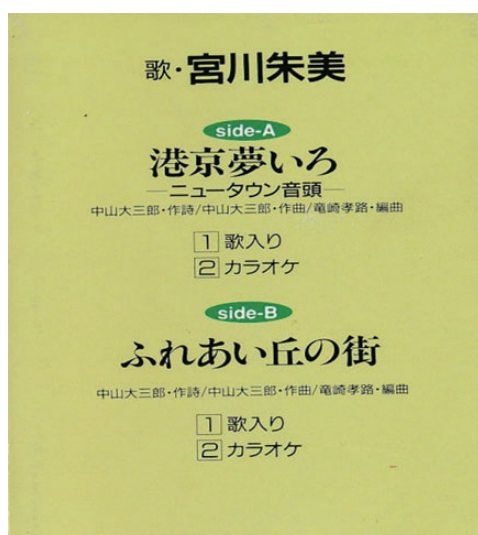
1989(平成元)年2月8日(財)対策協会事務所移転

横浜市の都筑区役所前身の行政サービスセンター内に事務所を置く。  
行政サービスセンターは2回移転している。

## 1993(平成5)3月 幻の区名と音頭

港北NT事業を積極推進した地元は新行政区の早期設置運動として新区名を考えその音頭を作りました。新区名や音頭は、その後の横浜市による区名募集と区名設定委員会の審議、決定を受け現在の都筑区になったため幻となった。地元のまちづくりへの強い思いを感じます。

\*曲も聞けます。(特)記念協会ホームページの＜郷土資料＞参照





# ふれあい丘の街〔宮川朱美〕

中山大三郎・作詩曲／竜崎孝路・編曲

一、北から来た人 西から来た人  
東から 南から 来た人たちが  
心のふるさと ゆめとのかげを  
夢みでは 築きあげ このニュータウン

※  
ヤアヤア おでかけですか  
アラマア おひきしぶり  
小鳥がさえずります  
風は花の香り  
ヨコハマの ゆめやかな  
丘にある わがまち

二、自慢じゃないけど 自慢をさせてよ  
清らかな せせらぎも 富士山もある  
縄文時代も 戦国時代も  
そこにに 残ります このニュータウン

※  
ネエネエ たのしいですね  
ホントヨ 朝も昼も  
日射しがまぶしいです  
雲はしあわせいろ  
ヨコハマの ゆめやかな  
丘にある わがまち

※田んぼで



\*曲タイトルの「港京」は新区名選定時の候補区名の1つで応募数2位。

1991(平成3)年9月 「横浜市行政区再編成の記録」

新しい行政区(都筑区)の区域の検討、決定。

(特)記念協会ホームページを参照。

1994(平成6)年1月 新区名決定

(1)区名募集

応募集計



| D 区 |     |     | 区  |        |     |
|-----|-----|-----|----|--------|-----|
| 順位  | 名称  | 件数  | 順位 | 名称     | 件数  |
| 1   | 光   | 687 | 11 | 曙      | 234 |
| 2   | 港京  | 681 | 12 | 中川     | 241 |
| 3   | 陽光  | 571 | 13 | すみれ    | 212 |
| 4   | 北   | 514 | 14 | 東      | 210 |
| 5   | 若葉  | 487 | 15 | ニュータウン | 182 |
| 6   | 平成  | 390 | 16 | 青葉     | 163 |
| 7   | 富士見 | 374 | 17 | 新生     | 159 |
| 8   | 都筑  | 316 | 18 | 新緑     | 132 |
| 9   | 望   | 308 | 19 | 茜      | 123 |
| 10  | 桜   | 247 | 19 | 中央     | 123 |

## (2) 区名設定委員会の決定

\* 新区名 都筑区

\* 理由 ① 新区の区域全体を含み、広く区民に定着している。

歴史的な由緒ある地名を、将来に向け大切に継承したい。

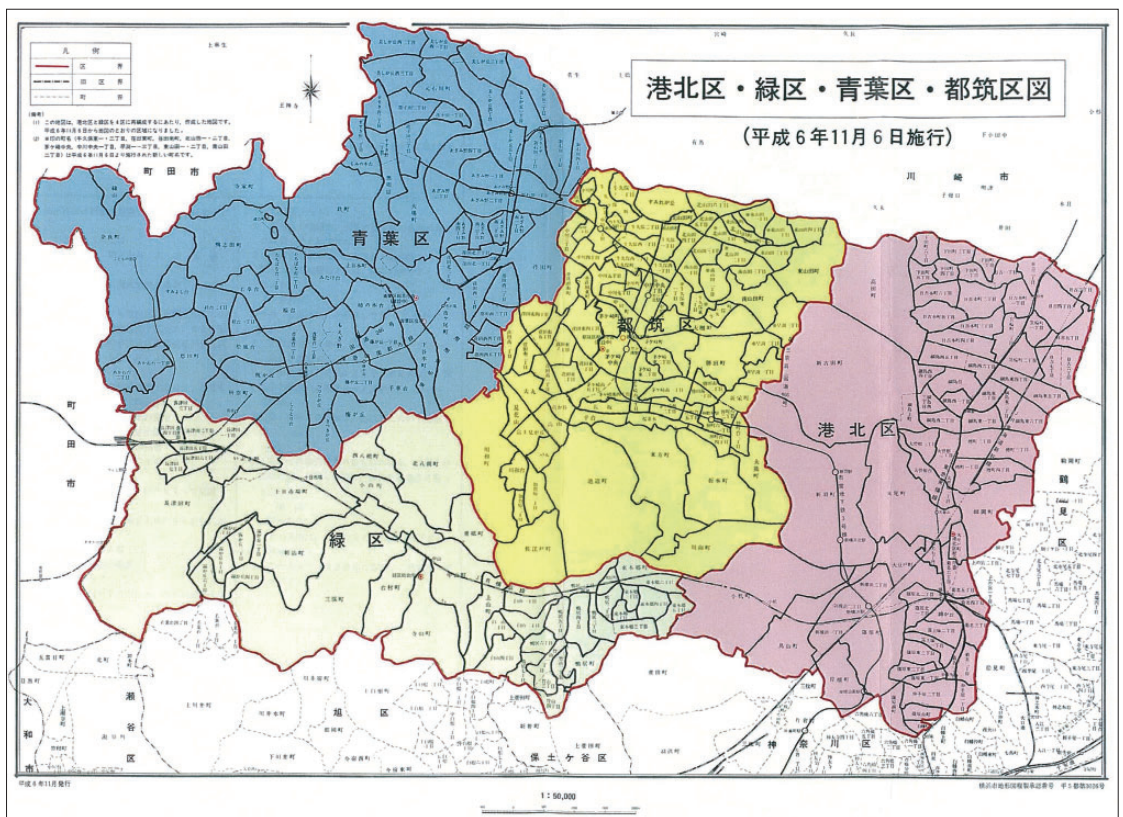
② 奈良時代から続く歴史ある地名にちなみ、これからの街づくりが新しい「都を筑(きず)く」という区民の総意で進むことを願って。

③ 応募数上位で幅広い市民の支持があったため

1994(平成6)年10月3日 (財)生活対策協会事務所移転

まちづくり館(公団所有)の一部を借りて事務所とした。

1994(平成6)年11月 都筑区誕生





〔表 3 行政区再編成と同時に施行する町区域の設定及び変更〕

(もとの町区域からみた場合)

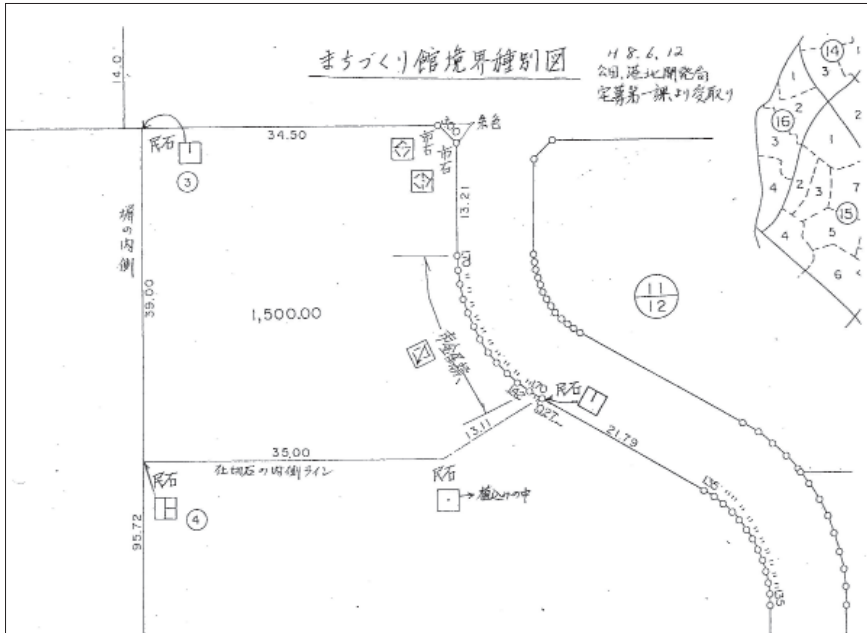
| 11月5日以前 |         | 11月6日以降        |                                                    |
|---------|---------|----------------|----------------------------------------------------|
| 区 名     | 町 名     | 区 名            | 町 名                                                |
| 港 北 区   | 牛 久 保 町 | 都 筑 区<br>青 葉 区 | 牛久保町, 牛久保東一・二丁目, 中川中央一丁目<br>新石川四丁目                 |
|         | 荏 田 町   | 都 筑 区          | 茅ヶ崎中央                                              |
|         | 大 棚 町   | 都 筑 区          | 大棚町, 牛久保東一・二丁目, 早瀬二丁目                              |
|         | 勝 田 町   | 都 筑 区          | 勝田町, 早瀬一・二丁目                                       |
|         | 北 山 田 町 | 都 筑 区          | 北山田町, 北山田一・二丁目, 東山田一・二丁目,<br>南山田二丁目                |
|         | 新 吉 田 町 | 港 北 区<br>都 筑 区 | 新吉田町<br>早瀬一～三丁目, 勝田町                               |
|         | 茅 ヶ 崎 町 | 都 筑 区          | 茅ヶ崎町, 茅ヶ崎中央, 茅ヶ崎南二丁目                               |
|         | 中 川 町   | 都 筑 区<br>青 葉 区 | 中川町, 牛久保東一丁目, 中川二丁目, 中川中央<br>一丁目<br>荏田町, 新石川四丁目    |
|         | 新 羽 町   | 港 北 区<br>都 筑 区 | 新羽町<br>勝田町                                         |
|         | 東 方 町   | 都 筑 区          | 茅ヶ崎南二丁目                                            |
|         | 東 山 田 町 | 都 筑 区          | 東山田町, 東山田一・二丁目                                     |
|         | 南 山 田 町 | 都 筑 区          | 南山田町, 牛久保東二丁目, 北山田二丁目, 早瀬<br>二・三丁目, 南山田二丁目         |
| 緑 区     | 荏 田 町   | 青 葉 区<br>都 筑 区 | 荏田町, 新石川四丁目<br>荏田町, 荏田東町, 荏田南町, 荏田南四丁目, 荏<br>田南五丁目 |
|         | 佐 江 戸 町 | 都 筑 区<br>緑 区   | 佐江戸町<br>青砥町                                        |

〔表 4 都筑区に存在する荏田町〕

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都 筑 区<br>荏 田 町 | 荏田町 2 番の 1, 2 番の 4, 2 番の 8, 2 番の 9, 2 番の 10, 4 番の 1, 5 番,<br>6 番の 1, 7 番の 3, 8 番から 10 番, 11 番の 1, 11 番の 3, 15 番の 1, 15 番の<br>4, 19 番の 2 から 19 番の 4, 20 番の 1, 20 番の 3 から 20 番の 5, 21 番の 1, 22<br>番, 23 番の 1, 28 番の 3, 36 番の 1, 37 番の 1, 38 番の 1, 39 番の 1, 40 番,<br>41 番の 1 から 41 番の 3, 42 番の 1 から 42 番の 4, 43 番の 甲, 43 番の 2, 44 番,<br>45 番の 1, 45 番の 2, 46 番から 49 番, 50 番の 1, 50 番の 3, 51 番の 1, 51 番の<br>2, 52 番の 1, 52 番の 2, 53 番, 54 番の 1, 54 番の 2, 55 番の 1 から 55 番の 3,<br>56 番の 1, 56 番の 2, 57 番の 1, 57 番の 2, 58 番の 1, 58 番の 2, 59 番の 1,<br>59 番の 2, 60 番の 1 から 60 番の 3, 61 番の 1, 61 番の 2, 62 番の 2, 63 番の 2,<br>64 番の 2, 65 番の 2, 66 番の 3, 67 番の 3, 71 番の 3, 74 番の 2 から 74 番の 4,<br>75 番の 1, 75 番の 2, 76 番から 88 番, 89 番の 1, 89 番の 3, 90 番の 1, 95 番の<br>1, 100 番の 1, 101 番, 103 番の 3, 104 番の 3, 105 番の 2, 105 番の 3, 106<br>番の 1, 106 番の 2, 107 番, 108 番の 2, 109 番の 2, 111 番の 2, 112 番の 2, 1<br>16 番の 5 |
| 青 葉 区<br>荏 田 町 | 上記を除く荏田町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

1996(平成9)年7月11日 まちづくり館用地取得

(財)生活対策協会の運営資金が厳しくなっていく中で、横浜市、公団、(財)生活対策協会の3者の覚え書きに従い、経年すれば土地は高騰するからと購入。後年のまちづくり館の購入時よりはまだ資金があったため理事会でも反対もなかったようである。



1996(平成8)年9月 港北NT事業竣工：換地処分

1996(平成8)年11月 港北ニュータウン事業推進連絡協議会解散

港北NT事業の住民参加の場と言われた同会が換地処分に伴い解散した。議事録には多くの参加者が記載され、詳細な事業経過が報告されている。

第4章 資料1 P137 港北NT事業推進連絡協議会 総会議案書(第11回-最終-)

その他資料「港北ニュータウン四半世紀の都市づくりの記録」第1章計画、第2節住民参加の系譜」(特)記念協会ホームページ参照。

1997(平成9)年4月20日 小規模宅地所有者会解散式

「宅地会25年間の歩み 記念誌」(特)記念協会ホームページ参照

小規模宅地会については、公団出版の「四半世紀都市づくり記録」や金子三千男氏著の「覚書 港北ニュータウンと共に33年」に若干、記述されているが、その活動については不明でした。

(特)記念協会やその前身の(財)生活対策協会は、用地先買協力者を対象

とした組織であり、またその関係者の組織でした。したがって小規模宅地所有者会の活動記録は全くありませんでした。

私は予てより、市民参加を標榜した港北NT事業のまちづくりの全貌を知るには同宅地会の活動を明らかにすることが必要と思い、その資料を探していたところ佐藤鐵雄氏の所在を知り、早速訪問し、趣旨を説明したところ、上記の記念誌と\*その他の資料を示され、「このまま埋もれてしまうのは残念と思っていました。是非、お役立ていただきたい」と申され、寄贈していただきました。一読、感動しました。

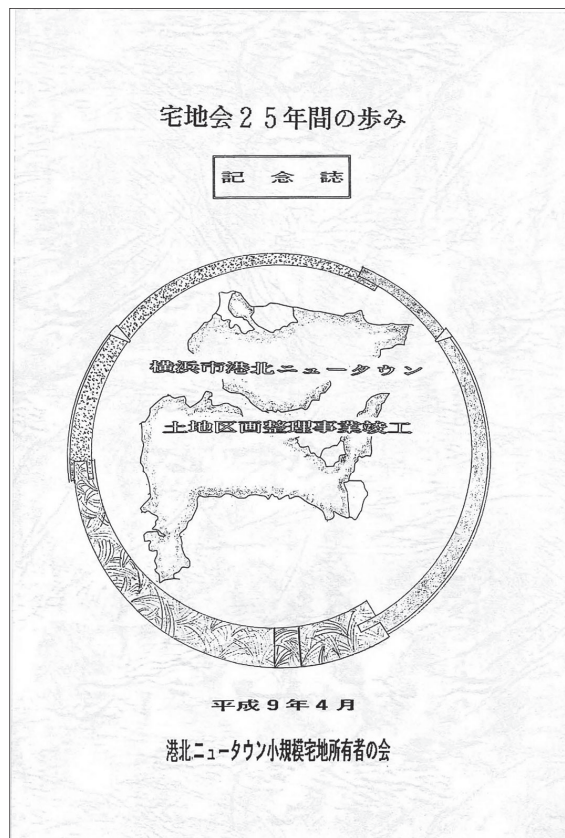
港北NT事業は、一部では無く多くの地元住民が智恵を絞り、苦勞し、団結し成し遂げた、まさに「市民参加のまちづくりだった!!」。

記念誌の「表紙」、「はしがき」、「宅地会25年を顧みて」(会長佐藤鐵雄氏)を紹介します。資料の劣化で、読みにくいと思いますが一読を。

\*その他資料(特) 記念協会ホームページ

「港北ニュータウン小規模宅地所有者の会」〈まちづくりのソフト面〉  
〈まちづくりに関する広報・情報誌・記録集〉に登載

表紙



はしがき

平成9年4月

25年に亘る「宅地会」運動の解散に当たって、本部役員会で記念誌の編集を決定したのは、平成8年10月でした。

企画から発行まで、わずか6ヶ月という厳しい制約があるにもかかわらず、一部の人の回顧に終わらせたくない、私達が「住民参加の街づくり」に取り組んできた、様々な活動の記録が、これから私達と同じ街づくりをする人達にも「転ばぬ先の杖」として、お役に立てれば、やって来た事が無駄ではなかったと、意を決してスタートしました。

この「宅地会」運動の全ては、主体性、連帯性を主眼とした手法で取り組んで来ました  
◇表題は、宅地会25年間の歩み

◇本誌は、25年の歩みを年表形式で表し、その一行一行に凝縮されており、汗と涙の思いが滲んでいて、それぞれの胸に去来するものがあります。

投稿にご協力頂いた皆さんの文面からも伺い知る事が出来ます。

◇初代会長を始め、主旨に賛同する人達の「宅地会」創設当時の精力的な情報収集と活動

◇現会長の長期に亘る、綿密且つ、積極的な行動力が多くの会員の牽引力となった

◇審議委員は会員に推薦された重要性と、小宅地所有者を守る立場に立っての公正な審議

◇財政部は財政管理と効率的な運用への姿勢で

◇広報部からの会報は、会の命脈なりとの使命を受けて、的確な情報の提供

◇婦人部は女性の目から見た「暮らしと街づくり」への参加

◇各支部役員は本部との密接な連携のもと、会員個々の問題提起と解決に務める

◇総務は会全体の総括的な役割

それぞれの役割に応じ、相互の信頼と団結力によって、今日まで続けられて来ました。

更には、当初、単なる住民運動から始まった事ではありましたが、この運動を通してそれぞれが得た、貴重な体験は、人生の宝として心に深く刻まれ、これからも大いに活かされて行くことでしょう。

そして、わが街「港北ニュータウン」の発展を心から願っています。

本誌は、編集に馴れない素人の手づくりによるもので、短時間の間に纏めましたので、不都合な箇所や、また、皆さん方にも不適切な表現と感じられる箇所があるかと存じますがこれらの責任は、全て編集委員にありますので、ご叱責を甘受する覚悟であります。

「宅地会」25年を顧みて 会長 佐藤鐵雄

事の起こりは、昭和42年に町会の回覧で、港北ニュータウン事業の記事を意識したのが始まりで、菊名の港北ニュータウン事務所に赴き伺ったところ、土地の先行買収、平均減歩は35%、造成の為家を取り壊して移転する。小宅地の扱いは判らないと云う返事で、土地を削られる意識だけが強く残った事を記憶しております。

其の後、新聞記事に計画が出始めるに従い、土地の減歩に不安が募り、近隣の小宅地の皆さんと話し合い、「牛久保宅地連絡会」を結成(会員は30人)し、区画整理の勉強会から始め、小宅地といえども減歩はあり得る、土地を出さなければ金銭を収める、工事が始まれば何処かに移転する等、他市の事例で知り、不安感が募ってきました。



昭和46年3月、横浜市長宛に小宅地者救済の陳情書を出しましたが、市長の回答は、「応分の負担」にご理解をと云う内容でした。この頃から会員は不安から不満の意向に変わっていきました。また、住宅公団の事務所に何人かで訪れましたが、区画整理の概要説明に止まり、核心の小宅地の救済には触れませんでした。

その頃、南山田町に宅地会が発足した事を知り、岸田会長、野村氏等と数回の会合を持ち、昭和47年4月から宅地会・牛久保第2支部として再出発する事になりました。

当地に移住して数年しか経っていない小宅地者にとって、(1)「土地は削られ」「清算金は取られ」更に「強制移転」となれば、一生借金漬けの脅迫観念と、(2)仮移転して造成後の家の建直して元の家が確保出来るのか、移転補償が判らないだけに、区画整理事業に対する反動は強いものがありました。

宅地会は、精力的に横浜市・公団に対し要望・小宅地者への対応、情報の公開を求め、交渉を積重ねましたが、地元の対策協議会とは事業への取組の違いが大きくなり、徐々に対立意識が芽生えてきました。

昭和49年、市・公団との交渉は頻繁に行われましたが、小宅地の救済策が示されない儘、事業計画案が昭和49年8月27日に認可され、各地区で工事説明会が開かれました

昭和50年に、土地区画整理審議会委員選挙の日程が決まり、本部は審議会に於いて小宅地の減歩・清算金無しの運動を押し進める為、会員獲得運動を各支部に要請しました。

川和の法務局出張所へ行き、公団から地権者を捜し出し、住所を調べ、電話を掛け、訪問と、会員夫々が勤務の合間を縫い、休日返上で大変な苦勞を致しましたが、第1期審議会選挙時では、会員数1300人となり、各支部皆さんの努力は報われました。

審議会選挙は地元からも立候補しており、宛ら通常選挙の様相を呈した選挙運動でしたが、投票の結果、第1地区13人、第2地区4人が当選しました。

選挙後、1500人を超えた宅地会に対し、市公団の姿勢が変わり、対策協議会への参加を呼び掛けてきました。会は組織体制、要綱、目標に隔たりがあるので、運営条件等について話し合いを続け、開発対策協議会が推進協議会に変革することを受けて昭和51年9月、中川住民協議会に参加していく事になりました。

昭和50年から55年までの審議会活動の中心は、小宅地の減歩率緩和獲得と、行政施策による従前宅地の確保、次いで直接移転の実現、小規模街区の設置等が挙げられます。

夫々の課題の結果を出す迄には紆余曲折があり、審議会49回、小委員会117回の回数は、10日に1回の割合で会議に応じた事になり、委員の意気込みは凄まじいの一言に尽きますが、その反面存置会員からは、「存置放置」との謗りを受けざるを得ませんでした。

会員の宅地面積は、20坪から60坪に集中しており、不適格住宅の救済を目的とした土地の買増し合併が進められ、徐々に移転者からも要望が高まり、買増しを審議会議題として乗せ、種々負担額で問題化しましたが、ゆとりのある街並みに貢献してきました。



昭和56年から平成2年にかけては、正に存置旋風の中で、存置対策に追われ、土地形状と、工事の遅延を越えた公団の壁の厳しさと、会員の要求の板挟みで困惑の日々でした。一人でも多く移転への修正審議、公団との集団交渉・個別交渉と、役員も審議員も修正に頑張りましたが、新規街区と比較すればとの怨みを受け止め、存置街区整備工事の中での対応に、役員の皆さんは努力しました。いま街区内を歩きますと、すっかり変貌した所も見受けられます。

昭和60年に入り、ニュータウン事業の遅れが目立ち始め、何時になったら終わるのかと不安が各支部から出され、会員も壮年から初老へと進み、異常なまでの土地高騰が事業終了後の清算金の負担を大きくし、生活を圧迫することは必至との意向から、公団には仮清算金実施の要請を続け、63年から審議会の議案として提案されて、平成元年に単価を確定し、平成2年より徴収・交付の業務に入り、平成7年に終了しました。

平成7年3月をもって、民有地の使用収益が完了し、平成8年5月に審議会は実質審議を終了し、9月末に換地処分の公告を行い、区画整理事業は終了しました。

既に港北ニュータウン推進連絡協議会は8年11月に解散し、次いで中川住民協議会も12月に解散に踏み切り、本清算も3月から業務対応に入り、宅地会の役目もほぼ終わった事になります。この25年間多くの人々が役員・支部長を担い、苦勞を重ねながら宅地会を維持して頂いた事に心より厚く御礼申し上げます。

## 1997(平成9)年7月 都筑区民の歌決定

都筑区を「ふるさとと実感でき、区民が心をひとつにして唄える歌をつくることを目的に平成9年7月に「都筑区民の歌制作委員会」(都筑区地域振興課)が発足し、楽曲の公募をし、約50曲の応募があり、都筑区民の歌として「都筑音頭」、「夢のつづき」の2曲が決定された。

### 都筑音頭

歌：一 愛(渡歌歌手)  
作詞：高橋 功(都筑区在勤)  
作曲・補作：中山 大三郎(作詞・作曲家)  
編曲(サンババージョン)：中山 大三郎

ハアー 都筑よいとこ 住み良いところ  
緑と川辺の あるところ  
芽ぶく栄える 希望の天地  
君も踊ろう あなたも踊ろう  
さあさ みんなで輪になって  
都筑音頭で 都筑音頭で  
ドドンとネ ソレシャシャンとネ アラさわやかに

ハアー 都筑よいとこ 自慢のところ  
はるかな歴史を 語る町  
日本一だよ いや世界一  
君も踊ろう あなたも踊ろう  
さあさ みんなで輪になって  
都筑音頭で 都筑音頭で  
ドドンとネ ソレシャシャンとネ アラしなやかに

ハアー 都筑よいとこ あかるいところ  
みんなが笑顔を みせながら  
声をかけあい あしたを語る  
君も踊ろう あなたも踊ろう  
さあさ みんなで輪になって  
都筑音頭で 都筑音頭で  
ドドンとネ ソレシャシャンとネ アラにぎやかに

### 夢のつづき

歌：中本 マリ(ジャズシンガー)  
境 信博(オペラ歌手)  
作詞・作曲：広井 茂(都筑区在勤)  
編曲・補作：照屋 正樹(洗足学園大学教授)  
編曲(ジャズバージョン)  
：中村 誠一(サクソ奏者、洗足学園大学講師)

どこまでも広い空 緑萌える大地  
吹きぬける風 めぐり来る 季節  
人々は集い 街が生まれ  
愛を育(はぐ)くみ 未来(あす)へと 伸びる道  
あなたとわたしが 夢の続き  
追いかける そんな街  
横浜 ラララ 都筑  
ここは 我らが 故郷  
流れゆく 白い雲 揺れ踊る木立  
穏やかな心 移りゆく時よ  
哀しみをつつみ 飲びがふくらみ  
愛を見つめて 希望(のぞみ)あふれる里  
あなたとわたしの 夢の続き  
重ねあう そんな街  
横浜 ラララ 都筑  
ここは 我らが 故郷  
横浜 ラララ 都筑  
ここは 我らが 故郷  
ラララ ラララ …

## 1999(平成11)年2月

1999(平成11)年～2000(平成12)年にかけ、いわゆる「ゼロ金利政策」が実施された。景気回復を目的とし、デフレ回避に向けた窮余の策。政策金利をゼロにすることで、銀行はただ同然で資金を調達できるため、企業への融資がしやすくなり、お金の流れが活発化し、景気を刺激する効果が得られる。1999年2月、日本銀行は短期金利の指標である無担保コール翌日物の金利を史上最低の0.15%に誘導することを決定。この時、当時の速水優日本銀行総裁が「ゼロでもよい」と発言したことから「ゼロ金利政策」と呼ばれるようになった。それ以来、金利は低い水準で推移している。

1999(平成11)年4月1日 著者 事務局長就任

1999(平成11)年5月26日 第69回理事会

著者 常務理事に互選される。

設立当初設置されていた評議員会を見直し、再設置することを了承した。

1999(平成11)年7月1日 著者 常務理事就任

1991年に日本経済はバブル崩壊し、金利は減り続け(財)生活対策協会の収入も減り続け、私の就任時直前にはゼロ金利政策が始まっていた。この時点、私は金利などには関心が無く、(財)生活対策協会の資産運用に直面し、新旧の債券利率を比較し、これは大変、このまま低金利政策が続いたら資産の運用益に頼る当財団は維持出来ないと思った。反面、日本経済は回復すると期待もしました。現実には厳しく年々利率が下がっていく、本書の書き始めの2022年1月でも低金利は続いている。

横浜市補助金の推移 (財)生活対策協会の解散の兆?

\* 港北ニュータウン生活対策協会(法人化前の組織)へ

1979(昭和54)年度 800万円

1980(昭和55)年度 1,000万円

\* (財)対策協会へ

1981(昭和56)年度

1989(平成元)年度

1996(平成8)年度

(各年度1,500万円16年間  
24,000万円)

小計

25,800万円

1997(平成9)年度

1,350万円

1998(平成10)年度

1,260万円

1999(平成11)年度

1,200万円

2000(平成12)年度

1,000万円

2001(平成13)年度

900万円

2002(平成14)年度

800万円

2003(平成15)年度

600万円

計

3億2千910万円

1996(平成8)年、港北NT事業の竣工(換地処分公告)の翌年度以降補助金が減少する。(財)対策協会の役割が終わりつつ有ると認識される。毎年横浜市の補助金が削減され、理事会で報告する度に横浜市OBとして肩身の狭い思いをした。

1999(平成11)年10月14日第71回理事会

再設置評議会の評議員の構成人数10名を承認した。

(互助会推薦 6人、横浜市推薦 2名、公団推薦 2名 計10人)

著者が財団に事務局長として就任したのが、4月1日、事務引き継ぎとして下記文書があった。神奈川県から4回も指摘を受け、2回協議をしたようだが、評議員会設置は法律の必須であり、県の方針は変わりようが無い。5月理事会に評議員会の再設を諮るため、急遽金子三千男氏に事情をお聞きしたところ財団の設立時には設置されていたが、理事会と意見が対立し、評議員会が開催されなくなった。その代わりに任意の事業促進協議会を設置し、財団を運営してきたと。

しかし、財団の存続にも関わることなので地元理事に再設置の必要性を個々に説明し、同意を得え、理事会へ諮った。私の慌ただしい初仕事であった。

#### 記

評議員会再設置 神奈川県の指導

- ・平成4年9月2日 県総務部文書課法令審査班 立入検査  
指摘事項 (組織について) 評議員会の設置を検討すること  
平4.12.8 文第30号
- ・平成5年10月19日 県総務部文書課法令審査班 立入検査  
指摘事項 (組織について) 評議員会の設置を検討すること  
平6.3.8 文第42号
- ・平成7年10月23日 県総務部文書課法令審査班 立入検査  
指摘事項 (組織について) 評議員会の設置を引き続き検討すること  
平8.3.29 文第85号
- ・平成10年3月10日 県総務部法務文書課訟務班 業務状況等調査  
指摘事項 平成11年9月末までに評議員会を設置すること  
平10.6.8 文第15号
- ・評議員会の設置について(照会) 平10.10.30 港生第27号
- ・評議員会の設置について(回答) 平10.12.22 法文第52号
- ・評議員会設置の再検討について(照会) 平11.2.15 港生第32号
- ・評議員会の設置について(回答) 平11.3.30 法文第65号

なお、この件は後年、NPO法人を設立する際に役立った。財団法人に評議員会の設置義務があるようにNPO法人にも同様な総会の設置が義務づけられている。意図したのは運営の円滑を考慮し、総会の権限を法の許容範囲で制限し、その分理事会の権限を増やし、理事会主導型のNPO法人とした。



2000(平成12)年5月2日 まちづくり館

ハナミズキがようやく咲きだした。この頃は交通量も少なく、交差点の中で写真が撮れた。

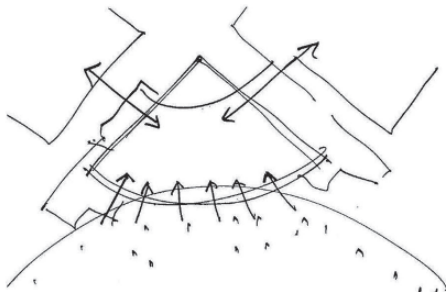


まちづくり館の設計コンセプト(資料から抜粋)

まちづくり館(公団のPR館)の資料は(特)記念協会のホームページ参照  
平面コンセプト

広がり、かつ、凝縮する扇型の平面デザイン

まちづくり館は、地区レベルでは3つの建物の中で一番小粒ながら全体を一つにまとめる「要」の位置にある。そこで、左右のウィングに対して直角に腕を出しながらこれらを強く集結するような扇形の平面プランを用いた。これはまた、地域に対して大きく開かれ、人々をのびやかに迎え入れ、その中で様々な人々の英知が凝縮され、創造への大きな力となっていく、港北ニュータウン街づくりの理念を象徴するものである。



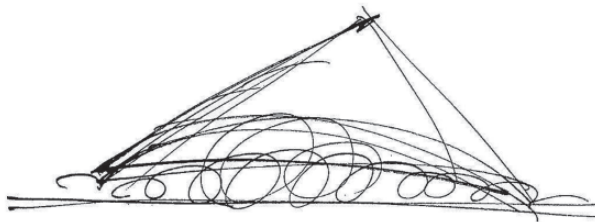
3つの建物を結び付けると同時に、地域に開かれ、  
かつ求心性を持つ、扇形プラン

## 立面コンセプト

大地に根ざし、未来へ発信する円錐形の立面デザイン

立面は、平面の扇形をそのまま丸くしながら立ち上げたような円錐形を基本モチーフにしている。

それは大地の歴史に深く根ざし、そこから力強く宇宙・未来へ発信していくような創造のベクトルを象徴している。景観的には、まわりの大型の建物が機能上四角にならざるを得ない中で、程よいアクセントとなり、全体を美しくまとめあげる求心的な効果を与える。



歴史に大きく根ざし、未来へと向かう大きなベクトルを  
象徴するファサード（正面デザイン）

2001(平成13)年1月30日 第40回事業促進協議会 まちづくり館取得の協議  
取得に反対の委員が退席してしまう事態が起きた、協議内容は次の議事録原  
稿ページをご覧ください。

### 第40回事業促進協議会議事録

日時 平成13年1月30日(火) 2時  
場所 まちづくり館 2階会議室  
出席者 金子委員・金子三千男委員・小島委員・男全委員・中村委員・青木委員・  
内野委員・若月委員・鈴木委員・赤川課長

欠席者 信田委員

定刻に開始

金子委員(座長)挨拶

鈴木委員(事務局)より

\* 建物取得に関し公団と事務局との交渉経過について報告

- ・ 協会の意見 協会の財政状況を説明し取得の延長を申し出た。
- ・ 公団の意見 土地・建物等について特例的な処理をしてきておりその事情をよく承知している人がいるうちに処理を進めたい。また、公団としても財政上厳しい状況にあり建物管理費の新年度の予算措置をしていない。

\* 議題1・2について資料説明

1 議題2まちづくり館運営等について

委員発言内容

金子三千男・男全委員

- \* 現状の空調ランニングコストは高い。

金子三千男委員

- \* 公団は建物 4,300 万を 3,500 万にし 5 年分割、金利 2. 85 % と譲歩してくれている。

青木委員

- \* 会館が継続できないのが目に見えている。
- \* 存続が不可能なら地元会員へ賛否をとる。
- \* 赤字にならない対策がない(基本財産運用収入は先々までの保証がない)。
- \* まちづくり館を存続させる前提でのこの案では決められない。
- \* 更地にし土地を貸し協会の存続を図ることを検討してみてもどうか。

金子座長・小島委員

- \* 折角建てた会館だから有効に使うべきだ。

金子座長

- \* 協会の理事としての責任で対応することだ。

青木委員

- \* 12 年 3 月譲渡を延期したらどうか。

金子座長・小島委員

- \* 公団も支払い方法についていろいろと好意的に考えているので、会館の取得にはよい時期である。

公団 赤川課長

- \* 覚え書きの中で 12 年度中が建物の譲渡予定になっているので延期はむずかしい。

金子三千男委員

- \* 公的機関が借りるということはどういうことか。

横浜市 若月課長

- \* 非公式ですが市の方で公的な施設として借りるという可能性がある。

金子座長

- \* 公団との対応には良い時期。当時の担当者もいるから現状の中で解決した方が良い。

青木委員

- \* 建物購入は良いが今でも赤字だから購入するともっと赤字になるその赤字を地元会員から徴収することになる。会員に負担をかけられない。

金子座長・小島委員

- \* 地元に負担をかけることはない。

青木委員退席

鈴木委員

- \* 青木委員の意見(地元会員に負担をかけることになる)を確認し他の委員に報告。
- \* 基本財産は取り崩しはできないが土地はその他財産なので処分できる。

中村委員

- \* 公的なところで借りてもらうのが良い（委員全員同意）。

横浜市 若月課長

- \* 具体的に検討してよいか 実現まで3～4年はかかると思われる。

鈴木委員

- \* 議題2に関し2月22日に再度協議会を開催しその席上で市の考え方を説明してもらい再度協議する事としたい（全員同意）。

## 2 議題1 資金運用について

「債権購入要綱」の中の購入債権の具体的条件のうち

「\* 国債・政府保証債・地方債の場合は1件当たり1億円以下」の次に制限として「同一名柄については1億5000万円以下とする」を追加することを鈴木委員から説明し全員承認。

## 3 議題3 その他 協会設立20周年記念写真集刊行について

## 2001(平成13)年2月22日 第41回事業促進協議会議事録

- ・取得後のまちづくり館を横浜市福祉施設として賃貸する検討を始める。
- ・まちづくり館の買収の延期を公団に申し入れる。

まちづくり館の買収は1993(平成5)年7月22日締結の覚書により2000(平成12)年度末までに(財)対策協会が買い取ることになっていた。土地は買い取り済み。

しかし、(財)生活対策協会の財政状況は覚書当時と異なり、取得後のまちづくり館を維持管理出来る状況では無く、あと2年の運営費しかない状態であった。一方、公団は、約束履行を迫っていた。

メモ

### まちづくり館（生対協会館）について

平13.3.12

まちづくり館の譲渡については、平成5年7月22日付で交換した「財団法人南北ニュータウン生活対策協会の会館に関する覚書」に基づき、平成12年度末（H13.3月末）の譲渡をお願い致します。

#### 1. 公団がまちづくり館を所有し続けられない理由

##### ① 国の会計検査への対応

まちづくり館の建設経費、土地・建物の価格、土地・建物の所有形態 etc

##### ② 昨今の情報公開

③ H13以降に予算がついていない

##### ④ その他

#### 2. 公団の努力

① 覚書時の別添メモを毎年4,300万円→3,500万円で提示。

(建設費約5億の約10%)

② 5年の創設期間。

#### 3. 更なる検討

① 3,500万円の譲渡価格を少しでも軽減する努力。

② 創設期間を5年→7年へ延長。



## 覚書

### 財団法人港北ニュータウン生活対策協会の会館に関する覚書

住宅・都市整備公団（以下「甲」という。）、財団法人港北ニュータウン生活対策協会（以下「乙」という。）及び横浜市（以下「丙」という。）の三者は、乙の会館（以下「会館」という。）に関し、次の事項について確認し、覚書を交換する。

1 会館は、次の事項を主な目的として開設するものとする。

- (1) 港北ニュータウン事業の資料を保存し、展示公開することにより、今後の新しい街づくりに寄与する場とする。
- (2) 港北ニュータウンの新旧住民の交流を深め、住み良い街づくりと故郷創成の活動拠点とする。
- (3) 乙が行う地域住民の生活環境の向上を図るための事業活動の拠点とする。

2 甲は、会館開設に協力するため、3の(1)に表示する土地（以下「土地」という。）及びその上に建設する事業用の建物（以下「建物」という。）を3及び4に定めるところにより、乙に譲渡するものとする。

3 甲から乙への土地の譲渡については、次のとおりとする。

- (1) 土地の表示 所在：港北ニュータウン第二地区タウンセンター内  
12-5-5街区の一部（別添図面1）  
面積：1,500㎡
- (2) 譲渡時期 平成7年度末
- (3) 譲渡価格 平方メートル当たり102,000円
- (4) 契約内容 甲の定めによる。

4 甲から乙への建物の譲渡については、次のとおりとする。

- (1) 規模構造 約930㎡・鉄骨造2階建て（別添図面2）
- (2) 譲渡時期 平成12年度末
- (3) 譲渡価格 譲渡契約締結時残存価額（甲所定の方法で算定）
- (4) 契約内容 甲の定めによる。

5 乙は、建物を譲り受けるまでの間、建物の一部を事務所として使用することができるものとし、この場合、乙は、甲が定める賃料を支払う。

6 甲は、建物を譲り渡した後も、業務に必要なときに会館の一部を使用することができるものとし、この場合の使用料は、無償とする。

7 丙は、乙に対し、会館の運営等に関し、適切な指導及び助言を行うものとする。

8 甲、乙及び丙は、この覚書に補足すべき事項がある場合又は疑義が生じた場合には、別途協議するものとする。

平成5年7月22日

(甲) 住宅・都市整備公団港北開発局  
開発局長

(乙) 財団法人港北ニュータウン生活対策協会  
理事長

(丙) 横浜市  
都市計画局長

2001(平成13)年4月19日 第42回事業促進協議会議事録

\*まちづくり館取得方針の確認

\*少しでも収入を得るため、リスクは有るがやむを得ないと、外国債の購入を決め上限を2億円までと決定

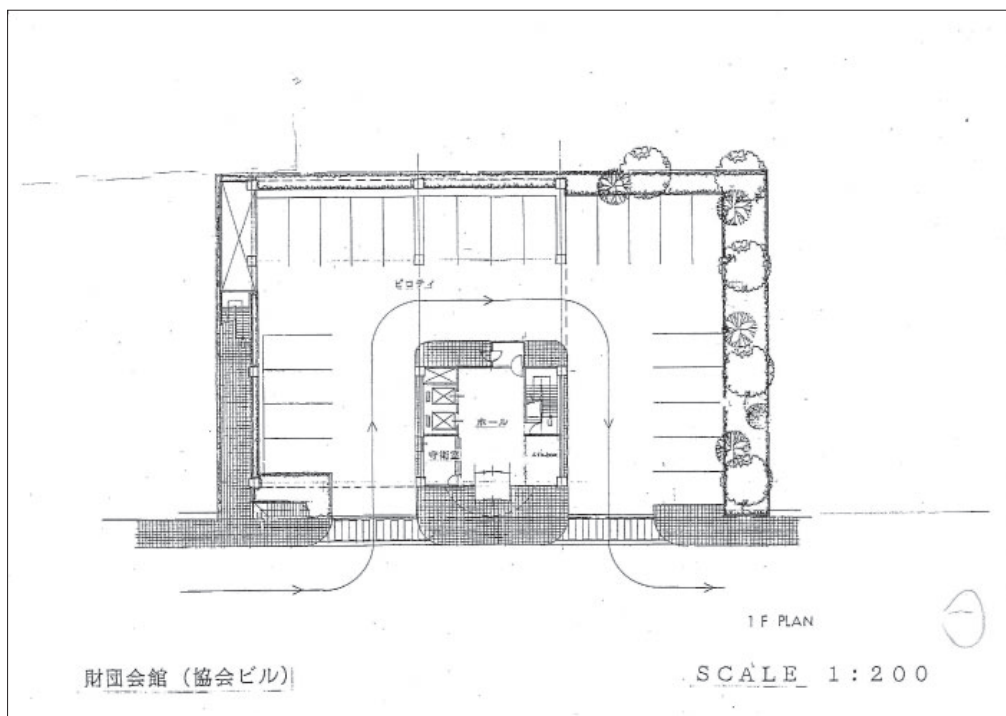
2001(平成13)年5月2日(水) まちづくり館買収を第76回理事会で承認

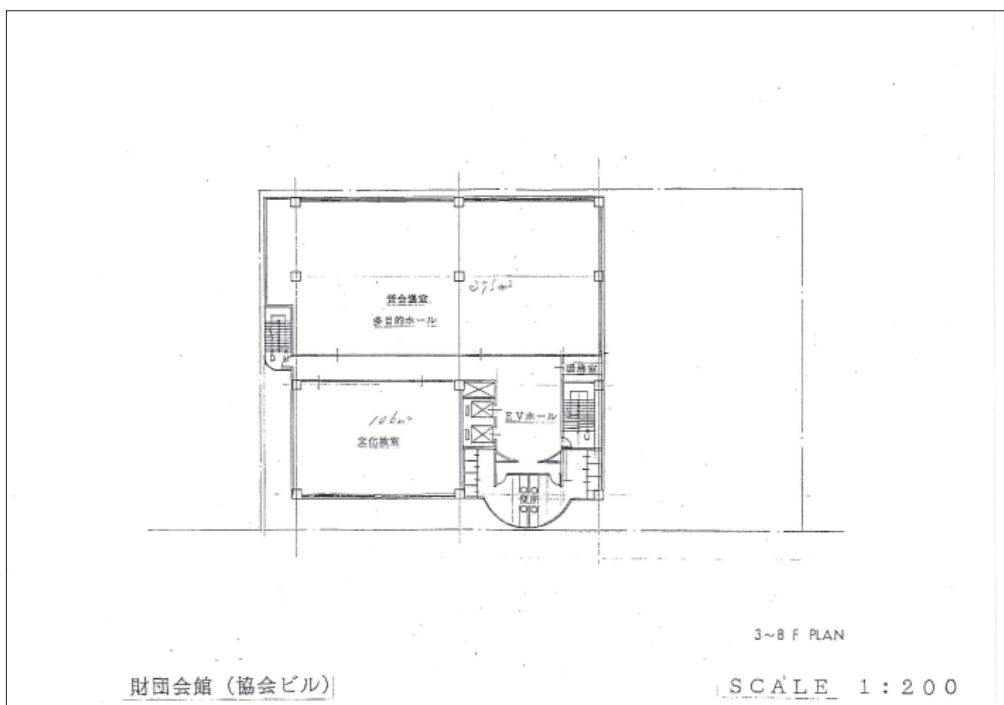
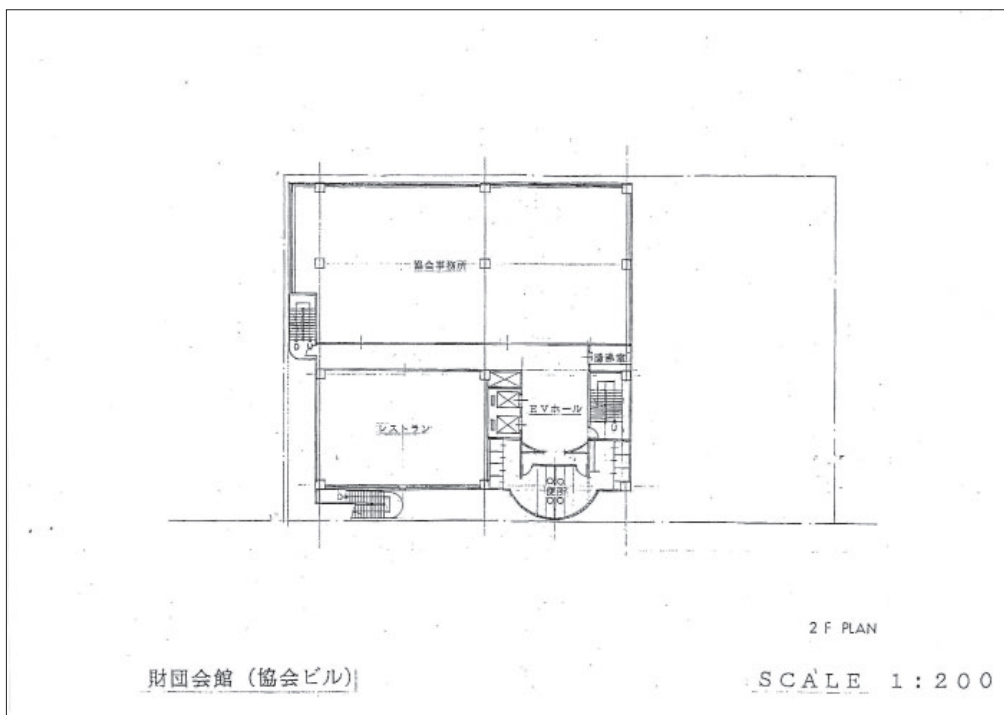
理事会でも賛否分かれ、理事で買収に反対し、理事辞任をした方もいた。私も協会運営を委ねられている立場上、簡単に買収に賛成できかねていたが、用地先買協力者の理事の方々は、最悪の場合所有地(基本財産では無い)を売却し(財)対策協会運営費を捻出する覚悟。建物を買っておかなければ土地は売れないと、理事会は買収決議した。私も改めて協会運営の覚悟を決めた。

用地先買協力者は自分達の施設を持つことが長年の願望でした。

1986(昭和62)年11月20日第21回理事会で「生活策協会ビル」の建設が論議され、翌年1987(昭和63)年5月19日の理事会でビル平面図が示されている。貸事務所等併設の8階建ビル構想。

この案に対して行政側からもっと市民利用部分を増やせといった意見が出ているがそのような施設は収入源にはならず、ここにも採算性という視点が行政側に欠けていたようである。その後の状況の変化により、公団のPR館として建てたものを譲渡されることとなった。それが今の会館形式のまちづくり館である。





2001(平成13)年6月30日 地域冷暖房契約の解除

まちづくり館引き渡しに伴い、港北ニュータウン熱供給株式会社の地域冷暖房の熱需給契約を解除し、まちづくり館用地内の同社の施設を撤去することとなった。同社の契約料金より、個別冷暖房施設に切り替えた方が大幅に安くなるためであった。

2001(平成13)年8月2日 (財)対策協会事務所(まちづくり館)取得

用地先買協力者が自分たちの施設を持ちたいと思ってから14年経過している。しかし、取得したのはよいが(財)対策協会の財政状況は最悪、この施設を貸し出し、収益を上げる対策を取るが、貸しホール、会議室の利用者はなし、貸事務所として貸し出すが、この建物は会館形式で空間が多く、事務所としても使い勝手が悪く借り手もない。まちづくり館の横浜市への賃貸は進んでいない。

#### 第4章 資料2 P163 まちづくり館取得の経緯

取得までの紆余曲折の詳細が分かる。

2001(平成13)10月29日 第44回事業促進協議会

横浜市福祉施設として賃貸する場合、市の要望によりまちづくり館の大改修が必要となり、費用負担を求められる。

## 2 (財)生活対策協会から新法人へ

2002(平成14)年3月 横浜市長選

行政改革を公約にした中田宏氏が新横浜市長に選出された。

2002(平成14)年4月初旬

市NT担当課長から下記の電話連絡を受けた。

「(財)生活対策協会は財政が困窮し、資金運用として金利の高いアルゼンチン外国債を購入していたがアルゼンチンの財政破綻により、債務不履行になったことがマスコミで取り上げられ、平成14年度予算横浜市内で同財団のあり方を見直し、廃止(解散)すべきと言う意見が大勢であった。今後協議したい。平成15年度以降、補助金交付が困難になる。金子保副理事長(用地先買協力者の代表(理事長は都筑区長))へこの状況の事前説明をして欲しい。」

(財)生活対策協会常務理事回答

①外国債購入は市の支援もなく運営費捻出のためやむなく、同財団の組織決定で行い、その組織に横浜市担当局部課員も属しており承知していた。市



会の意見というのが港北NT事業の経緯を承知している地元選出の議員の方々はどうか。

- ②同財団の目的のうち、地権者の直接的な支援対策は終えたともいえるが(地元は反発)まちづくりの推進は継続すべきと思う。
- ③そもそも同財団の設立による支援策は、市の考えであり、地元は直接的な支援策を望んでいたが、市に妥協したものである。従って、今回の横浜市の一時的な解散方針は反発する。
- ④現状の理事会構成では賛成議決は得られない。金子保氏は横浜市は勝手に手を引け、地元だけでやると主張すると思う。
- ⑤金子保副理事長への説明は、横浜市から直接話すべきである。

2002(平成14)年4月18日 港北NT担当から下記文書受理。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| F' 02/04/18<br>2002/04/18                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (財)港北ニュータウン生活対策協会の課題等について                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p><b>1 基本財産及び運営について</b></p> <p>(1) 協会は、これまで、円貨債の運用益により運営を行ってきたが、アルゼンチン債購入の問題があつて、円貨債(アルゼンチン債を除く)をすべて処分した。</p> <p>協会としては、今後、確実性の高い運用を図る必要があるため、運用益が減少し運営が厳しくなる。</p> <p>(2) アルゼンチン債が債務不履行になる可能性があり、現在の基本財産を確保するためには、運用財産のうち、まちづくり館の土地を基本財産に切り替える必要がある。</p> <p>(3) 基本財産の運用益が減少するため、今後の運営にあたっては、基本財産を取り崩さざるを得ない状況にある。</p> |
| <p><b>2 補助金について</b></p> <p>平成14年度予算市会では、協会のあり方を見直しすべき、廃止すべきという意見が大勢であったことから、本市としては、平成15年度以降、補助金を交付することが困難な状況にある。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| <p><b>3 まちづくり館の活用策</b></p> <p>平成14年度予算要求で、まちづくり館を福祉の活動拠点として貸し出すことを要求したが、予算が付かなかったので平成15年度に改めて要求する予定であった。</p> <p>その後、アルゼンチン債購入の問題が、マスコミや市会で取り上げられたことから、今後、福祉局や都筑区としては、要求について一から出直すことになる。</p>                                                                                                                            |
| <p><b>4 協会の組織のあり方</b></p> <p>予算市会の意見を踏まえて、今後、組織のあり方を検討する必要がある。</p> <p>基本的には、地権者が組織を運営していく方法を検討する。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>※ 補助金の見直しや組織のあり方検討については、十分地元と協議しながら、慎重に進めていく必要がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 港北ニュータウン課                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

市は一時的な解散は無理と理解したようである。「基本的には地権者が組織を運営していく方法を検討する」と言及している。

本件は常務理事から回答済みであり、当文書に対する回答も求められず、問い合わせもなかったのでそのまま放置。

2002(平成14)年9月4日 第80回理事会

まちづくり館の70%を横浜市の福祉施設として貸し出しを決定。  
しかし、横浜市の福祉施設の予算が付かず翌年度にずれ込む。

2002(平成14)年9月10日 横浜市は下記内容を記者発表  
策定スケジュール

- ・2002(平成14)年11月 「大綱素案」公表
- ・2003(平成15)年2月 「大綱」及び15年度計画」確定・公表
- ・2003(平成15)秋 「アクションプラン」(平成16～18年度の実施

計画)の確定・公表

横浜市欧記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料  
平成14年9月10日  
総務部行政・入札改革課長  
渡辺 卓 671-4016

**「新時代行政プラン」  
を策定します！**

「市民のため  
に」が市政の  
基本！

市民の  
能力に  
着目した  
市政を  
実現

○ 非「成長・拡大」の時代への変化を踏まえ、従来の行政運営手法を見直します。  
○ 行政の果たすべき役割や協働の視点など行政運営改革の方向性を明確にし、市民と共有します。  
○ 限られた財源の中で最善で質の高いサービスを提供します。

**基本的な考え方**

- 1 情報の積極的な公開と提供
- 2 民の力を活かす仕組みづくり、「協働」の視点を重視
- 3 「顧客志向」「成果重視」、コスト意識、費用対効果などの経営感覚
- 4 スピードある意思決定と実行
- 5 サービスの現場、職員の発想重視

人と組織の活性化 → 市民の行政への信頼確立 ← 仕事の進め方そのものの見直し

《計画期間》  
平成14～18年度  
(5ヵ年)

《策定スケジュール》  
14年11月 「大綱素案」の公表  
15年 2月 「大綱」及び「15年度計画」の確定・公表  
15年 秋 「アクションプラン」(16～18年度の実施計画)の確定・公表

- 1 -

**重点課題**

**新しい都市経営への取り組み**

- ◇ 積極的な情報公開・情報提供の推進
- ◇ 行政評価手法の導入
- ◇ 電子市役所推進計画の策定
- ◇ 市民活動との協働の仕組みづくり

**事務事業の見直し**

- ◇ 全事業点検、徹底的な簡素・効率化

**民間活力の活用**

- ◇ 市民サービス改善、行政コスト削減、供給主体最適化  
ー 民営化・委託化の推進

**効率的・効果的な体制の整備**

- ◇ 迅速な意思決定、実行の実現  
ー 市役所内部の権限委譲、区役所機能強化
- ◇ 簡素で効率的な執行体制の構築
- ◇ 職員の意識改革、意欲・実績を適正に評価
- ◇ 外郭団体の整理・統合、活性化

**緊急に取り組むべき課題**

- 新しい都市経営への取組  
時代の変化を踏まえた、公的住宅供給等、市立病院、市立大学のあり方検討
- 民間活力の活用  
より効率的な行政運営に向けた、ごみ収集運搬、水道メーター検針、学校給食調理、市立保育所運営、公園管理など業務の民営化・委託化等の着実な推進

☆ プラン策定への市民・職員参加等

- ・ 市民への意見を募集
- ・ 各職場における活発な議論などを通じて、職員の意見・アイデアを吸収

これらを踏まえ、プランを策定

この段階では、具体的な内容がなくマスコミの反応もなかった。

2002(平成14)年10月22日(火) 金子保副理事長、中田市長を訪問。

港北NT担当課長(前日連絡あり): 22日に金子保氏が市長と面会する予定になっているが用件はなにか。

常務理事: 金子保副理事長から聞いていないので分からない。

当日の面談概要は下記のようなものであった(市NT担当メモ)。

#### 中田市長発言

- ・これまでも御尽力いただき、感謝しております。

#### 金子保氏発言

- ・港北ニュータウンの農民代表の金子保です。町会も歴代市長4代に渡って、平成13年までの43年間かかわってきました。今は、港北ニュータウンのとりまとめに、全力をあげています。
- ・市長には、地下鉄4号線などに御支援を賜りたい。
- ・都市と農村(都市農業)が共存できる街づくりでなければなりません。
- ・多くの皆さんと政治家が、土地を持っている人と信頼関係をつくってほしいと思います。
- ・生活対策協会の20周年を記念して写真集をつくったので、市長に贈呈します。今後も生活対策協会を維持して何とかやっていきたいと思っています。都筑区長が会長で、私は副会長を務めています。

財団の解散には言及していない。この段階では市長も金子保氏も「財団の解散対象」は知らなかったのでは無いと思われる。しかし、11月の横浜市大綱素案の公表には具体名がだされるので市NT担当が関係者に対し慌ただしく働き出した。

2002(平成14)年10月28日

市NT担当課長から(財)対策協会理事長(都筑区長)へ解散説明予定と市NT担当課資料に記載されている。しかし、実際に行ったのは、後日、市文書で分かったが2003(平成15)12月2日であった。

2002(平成14)年11月1日

私も情報を得ていながら報告しないのも怠慢と思い金子保副理事長へ状況報告をした。

#### \*鈴木常務理事

前記4月初旬の担当課長からの連絡内容ついてを話し、(財)対策協会の目的と解散について下記の私見を述べた。

- 1) まちづくりの推進はこれからも続けるべきと思う。
  - 2) 用地先買協力者への支援対策は終えたと思う(金子保氏激怒)。
  - 3) 解散は理事会の議決が必要だが今の理事構成では可決の数を満たすことは出来ない。
- ・解散には理事の4分の3以上(8人)の同意が必要。

・理事定員10人の内 地元6人、横浜市側3人、公団側1人。

\* 金子保副理事長

それなら放っておけ、横浜市は勝手に手を引けばいい、地元だけでやる、お前はどっちだ。

\* 鈴木常務理事

一瞬何のことか、???と思ったが、地元につくか反対かを問われたわけです。元々財団設立は、用地先買協力者の本意では無く、横浜市の意向で設立したもので、市の都合で解散というのは少し強引だと思っていた。遡れば、財団に着任した私の歓迎会の席上で金子保氏からどうせ一時の腰掛けだろう等、「役人」批判を役人を代表するような形で言われ、少々熱くなり、「ここに来た日からこの者だと思っています。出て行けと云われるまで居ますよ」と、冗談ばくではあるが返しました。今考えても冷や汗ものでした。そんないきさつが有り、私も常に地元本意に考えるようにしていたので、お前はどっちだと問われ、「協会は存続させるべきです。」と答えていた。しかし、当財団が財団法人で存続できる財政状態ではなく、この際と意見具申をした。

\* 鈴木常務理事

- ・基本財産の取り崩しが出来ない財団法人形式では運営維持できない。
- ・基本財産運用利息は全く望めない。収入は無い。
- ・公団が用地先買協力者にと負担した基本財産を有効活用できる組織に変えた方がよい。横浜市の解散要望を受け入れ、まちづくり事業、資産を引き継ぐ新たな公益法人を用地先買協力者主体で設置する。NPO 法人にするのはいかがでしょうか (NPO 法人の大まかな説明)。

\* 金子保副理事長

しばし、無言・・・。

\* 鈴木常務理事 検討してみますか。

\* 金子保副理事長 検討し、進めろ。

\* 鈴木常務理事 非公式に解散の条件として横浜市へ伝えます。

事実上、ここでNPO 法人へ移行が内定したと言える。

2002(平成14)年11月6日

(財)対策協会の解散が11月21日に新聞発表されることとなり急遽市NT担当が解散に向けた取り組みを金子保副理事長へ説明。

金子保副理事長は「横浜市は勝手に手を引けばよい、地元だけでやる」と回答したと、市NT担当から連絡を受ける。

2002(平成14)年11月20日

横浜市は行政運営指針「新時代行政プラン」大綱素案を新聞発表。

記者発表資料  
平成14年11月20日  
総務局行政サービス改革課長  
金子勝巳 671-4015

**「新時代行政プラン」大綱素案**  
～取り組むべき行政運営改革の方向性～

《大綱素案の概略》

～基本認識～

- 時代認識 . . . . . これからの時代＝非「成長・拡大」の時代  
→従来の成長・拡大を前提とした行政運営の仕組みや手法の見直しが必要
- 新しい時代の行政の役割 . . . 民の力を信じ、その活力を高めること  
→公的サービスの供給を市民、NPOなど公益的な活動団体、企業など  
にも担ってもらい、行政はコーディネーターの役割を果たす

1 プランの目的と位置付け

- ・ 時代の変化に柔軟に対応しながら、市民のニーズに的確に応えていくための新しい行政運営のあり方を示す
- ・ 市民とともに、都市経営を進めるための改革の方向性の共有
- ・ 政策・財政・運営の連動

2 目指すべき姿<目標像>

「新しい時代にふさわしい行政システム」の構築

3つの目標

- [1] 市民と行政との相互の信頼をより強固なものに
- [2] 「民」の自発的なエネルギーが発揮される仕組みづくり
- [3] 「分権」と「経営」の視点に基づいた行政運営を展開

3 目標達成に向けた方策

5つのプログラム

- [1] 情報の積極的公開・提供は、信頼確立への第一歩
- [2] 「協働」の視点を重視し、民の力を活かす仕組みづくり
- [3] 経営感覚や顧客志向に基づく事業展開
- [4] スピードある意思決定と実行
- [5] 現場からのサービス改善で、職員の満足と誇りを確かなものに

翌日の新聞記事が概要を報じています。いつの時代でも新執政者は大政策を建ててる。そして執政者は直ぐに変わる。検証は行われない。マスコミも忘れる。

## 新時代行政プラン

### アクションプラン

◆◇ 市役所の構造改革・行動改革 ◇◆  
工 程 表

平成15年10月  
横浜市

2003(平成15)年10月に冊子として公表。



# 外郭3団体解散へ

来年2月 給食、ごみ民間委託も  
成案決定

(報道部・有吉 敏) 関連記事1・26面に

体に対して、中田市長は、いづれも社会情勢の変化などにより役割を終えていゝ」などと説明した。市道路建設事業団については、「民間の整備借入金に頼つて道路の整備を行う時代ではない」と解散を急ぐ姿勢を示した。民間委託などをめぐっては、市民の理解と協力を得て進めていく。大綱決定針。

給食の民間委託は〇三年

◎解散対象の外第3団体  
◆横浜市道路建設事業団  
87年設立の道路局  
所管の財団法。民間資金  
借り入れにより道路整備を  
推進。役員12人(常勤3人)、  
職員24人(市派遣15人)。  
B4人

◆メディアシティ横浜  
87年設立の都市計画局所  
管の株式会社。専用端末な  
どによる地域情報提供。役  
員20人(同?人)、職員6  
人(市派遣OBとモニタ)

◆港北ニュータウン生活  
対策協会 81年設立の都市  
計画局所管の財団法。ニ  
ュータウン地域の住民交流  
と街づくり。役員12人(同  
1人)、職員1人(同)。

10

託が柱になつてゐる。外郭団体のうち廃止は三団体。市道建設事業団は市の環状道路等路線を整備する目的で、九八七年に設立したが、事業にも区切りがつき、廃止する。市土地住宅供給公社は、昨年度末の長期借入金で千四百十九億円に及ぶ。市土地住宅供給公社のあり方も、債務不履

に陥った内  
に「僕を購  
津」機を購  
情報、情報  
協会の、情  
入の、ディ  
への、ディ  
浜も解散す  
開発社と市  
社に、団体  
置置す。

食調理にも採用する。市  
立保育所の民営化なども  
検討する。

職員削減について、中  
田市長は就任時から「他  
の政令指定都市と比べ  
て、三百五十人都市に  
しては約三万四千人の  
職員は多くない」として  
おり、今回も見送った。

## 道路など3外郭団体廃止

二十日發表した新時代行政プランは外郭団体の統廃合と、事業の民間委託が柱になっている。

市は五百億円の直接融資に加え、九百十九億円の損失補償を強いられ

民間委託はごみ収集運搬、搬、水道メーターの検針に加え、新たに学校給食調理にも採用する。市

外郭団体のうち隣接する市道道路建設事業団は市の環状道路事業を整備する目的で、九八〇七に設けられたが、事業団に区切りがつき、廃止する。市道開発公社は市

建てルセバニ價額 償失、履行に陥、大立保所の民営化なども

入しては海北ニ傾倒 田市長は就任前から、他

シテイハスのメデテ 政令指定都市市部に

提供し、横ばい解散す としては約九千人の

生活対策協会、情報 職削減について、中

情報 田市長は就任前か

のメデテ 政令指定都市市部に

横ばい解散す としては約九千人の

市道開発公社は市

昨年度末の長期借入金 住宅供給公社など七団体が千四百十九億円に及のあり方も見直す。職員は多くない」としており、今回も見送った。

新時代行政プラン  
大綱素案も発表  
朝日 14.11.21

職員は3団体で計31人。市からの委託・補助金は年間計約16億円（02年度予算ベース）にのぼる。

さらに、市土地開発公社や市住宅供給公社などの7団体は、解散や統合を視野に検討を続ける。しかし、横浜新都市交通・市食肉公社は債務超過に陥っていないが、「公共性が高い」として検討対象から外した。

搬▽水海メーターの検針▽学校給食の調理▽市立▽保育所の運営▽公園の維持管理の五つを課題とした。今年度から来年度由にかけて、一部地区で民間委託していく方向で検討に入る。

同ブランドは今後、区役所機能の強化や庁内での事業本部の導入、さらに市職員の前減計画などを盛り込み、来年2月に確定させる予定だ。

中田横浜市長

箱モノ大ナタ・  
前市長時代の計画  
5千200億円カット

[illegible]

市道建設事業団など  
3外郭団体を廃止

## 行政改革

【新設行政庁舎】は、五十六年度の外部団体の庁舎、市庁舎建設の進捗、港二丁目土地売却、協賛、メディアアスリート棟、第三団体の廃止を打ち出した。

このうち同事業団は、細野郷田・元市長の一九八四年十月、市（区）長選挙、環状七号線（五）と並行、二〇〇四年度末に開通予定の環状七号線（四）

計画段階の建築事業として、第三タワーとして設置されたこと、事業団が閉鎖からの借り入れ資金で短期集約の道路建設を推進していたことが、その経緯とそのまわりの市長に継続された。

これに対し、中田市長は「誰かが許さなければならぬ、借金先送りする」裏返しの意図をくみ取り、二〇〇四年度末に開通予定の環状七号線（四）

区間計約六・六キロの環状七号線を廃止するに決した。

千四百十億にのぼる負債総額八億八千二百二十億、貸倒損失八千五百億（同）と同七号線（同）百八十億（同）をそれぞれ買い取るなして清算する方針。ただ、その場合、市の一股东株主負担がかかることになり、財産処分が改めて問題にされた。また、

讀表  
14.11.2

同時発表の  
新時代プラン



2003(平成15)年3月10日 第81回理事会

市NT担当要望により協会のあり方について、第三者機関による調査検討決定。地元はNPO法人への移行を決めているが、市側が第三者機関による調査検討を経た上で結論を出したいと主張したためである。地元が解散の意思表示をしているのに今更、あり方を調査検討するというのは無駄も甚だしい。形式的な調査報告に終わっている。

2003(平成15)年3月24日 第81回理事会議事録

福祉予算が付き、まちづくり館の大部分を横浜市へ賃貸すること及びそれに伴う横浜市福祉局の要望によるまちづくり館大改修を決定。

＊施設の整備は4月から6月にかけて基礎設計・実施設計を行い、7月に工事着工、12月に竣工。直ちに開館予定。

＊施設賃貸契約日時 2003(平成15)年12月1日予定。

エレベーター及び空調等の整備費用の協会負担分は基本財産を取り崩す必要があり、神奈川県の実証が必要で県と協議開始する。

＊県の方針

・基本財産は財団法人の存続する基礎でそれを取り崩すことは認めていない。解散の方針を理事会で決議すれば解散前でも基本財産の取り崩しは認可する。

＊(財)対策協会を解散し新法人へ移行するなら前もって新法人を設立しておく必要がある。

以降、施設改修工事、新法人設立手続き、(財)対策協会の解散手続きと業務が重なり、と大変な思いをした。

2003(平成15)年4月23日 第49回事業促進協議会議事録

NPO法人へ移行することを確認。議題の協会のあり方については、その資料が横浜市主導で作成されたものであり、地元理事は新法人は地元の考えで運営すると決めていたので内容の議論はせず聞き流していた。

**第4章 資料3 P193** 第49回事業促進協議会議事録 まちづくり組織のあり方

2003(平成15)5月27日 市NT担当から文書通達

4月23日の事業促進協議会で市の考えは説明したのでその方針で行きますと言わんばかりに早速に＊文書が送られてきた。

市NT担当は(財)生活対策協会解散の議決が得られない状況を踏まえ、用地先買協力者の意向に沿った方針を決定したようである。

財産処理案は、地元には伝えられないと回答。そもそも財団の基本財産は公

団が用地先買協力者に対し「用地買収協力者等の生活再建事業等」として負担した(第1章1981年1月23日市と公団の覚書)。市負担分ではない。市がとやかくいう筋のものではなく、新法人に委ねるべきものであり、地元も当然と考えている。また、「協会が蓄積した成果を区内団体へ寄付する」と有るが蓄積した成果(現金)など無い。有ればまちづくり館の大改修費6千万円を基本財産を取り崩して捻出する必要が無かったし、リスクの有る外国債の運用などしない。従って、「記念事業に使う」余分な金は無い。現行の低金利な債券運用で新法人の運営が困難なのは自明である。今後の役割についても過大な事がかかっている。

市NT担当は「基本財産」を早期に使い切るようにとこの後も新法人の定款内容について関与してくる。

↓\*送付文書

平成15年5月27日  
都市計画局北部開発課

#### 財団法人港北ニュータウン生活対策協会の今後の在り方について

##### 1 生活対策協会の成果

- (1) 生活再建対策事業では、地権者の転開業支援のための利子補給をはじめとして大きな役割を果たしてきた。
- (2) コミュニティ事業として、港北ニュータウンまつりへの助成などを通して、新旧住民の融合を図り一定の成果をあげてきた。

##### 2 生活対策協会の現状

- (1) 利子補給事業の申請件数は、平成元年度(ピーク時)は34件あったが、14年度の新規申請はない。
- (2) 地下鉄4号線の未開通などにより、地下鉄3号線沿線と4号線沿線で、土地利用の差が出ている。(駅前センター土地利用: 3号線 約80%、4号線 約50%)
- (3) 区庁舎、病院、警察署をはじめとしてインフラは整備されてきているが、ソフト面での街づくりや新旧住民の融合についてはまだ十分ではなく、今後も行っていく必要がある。

##### 3 生活対策協会の今後の役割

上記の成果及び現状を踏まえて、今後も継続もしくは新たに展開していく必要がある事業としては、以下のものが考えられる。

- ・なお、生活再建対策事業は終了したものと考えられる。
- ・地域の街づくり活動(まちづくり、環境保全、文化・芸術・スポーツなど)の支援
- ・まちづくりコーディネーターの育成
- ・広報誌の発行
- ・港北ニュータウン建設事業にかかる資料の展示保管
- ・郷土伝統芸能等の記録保存展示 など

##### 4 生活対策協会の今後の在り方

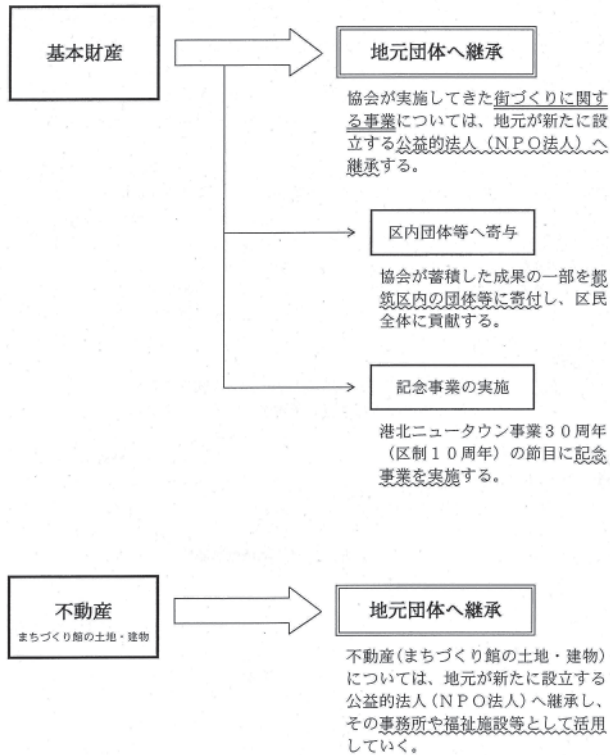
地域の課題が多様化する中で、行政だけで課題を解決することには限界がある。そこで、地域に暮らし、地域の実情や課題を身近にとらえ活動する住民の力が必要となってきた。

上記3の事業を行っていくにあたり、協会は、市の外郭団体から発展して地元住民が主体となった組織(NPO法人)に衣替えし、行政と協力しながら、住民サイドからのまちづくりを推進していく担い手となる。

##### 5 生活対策協会の財産

別紙のとおり

財団法人港北ニュータウン生活対策協会の財産について（案）



2003（平成15）年5月30日 第82回理事会

第5号議案で新法人への移行すること及び、解散日については別途理事会で諮ることを承認。



#2003(平成15)6月20日 中央地区土地区画整理事業(以下中央地区)工事中



中央地区は港北NT事業とは別事業です。

2003(平成15)年9月4日 横浜市要望のまちづくり館の大改修始まる



2F財団の新事務所の改修

財団の事務所は1Fだったが、横浜市がそこを使いたいということで2Fに移動することになった。

2003(平成15)9月9日



2003(平成15)9月30日



エレベーター基礎作りのためコンクリート床の破壊、粉末で館内が真っ白になり清掃が大変であった。

2003(平成15)年9月10日 財団の備品を1Fホールに暫定保管



2003(平成15)年10月2日 1F横浜市新事務所とその奥和室の改修



市が、和室を取り壊し従来の事務所と一体利用するため

2003(平成15)年9月30日 エレベーター基礎鉄骨





2003(平成15)年10月24日  
エレベーター鉄骨組み立て完了



まちづくり館正面 手すり工事



横浜市のバリアフリー施策推進のため市  
福祉局が施工した

2003(平成15)年10月28日(火) 第50回事業促進協議会

- \*新法人の設立趣意書、定款(法人名)案を承認
- \*新法人名を港北ニュータウン記念協会とする。
- \*まちづくり館の大改修費は概算6,300万円。

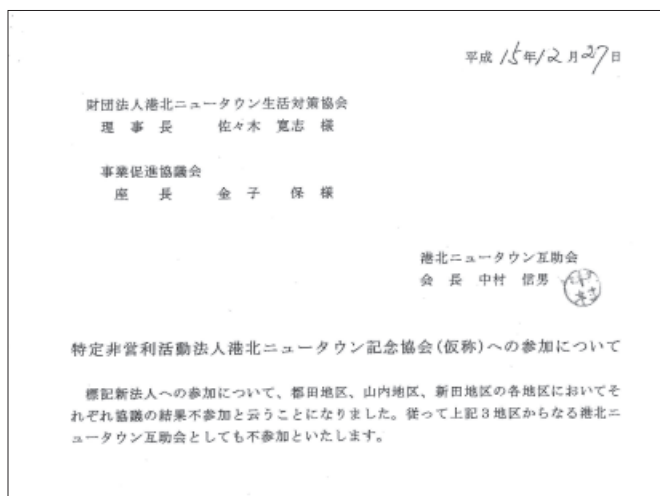
2003(平成15)年11月27日(木) 第51回事業促進協議会

- \*新NPO法人の事業内容方針案を承認。
- \*新NPO法人への参加は各地元団体で協議し決定する。
- \*地元団体の総会で常務理事が新法人設立経緯の説明をする。
- \*新法人設立申請は来年3月予定。
- \*新法人の役員数は運営を公平、効率的、円滑及び客観性を留意し次のようにする。
  - ・理事は8人、監事2人、理事の内、学識経験者1人、実務経験者1人
  - ・社員は10人程度で。原則、理事及び監事が社員となる。
  - ・社員加入金として1人10万円、会費は無し。

2003(平成15)年12月17日 中川地区同志会臨時総会  
新法人へ参加決定。

2003(平成15)年12月15日 港北ニュータウン互助会臨時役員会  
新法人へ不参加を決定。  
新法人への参加、不参加は、港北NT事業に関わる温度差と思われる。

互助会と比較すると中川地区の会員は、自己所有の土地全部が港北NT事業区域内のものが多く、港北NT事業を当初から積極的に推進してきた。



2003(平成15)年12月1日

横浜市と(財)生活対策協会とで建物の暫定賃貸借契約を締結。



2003(平成15)年12月1日

市NT担当が都筑区長(財団理事長)へ(財)対策協会の解散等を報告。

その中で財団の全資産を新法人への譲渡に反対の表明がある。隣接区(都筑区はこの区の一部であった)の市議員は「生対協の財産は都筑区民、港北ニュータウン事業に参加したすべての方の財産」という認識を持っていると報告している。市NT担当の表現が適切でないのかもしれないが、公益法人の財産は誰のものかと言えばその団体のものであり、公益のために使うもので有る。その意味では財団法人もNPO法人も同じで有る。同じ公益目的を持つ法人へ財産譲渡するのに何の問題も無い。元々、この資産が用地先買協力者の支援のために公団が支出しているので誰のための資産かと言えば、用地先買協力者は自分達の資産と思っている。しかし、法律的には(財)対策協会のものであり、公益のために使用することが定められている。しかし、この異論のためか、新法人の定めた定款や事業内容について市NT担当からの熱心な？関与が続く。

後日、市NT担当から理解を得られない市議員がいると聞き地元代表が説明に行くと申し出たが実現しなかった。理由は不明。

2004(平成16)1月23日

事前説明もなく、(財)対策協会残余財産に関し、市NT担当から横浜市上層部への\*報告書が送付される。横浜市はこう考えているのでよろしくという圧力と受け止めた。

報告書は次のように記している。

- \*1 新NPO法人は(財)対策協会の生活再建関連事業にかえて港北ニュータウン地域における他の多くの市民活動団体(対象約300団体)を支援する新たな事業を展開します。
- \*2 港北ニュータウンのまちづくりは(土地利用)が進むには、今後10年間ほどは要すると思われる。従ってNPO法人も10年以上存続することが求められており、その活動費は財団の残余財産の現金額になる。

地元のまちづくりの考えなど全く考えておらず、地元は拒否反応だけ。金子保氏流に言えば、「横浜市は勝手に考えればいい、地元は地元の考え方で新法人を運営する。」

↓\*報告書

平成16年1月23日

都市計画局開発部

## 財団法人港北ニュータウン生活対策協会の残余財産について

財団法人港北ニュータウン生活対策協会（以下「生対協」という。）が解散したときの残余財産（見込額：８億６千万円→基本財産：５億１千万円（不動産増加：１億９千万円）その他財産：１億６千万円）については、その全額を地元住民が主体となって新たに設立される特定非営利活動法人（以下「地元ＮＰＯ法人」という。）に寄与します。

### １ 生対協における手続き

- (1) 生対協の解散については、その寄付行為において理事会の決定事項となっており、平成１５年５月３０日の第８２回理事会で地元ＮＰＯ法人へ移行するという方針が承認されています。
- (2) 生対協の残余財産については、その寄付行為において『協会と類似の目的をもつ法人又は横浜市に寄与する。』こととなっており、生対協では、地元ＮＰＯ法人が生対協と類似の目的をもつ法人であるとしています。
- (3) 生対協の役員をはじめとした地元では、次の生対協の設立経緯等から、生対協の残余財産は地元ＮＰＯ法人にその全額を寄与すべきものと考えています。

### ２ 地元ＮＰＯ法人が生対協を継承する適格性

#### (1) 公共・公益性の確保

地元ＮＰＯ法人は、特定非営利活動促進法に基づいて設立される特定非営利活動法人で、財団法人と同様に民法第３４条の枠内にあり、公益法人の一種類として、公共・公益性が確保されます。

#### (2) 港北ニュータウン地域への貢献

地元ＮＰＯ法人は、生対協がこれまで行ってきた「生活再建関連事業」にかえて、港北ニュータウン地域における他の多くの市民活動団体（対象：約３００団体）を支援するなどの新たな事業を展開し、今後の港北ニュータウン地域の発展やまちづくりに大きく貢献します。

なお、地元ＮＰＯ法人は、地元住民の意思によって設立されるものであり、今後の港北ニュータウン地域のまちづくりを住民が主体的に進めることを目的としており、本市が目指す港北ニュータウン建設事業の基本理念にも合致しています。

#### (3) 適正な法人運営

地元ＮＰＯ法人が法令や定款等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、所轄庁である神奈川県は、特定非営利活動促進法に基づき、①報告徴収、②検査、③改善命令、④設立認証の取り消しをすることができます。

また、地元ＮＰＯ法人が解散する場合の残余財産の帰属先は、国、地方公共団体、公益法人等に限られており、社員に配分することはできません。

注 残余財産のうちその他財産の１億６千万円の金額の根拠が不明。

| 財団法人とNPO法人の活動内容比較                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                 |                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 市補助金:135万円                                                                                                      | 基本財産運用益等:426万円                                                      |
| 生 対 協                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | まちづくり関連事業<br>* 4号線促進活動事業<br>* 駅周辺まちづくり事業<br>* 都市開発支援事業<br>* 文化・芸術支援事業<br>* 地域文化の記録等事業<br>* その他関連事業 等<br>【135万円】 | 生活再建関連事業<br>* 転居等支援事業<br>* 団体活動支援事業 等<br>【150万円】                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                 | 管 理 費<br>* 人件費<br>* 施設保守・管理費<br>* 租税公課<br>* 庶務経費 等<br>【280万円】       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 生対協から引き継ぐ財産の取り崩し等:553万円                                                                                         |                                                                     |
| N P O 法 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | まちづくり関連事業<br>* 4号線促進活動事業<br>* 駅周辺まちづくり事業<br>* 都市開発支援事業<br>* 文化・芸術支援事業<br>* 地域文化の記録等事業<br>* その他関連事業 等<br>【135万円】 | NPO法人新規事業<br>* 市民活動団体支援事業<br>* 新規まちづくり事業等<br>* 情報収集等事業 等<br>【150万円】 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                 | 管 理 費<br>* 人件費<br>* 施設保守・管理費<br>* 租税公課<br>* 庶務経費 等<br>【280万円】       |
| <p>1 地元が新たに設立するNPO法人では、生対協がこれまで行ってきた「まちづくり関連事業」に加えて、新たに「市民活動団体支援事業」などの新規事業も実施します。この「NPO法人新規事業」にかかる経費は、生対協における「生活再建関連事業」支出相当分を見込んでいます。</p> <p>2 生対協では、基本財産の運用益と本市からの補助金を主な財源として事業を行ってきましたが、NPO法人においては、超低金利の中で財産の運用益による事業継続は困難であり、そのため、生対協から引き継ぐ財産（残余財産）を取り崩していくこととなります。</p> <p>3 平成16年度に中央地区の換地処分が行われ、平成19年度には地下鉄4号線が開通しますが、港北ニュータウンのまちづくり（土地利用）が進むには、今後10年間程度は要すると思われます。したがって、NPO法人も10年間以上存続することが求められており、その活動費は総額で5億5千万円程度（年間5千5百万円程度）になるものと見込んでいます。これは、生対協から引き継ぐ財産（残余財産）の現金額にほぼ一致します。</p> |                                                                                                                 |                                                                     |

## 2004(平成16)年3月26日 第84回理事会

特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会に関し以下を承認。

\* 設立趣旨、定款

\* 中川地区同志会は参加、港北ニュータウン互助会是不参加。

\* 設立総会は平成16年3月30日

\* 理事監事全員が社員となり、加入金一人 10万円

\* 設立認可申請は平成16年4月から5月に提出予定



特定非営利活動法人  
港北ニュータウン記念協会設立趣旨書

港北ニュータウン建設事業は、乱開発を未然に防止し、都市と農業が調和したまちを市民参加のもとに建設することを基本理念とし、更に、「緑の環境を最大限に保存する・ふるさとをしのばせる・安全な」まちづくり等を基本方針として、日本住宅公団(旧)、横浜市、地元地権者により行われてきた大規模、壮大なまちづくりです。しかし、当該建設事業は長期にわたり遅延しました。自らの土地を提供し、事業参画した地権者の生活再建対策と事業促進を目的に、日本住宅公団が、負担金を横浜市へ支出し、横浜市が設立者となり昭和56年に、財団法人港北ニュータウン生活対策協会(以下「協会」と云う)が設立されました。協会は、今日まで生活再建対策やコミュニティ促進等様々なまちづくり活動をしてきました。

このような中で、平成5年に高速鉄道3号線の開通、翌6年に都筑区総合庁舎の完成、平成8年に港北ニュータウン建設事業の第一地区、第二地区が竣工し、警察署、総合病院、郵便局等が順次開設しました。更に平成16年度には中央地区区画整理事業の竣工が、また、平成19年度には高速鉄道4号線の開業が予定され、港北ニュータウンにおける計画的な都市空間の形成が成就されようとしています。そして、協会の目的の一つである生活再建対策の役割も終わろうとしております。

しかし、真のまちづくりは、都市空間の形成というハード面の整備だけで完了するものではありません。真のまちづくりは、まちに住む人々がその都市空間を生活の場として使い、活動していく中で安全で、豊かな生活づくり、暮らしづくりを創造していくことであり、その積み重ね、歴史がふるさとを形成し、ふるさとと認識されて行くのではないのでしょうか。

そのためには、住民一人一人が暮らしづくり・まちづくりを自分達の問題として捉え、自分たちが創って行くものと自覚し、推進してこそ自分達のまち、ふるさとを創設することが可能になります。まちづくりは道半ば、これからです。新しい都市空間に生活する住民が一体となって、その都市空間に魂を入れる行為として、暮らしづくり・まちづくり、ふるさとづくりを進め、豊かで安心して住めるまちにして行くことが先祖代々の土地を手放し新しいまちづくりに踏み切った人々の思いです。

現在、求められているのは、住民の主体的な暮らしづくり・まちづくりであり、それを促進し、支援する組織の存在です。まさに、協会の基本目的である住民主体のまちづくり推進です。

そこで、港北ニュータウン建設事業のまちづくり精神を継承し、その建設事業参画者の生活再建対策と事業促進を目的に支出された協会の基本財産をより広く有効に活用し、暮らしづくり・まちづくり、ふるさとづくりを推進するため、協会の残余財産及びまちづくり事業を引継ぎ、非営利性、公益性を持ち、組織・活動に柔軟性のある自立した民間組織として特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会を設立します。

特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会は、安全で豊かな暮らしづくり・まちづくり、ふるさとづくりを推進するとともに、住民が自主的に進めるコミュニティづくり、地域活性化、文化活動、自然保護活動等諸活動への支援を行うことによって、住みよいまちづくりをめざします。

平成16年3月30日

法人の名称 特定非営利活動法人 港北ニュータウン記念協会  
設立代表者 金 子 保

趣旨書の最後4行は市NT担当の強い要請によるもので追加。

同趣旨は趣旨書中「現在求められている・・・支援する組織の存在です。」と記載されており、趣旨書起草者としては、今でも納得がいかない。



特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会定款 (抜粋)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、まちづくりを都市空間づくり、暮らしづくり、ふるさとづくりと捉え、地域において、安全で豊かなまちづくりを推進するとともに、住民が主体的に進めるまちづくり活動への支援及び助成をし、住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 地域の居住環境の向上及び自然環境の保全
- (2) 住民のまちづくりに関する諸活動への支援及び助成
- (3) まちづくりに関する普及啓発及び人材育成
- (4) まちづくりに関する情報の収集と発信
- (5) 地域文化の記録、保存、提供
- (6) まちづくりに関わる施設の管理運営及び提供
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

設立趣旨書に追加した他団体支援助成を根拠に、定款の事業に位置づけた。市NT担当は新法人の資産となる財団の基本財産を他団体への支援助成に使わせるためである。

市は新法人は10年保てば良いとの判断である。地元意向とは全くかけ離れている。しかも、新法人の将来の施設の修繕費、維持管理費、人件費等々考えておらず安易な概算で新法人の運営が出来るわけがない。従って他団体への支援助成助成について大々的に表記すべきでないと主張した。しかし、市NT担当は、対外的にこのような表記がないと全資産を新法人へ引き継ぐ説明がつかないと譲らない。財団がまだ横浜市の外郭団体である以上市の主張を無視できず、そこでNPO法人の認証所管の神奈川県へ照会したところ、「定款に記載されている事業全部を直ちに実施しなければ成らないということではない。」と回答をもらった。直ちに地元代表と協議した。「ゴタゴタしても仕方ない、早く設立して発足すれば横浜市は関係ない地元が主体的に考えた事業実施すれば良い。」かくして、市NT担当の主張追加の定款が作成された。

2004(平成16)年4月1日

市福祉局(以降福祉局)と財団とで建物(まちづくり館)賃貸借契約を締結  
当賃貸借契約は特殊な事項を盛り込んである。

福祉局が当施設を福祉施設として使用するため大改修を必要とした。その費用を(財)対策協会に求め、同局が長期に使用し、将来発生する建物の維持管理について応分の負担をする条件で改修費約6千万円を負担した。その同局の応分の負担を賃貸借契約に盛り込んだ。

その内容が、賃貸部分に加え共用部分も含めた①小破修繕費、その他維持管理費②施設の修繕改修費の同局負担である。後年この件に関し福祉局と大いに揉めることとなる。契約については第5章で記述する。

2004(平成16)年6月12日 神奈川新聞の特集記事

H16.6.12(土) 神奈川新聞(2面)

アルゼンチン  
国債債務不履行

# 市の外郭団体・港北NT協 NPO法人へ移行

購入した円建てアルゼンチン国債1億5千万円が債務不履行に陥った横浜市の外郭団体「財団法人港北ニュータウン(N産五億四千万円と同国債T)生活対策協会」(理)を引き継ぐ。

横浜市の十日、市会都え、これまでの経過について、計道路下水委員会などで明らかにした。同国債購入時の協会役員がそのままNPO役員に就任する見通し。活動の充実に加

が、手続きには四カ月程度かかる見通し。NT協の解散はNPO法人認証の後で秋ごろになりそうだ。

同協会は一九八一年に住宅都市整備公団(現都市公団)から横浜市を通じて寄せられた七億八千万円を基本金に設立。朝市開催の支援など新旧住民の交流を進める事業を展開してきた。同市の行革新計画「新時代行政プラン」に沿い、二〇〇四年度中に解散することが照らして満額の回収は困難とみられる。

横濱市は問題が発覚した〇二年四月、「財産運用は国内債券など低リスク商品に限る」として、た財産要綱を設けるよう指導。NPO移行に伴う財産の引き継ぎにあっても要綱を順守すること条件としたという。

NPO法人の名称は「港北ニュータウン記念協会」を予定。NT対策協会の役員のうち横浜市、公団など公的立場の七人が退任。残る住民側役員七人と新たな住民代表ら三人を加えた十人がNPO法人役員に就任する。

横濱市は役員としては参加しないが、連携や情報交換を行う場や「協働のルールづくり」を行うなどとした。港北NT協の鈴木兼光常務理事は「財産運用のあり方については市からの指導を重く受け止めている。ホームページなどの場を使って説明責任を果たし、新たなスタートを切りたい」としている。(有吉 敏)

記事内容を若干補足する。

- \*市が「共同のルールづくり行う」等とあるが、当協会は関知せず。
- \*財産運用は金利ゼロ政策下で、横浜市の支援もなくやむを得ない運用で有り、国の指導範囲内での運用。
- \*外国債の運用は市当事者も含め協議、機関決定している。
- \*アルゼンチン債は、後日、全額保証され戻った。

2004(平成16)年8月11日 会議室テーブル10人用作成



理事会は理事、監事で10人の席が必要、間に合わせに既存の8人用テーブルの上にパネルを繋ぎ間に合わせた台を作り広げた。テーブルに寄りかからないように使い、20年余経過したが、まだ使っている。

2004(平成16)年9月29日

特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会設立認証

神奈川県指令県総第1140号

横浜市都筑区茅ヶ崎南三丁目8番21号  
金子 保

平成16年6月11日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定により認証します。

平成16年9月29日

神奈川県知事 松沢成文

1 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 港北ニュータウン記念協会

2 代表者の氏名  
金子 保

3 主たる事務所の所在地  
横浜市都筑区荏田東四丁目10番3号

4 定款に記載された目的  
この法人は、まちづくりを都市空間づくり、暮らしづくり、ふるさとづくりと捉え、地域において、安全で豊かなまちづくりを推進するとともに、住民が主体的に進めるまちづくり活動への支援及び助成をし、住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

2004(平成16)年10月5日

特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会 法人設立登記完了

| 現在事項全部証明書                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横浜市都筑区荏田東四丁目10番3号<br>特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会<br>会社法人等番号 0200-05-005151 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 名称                                                                   | 特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 主たる事務所                                                               | 横浜市都筑区荏田東四丁目10番3号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 法人成立の年月日                                                             | 平成16年10月5日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 目的等                                                                  | <p>目的</p> <p>この法人は、まちづくりを都市空間づくり、暮らしづくり、ふるさとづくりと捉え、地域において、安全で豊かなまちづくりを推進するとともに、住民が主体的に進めるまちづくり活動へ支援及び助成をし、住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>①まちづくりの推進を図る活動</p> <p>②特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>事業</p> <p>この法人は上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。</p> <p>①地域の居住環境の向上及び自然環境の保全</p> <p>②住民のまちづくりに関する施設等への支援及び助成</p> <p>③まちづくりに関する普及啓発及び人材育成</p> <p>④まちづくりに関する情報の収集と発信</p> <p>⑤地域文化の記録、保存、提供</p> <p>⑥まちづくりに関わる施設の管理運営及び提供</p> <p>⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| 役員に関する事項                                                             | <p>横浜市都筑区茅ヶ崎南三丁目8番21号<br/>理事 金子 保</p> <p>横浜市都筑区牛久保町1816番地<br/>理事 小島 善治</p> <p>横浜市都筑区北山田六丁目12番6号<br/>理事 男 金 富 雄</p> <p>横浜市都筑区茅ヶ崎南三丁目6番17号<br/>理事 金子 三千 男</p> <p>横浜市都筑区東山田四丁目29番20号<br/>理事 小泉 俊 男</p> <p>横浜市都筑区藤田町1162番地<br/>理事 佐藤 治 夫</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |

整理番号 ナ215469 \* 下線のあるものは経理事項であることを示す。 1/2

| 横浜市都筑区荏田東四丁目10番3号<br>特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会<br>会社法人等番号 0200-05-005151 |                                |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|                                                                      | 横浜市都筑区茅ヶ崎南一丁目7番6号<br>理事 川手 昭 二 |
|                                                                      | 神奈川県綾瀬市小園南一丁目4番7号<br>理事 鈴木 兼 光 |
| 資産の総額                                                                | 金0円                            |

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。 平成17年 4月11日  
横浜地方事務所 登記官 室 橋 富 夫

整理番号 ナ215469 \* 下線のあるものは経理事項であることを示す。 2/2

(特) 記念協会の事業実施は2005(平成17)4月1日から。

2005(平成17)年1月28日 緊急理事会

アルゼンチン外国債の継続保有決定

2001年12月にアルゼンチンは財政破綻し、債務不履行になっていたが、アルゼンチン政府はその債権と新しく発行する債権と交換することを解決策として提示した。新しい債権は利率を下げ、償還期限を長期延期するものであった。当協会としてその提案を受け入れるか否かを早急に決定するため緊急理事会を開催し、受け入れることとした。

以下に議事録原稿を記載する。当時の状況が分かる。



### 第86回(緊急)理事会議事録

- 1 招集期日 平成17年1月24日(火) 各理事電話連絡
- 2 開催日時 平成17年1月28日(木)午前10時00分～12時30分
- 3 開催場所 港北ニュータウンまちづくり館1階会議室  
(横浜市都筑区荏田東四丁目10番3号)
- 4 理事現在数 10名
- 5 出席者
 

|        |                                                    |
|--------|----------------------------------------------------|
| 理 事    | 伊 藤 秀 明、金 子 保、中 村 信 男、<br>鈴 木 兼 光、金 子 三千男、中 山 禮二郎、 |
| 委任状    | 小 島 喜 治、内 野 正 吾、木 下 眞 男                            |
| 監 事    | 座 間 栄 助                                            |
| オブザーバー | 横浜市 中 沢 利 幸、都市再生機構 高 橋 修 司                         |
| 関係者    | 横浜市 佐 藤 一 夫、伏 見 和 久、高 橋 健 二<br>事務局 山 本 薫           |

#### 議事の経過

定刻、事務局より本日出席理事6名、委任状3名で、定足数を満たしている旨の報告が有り、第86回(緊急)理事会の開会を告げた。議事に先立ち、本日の議題を勘案し、横浜市都市計画局開発部長中沢利幸及び都市再生機構神奈川地域支社業務第1部担当部長高橋修司の2氏がオブザーバーとして出席していることを紹介し、了解を得る。次に寄付行為第21条の規定により伊藤理事長を議長に選出し、続いて議事録署名人として、中山理事及び鈴木理事の2氏を選任し、議事に入った。

#### 第1号議案 アルゼンチン円建債(本債券)と新証券との交換について

議長は本案を上程し、事務局に説明を求め、事務局より提案説明し、さらに資料により下記事項について説明する。

- \*債券の交換手続の開始に関する管理会社からのご注意(資料1)
    - ・交換に応ずるか否かは債権者の判断であり、申し込みに日限が有る。
  - \*交換される新証券について
    - ・第8回の元本維持債、第9回の元本削減債(資料2)
      - 対象証券の内、協会の保有は第5回5千万円、第7回5千万円。
    - ・アルゼンチンユーロ建元本維持債券、元本削減債券(資料3)
      - 対象証券の内、協会保有は2005年満期2千万円、2004年満期3千万円。
- ただし、新証券は円貨債ではなくユーロ建債である。

上記・債券のそれぞれについて発行価格、対象金額・交換比率、利率、利払日、償還期間、申込期間、元本維持債の割り当て(500万円は保証されない)、リスク要因等を説明。

#### 審議内容

事務局 審議に先立ち下記につき説明。

\*アルゼンチン円建債運用に関する経緯について

- ・事業運営費が平成15年度で無くなるため、高利率の収入が必要。
- ・他からの補助無し。
- ・基本財産の処分は不可。
- ・その他財産の土地を担保の借金は不可(収入が無い)。
- ・土地の処分は建物があるため難しい、しかし処分しないならその前に、緊急避難的にリスクが有るが、国が破産することはまず無いだろうと判断し、運用に踏み切った。万一の時は土地を処分すれば、損害は補填できると判断した。

\*基本財産は、横浜市を經由しているが公団からの出資で有り、市民の税金では無い事をはっきりしておきたいというのが関係者の声である。

#### 金子三千男理事

リスクについて聞きたい。

#### 事務局

交換に応ずるかどうかの判断資料が少ない。問題点を整理すると、

1 アルゼンチン国政府を信用して交換に応ずる。

\*リスクとして新証券がデフォルトになる可能性もある。

2 交換せず、管理会社東京三菱銀行(以下、管理会社と云う)を通して、もっと良い条件を要求していく。

\*リスクとして以下、管理会社相談窓口からの聞き取り、

- ・今までの経緯をみても(今回の交換を強行したこと)アルゼンチン政府が応ずるか不明、長期戦になる。
- ・最終的に、東京三菱銀行は債権者を代表してアルゼンチン政府を訴えるかの質問に対し、アルゼンチン政府と管理会社との間で訴訟費用はアルゼンチン政府が負担する契約になっており、アルゼンチン政府が負担に応ずるとは考えられない、管理会社としては負担できない。

3 現債券として売却(新証券との交換という状況により、買い手が有る)

- ・リスクとしては円貨債は100円につき20円、ユーロ円貨債は22円ほどになる。

以上、いずれの場合にもリスクはある。

金子保理事

運用については、止むをえずのことである。しかし、結果としてこうなったことは、関係者の一人として責任を感じ反省している。ここに至っては、過去のことをどうこう言っても仕方がない。出来るだけ早く決断し、正常に戻していくべきである(交換に応じること)。

中沢氏 (発言の了解を得て)

説明書を見るとオファーに応じるしかないと思われる。また、申し込みの期限をみても時間がないので、交換に応じておいて売る売らないは後で検討すればよいと思う。

事務局 当協会は解散間近なので財産は確定しておきたい。

証券会社の話では、企業は売る、公益法人は交換の傾向があるそうです。

金子保理事

元々儲けようとしてやったことではない。今、売るとか売らないとか云うことではない。同債券を買った者の責任として、交換という正式な手続きで進めればよい。

金子三千男理事

交換すれば、リスクが有るが、何千万円かは戻ってくる。交換していけばよい。この基本財産は、ニュータウン事業の遅延のため、自分の土地全部が事業地に入ってしまったっている地権者の生活補償要求運動の結果、公団が出資したもので、絶対に横浜市の税金ではない。また、財団法人にしなければお金が出せないと云うので仕方なくしたものである。

議長 (これまで発言のない方に意見を求める)

中村理事 中川地区の代表の意見、交換に同意する。

中山理事 交換に応じ、なるべく早くすっきりさせた方がよい。

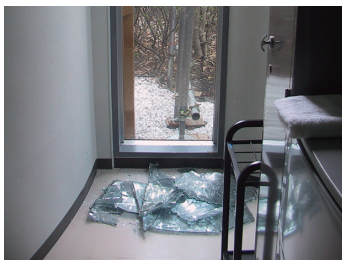
座間監事 交換の手続きを進めてください。

高橋氏 (発言の了解を得て) 貴重な財産で有り、苦渋の選択ですが交換に同意します。

以上審議し全員異議無く交換することを承認する。

次に事務局から本件は速やかに手続きを進め、結果が出たら電話或いは文書で報告をすることを説明し、全員の了解を得る。

2005(平成17)年2月18日 不審者侵入



資料室の窓ガラスを割り侵入、ガラス壁、和室前の大型ガラス戸を破損、警備会社、警察により本人の家族が判明し、補修費を弁償してもらった。

2005(平成17)2月23日 第14回評議員会

2005(平成17)2月24日 第87回理事会

新法人への事業譲渡、財産の無償譲渡、解散及び残余財産の処分の議決。

なお、清算人及び代表清算人の選任は理事会で議決。

2005(平成17)年3月22日

神奈川県知事宛解散及び残余財産処分許可承認申請書提出

申請書と同じ書式を整えた事前協議書を3月初めに提出済み。

| 解散及び残余財産処分許可承認申請書                                                                                                                                     |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 平成17年3月 日                                                                                                                                             |  |
| 神奈川県知事殿                                                                                                                                               |  |
| 神奈川県横浜市都筑区荏田東四丁目10番3号<br>財団法人港北ニュータウン生活対策協会                                                                                                           |  |
| 理事長 伊藤秀明 印<br>(電話 045-942-8745)                                                                                                                       |  |
| 当法人は、平成17年3月31日限りで次の理由により解散したいので、関係書類を添えて申請します。                                                                                                       |  |
| 解散の理由                                                                                                                                                 |  |
| 当法人の目的である住み良いまちづくりを更に推進振興するため、当法人を解散し、そのまちづくり事業及び残余財産を特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会へ引き継ぐ。当該記念協会は港北ニュータウン建設事業のまちづくり精神を継承し、住民主体のまちづくり、ふるさとづくりを進め住み良いまちづくりに寄与する。 |  |
| (関係書類)                                                                                                                                                |  |
| 1 解散の決議録の写し                                                                                                                                           |  |
| 2 財産目録                                                                                                                                                |  |
| 3 負債処理方法書                                                                                                                                             |  |
| 4 残余財産処分方法書                                                                                                                                           |  |
| 5 相手方の同意書その他事業の移譲を証する書類                                                                                                                               |  |
| 6 寄付行為                                                                                                                                                |  |
| 7 法人登記簿の謄本                                                                                                                                            |  |

神奈川県  
法文  
第 2005.3.22 号  
収受印



2005(平成17)年3月27日

港北ニュータウン茅ヶ崎町同志会記念碑除幕式が行われた。

金子保氏が記念碑の建設を用意周到に進めていることに驚きました。

記念碑の見積もりを取ったのが、(財)対策協会がまちづくり館を取得した直後であり、発注したのが(特)記念協会の設立直後です。

港北ニュータウン茅ヶ崎町同志会

05・03・27

#### 記念碑・経過報告

##### 1. 平成13年10月

港北ニュータウン基盤整備事業も中央地区の平成16年度完成の終盤を迎え、竣工の暁には三十数年前「港北ニュータウン建設計画」の四割買収、更に三割五分減歩の事業に参加を決断された、同志を永遠に伝える記念碑の建立を決定し、金井石材店に見積を依頼する。

費用については同志会(積立金)より支出する。また設置場所については杉山神社世話人会に相談依頼する。

##### 2. 平成16年11月

来春の中央地区基盤整備完成を迎え、旧公団の協力により港北ニュータウン建設事業に参加決断された同志の氏名確認と、記念碑の表書き「良き道迎れば良き里あり」は金子保会長に自筆依頼し、金井石材店に発注する。また除幕式等については役員会に一任する。

##### 3. 平成17年 2月

記念碑の完成確認、除幕式の日時、記念品、祝賀会、参加人数の取りまとめ等を検討する。

##### 4. 平成17年 3月27日(日)

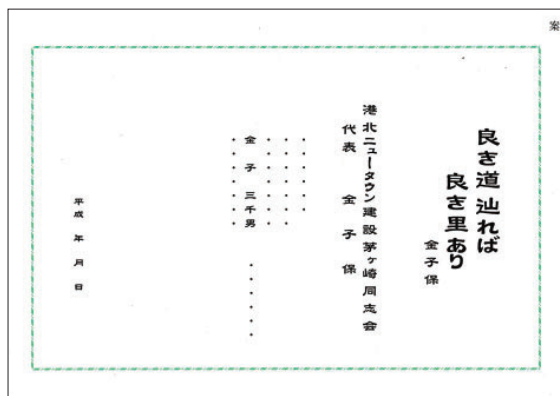
|     |          |            |
|-----|----------|------------|
| 除幕式 | 午前10時00分 | 杉山神社境内     |
|     |          | 斎藤神主による除幕式 |
| 祝賀会 | 午前11時30分 | レストラン・アミ   |
|     |          | 同志会 46名    |
|     |          | 来賓、市公団他 7名 |

#### 記念碑の表書きについて

平成16年1月頃、金子保氏がふらりと事務所に立ち寄られ、記念碑を建てることになり、その表書きの言葉を考えている。何かよい資料はないかとのこと。急に言われても直ぐには思いつきません。探しておきますと申し上げて帰っていただきました。しかし、協会にある資料を当たってもこれはとい

うようなものが見つかりません。さて困ったなと2、3日考えていましたが、金子保氏が港北NT事業を語るとき「まちづくりは百年の計だ、良き道たれば、良き里ありだ」と口癖のように熱く語っていたことを思い出し、これだと思いました。そこで下記のメモを自宅へ届けました。その時の反応はありませんでしたが、後日金子三千男氏からこの言葉を碑に刻むことになったと聞きました。

メモ



写真左下が碑です



表面



裏面



発祥の地とは、少し大げさかと思いましたが、この地で初めて茅ヶ崎町同志会の人々が将来を話し合い開発を進める決意をしたと、金子保氏から聞きました。

2005(平成17)3月31日  
解散及び残余財産処分の承認について(通知)  
解散及び残余財産処分承認書

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>法文第40号<br/>平成17年3月31日</p> <p>財団法人港北ニュータウン生活対策協会<br/>理事長 伊藤 秀明</p> <p>神奈川 県 総 務 部 長</p> <p>解散及び残余財産の処分の承認について(通知)</p> <p>平成17年3月22日付けで申請のありました貴法人の解散及び残余財産の処分につきましては、別添のとおり承認されましたが、解散後は、次の事項を遅滞なく実施されますようお願いいたします。</p> <p>1 民法(明治29年法律第80号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、解散後2週間以内に登記を行います。登記事項を加事に届け出ること。</p> <p>2 法第79条の規定に基づき、債権者に対し催告し、清算を行うこと。</p> <p>3 清算を終了したときは、法第83条の規定に基づき、速やかに加事に届け出ること。</p> <p>問い合わせ先<br/>神奈川県法律文書課法令審査室 室長<br/>電話番号 045-210-1111 内線2460</p> | <p>法文第40号</p> <p>解散及び残余財産処分承認書</p> <p>横浜市中区西区住田東四丁目10番3号<br/>財団法人港北ニュータウン生活対策協会<br/>理事長 伊藤 秀明</p> <p>平成17年3月22日付けで申請のあった財団法人港北ニュータウン生活対策協会の解散及び残余財産の処分につきましては、申請のとおり承認します。</p> <p>平成17年3月31日</p> <p>神奈川県知事 松沢 成文</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2005(平成17)年 4月15日・4月18日・4月19日 解散公告

解散公告(第一回)

当法人は平成十七年二月二十四日開催の理事会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十七年四月十五日

横浜市中区住田東四丁目一〇番三号  
財団法人港北ニュータウン生活対策協会  
清算人 伊藤 秀明

解散公告(第二回)

当法人は平成十七年二月二十四日開催の理事会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十七年四月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十七年四月十八日

横浜市中区住田東四丁目一〇番三号  
財団法人港北ニュータウン生活対策協会  
清算人 伊藤 秀明

解散公告(第三回)

当法人は平成十七年二月二十四日開催の理事会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十七年四月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十七年四月十九日

横浜市中区住田東四丁目一〇番三号  
財団法人港北ニュータウン生活対策協会  
清算人 伊藤 秀明

2005(平成15)7月12日 第2回清算人会議  
清算完了届の提出を議決 神奈川県知事へ7月20日提出、受領される。

2005(平成17)年 清算終了のお知らせ

財団法人港北ニュータウン生活対策協会の清算終了のお知らせ

平成17年7月22日

鈴木 兼光 様

財団法人  
港北ニュータウン生活対策協会

清算人 伊藤 秀明

同 金子 保

同 中村 信男

同 鈴木 兼光

監事 男全 富雄

同 座間 栄助

盛夏の候、お元気で過ごしのことと存じます。

既にご承知のとおり、平成17年3月31日当法人を解散し、その後清算事務を進めておりましたが、平成17年7月12日に第2回の清算人会議を開催し、当法人の残余財産を確定し、同財産を特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会へ寄付したことを確認いたしました。また、関係書類を添付し神奈川県知事あて、平成17年7月20日に清算結了届を提出し受領されました。解散時に当法人の理事、監事及び評議員に就任されておりました皆様には長い間ご協力いただき、本当に有り難うございました。

(特) 記念協会が設立され、事業も財産全(諸権利)も引き継がれ、ここに名実共に財団法人港北ニュータウン生活対策協会の幕が閉じられた。

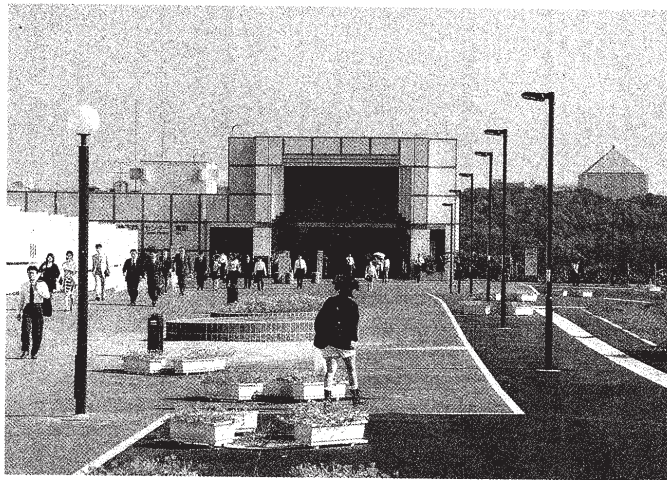






第4章 資料1 港北NT事業推進連絡協議会総会(第11回-最終)議案書

横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会  
第11回総会議案書



日 時 平成8年11月29日(金)  
午後1時30分から3時30分まで

会 場 横浜市都筑区葛が谷2-1  
都筑ふれあいの丘  
「都筑地区センター」体育館

# 港北ニュータウン事業推進連絡協議会

## 総 会 議 案 書

| 名 称 | 回 数  | 開 催 年 月 日            |
|-----|------|----------------------|
| 対策協 | 第1回  | 昭和42年 6月17日          |
| 対策協 | 第2回  | 昭和43年 2月 7日          |
| 対策協 | 第3回  | 昭和45年 2月23日          |
| 対策協 | 第4回  | 昭和47年 5月 2日          |
| 対策協 | 第5回  | 昭和49年 9月18日          |
| 対策協 | 第6回  | 昭和51年10月16日＝（推進協第1回） |
| 推進協 | 第1回  | 昭和51年10月16日＝（対策協第6回） |
| 推進協 | 第2回  | 昭和53年11月25日          |
| 推進協 | 第3回  | 昭和55年11月 1日          |
| 推進協 | 第4回  | 昭和57年11月 6日          |
| 推進協 | 第5回  | 昭和59年11月10日          |
| 推進協 | 第6回  | 昭和61年11月 8日          |
| 推進協 | 第7回  | 昭和63年11月12日          |
| 推進協 | 第8回  | 平成 2年11月10日          |
| 推進協 | 第9回  | 平成 4年11月 7日          |
| 推進協 | 第10回 | 平成 6年11月30日          |
| 推進協 | 第11回 | 平成 8年11月29日          |

### ※正式名称

対策協＝横浜市港北ニュータウン開発対策協議会

推進協＝横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会



横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会

第 1 1 回 総 会 次 第

開 会

1. 会 長 あ い さ つ
2. 市 長 あ い さ つ
3. 住宅・都市整備公団総裁あいさつ
4. 顧 問 紹 介
5. 正 副 議 長 選 出
6. 書 記 任 命
7. 出 席 者 数 報 告
8. 議 事

(1) 経 過 報 告

- ア. 港北ニュータウン事業推進連絡協議会の活動経過
- イ. 港北ニュータウン建設事業の経過及び今後の見通し
- ウ. 土地区画整理事業の経過

(2) 代 表 質 問

(3) 港北ニュータウン事業推進連絡協議会の取り扱い

9. 総 会 決 議
10. 正副議長及び書記解任

閉 会

～懇親会～

於 レストラン「あゆみ」

## 《経過報告》

### ア．港北ニュータウン

#### 事業推進連絡協議会の活動経過

港北ニュータウン建設事業においては、事業推進のために地元関係者、横浜市、住宅・都市整備公団の三者によって、横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会を組織し、港北ニュータウン建設事業の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、密接な連絡調整を行っています。

本推進協議会の各機関における第10回総会以降の活動状況の概要は、次のとおりです。

#### 1．合同協議会

合同協議会は、市・公団等から事業の進捗状況等の説明あるいは各専門委員会での検討結果の報告等を受け、協議・検討を行うとともに、地元、市、及び公団相互の意見調整を図り、組織としての意志・対応等を定める本組織の中心的会議です。

合同協議会において、協議・検討されてきた主な事項は次のとおりです。

- 1 各年度の造成工事の進捗状況及び計画
- 2 各年度の港北ニュータウン関連事業の進捗状況及び計画
- 3 各専門委員会等の活動状況及び検討結果
- 4 港北ニュータウン事業推進連絡協議会の取り扱い

#### 2．代表委員会

代表委員会は、合同協議会と各地区協議会及び各専門委員会との連絡調整を行うことを目的としており、合同協議会での検討事項、推進協議会の課題、運営等について協議してきました。

#### 3．顧問団会議

顧問団会議は、顧問（都筑区選出の県・市議員）に対し、港北ニュータウン関連事業、土地区画整理事業の進捗状況と計画等について理解を得るとともに、港北ニュータウン建設事業への助言と指導をお願いしました。

## 4. 専門委員会及び研究部会

### (1)事業対策委員会

事業対策委員会では、第10期の活動方針として「横浜環状鉄道の早期事業化」、「造成工事及び関連事業の進捗状況」、「造成工事スケジュールと今後の街づくりの進め方」を中心に協議・検討することになりました。

供用開始については、計画どおりに事業が進捗して平成7年度末には全宅地が供用開始となり本年9月に換地処分公告を迎える報告を受け了承しました。土地使用料についても公団の説明内容で了承しました。

施設見学や視察研修については、地域内の港北ニュータウン熱供給株式会社の地域冷暖房等の施設見学及び生活対策委員会と合同で東京の恵比寿ガーデンプレイスへ視察研修を行いました。

その他として、小学校・横浜市室内水泳競技場(仮称)・大塚・歳勝土遺跡歴史公園・総合公園・プラザビル・横浜環状鉄道・集合住宅の建設計画等の報告を受けました。

### (2)生活対策委員会

生活対策委員会では、第10期の活動方針として「造成工事の早期完成と安全対策」、「土地活用の促進」、「横浜環状鉄道の事業化促進」、「供用開始に備えての対策」を中心に協議・検討をしていくことになりました。

造成工事については、円滑な生活再建のためにも、事業スケジュールに沿って一日も早く使用収益を開始すべく工事を進めていくことが重要である旨確認されました。また、タウンセンターについては、街の活性化につながるので、早期に整備する必要があることも併せて確認されました。

今後の土地活用の参考とするため、都筑区の課税課より固定資産税の概要の説明を受け活発な質疑がありました。

タウンセンターの立ち上げの参考にするため、事業対策委員会と合同で東京の恵比寿ガーデンプレイスへ視察研修を行いました。恵比寿ガーデンプレイスはJRの恵比寿駅前にあり、サッポロビール恵比寿工場跡地を再開発事業により整備したもので、百貨店・店舗・事務所・住宅・公共施設等が建ち並ぶ総合的な新しい街の状況を視察しました。

### (3) 農業対策委員会

農業対策委員会では、今期の活動方針を「まちづくりと調和した営農研究」，「供用開始に備えての対策」，「造成工事上の対策」とすることに決めました。

税金は営農者にとっても深刻な問題であります。特に関心の高い農地の固定資産税の取り扱いについて都筑区の課税課より詳しく説明を受け活発な質疑を行いました。

都市農業のあり方や今後の街づくりの参考にするため、四地区の正副会長を交えて、東京都のあきる野市と立川市へ視察研修を行いました。あきる野市の「秋川ファーマーズセンター」にて、農家からの直接出荷による採れたて野菜の直売や市民農園等の施設説明を受けて、農家と市民がふれあう農業複合拠点施設の視察を行いました。また、JR立川駅前の立川基地跡地関連地区第一種市街地再開発事業による「ファール立川」の事業説明を受けた後、事務所・店舗・ホテル・映画館や街のうらおいを満たす多種多様なアート等の施設の視察を行いました。

なお、研究部会の集合農地利用協定運営連絡協議会は当初の目的を概ね果たしましたので、休会とすることにしました。

### (4) 交通問題委員会

交通問題委員会では、「横浜環状鉄道」，「バス路線」，「幹線道路網」等について協議・検討が行われました。

横浜環状鉄道について、横浜市都市圏総合交通計画研究会の中間報告や整備の考え方の説明を受けました。日吉～中山間の整備の主な内容は、①事業主体は交通局とする。②基本システムはリニア推進方式とする。③事業スケジュールは平成9年度の免許取得に向けて、8年度は免許申請を行う。④路線計画や駅整備は詳細検討を進め、免許申請までに基本的な計画を決める。これに対して、開業の時期や港北ニュータウン地区外のルートについて質問がありました。

バス路線については、地域の利便性のためバス路線の新設や増便についての要望が出され、東急バス路線についても説明願えるよう併せて要望しました。

幹線道路網の整備については、幹線道路等について早急に整備するよう要望がありました。



### (5)住居表示検討委員会

住居表示検討委員会では、港北ニュータウン住居表示総合計画案をもとに、「町割り、町名」を中心に協議、検討を行い、平成7年10月に牛久保東三丁目、大棚西、北山田七丁目、茅ヶ崎東一丁目、中川六丁目の5か町が新町設定されました。さらに北山田五丁目の既設町への編入の住居表示が実施されました。

なお、土地区画整理区域内については、平成7年度の住居表示の実施をもって、当初の事業計画を終了しました。

### (6)土地利用特別委員会

土地利用特別委員会では、主に「港北ニュータウンの活性化」のための方策について協議・検討が行われました。

その中で、市街化促進策について、公団から集合住宅の建設等を促進することにより、一層の人口定着を図り、核的施設については、事業所等の施設を誘致するとともに施設の建設等を促進し、一層の街の活性化及び市街化を図るとの説明がありました。

また、地区センター、公民館、診療所の「公益施設用地の見直しについて」横浜市から提案があり了承されました。

さらに、用途地域指定替の主なポイントや都筑スポーツセンター建設、横浜市室内水泳競技場の建設計画、中川西保育園、都筑区震災時避難場所等について横浜市から説明がありました。

このほか、横浜4号線の早期整備に資するよう凍結していた土地について、横浜環状鉄道(日吉～中山間)の整備が具体化する免許の取得時をもって凍結を解除し、市街化促進のため活用する旨の提案が横浜市及び公団からあり了承されました。

#### 会議開催状況

(6.11.30～8.11.28)

| 会 議 名             | 開 催 回 数 | 会 議 名                         | 開 催 回 数 |
|-------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 総 会               | 1       | 農 業 対 策 委 員 会                 | 4       |
| 合 同 協 議 会         | 2       | 集 合 農 地 利 用 協 定 運 営 連 絡 協 議 会 | 1       |
| 代 表 委 員 会         | 6       | 交 通 問 題 委 員 会                 | 2       |
| 四 地 区 正 副 会 長 会 議 | 3       | 住 居 表 示 検 討 委 員 会             | 1       |
| 顧 問 団 会 議         | 2       | 土 地 利 用 特 別 委 員 会             | 4       |
| 事 業 対 策 委 員 会     | 7       | そ の 他                         | 3       |
| 生 活 対 策 委 員 会     | 4       | 計                             | 40      |

## イ. 港北ニュータウン建設事業の経過及び今後の見通し

### 1. 交通体系の整備

#### (1) 横浜環状鉄道

日吉～中山間の整備については、平成7年度に交通局が事業主体となり、需要推計、測量、土質調査、概略設計などの基礎的な調査を行い、基本計画の検討を進めるとともに、平成8年度内の免許申請、平成9年度の免許取得を目指し、運輸省等との協議を進めています。

免許取得後は、都市計画決定、環境アセスメント、工事施行認可等の手続きをすみやかに進め、早期開業を目指していきます。

#### (2) バス路線

バス路線については、地下鉄の開業や行政区再編等地域の状況変化に合わせて、路線の拡充整備を図ってきましたが、平成6年度以降についても、310系統都田線を一部経路変更し瑞雲寺付近から都筑区役所への利便性向上を図ったところであり、港北ニュータウン地区内のバス路線としては、現在13路線で575回程度の運行状況です。

また、停留所の上屋も毎年新設してきましたが、平成7年度も5箇所新設し、地区内全体で60箇所となりました。

平成8年度についても、佐江戸町の南部地区から都筑区役所や地下鉄への接続の利便を高めるため、73系統川和町経由の路線を、これまでの中山駅北口から南口へ起終点を変更するとともに、ニュータウン南部の加賀原地区の対応として305系統の増便や終車延長を実施する計画です。

今後とも、地域の開発状況を考慮しながら、バス路線の拡充整備に努めていきます。

### (3) 主要幹線道路

港北ニュータウン関連街路は、12路線で関連街路部分の総延長は約43kmあり、現在、約39.6kmが完成し、整備率は約92%です。

新横浜元石川線、中山北山田線、宮内新横浜線、大熊東山田線、新羽荏田線、牛久保中川線、大熊停車場線、センター南停車場線の8路線が、既に完成し供用しています。

現在事業中の路線の進捗状況は次のとおりです。

1. 日吉元石川線は、青葉区荏田町の国道246号から港北区高田町までの区間が完成し供用しています。現在、高田町から綱島街道までの約1.3kmの区間(日吉本町地区、綱島地区)で用地取得と工事を実施中です。

日吉本町地区については、平成8年度に完成する予定であり、綱島地区については、東急線の立体化にあわせて供用する予定です。

2. 横浜上麻生線は、地区内が既に完成し供用しています。現在、池辺地区で工事を実施中であり、平成10年度に完成する予定です。

3. 丸子中山茅ヶ崎線は、地区内が既に完成し供用しています。地区外は、日吉元石川線から川崎市境までの区間で用地取得と工事を実施中であり、既に一部区間が完成し供用しています。

引き続き用地取得と工事を進め、日吉元石川線から川崎市境までの全区間について平成8年度に完成する予定です。

4. 佐江戸北山田線は、地区内が既に完成し供用しています。第一地区、第二地区間については、平成8年6月に事業認可を取得しましたので、中央地区土地区画整理事業と一体的に整備を進め、平成12年度に完成する予定です。

## 2. 集合住宅の建設、核的施設の誘致等

### (1) 集合住宅

集合住宅の入居については、昭和58年8月の第二地区西部、平成2年3月の第一地区西部での初期入居以来、現在までに第一、二地区合わせて約8,500戸が供給され、また、約3,900戸の住宅が建設中及び計画中です。

今後、これらの計画中及び建設中の住宅の建設を進めるとともに、引き続き多様な住宅供給を行い、人口定着を促進します。

## (2) 核的施設

核的施設の誘致については、昭和61年3月に3研究所が完成した後、現在までに36の研究所・研修所等が開設されています。さらに、4施設が進出を決定しており、現在建設中又は建設準備中です。

今後とも、より多様な施設を誘致し、一層の昼間人口の確保等、地域の活性化に資する施設の立地を進めます。

## (3) CATV

CATVの整備については、平成2年12月に約68haの区域において供用を開始して以来、平成8年3月末には区画整理事業区域の全域において再送信サービスの供用が可能となりました。

# 3. 公益施設等の整備

## (1) 小・中学校

小中学校建設は、これまでに小学校9校、中学校4校が開校し、現在都筑小学校及び南山田小学校の2校について、平成9年4月の開校に向け建築中です。

今後の新設校の設置についても、住宅建設の推移をみながら施設整備を進め、児童・生徒の教育に万全を期していきます。

## (2) 公園、運動広場

港北ニュータウンの土地区画整理事業に基づく都市公園は、これまでに、地区公園として鴨池公園他2箇所、近隣公園として川和富士公園他7箇所など、第一・二地区を合わせて、平成7年度末までに、総計70箇所、約68.8haが移管済みです。

また、運動広場として牛ヶ谷公園など8箇所すべての用地買収を完了しています。

今後平成10年度までに、残りの都市公園の移管を進めて行く予定です。

なお、総合公園は、平成8年度中に用地引き継ぎを完了させ、平成10年度より整備完了部分から順次公開する予定です。



## (3) 行政施設, 北部地域中核病院, 福祉施設, 歴史博物館野外施設,

## 室内水泳競技場, 警察署, 交番

行政施設については, 平成7年3月末に都筑区総合庁舎が竣工し, 平成7年4月24日から業務を開始しました。都筑区総合庁舎は, 区民の利便を図るため, 区役所・保健所に加え, 公会堂, 消防署, 図書館, 農政事務所, 児童相談所を併設した建物になっています。また, 旧庁舎につきましては, 引き続き港北ニュータウン建設事務所が使用するほか, 平成7年11月から水道サービスコーナーが都筑営業所として開所するとともに, 平成7年12月に川和町から都筑土木事務所が移転し, 開所しました。

北部地域中核病院については, 平成8年5月の「北部地域中核総合病院連絡協議会」において基本計画がまとまり, 今年度は事業主体である昭和大学が基本設計に着手します。診療機能としては, 診療所と連携し, 充実した二次医療を行うとともに, 高度医療として三大死亡原因であるガン, 心疾患, 脳血管疾患に対応していきます。また, 特殊診療機能として老人性痴呆疾患治療や緩和ケアなどに取り組むとともに, 24時間365日応需の救急医療を実施します。病床規模は, 一般診療機能として500床, 特殊診療機能として150床, 全体で650床を計画しています。今後とも, 早期開院に向けて関係機関と調整を進めていきます。

福祉施設については, 「中川西保育園(仮称)」が, 今年度内に完成する予定になっています。新たに今年度から, 平成10年4月の開所を目指し「茅ヶ崎第一保育園(仮称)」は設計を実施するとともに着工します。「茅ヶ崎第二保育園(仮称)」は設計に着手します。また, 加賀原一丁目に, 平成10年度の開所を目指して, 地域のボランティア等の活動や交流, 福祉に関する相談・助言・調整, 在宅の虚弱高齢者等のデイサービスを行う, 地域ケアプラザの設計に着手します。今後, 福祉施設につきましては, 全市的なバランスのとれた配置, 並びに当ニュータウン地区の人口定着状況等を考慮しながら, 整備を進めていきます。

横浜市歴史博物館野外施設「大塚・歳勝土遺跡公園」については、国指定史跡として大塚・歳勝土遺跡を保存し、隣接する横浜市歴史博物館と一体的活用を図る施設として、平成8年3月に全体の3分の2にあたる区域が開園されました。現在は引き続き江戸時代の古民家、旧長沢家の復元を進めており、平成8年度中には公園全体の整備を終え、全面開園する予定です。

横浜市室内水泳競技場（仮称）については、国際級の大会をはじめとする各種大会の開催や指導者の養成・市民利用等ができる、国際港都にふさわしい室内水泳競技場として整備し、併せて港北ニュータウン地域の活性化の一翼を担える施設として建設を進めています。平成10年の春に竣工し、同年9月に開催される第53回国民体育大会・神奈川大会において、水泳競技会場（シンクロナイズドスイミング・水球）として使用されることが決定しています。

警察署については、平成7年7月に都筑区連合町内会自治会会長名で、神奈川県警察本部をはじめ関係機関に早期設置の陳情を行いました。神奈川県では、平成8年度に建設用地を取得することになっています。

交番については、現在までに、荏田近隣センターと中川駅前センターに開設されました。仲町台駅前センターにおいては警察署等との調整を行い、平成8年度末の設置を予定しています。また、今後は、タウンセンター等における早期設置について関係機関と協議を進めます。

#### （４）地区センター等コミュニティー施設

地区センターは、地域活動の拠点施設として4館の整備を計画しており、すでに都筑地区センターが昭和59年に、中川西地区センターが平成3年に、仲町台地区センターが平成7年に開館しました。平成8年度には北山田地区センター（仮称）の設計に着手しました（平成10年度開館予定）。

また、港北ニュータウンセンター市民文化ホール（仮称）は、引き続き施設の複合化等の検討を行います。

#### (5) 住居表示

昭和56年から「新町設定等総合計画案」に基づき、住居表示調査会並びに住居表示検討委員会において協議をしてきました。

平成7年度は、10月16日に住居表示を実施し5か町の新町設定と1箇所の既設町への編入をしました。

これにより、住居表示によって74か町の新町が誕生し、当初の事業計画を終了しました。

### 4. センターの整備

#### (1) タウンセンター

タウンセンターについては、横浜市の副都心として、共同溝、地域冷暖房等の高度都市基盤施設の整備を行い、平成8年3月末に全宅地の供用を開始しました。地区内の施設としては、タウンセンターの核となる共同化義務街区において、第一地区で阪急百貨店の進出が決定し、第二地区では西南東急百貨店を核店舗とするショッピングセンターが着工されました。また、センター北駅前では商業・業務の複合施設のプラザビル(仮称)が着工されるなど、タウンセンターの核となる大規模商業施設等の建設が進められています。公共公益施設としては、都筑区総合庁舎、横浜市歴史博物館、業務施設としては東京ガス都筑支社等がオープンしています。

なお、シンボル広場、橋梁等の一部工事を行うとともに、街づくり協定に基づく魅力的な街づくりを推進します。

また、民有地の開発に寄与するため、地権者、企業の情報を収集・管理・提供する「情報センター」の開設に向けて準備を進めるとともに、タウンセンターの早期市街化を促進するため、地権者、企業向けの情報誌を発行します。

#### (2) 駅前・近隣センター

駅前・近隣センターは、平成8年3月末までにすべてのセンターで宅地が供用開始され、それぞれのセンターの特性に応じた開発が進められています。今後、各センターの土地利用を促進するために勉強会を行っていきます。

北山田、川和駅前センターにおいては、駅前広場の整備を行います。

また、これまでの駅前・近隣センターの情報誌を発展させ、タウンセンターの情報を加えた「街づくり通信」を創刊し、センター形成に関する情報を地権者に提供するとともに、企業等へのPRに活用していきます。

## 5. 農業専用地区の整備

新羽大熊農業専用地区、池辺農業専用地区と折本農業専用地区の一部は基幹的な整備を完了しています。

東方農業専用地区の北部地区については、昭和61年度から土地基盤整備事業に着手し、平成元年度に基幹的な整備は完了、平成2年度から農道舗装等を実施しており、また、西部地区については、平成2年度から土地基盤整備事業を実施しています。

残る農業専用地区のうち、折本農業専用地区の未整備区域については、平成8年度に基本計画を策定し事業推進を図る予定であります。その他の地区については、今後整備内容等地元と協議しながら推進を図っていきます。

## 6. PR、イベント等の実施

### (1) 港北ニュータウンまつりの開催

港北ニュータウンのPRと、住民相互の交流、コミュニティの形成を目指し、港北ニュータウンまつりを実施しました。

このまつりは、地元の郷土芸能や、イベントコーナー、進出企業によるPRコーナー、人気歌手のコンサート等で、毎回大変な賑わいをみせています。

|      | 開 催 年 月 日  | 場 所    |
|------|------------|--------|
| 第11回 | 平成7年10月22日 | 牛久保西公園 |
| 第12回 | 平成8年10月27日 | 牛久保西公園 |

### (2) 記録映画の撮影

港北ニュータウンの街づくりの進捗状況を記録するとともに、市民等に対するPRのため、映画撮影を行いました。



(3) 広報紙の発行

港北ニュータウン事業の進捗状況等について周知するため、地権者及び関係者に対し、広報紙「港北ニュータウン」を年3回発行しています。

(65,000部,タブロイド版4ページ)

7. その他

(1) 工事安全対策

工事の安全対策については、港北ニュータウン建設安全管理連絡協議会において、工事の計画、地元の安全対策を協議し、また、年2回の防災パトロールの実施及び工区ごとに関係者と調整を行い、工事中の安全確保に努めています。

(2) 生活再建対策

昭和56年2月に設立された、財団法人港北ニュータウン生活対策協会により、港北ニュータウン建設事業に協力した住民に対する生活再建対策事業が実施されています。(経営相談事業、転業及び開業に関する事業等)

## ウ. 土地区画整理事業の経過

昭和40年に横浜市の六大事業の一つとして発表された港北ニュータウン建設事業は、その中心となる土地区画整理事業について昭和55年度概成を目標として昭和44年度当初に用地買収が行われ、昭和49年8月27日に建設大臣より施行規程及び事業計画の認可を得て事業に着手しました。

その後、地権者の理解、協力のもとに事業の推進に取り組み、その間、3回の事業期間の変更をせざるを得ませんでした。幾多の困難を克服し、昭和54年4月の第1回仮換地の指定、昭和58年3月の第1次供用開始（第二地区約100ha）等を経て、22年間にわたり事業を進めてきました。その結果、本年3月末には全宅地の供用開始を行い、6月28日に県知事より換地計画の認可を受け、9月29日に換地処分公告がなされました。

この間、地元地権者、横浜市及び住宅・都市整備公団の三者が一体となり住民参加による街づくりに取り組み、当協議会を中心に土地区画整理事業の推進に係る諸課題が協議、調整され、社会経済情勢の変化に対しても多機能複合都市への土地利用の転換やタウンセンターの計画変更等の対応が図られ、また、換地計画等に関しては、センター用地等の申出換地、事業長期化に伴う仮清算の実施等、公団としても新しい仕組みを取り入れて事業を進めてきました。

このようにして、横浜市北部の副都心としてのタウンセンターをはじめ、道路、公園他の都市基盤施設が概ね整い、施行面積1,317haの我が国最大規模の土地区画整理事業が収束を迎えました。

なお、平成9年3月27日に土地区画整理事業の竣工式典が予定されております。

### 〔土地区画整理事業の事業概要〕

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| ○施行面積        | 1,317ha                     |
| ○計画人口        | 22万人（平成8年8月現在人口 約77,000人）   |
| ○事業施行期間      | 昭和49年8月～平成18年3月（清算期間10年を含む） |
| ○事業費         | 8,994億円                     |
| ○平均減歩率       | 約37%                        |
| ○地権者数        | 約10,800人                    |
| ○建物移転戸数      | 約1,600戸                     |
| ○埋蔵文化財発掘調査面積 | 約270ha                      |
| ○造成土工量       | 約4,000万m <sup>3</sup>       |
| ○公共施設整備      | 道路 約320km, 公園・緑地 約123ha     |

## 《港北ニュータウン事業推進連絡協議会の 取り扱いについて》

港北ニュータウン事業推進連絡協議会は、この地域の乱開発を未然に防止し、都市農業を確立し、合理的な生活環境を整備した新しいまちづくりを実施するという地元地権者の大いなる決心をもとに昭和42年6月17日発足した港北ニュータウン開発対策協議会の後を受け、事業推進のため昭和51年10月16日発足しました。

そして、前身の港北ニュータウン開発対策協議会から数えると29年間の長きにわたり、港北ニュータウン建設事業の推進に大きな役割を果たしてきた当協議会ですが、平成8年9月29日の換地処分公告をもって土地区画整理事業が収束し、四地区共通の課題については、ほぼ見通しがつけられたことにより、その組織の使命は概ね終了したと考えられます。

このようなことから、本年7月の第46回合同協議会において当協議会の解散を含め、今後の取り扱いの検討を代表委員会等に委ね、その結果を第11回総会に諮りたいとの提案があり、了承されました。

これを受けて、代表委員会・四地区正副会長会議において協議した結果、港北ニュータウン事業推進連絡協議会を、今回の第11回総会を機に解散することにいたしました。

## 横浜市港北ニュータウン 事業推進連絡協議会要綱

### 【目的及び設置】

第1条 市民参加のもとに乱開発を共同防衛するとともに、都市農業を確立する理念をもって建設する合理的な生活環境を整備した新しいまちづくりを目的とする、港北ニュータウン建設事業の円滑かつ効率的な推進並びに関係住民と横浜市および住宅・都市整備公団との密接な連絡調整を図るため、横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 【協議事項】

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 開発計画および事業実施に対する意見の具申に関すること。
- (2) 地元と横浜市、住宅・都市整備公団およびその他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他開発促進に関する必要な事項。

### 【構成】

第3条 協議会は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 港北ニュータウン地域内の中川、新田、都田、山内の四地区（以下「各地区」という。）協議会
- (2) 横浜市
- (3) 住宅・都市整備公団
- (4) その他前各号に掲げるもののほか合同協議会が認めるもの

### 【会長および副会長】

第4条 協議会に会長1人、副会長1人をおく。

- 2 会長は、都筑区長をもってあてる。
- 3 副会長は、各地区協議会会長の中から推せんをもってあてる。

### 【会長および副会長の職務】

第5条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

【委員】

第6条 協議会に委員をおく。

2 委員は協議会の円滑な運営を図るとともに、第1条の目的を達成するために必要な事項を協議するものとし、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各地区協議会会長、副会長および各地区協議会から選ばれた者
- (2) 都筑区長
- (3) 横浜市都市計画局長、港北ニュータウン建設部長およびその他会長が必要と認める関係局区の局区長、部長
- (4) 住宅・都市整備公団港北開発局長、総務補償部長、事業部長、工事部長、総務補償部次長
- (5) その他第3条第4号に規定する者

3 委員の定数は合同協議会で定める。

4 前項の委員については、会長が委嘱する。

【委員の任期】

第7条 委員の任期は、第9条第1項本文に規定する定期総会より起算して2年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は任期が終了した後も新たに委員が選任されるまでは引き続きその職務を行う。

【会議】

第8条 協議会に次の各号に掲げる会議をおく。

- (1) 総会（定期総会および臨時総会）
- (2) 合同協議会
- (3) 代表委員会
- (4) 専門委員会

2 会議は半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

【総会】

第9条 総会は2年に1回開催するものとする。

ただし、会長が必要と認める時は随時開催することができる。

2 総会は第3条各号に掲げる者の代表者によって組織し、その定数は合同協議会で定める。

3 総会は会長が招集し、議長は出席者の中から選出する。

4 総会に付議する事項は合同協議会で定める。



### 【合同協議会】

第10条 合同協議会は基本的な事項および全地区の共通事項を協議するとともに、横浜市、住宅・都市整備公団および関係者相互の連絡調整を密に行うため、会長が必要と認めるときは随時開催することができる。

- 2 合同協議会は、会長、副会長および第6条第2項各号に掲げる者によって組織する。
- 3 合同協議会は必要に応じ、専門委員の出席を求め意見等を聴くことができる。
- 4 合同協議会は会長が招集し、議長をつとめる。

### 【代表委員会】

第11条 代表委員会は合同協議会、各地区協議会および専門委員会との連絡調整を行う。

- 2 代表委員会は会長、副会長、各地区協議会会長たる委員および第6条第2項第3号、第4号に掲げる者の代表者をもって組織する。
- 3 会議の開催および運営は構成員相互で決める。

### 【専門委員会】

第12条 専門委員会は合同協議会の議を経て四地区共通の事業、生活、農業等各専門事項について協議し、その結果を合同協議会で協議する。

- 2 専門委員会は次の各号に掲げる委員会とする。  
ただし、必要に応じて合同協議会の議を経て、その他の委員会を設けることができる。
  - (1) 事業対策委員会は事業の推進に伴う必要な事項を協議する。
  - (2) 生活対策委員会は生活再建に関し必要な事項、造成工事および移転に伴う必要な事項を協議する。
  - (3) 農業対策委員会は農業の振興および農業地域の検討に関する必要な事項を協議する。

- 3 専門委員会の定数その他必要な事項は合同協議会で定める。
- 4 専門委員会は第13条第3項に定める研究部会からの報告を受けたときは、合同協議会に報告しなければならない。

### 【研究部会の設置】

第13条 専門委員会は合同協議会の議を経て事業の進行に対応し、必要な事項を専門的に研究するために研究部会をおくことができる。

- 2 研究部会は専門委員会の推せんする者で組織する。
- 3 研究部会は研究成果を専門委員会に報告しなければならない。

【意見の聴取】

第14条 協議会は必要と認めるとき、会議の議事に関係のある者等の出席を求め、その意見および説明を聴くことができる。

【会議の報告および意見具申】

第15条 協議会の会議の結果は、会長が市長に報告する。

2 会議の結果に基づく意見等は、各地区協議会会長が会長を通じ市長および関係機関に具申することができる。

【顧問】

第16条 協議会は事業の推進について指導と助言を得るため顧問をおく。

2 顧問は都筑区選出の県市議会議員とし、会長が委嘱する。

【事務局の設置】

第17条 協議会は都市計画局港北ニュータウン建設部を事務局とし、事務所は建設事務所内におき、協議会の事務に従事する。

【要綱の改正】

第18条 この要綱の改正は合同協議会において出席委員の過半数の賛成により決し、総会の同意を得る。

付則 この要綱は昭和42年 6月17日から施行する。

付則 この要綱は昭和43年 2月 7日から施行する。

付則 この要綱は昭和45年 2月23日から施行する。

付則 この要綱は昭和47年 5月 2日から施行する。

付則 この要綱は昭和49年 9月18日から施行する。

付則 この要綱は昭和51年10月16日から施行する。

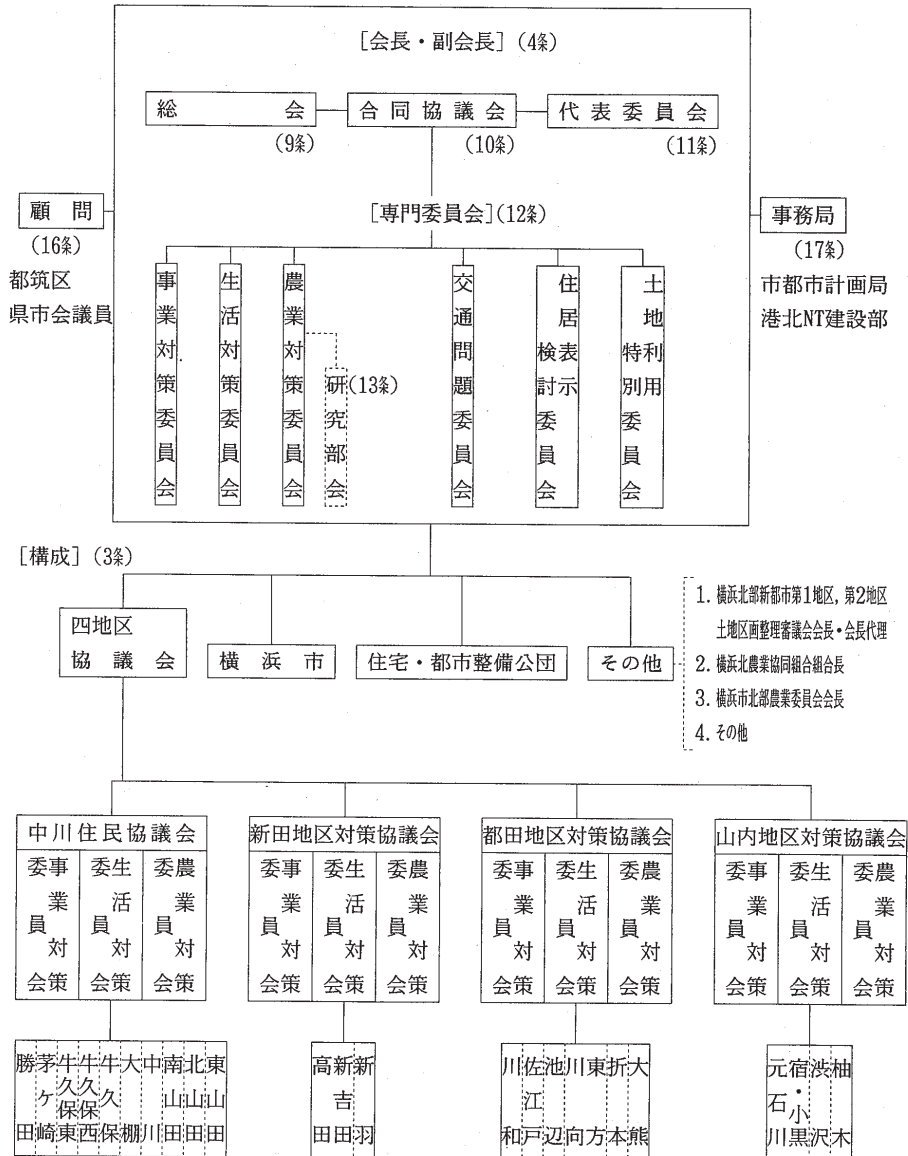
付則 この要綱は昭和53年11月25日から施行する。

付則 この要綱は昭和55年11月 1日から施行する。

付則 この要綱は昭和57年11月 6日から施行する。

付則 この要綱は平成 6年11月30日から施行する。

# 港北ニュータウン事業推進連絡協議会組織図



## 港北ニュータウン事業推進連絡協議会委員名簿

## 1. 推進協議会会長・副会長

| 役 職 名     | 氏 名   |
|-----------|-------|
| 会 長(都筑区長) | 長 沢 毅 |
| 副会長       | 金 子 保 |

## 2. 合同協議会委員

## 中川住民協議会

| 役 職 名   | 氏 名     |
|---------|---------|
| 会 長     | 金 子 保   |
| 副会長     | 田 丸 政治  |
| 〃       | 小 島 喜治  |
| 〃       | 佐 藤 鉄雄  |
| 〃       | 小 口 一   |
| 事務局長    | 土屋幸之助   |
| 事業対策委員長 | 大久保久夫   |
| 生活対策委員長 | 関 敬一    |
| 農業対策委員長 | 平野 輝雄   |
| 常任委員    | 高 橋 良雄  |
| 〃       | 市 川 正男  |
| 〃       | 男 全 富雄  |
| 〃       | 野 上 政春  |
| 〃       | 鎌 田 美代子 |
| 〃       | 小 幡 一義  |
| 〃       | 飯 田 恒雄  |
| 〃       | 関 恒三郎   |
| 〃       | 長 沢 定吉  |
| 〃       | 吉 野 敏雄  |
| 〃       | 大久保正治   |
| 〃       | 三 沢 弘明  |
| 〃       | 金 子 三千男 |

## 新田地区対策協議会

| 役 職 名       | 氏 名     |
|-------------|---------|
| 会 長・事業対策委員長 | 山 本 光雄  |
| 副会長・生活対策委員長 | 中 村 信男  |
| 事業対策副委員長    | 宮 田 与一  |
| 〃 〃         | 岸 寿雄    |
| 生活対策副委員長    | 金 子 米太郎 |
| 〃 〃         | 渡 辺 恵治  |
| 農業対策委員長     | 坂 倉 徳蔵  |
| 〃 副委員長      | 永 井 喜男  |
| 〃 〃         | 笈 川 茂   |

## 都田地区対策協議会

| 役 職 名   | 氏 名      |
|---------|----------|
| 会 長     | 菅 沼 喜代造  |
| 副会長     | 佐 野 重雄   |
| 〃       | 信 田 幹郎   |
| 事業対策委員長 | 岩 沢 慶尚   |
| 生活対策委員長 | 宮 川 金次   |
| 〃 副委員長  | 長 谷 川 金雄 |
| 〃 〃     | 田 丸 貢    |
| 農業対策委員長 | 栗 原 進    |
| 常任委員    | 重 田 清助   |
| 〃       | 斉 藤 清司   |

## 横浜市

都市計画局・市民局・福祉局・衛生局・道路局・交通局  
教育委員会事務局の局長と関係部長

## 都市整備公団

港北開発局の局長と関係部長

## 山内地区対策協議会

| 役 職 名      | 氏 名    |
|------------|--------|
| 会 長        | 青 木 公雄 |
| 副会長        | 徳 江 義治 |
| 〃 ・事業対策委員長 | 大 矢 安夫 |
| 生活対策委員長    | 福 田 浩司 |
| 農業対策委員長    | 大 矢 知道 |

### 3. 専門委員会委員

#### (1) 事業対策委員会

| 役 職 名   | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中川地区委員長 | 大久保久夫 |
| “ 副委員長  | 植田 盛久 |
| “ “     | 高橋 直道 |
| “ “     | 山畑 武雄 |
| 新田地区委員長 | 山本 光雄 |
| “ 副委員長  | 宮田 与一 |
| “ “     | 岸 寿雄  |
| 都田地区委員長 | 岩沢 慶尚 |
| “ 副委員長  | 座間 栄助 |
| “ “     | 細野 正隆 |
| “ “     | 高橋 一夫 |
| 山内地区委員長 | 大矢 安夫 |
| “ 副委員長  | 青木 公雄 |

※大久保久夫氏は平成8年8月25日に逝去されました。

#### (2) 生活対策委員会

| 役 職 名   | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中川地区委員長 | 関 敬一  |
| “ 副委員長  | 山田 晃  |
| “ “     | 菅野 和共 |
| “ “     | 唐戸 馨  |
| “ “     | 松本 静雄 |
| 新田地区委員長 | 中村 信男 |
| “ 副委員長  | 金子米太郎 |
| “ “     | 渡辺 恵治 |
| 都田地区委員長 | 宮川 金次 |
| “ 副委員長  | 長谷川金雄 |
| “ “     | 矢作 功  |
| “ “     | 田丸 貢  |
| 山内地区委員長 | 福田 浩司 |
| “ 副委員長  | 小泉 一郎 |

#### (3) 農業対策委員会

| 役 職 名   | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中川地区委員長 | 平野 輝男 |
| “ 副委員長  | 高橋 又治 |
| “ “     | 皆川 晃一 |
| 新田地区委員長 | 坂倉 徳蔵 |
| “ 副委員長  | 永井 喜男 |
| “ “     | 笈川 茂  |
| 都田地区委員長 | 栗原 進  |
| “ 副委員長  | 中山礼二郎 |
| “ “     | 三村 清一 |
| “ “     | 中山 庄作 |
| 山内地区委員長 | 大矢 知道 |
| “ 副委員長  | 内野 富蔵 |

### 4. 顧 問

(都筑区選出の県・市議員)

| 選出区分  | 氏 名   |
|-------|-------|
| 県議会議員 | 加藤 堯久 |
| 市議会議員 | 大久保純男 |
| “     | 嶋村 勝夫 |
| “     | 飯沢 清人 |



横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会

第11回総会決議文

港北ニュータウン建設事業は、昭和30年代後半からの都市化の進展によるこの地域のスプロールを未然に防止し、都市と農業の調和を図ることを理念とした街づくりに対し、用地買収に協力し、区画整理を実施するという地元地権者の大いなる決心をもとにスタートした。その核となる土地区画整理事業は、昭和49年の認可以来22年を経て、本年9月に換地処分公告を迎えるに至った。

その間、当協議会は住民参加による街づくりを標榜し、地元、横浜市及び住宅・都市整備公団が一体となり、幾多の困難な課題に対し、熱心な討議と調整を重ね事業の推進に努めて来た。その結果、多機能複合都市への土地利用の転換や市営地下鉄3号線の導入等が実現化し、さらに、残された懸案の市営地下鉄4号線についても横浜環状鉄道の一部として位置づけられ、そのうち日吉～中山間は最重要路線として本年度中の免許申請が予定されている。

現在の区域内人口も8万人近くにのぼり、また、多くの研究所等の施設が開設して就業人口も増加した。タウンセンター等の開発も、今後、西南東急百貨店や阪急百貨店の進出によって、急速に進展していくことが予測され、活気ある街の実現に向けて大きく前進するものと期待される。

このような状況を見ると、前身の対策協議会から数えると29年間の長きにわたり、港北ニュータウン建設事業の推進に極めて大きな役割を果たしてきた当協議会について、我々は土地区画整理事業の竣工に伴い、その使命は概ね終わったとの認識に立ち、本総会を機に解散することを決定した。

今後は、今までのニュータウン建設事業の理念と長く重みのある経緯を踏まえ、地元、横浜市及び住宅・都市整備公団各々がより一層努力して土地利用を推進し、首都圏における業務核都市として、また、横浜の副都心として、住宅に加えて商業・業務施設をはじめ、教育・医療・福祉・文化など多様な機能を備えた多機能複合都市としてのさらなる発展が求められている。

我々は、住民相互の連携をとりながらより豊かな地域社会の形成を図り、日本における「街づくりのモデル」として活力ある21世紀の街を創りあげて行くことを、ここに決議する。

平成8年11月29日

横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会

第11回 総 会



## 第4章 資料2 まちづくり館取得の経緯

### 1 概要

まちづくり館は、公団が港北NT事業のPR館として建設し、その後(財)生活対策協会が買収し\*、同財団から、(特)記念協会の所有となった。

(特)記念協会は事務所以外の部分を横浜市へ福祉施設として貸し出し、子育て世代から高齢者と多くの区民が利用している。その賃貸料は(特)記念協会の運営資金となり、港北NT事業に関わる資料を公開し後世に伝え、まちづくり推進の啓蒙活動に寄与している。まちづくり館取得は(財)生活対策協会の最大の功績とも言える。しかし、同財団がまちづくり館を買収し、維持管理するには資金難等問題があり、それを乗り越えた同財団の役員の大英断があった。ここにその経過を追って明らかにし関係者の労に報いたい。

\* (財)対策協会がまちづくり館を取得するまでの大まかな流れは下記のようになる。

- 1) 財団の拠点として独自で、用地を買収し、会館建設を企画するが断念
- 2) 財団が用地を先行取得し、その用地に公団がPR館を建設。その建物の一部を協会が事務所として借りる。
- 3) 協会がまちづく館を買収。

### 2 まちづくり館に関わる記載事項の時系列調査報告書

調査方法は(特)記念協会持っている全PDF資料に対し「協会ビル」、「会館建設」、「事務所」、「まち(街)づくり館」等の単語検索をかけ関係文書を抽出し、時系列に整理しまとめた。施設に対する地元の思いがわかる。

|                                 |                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985(昭和60)年11月19日<br>第1回事業促進協議会 | 協議事項<br>協会が自分で行うものとして、不動産の購入、協会ビルの建設と記載されている。                                                                                                                                                                           |
| 1986(昭和61)年11月20日<br>第21回理事会    | 第1号議案 昭和61年度上半期事業の執行状況報告<br>第2号議案 昭和61年度上半期財務報告<br>事務局資料に基づき説明後、質疑に入る。以下の意見等が出された後、承認。<br>・田丸理事より、協会の事務所建設はこの際借金をしても早期建設すべきではないか。<br>・金子保理事より、純農家の生活再建は出遅れていて、これからが本番だと思う。そこで田丸理事が言うように、生活再建のよりどころとなる生対協ビルの建設は早期に実現したい。 |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1987(昭和62)年5月19日<br>第23回理事会   | <p>第1号議案 昭和61年度上半期事業報告並びに収支決算承認</p> <p>説明後の質疑 協会の今後の事業運営のあり方と、会館建設について質疑があった。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 7月28日<br>第6回事業促進協議会<br>すべて手書き | <p>生活対策協会ビルの建設について(添付資料 ビル平面図)</p> <p>金子座長…生活対策協会で次回について検討してほしい。</p> <p>常務………役員協議会で審議し理事会の承認を得て整理する。</p> <p>金子座長…生対協ビル建設について当協議会において意見を。(対外的には発表を差し控える)</p> <p>当分協議会委員の意見を聞かせていただきたい。</p> <p>常務………提案内容の説明。用地は決まっていない。積算については試算も出ていない。予算未定。</p> <p>田丸委員…公、市、地権者全部が使用する共同ビルとしての位置づけを第一に本件は推進すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者共同ビル 生対協ビル(共同使用)<br/>秋より62年内までに素案を。</li> <li>・土地の分譲価格について<br/>大久保委員…特別分譲価格<br/>青木委員……理事で交渉すべきではないか</li> <li>・公団に対する要件を整理する。</li> <li>・地権者の全面協力を要請(具体的に)</li> <li>・原点に立って無償でスタート(座長)</li> <li>・最悪の場合 公→市に対する分譲価格で</li> </ul> |
| 8月21日<br>第7回役員協議会             | <p>協会ビル建設について</p> <p>事務局より7月28日開催の事業促進協議会での審議内について報告。</p> <p>役員討議</p> <p>ニュータウン事業に協力した地権者の中心になるような生対協ビルの建設を促進する。内容の検討については各地区の代表委員の人選。経営、採算については市の指導によりしかるべき機関に依頼して試算する。時期をみて代表委員で公団との交渉を開始する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1988(昭和63)年3月16日<br/>第26回理事会</p> | <p>第3号議案 会館建設について<br/>生活対策協会会館建設委員会の金子保座長より昭和62年9月28日第1回委員会、同年11月4日の住宅・都市整備公団港北開発局長委員会の経過を報告。今後も会館建設に向かって協議を進めることで了承された。<br/>土地利用指導ビル経営に関する調査 3,500,000円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>5月18日<br/>第27回理事会</p>            | <p>会館建設委員会 2回開催<br/>土地利用指導 ビル経営調査費<br/>会館建設の事業化に関する調査<br/>「会館建設の事業化に関する調査」<br/>委託 日本不動産研究所 1,500,000円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>8月29日～30日<br/>第7回役員協議会</p>       | <p>会館建設の報告<br/>金子委員長…概要報告<br/>常務…「会館建設の事業化に関する報告書」内容説明<br/>委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の運営については公団と限界まで調整をはかってゆく旨強調。完成時期の延びた分、それに伴う地価高騰を公団は負担すべきではないか。せめて公団には赤字を出さないようにし、最低460㎡地元が使用できるようにお願いしたい。公団には組織上問題がある。</li> <li>・6階より7階で検討(自助努力が必要)。</li> <li>・この会館建設については“枠外”で公団は考えてほしい。</li> <li>・駐車場用地の確保が絶対必要。</li> <li>・区役所の計画では駐車場についてどう考えているのか。</li> <li>・容積率で9階までいける筈であるから、そのための計算をしてみるのではないか。</li> <li>・地権者は55年で約束を公団に対して果たしているので、公団も生対協は“独立採算”がとれるようにお願いしたい。</li> <li>・これからもさらにつめてほしい</li> <li>・生対協事務局は「何年したら黒字」になるか試算して公団と交渉したらどうか。階数と駐車場の問題を含めて。</li> </ul> <p>(添付資料 日本不動産研究所「会館建設の事業化に関する調査」)</p> |



|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1989(平成元)年5月29日<br/>第31回理事会</p> | <p>役員協議会<br/>昭和63年8月29日～30日 会館建設中間報告<br/>会館建設委員会 昭和63年8月11日<br/>会館建設の事業化に関する調査報告<br/>会館建設の事業化に関する協議(公団)<br/>生活再建対策事業<br/>ビル経営に関する調査(財政対策調査・分析)<br/>金利低下による経済情勢の変化を鑑み、協会の財政対策に関する調査・分析を行った。<br/>委託 日本不動産研究所 1,500,000円</p>                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>8月30日～31日<br/>第8回役員協議会</p>      | <p>会館建設委員会報告<br/>平成元年8月18日開催された第4回委員会における会館事業の事業化に関する協議事項と内容について、同委員会 金子座長より経過報告された。<br/>主な報告は、住宅・都市整備公団布施事業部長の、用地に関する諸状況に関する説明内容であったが、協会としての今後取り組む事業の一つは地区住民のための会館建設にあるとの認識にたって委員会は活動したいと所見が述べられ、報告事項は了承された。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>10月30日<br/>第32回理事会</p>          | <p>第4号議案 財団の経営見通しについて<br/>8月開催の役員協議会に、中間報告として概要を報告したもので、現段階で分析可能な範囲で日本不動産研究所がまとめた資料「ビル経営に関する調査」が配布され、事務局が要点を抽出し説明した。その要旨は、本調査は地元住民のコミュニティ醸成のために会館建設が強く望まれており、その具現性に関して座談の財政的見地からの経営見通しをと関連させ模索するために行った旨が述べられた後、経営試算の前提条件(諸元)についての説明、続いてモデルケースに関し解説が行われ、本調査分析の結果から現時点では敷地の環境、事務所等の需要など不確定部分が多く、現時点で会館建設の事業計画を立案することは適当でないとの説明があった。またこの件に関する会館建設委員会を年度内に開催したいと提案があった。<br/>議長は第4号議案に関する報告事項を要約、会館建設のための用地取得については鋭意努力すべきであるが、会館建設に関しては更に引き続き研究の要がある旨を述べ質疑に入った。</p> |

金子副理事長より、用地取得については相手方に対し要求するには時期をみてタイミングよく行う必要があり、組織的に行動し政治的に活動する必要があるので3月までに小委員会を設け対処したいとの意見が述べられた。

大久保監事は、財団の経営見通し問題も重要だが、土地取得について検討すべきであるとの所見を述べ、田丸理事は7億8千万円の協会基金となった協議の際も決して満足したものではなかったし、今回も公団のペースになっている気がする。56年当時の原点にかえった考え方で検討しなくてはならない。また今回のように事務局が調査分析した試算資料は内部に留め置き、外部に利用されないよう留意されたいと要請があった。

菅沼副理事長からは、この報告では財団の経営が困難との結論であるが、経営が成立つように地権者の生活再建など協会の目的も考えて、土地取得について公団と協議すべきである旨の発言があり、これに関連し金子副理事長が、港北ニュータウン開発計画に協力した地元が、市および住宅・整備都市公団の計画施行、整備事業の遅延によって地権者が被った諸々の事情を考慮してもらったうえで、ニュータウン開発事業を記念する意味合いを含めて、これら地権者のための会館建設問題に取り組みたいとの趣旨が述べられた。概要以上の発言があったのち、第4号議案については報告に止め引き続き会館建設委員会で検討することとなった。

#### 第4号議案 4 会館建設の事業化について

昭和62年度に「会館建設に関する調査」を実施済であるが、その後の地価高騰に伴う賃料、駐車場料金の上昇需給動向、建設費など状況の変化に伴う見直しである。(P17)

##### (1) 経営上の条件

- ・土地は平成3年度に住都公団より購入(2億円)
- ・一部を財団が使用。残りは事務所として賃貸
- ・建物の利用開始は平成5年
- ・建物は7階建て(P17)
- ・経営計画の諸元(P18)

##### (2) 不動産経営の諸元

- ・初期投資額 2,323,100千円又は2,424,100千円
- ・自己資金割合 23.3%又は22.4%

|                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                             | <p>(3) 採算性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会館経営は財団経営とは切離し独立事業として考える。</li> <li>・試算結果の概要 ( P 1 9 )</li> </ul> <p>(4) まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター地区の建設スケジュール、各施設の需給見通しが不明。</li> <li>・会館建設敷地の立地条件、道路条件等が具体化されていない。</li> <li>・事務所賃料、稼働率等は上記2項の条件によって大巾に変化する。</li> <li>・自己資金割合も20%強と少ない(一般的には30%程度)。</li> <li>・経営内容に見通しがついてから具体化すべきである。</li> <li>・土地区画整理事業の進行<br/>タウンセンターの熟成がすすむにつれ土地価額の上昇が予想されるため、早期に土地を取得すべきである ( P 1 9 )。</li> </ul> <p>以下P20～67については資料編(ケース別財務諸表)</p> |
| <p>1990(平成2)年3月29日<br/>第33回理事会</p> <p>5月30日<br/>第34回理事会</p> | <p>会館建設委員会報告</p> <p>金子座長より会館建設問題について、その後の活動状に関し、概要次の報告があった。「会館建設問題に関し、住宅・都市整備公団港北開発局長を交えて検討しているが、平成2年度内に会館建設用地を取得する方向で問題点を詰め、組織を通じて対処していきたい。」</p> <p>予算 生活再建対策事業費<br/>会館建設に関する調査研究費 3,000,000円</p> <p>会館建設委員会 平成元年8月18日 11月30日</p> <p>生活再建対策事業 ビル経営に関する調査</p> <p>金利低下による収入減の醸成を考慮し、財団の経営見通しについて予測分析を行い、その結果を基にして今後の会館建設計画に関する基本事項についての検討資料を作成した。</p> <p>「ビル経営に関する調査－財団の経営見通しと<br/>会館建設の事業化について－」</p> <p>日本不動産研究所 2,932,400円</p>                                                                             |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7月4日<br/>第35回理事会</p>            | <p>議題その他<br/>会館建設の件<br/>金子副理事長より会館建設問題について引き続き検討するよう要望があった。</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p>10月29日<br/>第36回理事会</p>          | <p>下半期事業計画について<br/>生活再建対策事業 会館建設関係調査<br/>会館建設用地等の懸案問題について検討を継続し、調査については会館建設委員会にお諮りして実施いたしたい。</p>                                                                                                                                                               |
| <p>1991(平成3)年3月18日<br/>第39回理事会</p> | <p>生活再建対策事業のうち、会館建設に関する調査については、現在、建築部分について日本不動産研究所に分析・検討を依頼し、3月下旬その資料が提出される見込みなので、それを持って会館建設委員会に提出し今後の対策を講じていく予定であり、そのための調査研究費の増額である。<br/>予算 会館建設に関する調査研究 6,500,000円<br/>港北ニュータウン事業の完成を記念し後世に伝えるとともに、故郷創成の活動拠点とするため会館建設について具体化するための調査研究を行う。</p>                |
| <p>5月27日<br/>第38回理事会</p>           | <p>決算報告<br/>会館建設に係わる事業化の可能性を検討するため諸条件を整理し、検討のための基礎資料を作成した。<br/>「生対協会館の建設に係る事業化検討調査」<br/>委託 日本不動産研究所 2,001,080円</p>                                                                                                                                             |
| <p>11月8日<br/>第40回理事会<br/>議案その他</p> | <p>会館建設問題について 金子副理事長より<br/>今年度内に会館建設の方向性を見出すべく努力したい。また今後その具体化に向かって、来年度以降の計画および予算に関しても検討してもらいたい。<br/>理事会資料手元説明用に手書き記載<br/>第1号議案 平成3年度上半期事業執行状況<br/>生活再建対策事業費<br/>会館建設に関する調査 執行内訳 委員会費用<br/>7/4 公団総裁に要望書 8/5 開発局と協議<br/>(公団から方向の回答得)<br/>下半期事業報告書 公団の回答を待ちたい</p> |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1992(平成4)年)3月26日<br>第41回理事会 | 生活再建対策事業<br>会館建設に関しては、用地問題の進展度合いにあわせて取り組んでいく。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 5月27日<br>第42回理事会            | 会館建設委員会 平成3年6月7日<br>7月4日、8月5日に会館建設用地の取得について平成3年7月4日東京九段の本社に向かい、全員をもって公団総裁に要望書を提出し、強く会館建設の意思表示をした。これに対し、公団からも前向きに検討するとの回答を得た。                                                                                                                                                                                                                |
| 10月27日<br>第44回理事会           | 生活再建対策事業<br>会館建設に関する事業については、会館建設委員会座長が公団と折衝中であるので、その経過を見ながら執行する。<br>金子副理事長より、財産運用の設定内容からみて、来年度に限らず6年度も厳しいと思われるので、4年度下期についても事業内容の軽重について吟味・整理し、必要事業の推進に支障を来たさめよう配慮願いたい。またニュータウン事業の進展、市の行政庁舎建設に伴って、協会の専用会館建設は必要不可欠の重要事項である。低金利時代の中で、如何に対処していくか、支出執行面においても、これらの事情を反映させた計画の検討を望みたいとの意見が述べられた。                                                    |
| 1993(平成5)年3月29日<br>第45回理事会  | 生活再建対策事業<br>会館建設に関する事業 予算3,000,000円<br>会館用地および建物の取得等に関し、具体化に向かって公団と詰めの段階に入ったので予算を減じて、取得に関しての調査費を計上低金利傾向は5年度も続き、これまでのような資産運用収入は見込めないので、繰越収支差額金の処理提案は妥当なものであるとの意見が述べられた。<br>金子副理事長および田丸理事は資産運用収入減となるので、協会は堅実運営を考えねばならず、出張事例研修等も必要最低限に抑えることにし、会館問題に備えてもらいたいとの所見が述べられた。<br>ニュータウン事業の完成を記念し後世に伝えるとともに、新しい故郷づくりの拠点とするための会館建設に関し具体的問題の調査研究をすすめていく。 |



5月27日  
第46回理事会

## 議案その他

### 会館建設委員会

会館建設委員会の金子座長より、会館建設委員会が協会の会館建設問題に関して住宅・都市整備公団と折衝し、問題解決に取り組んできたこれまでの経緯が述べられ、続いて平成5年5月19日に開催された第10回会館建設委員会において協議した事項に関し概要報告があったが、その要旨はこの度提示された公団の提案内容は、公団の会館建設に関しては横浜市の理解も得られ、会館用地取得の書類について市の副申がいただけ、公団、協会、市の三者で覚書を取り交わすこととなった。ニュータウンの区画整理事業も完成に近づき、行政区再編成と新区の発足その他諸般の事情を勘案して、覚書(案)は時期を得た妥当なものと考ええる。概要以上の報告がなされた後、用地および会館取得に係わる事務的処理等について事務局より次の概略説明があった将来協会の会館に予定される建物は、住宅・都市整備公団のPR館としてこの起工式が平成5年5月12日に行われたが、報告資料にある通り覚書案は内部決裁が得られ次第、公団、協会、市の三者で調印することになる。覚書は平成7年度末に会館用地を協会が取得するという内容で、建物については平成12年度末となっているが、建物取得についてはこれから協議する旨の年初を別途取り交わしたうえで会館建設委員会のご協力を得て詰めて行き、よりよい形で解決策を講じてもらいたいものと考えている。

### 添付資料

- ・港北ニュータウン生活対策協会の会館用地に関する要望について(住宅・都市整備公団港北開発局長宛平成5年)
- ・(財)港北ニュータウン生活対策協会の会館用地等の譲渡について(副申)(平成5年4月30日横浜市都市計画局→住宅・都市整備公団港北開発局宛)
- ・財団法人港北ニュータウン生活対策協会の会館に関する覚書(案)(位置図・平面図・立体図面)
- ・(財)港北ニュータウン生活対策協会会館について(住宅・都市整備公団港北開発局から平成4年12月7日)

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>10月28日<br/>第47回理事会</p>          | <p>生活再建対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期事業執行状況及び財務報告 <p>会館建設に関しては、先の第46回理事会で用地に関する覚書原案を提示しているが、その線にそって公団との土地譲渡覚書を7月22日に締結した。なお、現段階では会館建設に関する調査委託計画はないので、予算残額は施設拡充積立金への繰入を予定している。</p> </li> <li>・下半期事業執行計画 <p>会館建設に関する調査は、上半期執行状況で報告した通り調査委託は予定していないので、予算の残額は施設拡充積立金として積み立て用地取得費支払いの財源とする。</p> </li> <li>・その他の事項 <p>協会の事務所は、現在建設中の住宅・都市整備公団のPR館内の展示室が協会事務所に予定され、移転は公団と協議中であるとの報告があった。(配置図 1F平面図)</p> </li> </ul> |
| <p>1994(平成6)年3月24日<br/>第48回理事会</p> | <p>事業計画並びに収支予算案</p> <p>生活再建対策事業 会館建設事業</p> <p>7年度より会館用地費を支払うことになっているが、これに付帯する問題が生じたときの対応として予算が計上された。</p> <p>(手持ち資料)</p> <p>懸案の会館建設も住宅・都市整備公団と基本的な合意が成立し、平成7年度より用地費の分割支払いが開始されるので、本年度はこれを前提にした関係事業を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>5月26日<br/>第49回理事会</p>           | <p>会館建設問題は、用地取得について住宅・都市整備公団と基本的合意に達し、平成7年度より会館用地費を分割で支払うことになる。</p> <p>(手持ち資料) 会務報告</p> <p>会館建設委員会平成5年5月19日事業報告</p> <p>会館用地取得問題は、住宅・都市整備公団と基本的合意が成立したので、委員会へ報告するとともに会館運営に関する検討段階に入った。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>8月29日<br/>第51回理事会</p>           | <p>事務所移転<br/>平成6年9月末日までに明け渡すよう指示があったので移転したい旨を諮ったところ承認した。<br/>移転日 平成6年10月3日<br/>横浜市緑区荏田東四丁目10番3号<br/>→行政区再編成により<br/>平成6年11月6日より都筑区へ</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>11月17日<br/>第53回理事会</p>          | <p>上半期事業執行状況<br/>事務所移転通知 案内状 開催通知 切手代など<br/>移転経費事務所披露費を各科目へ拡充する旨提案決定</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>1995(平成7)年3月29日<br/>第53回理事会</p> | <p>(手持ち資料)<br/>事業計画 会館事業 住民利用施設運営 5,300,000円<br/>会館が港北ニュータウンの街づくりの拠点として、地域の人々が支えあっていける地域交流と故郷創成の場づくりに向かっての基礎づくりに取り組んでいく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>5月23日<br/>第54回理事会</p>           | <p>(手持ち資料)<br/>協会事務所移転<br/>港北ニュータウン行政サービスセンターより移転。<br/>新事務所披露 平成6年10月21日<br/>まちづくり館 ファンホール</p> <p>事業報告 生活再建対策事業 会館事業<br/>赤字でこの文章の上に(手書き) 待望の協会の会館としての建物が建設されましたので、平成6年9月末に事務所を移転<br/>↓<br/>添付 会館取得に関する参考資料(手書き)<br/>ニュータウン建設事業の足跡を集約する記念館的性格を有する建物が建設され、平成6年9月末に協会事務所も現在地に移転した。今後は横浜市、住宅・都市整備公団、生活対策協会三者の覚書に基づいてニュータウン関係資料の保存、公開および地域の人々の交流と故郷創成に向かっての街づくり等の事業推進の拠点づくりに取り組んでいく。</p> |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月27日<br>第56回理事会          | <p>上半期事業執行状況 施設費<br/>下半期事業計画<br/>年度末<br/>第1回土地代 51,000,000円<br/>施設費 1,100,000円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1996(平成8)年3月27日<br>第57回理事会 | <p>(手持ち資料)<br/>事業計画案<br/>会館事業 住民利用施設運営<br/>会館が港北ニュータウンの街づくりの拠点として、地域の人々が支えあって地域交流と故郷創成の場としての機能をもつための基礎づくりに取り組んでいく。<br/>添付資料 会館に伴う費用 明細表<br/>まちづくり館用地譲渡に伴う生活対策協会の負担経費</p>                                                                                                                                                                           |
| 5月23日<br>第58回理事会           | <p>(手持ち資料) 事業報告 会館事業<br/>まちづくりの拠点、地域の人々の交流とふるさと創生をはぐくむ場としての会館の取得について取り組んだ。<br/>用地取得契約締結 平成8年2月14日<br/>土地代1期分支払い<br/>51,000,000円 平成8年3月29日</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 10月24日<br>第59回理事会          | <p>(手持ち資料)<br/>上半期事業執行状況 固定資産税 施設費<br/>下半期事業計画 第2回土地代 固定資産税 施設費</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1997(平成9)年3月17日<br>第60回理事会 | <p>第2号議案 会館事業費専決処分報告<br/>会館用地の取得に係る不動産取得税の納付額に不足を生じ、納付期限の関係で専決処分で執行したとの報告があり承認。<br/>(手持ち資料)<br/>事業計画案 会館事業 住民利用施設運営<br/>港北ニュータウンの街づくりの拠点として、地域の人々が支えあって、地域交流とふるさとづくりの拠点的機能をもつための基礎となる、会館用地取得を進める。<br/>平成7年度からの土地代の支払いも来年度が最後となり、所有権移転登記も来年4月になる予定<br/>添付資料<br/>・会館に伴う費用 明細表 会館事業費予算検討資料<br/>・土地譲渡契約に付帯する割賦金額について<br/>・まちづくり館用地譲渡に伴う生活対策協会の負担経費</p> |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5月30日<br/>第61回理事会</p>            | <p>事業報告<br/>           会館事業 73,481,000円<br/>           2期分支払い 52,948,000円 平成9年<br/>           3月25日<br/>           街づくりの拠点として、また地域の人々の交流<br/>           とふるさと創成を育む場としての会館取得について<br/>           取り組んだ。<br/>           添付資料として監事会通知等、その土地譲渡契約書<br/>           写し</p> <p>報告(手書き)<br/>           会館事業のうち、まちづくり館敷地の登録免許税等<br/>           の執行について 6/25 10,568,635<br/>           円</p> |
| <p>1998(平成10)年3月24日<br/>第65回理事会</p> | <p>事業計画書案<br/>           会館事業 住民利用施設運営<br/>           予算7,000,000円<br/>           ニュータウンの街づくりの拠点として、3か年<br/>           割賦での土地の取得が終了したことから、当該用<br/>           地の公租等に充てる。また、共生する地域の人々が、<br/>           一層連帯感を深め、地域交流のできるふるさとづ<br/>           くりの拠点的功能を推進する。</p>                                                                                                                    |
| <p>5月28日<br/>第66回理事会</p>            | <p>事業報告<br/>           会館事業 69,850,434円<br/>           用地取得3期分支払い 52,948,000円 平成10年3月<br/>           25日<br/>           街づくりの拠点として、また地域の人々の交流と<br/>           ふるさと創成を育む場としての会館用地を取得した</p>                                                                                                                                                                                        |
| <p>10月6日<br/>第67回理事会</p>            | <p>上半期事業執行状況<br/>           下半期事業計画 固定資産税 施設費</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>1999(平成11)年3月17日<br/>第68回理事会</p> | <p>事業報告書案<br/>           会館事業 住民利用施設運営<br/>           予算7,000,000円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>5月26日<br/>第66回理事会</p>            | <p>事業報告<br/>           会館事業 6,228,352円 会館用地を取得。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>11月24日<br/>第38回 事業促進協議会</p>      | <p>資料 まちづくり館運営費概算・協会資産状況<br/>           要旨 まちづくり館利用による収入を得るために調<br/>           査検討を行う<br/>           ・税減免の調査検討を行う<br/>           ・まちづくり館施設賃貸の調査を行う</p>                                                                                                                                                                                                                           |



|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2000(平成12)年2月28日<br/>第39回事業促進協議会</p> <p>5月29日<br/>第1回評議員会<br/>第73回理事会</p> | <p>議題2<br/>事業計画の事業名および予算項目名の変更と編成、情報公開を考慮、わかりやすく簡潔、公益法人の会計基準に従ったものにする<br/>会館事業費→管理費(固定資産税 賃貸料)<br/>会館運営準備費用→コミュニティ事業、ふるさと事業、助成・地域に関する費用等</p> <p>議題4 その他<br/>・会館問題について 経過報告<br/>固定資産税減免の問題<br/>有料で区民・市民に貸し出す部分がある場合は可能<br/>・公団の建物譲渡時期譲渡時期は予定通り変更できない、会館利用範囲等備品等については今後検討するとの話が 課長よりあった。<br/>・民間賃貸について<br/>協会役員より交通安全協会に働きかけたが難しいとの報告があった。</p> <p>評議員会<br/>まちづくり館について、地域の拠点として区民等広く使用できるようにとの意見に対して、建物が当協会の所有になっていないことや、設立の経緯から今すぐは難しいとの見解が話された。</p> <p>評議委員会・理事会<br/>事業報告 会館事業 5,969,937円<br/>街づくりの拠点として、また地域の人々の交流とふるさと創成を育む場としての機能を推進した。</p> |
| <p>2001(平成13)年1月30日<br/>第40回事業促進協議会</p>                                      | <p>議題2 まちづくり館運営<br/>資料 まちづくり館の管理運営<br/>まちづくり館取得に際しての課題</p> <p>委員発言内容<br/>・現状の空調のランニングコストは高い。<br/>・公団は建物譲渡価格を4,300万円を3,500万円にし5年分割、金利2.85%と譲歩している。<br/>・会館の維持がきかないのが目に見えている。<br/>・存続が不可能なら地元会員へ賛否をとる。赤字対策がない(基本財産運用収入は先々までの保証がない)まちづくり館を存続させる前提での取得は決められない。更地にし土地を貸し協会の存続を図ることを検討してみてはどうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |

2月22日  
第41回事業促進協議会

- ・折角建てた会館だから有効に使うべきだ。
- ・協会の理事としての責任で対応することだ。
- ・12年3月譲渡を延期したらどうか。
- ・公団も支払い方法についていろいろと好意的に考えているので、会館の取得にはよい時期である。
- ・覚書の中で12年度中が建物の譲渡予定になっているので延期はむずかしい。
- ・公的機関が借りるということはどういうことか。
- ・非公式ですが市の方で公的な施設として借りるという可能性がある。
- ・公団との対応には良い時期。当時の担当者もいるから現状の中で解決した方がよい。
- ・建物購入は良いが今でも赤字だから購入するともっと赤字になる。その赤字を地元会員から徴収することになる。会員には負担をかけられない。
- ・地元に負担をかけることはない。
- ・地元会員に負担をかけるかを確認し他の委員に報告。基本財産は取り崩しはできないが土地はその他財産なので処分できる。
- ・建物を買わないと土地も処分できない。公的な団体に協会の一部を貸すことが必要、市で積極的に検討してもらいたい。
- ・公的なところで借りてもらうのが良い。
- ・具体的に検討してよいか 実現まで3～4年はかかると思われる。
- ・議題2に関し2月22日に再度協議会を開催しその席上で市の考え方を説明してもらい再度協議する。

## 議題2 まちづくり館運営

資料 まちづくり館の管理運営

まちづくり館取得に際しての課題など

### 委員発言内容

- ・資料に基づき、福祉保健活動拠点の施設概要、建設時期について市の考え方等の説明と「地域冷暖房」についての検討が必要なのではないか。
- ・地域冷暖房コストダウンについて、クリーンな地球にやさしい冷暖房なので需要が多ければコストも下がるのでは。年間の使用料金のうち基本料金はどれくらいか。
- ・建物の大きさなどにより決められる。基準は国の認可になっているので下げられない。

- ・時代に合ったものに変えていかなければ仕方がない。「地域冷暖房」を使用しないこともやむを得ない。
- ・遅くとも2010年までには都筑区も福祉保健活動の拠点が設置される予定ということだが予算の順位からすぐにはいかないのだから建物の取得はもう少しのばしてもらったらかうか。
- ・当時の話し合いを崩すことは難しい。土地と建物はセットなので一緒にお願いしたい。
- ・当時の財政と現状はだいぶ違う。(金利5%の時代と)
- ・ニュータウンの工事の時期の遅れも原因。当初の予測とは違い市場価格との差がありすぎて現在は結果的に熱供給が高いものとなってしまった。これから先いい時期もあるとおもうのでそれまで、良い街づくりを維持するために策を講じてなんとかまちづくり館を地元の炎として残したい。
- ・協会は財団法人ではなく、社会福祉法人として事業を行ったら、違った事業展開ができ減税もあるのではないか。
- ・財団法人が福祉事業をできるかは調査をしてみなければわからない。
- ・そんなことをしたら「ひさしを貸して母屋とられる」になる。
- ・両立はできない。生対協の主体性がなくなる。
- ・福祉づくりとの共存、一部分の福祉協力はよい。
- ・ふれあいの丘の焼却場は実際に協力した住民は利用していない。
- ・都筑区役所のスペースは広いからあえて急いで福祉保健の施設を借りなくても良いのではないか。
- ・建物を買わないとどうなるか。
- ・土地は買ったものだから返さない。当時の約束は約束でも今の現状では、無い袖は振れない(金利の低下)公団に建物の取得を延期してもらえないか。
- ・ニュータウンの工事も平成8年に延びた。公団も約束を守っていない。4号線だってずっと予定が延びている。
- ・公団は3回約束を破っている。1回ぐらい建物の取得を延期してほしい。
- ・公団も譲り合ってほしい。

3月29日  
第3回評議員会  
第75回理事会

- ・今年度の建物の取得については延期して欲しい旨、公団へ返事をします。なお、福祉拠点として市へ貸すことはどうか。
  - ・財政事情が好転するまで建物は買えないのはいいか。また横浜市の考え方は進めてほしい。
  - ・福祉施設の話を進めます。
  - ・建物取得は延期ということで公団と話すことを確認。
- (委員全員同意)

議事その他  
議案その他

まちづくり館について

12年度中の買い取りについては、無理。引き続いて事業促進協議会の中で検討し公団と折衝していく。

事業計画

コミュニティ事業 地域振興事業 3,000,000円

「まちづくり館」を有効に活用し更に収益を得る為の調査研究検討をすると共にまちづくり館での交流のあり方等についても検討する。

4月19日  
事業促進協議会

議題1 まちづくり館買い取りについて

- ・会館取得の延期を公団へ申し入れたが、公団も懸案事項であり、諸事情から早期の譲渡が不可欠であり、地域支社課長が本日の会議に出席し直接委員へ事情説明をし理解を求めたい旨申し出があることを説明。委員了解。
- ・協定に基づき処理することを求められており、予算措置等もない、また協会の財政事情も考慮した価格、年賦についての再提案をさせてもらった。
- ・公団もそこまで、配慮してくれて、これ以上言えない。
- ・協定締結時から金利状況が激変した。苦しいけれど約束は守り、ニュータウン事業の仕上げとも言えるべき「まちづくり館」を取得し守っていかなければならない。
- ・この際、買うしかない。
- ・取得していくという方針を確認いたします。なお正式には5月の理事会でお諮りします。また手続きは事務局と公団で協議し進めます。
- ・了承。

5月24日  
第4回評議員会  
第76回理事会

#### 議案 1 関連

- ・取得となると、課題は空調です。現状では、経費がかかりすぎて維持できない。1,500万円で自前の空調設備を設備するか。暫定で最小限必要なところ、事務室と会議室に空調を整備する方法があります。但し後者は、全館有効活用が難しい。借り手がない。
- ・資産を有効に使うのには整備が必要である。
- ・自前で整備を進めることを確認いたします。
- ・了承。

#### 議事 2 まちづくり館の取得について

施設「まちづくり館」取得に関する協定(平成5年7月2日)に基づき下記の条件により取得する。  
建物規模構造 925平方メートル 鉄骨3階建て

引渡施設 現況「まちづくり館」

取得金額 37,294,340円

(建物価格 33,939,900円)

償還年数 7年間

金利 2.85%

一時金 3,393,900円

割賦金額 2,421,460円

#### 議事 3 まちづくり館の空調整備について

整備の基本方針決定。空調整備費用 約1,500万円

#### 第2号議案 まちづくり館の取得について

事務局より取得条件等提案の説明、承認。提案内容は第4回評議員会議事2に記載。

#### 第3号議案 まちづくり館の空調設備について

事務局より整備費約1,500万円で空調整備する基本方針の説明、承認。

#### 第4号議案 平成13年度収支補正予算について

事務局よりまちづくり館取得及び空調整備実施に伴う平成13年度収支補正予算案の説明、承認。

#### 会務報告

事業促進協議会 議題まちづくり館運営等

平成13年1月30日

平成13年2月22日 開催



6月15日  
第43回 事業促進協議会

議題1(1) まちづくり館の貸し出し条件について

- ・部分的貸し出しの場合、協会の必要確保部分の考え方、これは協会のあり方等基本的方針にも関わることなので役員の意見を確認しておきたい。例えば、一階展示室は港北ニュータウンがどのようにして出来たか、知ってもらうために現在の展示物を含め確保する。その他には協会事務所、会議室、資料室が必要。そうすると、相手方の必要面積が不足してしまう。その場合、増築、改築が必要であり、場所をお互いが効率的有効に使用するには、協会が増築部分を使うこともある。
- ・増築等は資金の関係もあるが、広く検討すべきである。
- ・建物の内部の部屋の増築も検討すべきである。
- ・設立の経過をきちんと押さえ協会の基本を守ると言うことが必要であり、そのことを基本として色々検討してもらいたい。一階の展示ははずせない。
- ・ご意見を踏まえ可能性を検討していきたい。

議題1(2) 空調整備について

- ・空調整備を13年度予算化しましたが建物の増築、改築を検討しているので、即工事するのは控えたい。事務室の暫定空調を整備したい。工事費や暫定期間を考慮しながら検討していきたい。
- ・了解。

議題1(3) 暫定貸出しについて

- ・開館全体の空調整備を当分実施しない。部分的一括貸し出しを検討している。貸し出しのための職員体制がとれていない。等々の理由で各部屋の単体貸し出しは、当分控える。個別の要望はその都度検討し貸し出しする事にしたい。
- ・了解。

6月25日  
第5回評議員会  
第77回理事会

議事その他  
議案その他

まちづくり館全体の空調整備については、まちづくり館の部分一括貸し出しを検討の中で、改築、増築の検討も必要となってきたので、当面整備実施を延期し、それに伴って事務室のみ空調整備をする。 了承。

10月29日  
第44回 事業促進協議会

議題その他

空調整備について

- ・空調整備費用を積算した。

ガスの場合 定価ベース 3,200万円

電気の場合 集中1,500万円 各部屋ごと900万円

なお、部分一括貸し出しを検討する中で従来の空調方式を検討しているのでその推移を見て、相談する。

- ・了解。

建物部分一括貸し出しの場合の協会事務所等の位置及びエレベーター設置費用の見積もりについて

- ・借主が来年度予算要求をするようです。その場合協会は、2階の資料室を事務室に、その下の展示室、正面ロビー展示場を使うことになります。和室は、事務所として改装が必要です。ホールはそのままの形で使ってもらうように話を進めています。

- ・家賃はどのくらい出すのか。

- ・予算のことなので何ともいえませんが、当方としては固定資産税額700万円プラス人件費500万円は欲しいと言っています。

- ・協会の主体性を損なうようなことは困る。そういう意味で、ホールは我々の事業のシンボルでもある。考えてもらいたい。

- ・検討してみます。

- ・了解。

- ・なお、貸し出し先が福祉関連なので、エレベーターの設置が必要となりますので見積もり等を当建物を建設した相鉄建設に頼みたい。

- ・了解。

2002(平成14)年2月27日  
第45回事業促進協議会

議題1 協会運営について

平成13年度地域振興事業報告と検討

(1) まちづくり館の有効活用について 以下の報告。

空調整備の設計見積概算額

エレベーター設置の為の設計見積概算額

増築設計見積概算額

福祉施設貸し出しについて

14年度予算化は困難従って15年度まちづくり館の貸し出しはできない。

- ・導入時にはそれほど経費的にかかるとは思っていなかった。協会みたいなどころでは維持が難しい。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱供給方式を止めること、現施設を取り壊すことはやむを得ない。</li> <li>・空調の再整備は、個別方式にし、現施設は取り壊す、再整備の時期については今後相談します。</li> <li>・施設有料貸し出しについて課題外の件ですが、収入を図るということで、現在暫定で、施設の有料貸し出しを行っており、今後も空調が整備されていなくても利用があれば貸し出しをしていきたい。ホールは1日2万円をいただいています。</li> <li>・承認。</li> </ul> <p>(2) まちづくり館での交流のあり方調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託調査を検討したが、適当な委託先が無く、文献調査中。まちづくり館全館使用の場合、まちづくり館一部使用の場合があるが、方向性はまちづくり館一部使用のある場合で、港北ニュータウン事業資料の展示等を通して交流を図っていきたい。そこで空調設備等設計見積費用を節約できたので先行的に展示用OA機器等を市(補助事業)と相談しながら購入したい。</li> <li>・承認。</li> </ul> |
| <p>3月27日<br/>第6回評議員会</p> | <p>議題2 事業計画及び予算案</p> <p>コミュニティ事業 地域振興事業 2,000,000円</p> <p>「まちづくり館」の有効活用、収益を得る為の調査検討し、更に新規事業等を含め協会のあり方を総合的に検討する。まちづくり館での交流のあり方について調査し、また展示公開に向けて港北ニュータウン事業の資料調査、整備を進め、試験的实施等を検討する。</p> <p>審議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税が高額だが減免はされないのか。</li> <li>・まちづくり館を市民利用の行政施設と同じような条件で区民等へ貸し出しをすれば減免対象になる場合があります。しかし、減免を受けるより、賃貸料を多く得られる横浜市の福祉施設への貸し出しを進めていました。ところが、借り主の横浜市福祉施設の14年度予算が付きませんでした。引き続き15年度に向かって事業を進めていくことにしているので協会としてもそれを期待しています。その貸し出しの話が駄目になった時点でまちづくり館の活用と共に減免の検討をしたい。</li> <li>・承認。</li> </ul>                         |

3月28日  
第6回評議員会  
第78回理事会

議題その他  
議案その他

まちづくり館の福祉施設貸し出しは、14年度予算で福祉局の予算が付かず、従ってまちづくり館の貸し出しはできない、しかし、福祉局では引き続き15年度へ向かい予算獲得し事業化したい意向である、当協会でもそれを期待していきたい。

熱供給会社の空調施設を撤去し、必要時に再整備する。

まちづくり館の福祉施設への貸し出しが決定せず、空調施設も無い為、暫定で貸し出す。ホールは一日2万円、会議室は2～3000円。

5月27日  
第7回評議員会

事業報告 コミュニティ事業 地域振興事業3,003,937円

まちづくり館の有効活用のため、施設有料貸し出し、空調整備・エレベーター設置・増築の調査設計検討、展示用AV機器の設置及びまちづくり館での交流のあり方について調査研究をした。また、地域の文化等諸活動に助成支援し、地域振興を進めた。

9月3日  
第8回評議員会

議題3 その他

まちづくり館賃貸について 貸し付け条件等説明

協会の専有は図面。和室は借り主が改修し事務室に。ホールの優先利用は3・5・6月(6月のみ2年に1回)に1日単位で1回、更に毎日半日単位で1回。条件のうちホールの優先利用について借り主の承諾は困難である。

審議内容

- ・借り主の利用も考慮しなければならない。
- ・地権者の意見も大切。
- ・評議員会としての結論を出さなければならないのか。
- ・収入を得る為には貸す必要があり、相手の都合もある。協会としては必要最小限の利用を確保するということで、理事会でよく検討してもらいたい。
- ・理事会で検討していく場合、協会の利用が少ない場合、貸さなくてもよいという決定になるかもしれない。
- ・理事会の決定に委ねることに承認。

議題3 その他 熱供給施設の撤去について  
工事完了確認書を回覧して報告。

9月4日  
第80回理事会

議案その他

- まちづくり館の賃貸について 貸し付け条件等説明
- ・協会専有は図面より。貸す和室は借主が改修し事務室にする。
  - ・ホールの優先利用は3・5・6(6月のみ2年に1回)は可能。毎月半日単位で1回の優先利用は、評議員会終了後の昨日午後5時に都筑区役所から、優先利用は困難との連絡があった。したがって中央地区の区画整理事業の集まり(総会や説明会)を現在、公団事務所でやっているが、これらを開催するためホールを使用するのは無理である。
  - ・ホールは年に2回ないし3回優先利用できればよい。中央地区の区画整理事業の集まりは公団事務所でやればよい。

貸付条件等(要望)

- 1 貸付先及び利用目的  
都筑区社会福祉協議会福祉活動拠点、社協事務所等
- 2 施設賃貸料 1,200万円
- 3 駐車場賃貸料 10台 1万円/1台
- 4 ホール優先(権利保留)利用について
  - 1) ホールとして利用できるようにすること  
(ホールを多目的研修室に)
  - 2) 協会利用日 3月5月6月(6月のみ2年に一回) 1日単位で1回 毎月半日単位で1回  
協議事項上記優先利用ができない場合の協会对応
- 5 協会専有場所 添付資料 フロア案内

2003(平成15)年3月20日  
第9回評議委員会  
3月24日第81回理事会

議案その他

議案その他1

協会施設を横浜市が福祉施設として借り上げる福祉予算がつき、貸し出しが決定。エレベーター及び空調等の整備費用は基本財産を処分し充当する必要がある、神奈川県と協議後、補正予算を組む。次回理事会で諮る。

施設の整備、開館予定は4月から6月にかけて基礎設計、実施設計を行い、7月に工事着工、12月に竣工、開館予定。

5月29日  
第10回評議委員会

第10回評議委員会

第82回理事会(第4号議案)



5月30日  
第82回理事会

協会施設を福祉施設として貸し付ける為、平成15年度の事業計画を変更の提案。それに伴う補正予算について施設改修費等が未積算の為、今回の理事会で諮る。基本財産の処分等に伴う神奈川県の手導により変更する旨を説明。承認。

変更内容

事業計画

第2項生活向上推進事業の次に下記を追加。

3 福祉施設貸付事業

当協会の施設を福祉施設として貸し付け、福祉活動を支援し、福祉のまちづくりを推進する。

第10回評議員会 議題3 基本財産の処分

第82回理事会 第3号議案 基本財産処分額

基本財産の処分方針については、平成14年3月28日開催の理事会について承認されていますが、今回は処分額について提案いたします。

処分額 270,000,000円

処分額充当内訳

- 1 アルゼンチン円建債の評価損 150,000,000円
- 2 建物取得費未払い分の一括返済 27,000,000円
- 3 施設貸し付けの為の改修費 60,000,000円
- 4 事業運営費(平成16年、17年度分) 33,000,000円

第10回評議員会 議題その他

第82回理事会 議案その他

福祉予算が付き、貸し出しが決定。現在、基本設計を行っている。施設の整備、開館予定は、4月から7月にかけて基本設計・実施設計を行い、8月に工事着工、12月に竣工、開館の予定。

事業報告 コミュニティ事業 地域振興事業

まちづくり館の有効活用のため、施設有料貸し出し、空調設備・エレベーター設置・増築の調査検討及び基本設計を行った。

第11回評議員会 議題その他

6月26日  
第11回評議員会

第83回理事会 議案その他

施設改修 添付資料 建物平面図

- ・協会及び貸付先の改修箇所等工事概要説明。
- ・エレベーターは車いすを考慮し、1階は前、2階は後ろ出入りとする。
- ・空調整備はガス方式で行う。ランニングコスト、

6月27日  
第83回理事会

|                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                 | <p>室内機新設不要等の理由により、熱源を電気で各室個別整備の当初計画を変更。</p> <p>・スケジュールは8月工事着工、11月末完成予定。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| <p>2004(平成16)年<br/>5月26日<br/>第13回評議員会<br/>5月27日<br/>第85回理事会</p> | <p>事業報告</p> <p>コミュニティ事業 地域振興事業 2,029,606円<br/>まちづくり館有効活用のため関係団体と協議し、改修の実施設計及び管理を行った。</p> <p>まちづくり館改修工事 64,962,006円<br/>空調整備、エレベーター設置、給湯室及びトイレ等館内バリアフリー化の改修をした。併せて、漏水のためまちづくり館全体の外壁防水塗装をした。なお、平成15年12月からまちづくり館の一部を横浜市へ貸し出し、福祉施設「かけはし都筑」として、区民多数が利用している。</p>                                 |
| <p>2005(平成17)年2月24日<br/>第87回理事会</p>                             | <p>第1号議案</p> <p>事業譲渡並びに事業譲渡に必要な財産の無償譲渡について</p> <p>住民利用施設の貸し付け事業等まちづくり事業を円滑に継続して移行するため、必要な土地及び建物等財産を無償譲渡する。残余財産の引き渡し解散の法的手続き終了後となり、その時期が6月頃になる。</p> <p>一方事業は新法人において4月1日から実施する。その事業運営費及び土地建物の事前使用を可能にしておくための措置。</p> <p>貸借対照表及び財産目録</p> <p>その他固定資産の土地、建物がゼロになっているのは第1号議案より事前譲渡するため資産から除外。</p> |
| <p>5月19日<br/>第1回清算人会</p>                                        | <p>議案その他</p> <p>特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会名義となった土地、建物の登記簿謄本を示し、報告。</p> <p>事業報告</p> <p>・福祉施設貸し付け管理業務<br/>当協会の施設を福祉施設として横浜市(都筑区社会福祉協議会へ貸し付け、横浜市は都筑区民へ利用供与している。それに伴う諸管理業務を行った。</p> <p>・協会解散事務<br/>土地及び建物を協会解散前に特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会へ名義変更登記をする。</p>                                                |

## 上記以外の検索

### 1 「まちづくり館」で検索

「港北ニュータウン回想 裏の部分ボケる前に記憶を辿って記しておく」(金子三千男著)の文章中(財)対策協会登録について記述している中に以下のものがありました。

「公団機構改革に先駆け、協会は将来のために公団より「まちづくり館」の土地建物を取得し、新住民との交流の場として、また社会福祉に貢献しながら運営を図る。」

### 2 「会館」で検索

#### 1) 港北ニュータウン「ふれあい」第6号(平成3年2月)掲載記事

「港北ニュータウン生活対策協会副理事長 金子保さん

ふれあいの場所としての会館の建設、それが今後の課題です。」

当協会が設立されて、この2月で10年を経過しました。協会の歴史は、港北ニュータウン建設事業の歴史なくしては語れません。昭和40年に、横浜市の6大事業として発表されたこの計画は、翌41年から地元説明が始まったのですが、当時地元は、説明すら全然受け付けないという状態でした。その後、40%の先行買取(地区内200坪以上の土地所有者対象坪当たり買取価格、平均2万円)を前提として、残土地の減歩は平均35%、昭和55年度事業概成、店業農家の生活対策に確約があったので、約3カ年の歳月をかけて地元組織が昼夜会議を重ね、至難を乗り越えて昭和45年4月事業化に合意したものであります。この事業の全地権者の信頼に対して、最大の努力をしていただきたいと思います。

これからの生活対策協会は、住民の新旧を問わず、人間都市づくりに役立つ大切な要素を語り合い、信頼が芽生えるような共存の場としての、会館を造る課題を担っている、といえる。素晴らしい街ができた、立派な人達が住んで下さる、その素晴らしい街を、どの街より誰もが住みたくなる街にしていくために、ここに入る人達と、この街をつくった人達が手を差し伸べて、お互いが共存していく。朝市にしても、買って下さる人々がいて成立つ。そのためにこのニュータウンの生立ちや、真実を知って、それを語れるようなふれあいの場所としての会館の建設、これの実現に賭ける考えです。

いい街ができるということは、街としての器ができたよ、ということではなくて、そこにいい人が住みついてくれる、緑ゆたかできれいな空気、安らかな休養が人間活動につながる、そのような生活環境を、次の世代に役立つ都市環境をつくっていくという意味で、ニュータウンが結びつくなら、私どもの喜びは大きいのです。

10周年の原点として、時の流れと今後を考える時に、タウンセンター、駅前センターにしても、21世紀を展望し、先進社会資本の英知の参加を求めると共

に、地権者がいい形で住みついて繁栄してもらえるようにさらに努力し、夢のある、タウンセンター、駅前センターの役割をはたすべく、生活対策協会とふれあいは、そこに焦点を合わせていくことが大切であると思います。

## 2) 港北ニュータウン「ふれあい」第14号(平成8年6月)。

事務局日より

設立より15年目を迎える財団法人港北ニュータウン生活対策協会は、今年3月ようやく会館用地の取得にこぎつけた。

協会が地権者の生活再建を目的に設立された当初から現在までを振り返ってみれば、ニュータウン開発という大きな流れのなかで果たしてきた姿が浮かび上がってくる。そしていま、都市機能における基盤整備の完了を迎えるとき、新たなスタート地点に立ったといえるかもしれない。

つまり、街づくりの推進こそ、地権者の生活再建につながるのである。計画人口30万人に近づけ、街に賑わいをもたらすことこそ、地権者それぞれの事業が成り立つ道だからである。協会はそのためにさまざまなメディアをとおして、街づくりの推進に力をそそいできた。

本誌「ふれあい」は新旧住民のコミュニケーションを目的に、「パートナー」はセンター地区の地権者への水先案内役として、現在7本完成しているビデオは街のなかで消えていく伝統行事・民族芸能などを保存する目的で制作してきた。

協会の会館建設は、例えば新宿や渋谷という大都会がかつて田園地帯であり、その地権者も面影も消えてしまったという、同じ轍を踏まないように、歴史を保存するために造りたいという願いでもあった。会館は開発に協力してきた地元の方々の心の拠り所であり、新たに住民になった方々には昔の暮らしや開発の流れを知るところでもある。

このたび、用地取得ができたことは、その目的に向かって一步前進したことになる。そして協会が新旧住民の交流の場としての方向性が一層明確になったといえる。

## 3 「事務所」で検索

### 1) ふれあい12号 平成6年10月

#### \*港北ニュータウン街づくり館 写真・記事

タウンセンター南に接する丘の上に出現した銀色に輝く建物が、港北ニュータウン街づくり館。この4月にオープンした住宅・都市整備公団港北開発局に隣接している。

港北ニュータウンの開発当初から未来の街の展望まで、すべてここに集約される、いわば「港北ニュータウンの情報館」ともいえる。1階はニュータウンの過去・現在・未来を、パネルや模型、写真を使つての展示室と、吹き抜けの百八十席のホール、それに当協会の事務所。2階は図書室と会議室で構成される明るく近代的な

建物。ニュータウンの街づくりの核になるために、9月には当協会の事務所がここへ移転する。

都筑区の中心であるタウンセンターづくりや駅前センターづくりと、ニュータウン開発事業の最終段階を迎えている現在、当協会の事務所ができた意義は大きい。ここが中心になって、地権者の方々には「ニュータウンを造ってよかったという満足感」と新たに移り住まれた方々には、「ここをふるさとと呼べる住みよい街づくり」のための情報発信や提言が行われる。

街づくりが、ハードからソフトへとウェイトが移行している今、いよいよ当協会の活動も、新たな段階を迎えているのだろうか。

#### \*事務局より

協会事務所は、勝田、丘のセンター、行政センターと移ってきたが、いよいよ根をおろして9月に移転。新しい事務所は建築中の区庁舎、消防署、警察署等に近く、また住宅・都市整備公団港北開発局に隣接した都筑区の中枢の位置にあたる。銀色に輝き、センター南駅からも近い、目立つ建物だ。皆様のご来館をお待ちしたい。

#### \*編集後記

協会の事務所が移転します。これまで渡り歩いてきましたが、やっと地に足をつけてニュータウンの核となります。皆さんの協会として、お近くに来られた時は気軽にお立ち寄りください。

#### 2) パートナー 1994年秋 vol 110 地図つき

港北ニュータウン生活対策協会の事務所が移転しました。

(財)港北ニュータウン生活対策協会は、事務所を下記に移転しました。

電話番号、FAX番号とも従来通りで変更はありません。

横浜市緑区荏田東4丁目10番3号(11月6日より都筑区)







## 第4章 資料3 第49回事業促進協議会議事録 まちづくりと組織のあり方

### 第49回事業促進協議会議事録

日時 平成15年4月23日(水) 10時30～13時00分

場所 まちづくり館2階会議室

出席者 委員 金子保(座長)、金子三千男、中村信男、内野正吾、大矢安夫、  
岩澤一男、齋藤卓、佐藤一夫、鈴木兼光

欠席者 委員 小島喜治、男全富雄

関係者 桜山都市基盤整備公団事業課長

横浜市港北ニュータウン担当 武田係長、高橋、協会 山本

#### 議題(1)協会のあり方について

鈴木委員(事務局) 次の\*事項を補足説明後、資料「協会のあり方」、「協会の今後について」、「NPO法人の設立について」説明をした。

\*現財団法人から新しい公益的法人へ移行することは、平成15年3月24日開催の理事会で了承されているが、その様にする経過、根拠等について皆さんと共通認識のもとに進めたいと云うことで、金子保座長のご指導で本日の資料を作成した。

#### \*本日協議事項

①新しい法人はどうするか、NPO法人とする。

②新法人へ移行する為の準備事務・設立手続き及び現協会の今までの事業の総括調査をすること等を委託で行う、その費用については横浜市の補助金の内、300万円を充てる。

|           |                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金子保(座長)   | 住民からのまちづくりを推進して行くべきである。                                                                                                            |
| 金子三千男委員   | 新しい法人へ移行して行くことは賛成である。                                                                                                              |
| 鈴木委員(事務局) | 移行する法人は事務局としてはNPO法人が良いと思う。                                                                                                         |
| 金子三千男委員   | NPO法人で良いが、横浜市はこのことについてどう考えているのか。                                                                                                   |
| 齋藤委員      | 横浜市としてもまちづくりを住民サイドから進めることは、賛成です。                                                                                                   |
| 金子保(座長)   | 移行するに当たり、事務局に手がないのだから委託したほうがよい。                                                                                                    |
| 金子三千男委員   | どういうところに委託するのか。                                                                                                                    |
| 鈴木委員(事務局) | 公団、協会地元に精通しているのでKTCに頼もうと思っています。                                                                                                    |
| 鈴木委員(事務局) | 今後の進め方ですが、大きな流れとして新法人を設置し、現協会を解散し移行することになります。<br>具体的には、まず新法人の概要を3ヶ月ほどかけて作成し、皆さんと相談したい。その後、地元の皆さんが新法人へどう参加していくか、移行の時期を何時にするか検討していくこ |

金子保(座長)

鈴木委員(事務局)

金子三千男委員

金子保(座長)

全委員

とになる。  
方針が決まったら早いほうがよい。  
時期的は、今、明確に出来ませんが、迅速に事務を進めたい。  
なお、協会の不動産を新法人へ移行する際に登録免許税、不動産取得税が固定資産評価額の9%、5,000万円ほどかかる。  
仕方がない。  
やむを得ない。  
本日の協議事項了承。

注 新法人への移行準備事務は委託せず、事務局で行った。

港生第 1 号  
平成15年4月3日

様

(財) 港北ニュータウン生活対策協会  
事業促進協議会  
座長 金子 保

第49回事業促進協議会の開催について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
日頃は当協会の事業運営につきまして格別のご指導とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。  
早速ですが、下記の日程で第49回事業促進協議会を開催いたしますので、ご多用のところ恐縮ですがご出席下さい。

1 日時 平成15年4月23日(水) 午前10時30分より

2 場所 まちづくり館2階会議室

3 議題  
(1) 協会のあり方について  
その他

| 事業促進協議会委員名簿 |                    | 平成15年4月23日現在 |
|-------------|--------------------|--------------|
| 氏 名         | 住 所                | 電 話          |
| 金 子 保       |                    |              |
| 金 子 三千男     |                    |              |
| 小 島 喜 治     |                    |              |
| 男 全 富 雄     |                    |              |
| 中 村 信 男     |                    |              |
| 内 野 正 吾     |                    |              |
| 大 矢 安 夫     |                    |              |
| 岩 澤 一 男     |                    |              |
| 齋 藤 卓       | 横浜市都市計画局開発部長       |              |
| 佐 藤 一 夫     | 横浜市都市計画局港北ニュータウン課長 |              |
| 鈴 木 兼 光     | 港北ニュータウン生活対策協会常務理事 |              |

出席関係者  
都市公団 横浜北部開発事務所 事業課長 桜 山 和 幸

## 資料 第三者による協会のあり方調査要約

## I 協会のあり方 検討資料

-協会の「まちづくり」推進と協会組織のあり方-

## 1 「まちづくり」の意義

「まちづくり」とは街路、公園、建物等まちの施設を創ること「都市空間の創造」だけではなく社会、経済、文化、環境等生活の基となる総てを含んだ生活を創ること「暮らしづくり」もまちづくりである。

都市空間の創造はまちづくりの中心ではあるが、「都市空間」の完成でまちづくりが完了するわけではない。そのまちの人々がその都市空間を生活の場として使い、活動して行く中で安全で、豊かな生活づくり・暮らしづくりを創造していくことがまちづくりであり、その積み重ね、歴史がふるさとと認識されていく。

参考 財団法人まちづくり市民財団の事業目的

本財団は、市民が主体的に行う地域振興・地域活性化をまちづくりとしてとらえ、まちづくりに関する研究・提案を行い、又、まちづくりの為に市民の諸活動への助成を行う等により、地域発展に寄与することを目的とします。

## 2 これまでの協会の事業 -都市空間づくりの支援-

港北ニュータウン建設事業は、第一、第二地区が平成8年に竣工し、その他、市営地下鉄3号線の開通、都筑区総合庁舎の完成、警察署、総合病院、郵便局等々の開設。そして、中央地区区画整理事業の平成16年度竣工予定、高速鉄道4号線の平成19年度開業が予定され、計画された「都市空間」の創造が成就されつつあると言える。

この港北ニュータウン建設事業は住民参加型(単なる参加ではなく自分達の土地を協力提供した)で行われてきたまちづくりであり、主としてこれらの人々の生活・活動支援のために設立され、活動してきたのが財団法人港北ニュータウン生活対策協会である。

## 3 これからの協会の事業 -暮らしづくりの支援-

まちづくり、ふるさとづくりとよく言われるが、住民の一人一人が考え、認識し、自分達が創っていくものだと自覚しなければ本当の自分達のまちにはならない。

今、港北ニュータウン建設事業における都市空間の完成を前に、まちに暮らし続ける新旧住民の一人一人がまちづくり・暮らしづくりを自分たちの問題として認識し、行政のパートナーとして、住民主体のまちづくり・暮らしづくりを積極的に推進しなければならない。そのためには市民サイドからの支援が必要である。

「財団法人港北ニュータウン生活対策協会」が更なるまちづくり事業を展開をし、誰もが住みたくなるまち・ふるさとを創造していく役割の一端を担うことが当協会設立の趣旨である。



#### 4 住民運営の協会へ

当協会は、港北ニュータウン建設事業遅延のために、当該事業参画者の生活支援対策として、旧住宅公団の出資金を基に設置され、横浜市から年々補助金を受け事業運営を行ってきた。その主たるものは、建設事業参画者への生活支援対策を目的としたまちづくり事業であり、財団の寄付行為に定めた新旧住民が、一体となって進める地域文化の創造、コミュニティづくり、居住環境整備等の活動や調査研究に対し育成や助成をする余裕がなかった。また、ここ3、4年は低金利のため基本財産運用からの収益がないため協会事業を縮小し、その状態が続いている。

都市空間完成を間近の今、当協会設立の経緯、その後の活動を承知していない方が、当港北ニュータウン建設事業参画者への生活支援対策面だけを捉え、その必要性は薄れ、協会の役割は終わったと見る。

しかし、当協会の寄付行為にも掲げたように新旧住民が自主的にコミュニティづくり、暮らしづくりの事業を推進してこそ自分達のまち、ふるさとを創設することが可能なのである。まちづくりは道半ば、これからである。

新しい都市空間に新旧住民が一体となって、魂を入れる行為、暮らしづくり・まちづくり、ふるさとづくりを進め、豊かで安心して住めるまちにして行くことが先祖代々の土地を手放し新しいまちづくりに踏み切った人々の思いである。

##### 1) 横浜市外郭団体の位置づけからの転換

当協会の基本財産は、港北ニュータウン建設事業参画者である地権者達の生活補償金要求の陳情等運動の結果、事業遅延による生活支援対策として旧住宅公団が負担し、横浜市へ一旦収入され、その分を横浜市が基本財産として出損した。

そのため、協会は横浜市の外郭団体の位置づけをされている。しかし、これは形式上のことであり実質は旧住宅公団が事業参画者の為に負担したことは明らかであり、横浜市の税金等の収入を基本財産にしたものではない。

協会の設立は、事業参画者への生活支援対策、港北ニュータウン建設事業の推進の為に旧住宅公団、横浜市及び事業参画者の高度の政策判断によるものであり、横浜市の解散主張を簡単に受け入れることは難しい。また、協会寄付行為第30条で解散には理事10人のうち8人の賛成が必要であるが、6人は地元代表の理事である。従って地元代表の理解が不可欠である。

上述してきたように住民主体のまちづくりはこれからである。そこで、横浜市は、形式では無く実質を重視し、協会設立の経緯を踏まえ地元の意向を尊重し、外郭団体の位置づけを転換していくべきである。そして、協会を住民の自主運営とし、協会は横浜市の良き協力者、パートナーとして住民サイドからのまちづくりを進める。これこそ正に横浜市の提唱する「民の力が存分に発揮される都市・横浜の実現」に寄与するものである。

##### 2) 基本財産の有効活用と処分額の限度

財団法人はその基本財産の運用収入により事業運営を行ってきたが、最近

の経済状況下の低利息では事業運営費の捻出は不可能であり、外部からの補助、寄付も望めない。金がないから事業が出来ない、だから、財団は解散というのでは何の為に財団法人を設立したのか分からない。

基本財産は財団の設立存続に不可欠であるが設立存続の為にのみ有るのではなく、その法人の目的を達成する為のものである。従って、基本財産を一部処分してでも有効に活用し事業を行い法人の目的を遂行すべきである。

しかし、一方では、財団法人における基本財産は組織存立の基礎であり、基本財産を処分することは財団法人の解散を意味することである。従って、処分額には限度があり、法人の存立を損なう迄は取り崩すことは出来ない。

(この場合、「処分限度額を4億8千万円とし、神奈川県が新たに財団法人設立時の指導基準としている基本財産額3億円を保持する。当該3億円を割り込む状況に至るときは解散する」のも一つの考え方である。)

### 3) 他の公益的組織等への移行

2)で述べたように財団法人は、その基本財産についての制約がある為、別途公益的法人を設立し、基本財産が有効に活用できるように当協会の財産及びまちづくり事業を継承する。

参考1 特定非営利活動(NPO)法人 特定非営利活動促進法

参考2 公益信託 信託法

## Ⅱ 協会の今後について 具体的事例検討資料

考え方 1 計画された公共施設等の完成によって協会の目的達成とする。

1) 適当な時期に協会を解散

例えば中央地区区画整理の竣工、高速鉄道4号線の開業

2) 財産の処分について(例示)

- (1) 基本財産を使い、港北ニュータウン建設事業を記念し後世に残る住民利用施設を建設する。設置施設は横浜市に寄付。
- (2) 現在保有の土地、建物と共に横浜市等に寄付し住民利用施設とする。
- (3) (1)、(2)の施設に、当該施設が住民利用施設となった経緯と事業参画者に対する感謝の気持ちを表した記念碑を設置する。

3) 留意事項

- (1) 解散の時期によっては高速鉄道4号線事業促進活動が継続できない。
- (2) 港北ニュータウン建設事業を市民参加による大規模まちづくり事業のモデルとしてその資料を整備、保管、公開してまちづくりの推進に役立てるべきであるがその資料の維持管理が難しい。

考え方 2 まちづくり・暮らしづくり事業等を協会が更に推進する。

その場合の協会のあり方等事業概要 -寄付行為の目的に沿った事業-

1) 協会事業の例示

(1) 協会の自主事業

- \* 高速鉄道4号線の19年度開業に向けての促進活動の継続
  - \* 港北ニュータウン建設事業にかかる資料の整備保管、公開。
  - \* まちづくり意識の高揚-自分達の暮らし・まちは自分達で創る-
  - \* まちガイド、まちづくりコーディネーターの育成支援
  - \* ホームページの開設 まちづくり情報の収集・発信
  - \* ミニコミ誌の発行
  - \* 郷土伝統芸能・遊技・技術・街並みの記録保存展示
- (2) 住民の暮らしづくり・まちづくり等自主活動への支援
- \* 地域活性化活動(商業振興会等)の支援
  - \* 生活環境・都市景観の改善保護活動の支援
  - \* 文化・芸術活動の支援

2) 協会組織運営の改革

- \* 住民の自主運営へ  
新旧住民・学識経験者の参加等
- \* 外部監査の導入等。

3) 事業運営資金の確保

- \* 基本財産を出来るだけ安全、効率運用する。しかし不足の場合は基本財産を処分し使う。財源の続く限り事業継続する。
- \* 建物・土地の有効活用

考え方 3 財団法人の基本財産は利用制限がある為、別途公益的組織を設置し、財産を引き継ぎ、考え方2の事業を推進する。

仮称「港北ニュータウン創設(建設)記念協会」等々

## NPO法人の設立について

<NPO non-profit organization = 特定非営利活動>

### 1 NPO法人について

#### (1) NPOとは

次の12分野に該当する活動を行うことを主な目的とし、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ①保険、医療、福祉②社会教育③まちづくり④文化、スポーツ⑤環境⑥災害救助  
⑦地域安全⑧人権⑨国際協力⑩男女平等⑪子ども育成⑫NPO支援

#### (2) NPO法人とは

「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を付与されたNPOを行う団体。

ボランティア活動をはじめとした民間の非営利活動を行う団体が、法人格を取得することにより、団体名義で、銀行口座開設や、不動産取引などの法律行為を行うことができるようになり、活動に対する継続性、社会的信頼性がより明確となる。

#### (3) NPO法人の義務

ア 毎年、事業報告書等を所轄庁（神奈川県）への提出及び公開

イ 納税（収益事業を行っている場合、法人税、事業税、住民税が課税される。）

#### (4) 設立に必要な資金

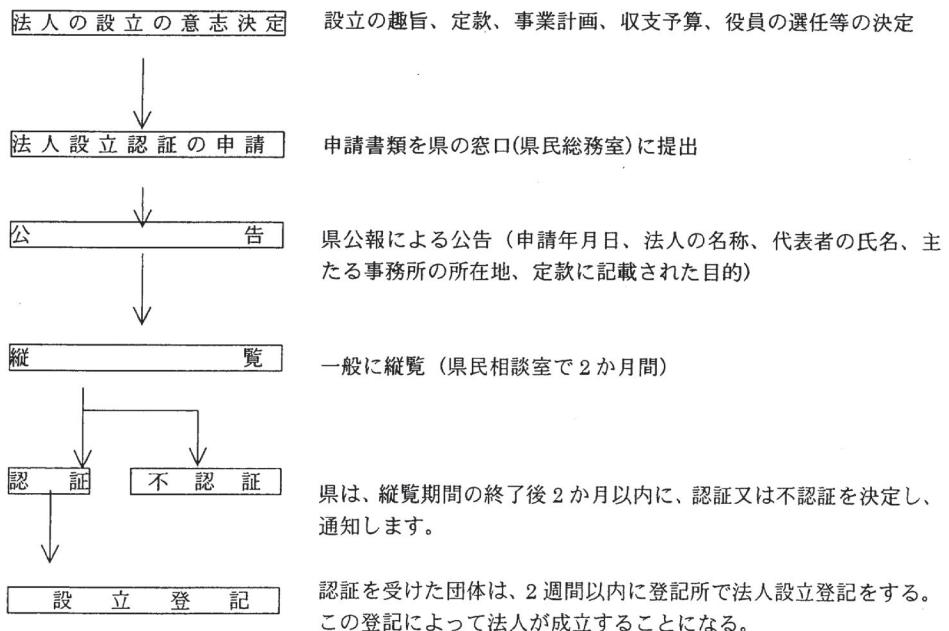
資本金等は必要ない。

#### (5) 設立に必要な人数

10人以上（理事3人以上及び監事1人以上）

### 2 NPO法人設立までの流れ

（設立運営センターに依頼した場合、申請準備から登記完了まで約4か月）



## 「まちづくり」文献調査資料一覧(参考)

### 1 まちづくりとは

- 1) まちづくりを考える
- 2) 都筑区まちづくりプラン

### 2 調査対象の法人組織等

- 1) 財団法人まちづくり市民財団
- 2) 全国生涯学習まちづくり研究会
- 3) (財)世田谷都市整備公社
- 4) 財団法人三鷹市まちづくり公社(株式会社まちづくり三鷹)
- 5) さいたま市まちづくり情報センター
- 6) 名古屋都市センター
- 7) こうべまちづくりセンター
- 8) 社団法人奈良まちづくりセンター
- 9) 株式会社まちづくり会津
- 10) 公団の街づくり50選

### 3 財団法人以外の公益法人等

#### 1) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法

特定非営利活動法人とは、特定非営利活動(法別表12分野にわたる)を行うことを主たる目的とする。特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

#### 2) 公益信託 信託法

個人や企業が自己の財産を信託銀行等に信託し、信託銀行は、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益の為に役立てる制度。







## 第5章 (特) 港北ニュータウン記念協会

2004(平成16)年10月5日設立(法人登記)

2005(平成17)年4月1日から活動。

当協会は、まちづくり推進啓発事業を行っています。また、港北NT事業のシンボル的な「まちづくり館」の維持管理も行っています。

### 1 運営基本方針の確認 (理事会)

定款は理事会主導型の規定になっている。協会の運営は、定款、規則に従い、公平を基調に運営する、更に下記を確認した。

- 1) 協会の自主性に基づき、まちづくり推進事業を行う。また、個々の事業は、作業部会を設置し、検討し実施する。
- 2) 当協会への移行に際し横浜市がこだわった他の区民活動団体への支援、助成は、当協会の資金、人材では到底不可能である。  
従ってばらまきの助成はせず、規則(要綱)を制定し、旧財団時に助成していた団体に限定し、新規には行わないこととした。
- 3) 協会は主体性を損なうことなく都筑区役所とは協調していく。  
実践例として、都筑区役所へ当協会の主催するフォトコンテスト(街並みの記録を残すため)の後援を依頼し、都筑区役所は、その入賞作品を広報誌、記念のカレンダー、ポストカード等に広く利用している。

事業開始まもなくのこと

- \* 当協会理事から当人が参加する活動団体に協会の会議室を使いたいと申入れがあったが、業務として会議室の貸出しは行っていないので、特定の団体に便宜を図ることは公平性を欠くのでお断りした。大変ご立腹されたが、趣旨を理解し以後はそのような申し出はなかった。
- \* 市から区内の商業振興推進検討会への助成金を求められ、断った。
- \* 都筑区役所から区の助成が終わった団体への助成を求めら、断った。

### 2 事業

協会の主事業を紹介します。

- 1) 横浜市と(特)記念協会では1年毎の\*建物賃貸借契約(以下 賃貸契約)  
2005(平成17)年4月1日  
横浜市と旧(財)対策協会との\*賃貸契約を継承する内容で契約。

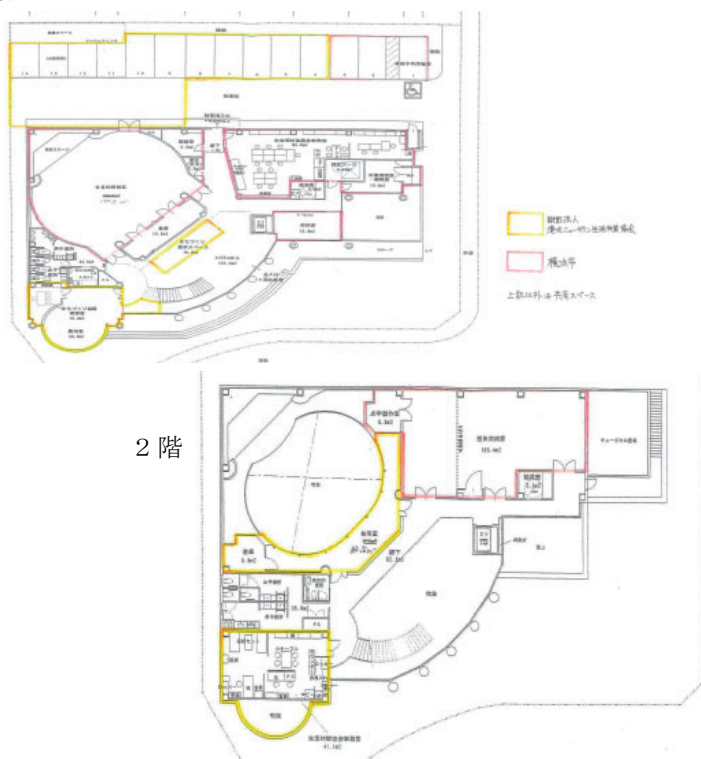
\*賃貸契約の経過

2003(平成15)年12月1日(年度途中契約)

2003(平成16)年4月1日 1年毎の＊賃貸契約を締結

＊賃貸契約は特殊な条項を盛り込んである。

市は当建物を福祉施設とするため大改修を必要とした。その費用のうち(財)生活対策協会は約6千万円を分担した。その代償として市は長期に建物を借り、将来発生する維持管理費の応分の負担をする 条件の契約とした。その内容は賃貸部分及び共用分の①施設の修繕費及び②小破修繕費、その他維持管理費を市が応分の負担をする。しかし、経年経過とともに建物の補修が出始めると市は一般的な契約でないので負担がしにくいと言いだし始め、毎年の契約更新が難航。



## 2) 資料・事業の来所者への公開

- ・都筑区の面積の約半分を占める市民参加の港北NT事業の記録を紹介
- ・当協会の発足時からの事業を紹介

### (1) 準備

当協会の主たる目的は、市民参加を標榜し成し遂げた港北NT事業という大事業のまちづくり記録を保存し、公開することにより後世のまちづくり推進に役立つことです。しかし、当協会の建物は、協会の運営資金のため大半を横浜市へ賃貸しており、展示場所がありません。

2000年代に入ると画像のデジタル技術が飛躍的に向上し、フィルムは不要、何しろ暗室は不用、パソコン(以下PC)があれば事足ります。PCの機能も良くなり、画像処理のソフトも開発され始めたので、協会のビデオテープ

資料のデジタル化を始めました。手間はかかりますが、比較的簡単にビデオを PC 動画へ変換し再生できました。手順は

- ①ビデオとアダプターを介して PC と接続する
  - ② PC に動画取込み用のアプリをインストール
  - ③ビデオを再生し、②の動画取込み用のアプリで録画操作する
  - ④③で録画したファイルを予め指定した PC のハードディスクのフォルダに保存する
  - ⑤再生はパソコンの動画再生アプリで行う。
- ビデオ画像のデジタル化をコツコツと始めた。

次に見つけたのが PDF の電子文書です。これは文字、画像等のデータを紙に印刷した状態をそのまま保存できるファイルで、どんな環境の PC も同じように見ることが出来る「電子的な紙」と言われます。

文字も画像もある本 1 冊全てを PDF 化すると、その本を PC で 1 ページずつ、又は飛ばして全部読めます。難は PDF のアプリが高価なことでした。

PDF 化は丁寧な操作や作業量は大変ですが、スキャナーで簡単に出来ました。これもコツコツと PDF 化を進め、PC を設置した展示コーナーを作り、パンフレットを作り、来所すれば資料が閲覧できると広報を始めた。

## ( 2 ) 展示コーナー完成 閲覧開始 2011(平成23)年7月11日



左写真の中央にある地形の模型は壁に立てかけ、PC と大型のディスプレイを設置、3、4 人がコーナー内で資料を閲覧できるようにした。また、ディスプレイを外向きに配置し、右写真の真ん中のカーテンを開けると外部からでも、資料の動画等が見れるようにした。

## ( 3 ) ホームページ公開 2015(平成27)年7月24日

PDF 閲覧アプリが無料になり、PC を持ちインターネットができれば PDF は無料で閲覧できるようになった。そこで、協会の PDF 資料をインターネット公開すべく、ホームページを委託作成し公開した。

2022(令和4)年3月にホームページの全面リニューアル。



ホームページの最初画面

①最初の画面↓

特定非営利活動法人  
港北ニュータウン記念協会

HOME港北ニュータウンまちづくり資料協会事業協会概要お問合せ・アクセスリンク

特定非営利港北ニュータウン記念協会は、港北ニュータウン地域を始め都筑区内におけるまちづくり、ふるさとづくりの推進を目的に活動しています。ホームページでは、港北ニュータウン土地区画整理事業に関するまちづくり資料の公開及び協会の取組み等について紹介しています。

港北ニュータウン土地区画整理事業のまちづくり資料

- 資料は、当協会が所有している書籍等の電子文書化です。
- 資料内容が現在と異なっている場合もありますが、当時の資料としてご覧ください。

港北ニュータウン事業の概要

港北ニュータウン事業の概略が分かる資料

事業全般にわたる著作・記録

港北ニュータウン事業の全般が示されている資料等の一覧

まちづくりのハード面

道路、公園、橋、宅地等における整備の計画・技術・実践に関する資料等の一覧

まちづくりのソフト面

住み良くするためのルール、仕組み、広報、行事等に関する資料等の一覧

その他

歴史、郷土、文化等に関する資料等の一覧

動画

まちづくり・伝統芸能に関する動画

協会事業

- 港北ニュータウン記念協会が実施している港北ニュータウン地域をはじめとした都筑区内におけるまちづくりやふるさとづくりの推進に役立つ事業等の紹介

お知らせ

2022年3月10日

お知らせ

ホームページのリニューアルが完了しました

2020年3月24日

お知らせ

「絵で見る港北ニュータウンものがたり」ができました

お知らせ

2022年3月10日

お知らせ

ホームページのリニューアルが完了しました

2020年3月24日

お知らせ

「絵で見る港北ニュータウンものがたり」ができました

お知らせ

2019年11月15日

お知らせ

2019年フォトコンテスト「都筑の風景」写真展にご来場いただきありがとうございます

2019年10月2日

お知らせ

2019年フォトコンテスト「都筑の風景」写真展を開催します（終了しました）

2019年8月5日

お知らせ

2019年フォトコンテスト「都筑の風景」にご応募いただき、ありがとうございます

<閲覧方法> 例示 1

① 最初画面の中で

港北ニュータウン事業の概要

港北ニュータウン事業の概略が分かる資料

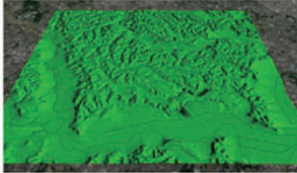
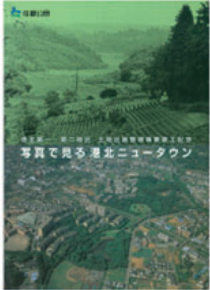
をクリックすると↓

②の画面になる

港北ニュータウン事業の概要

HOME / 港北ニュータウンまちづくり資料 / 港北ニュータウン事業の概要

港北ニュータウン土地区画整理事業によるまちづくり事業の概要を理解する資料として、以下の冊子と動画をお薦めします。題名をクリックすると内容を見ることができます。

|                                                                                                                                     |                                                                                                                                         |                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>図で見る<br/>港北ニュータウンものがたり</p>                     |  <p>昭和40年代地形データ<br/>(NPO法人港北ニュータウン記念協作成)</p>           |  <p>明るく 住みよい まちづくり<br/>港北ニュータウン<br/>(横浜市都市計画局、1970.3)</p> |
|  <p>写真で見る港北ニュータウン<br/>(住宅・都市整備公団港北開発局、1997.5)</p> |  <p>港北ニュータウン<br/>まちづくり年表<br/>(NPO法人港北ニュータウン記念協作成)</p> |                                                                                                                                             |

②画面の「絵で見る港北ニュータウンものがたり (本編)」を見たい場合  
画面下のブルーの文字をクリックすると。  
本文↓のページに移る。以降、画面をスクロールし順次閲覧。

図で見る  
港北ニュータウンものがたり



絵で見る港北ニュータウンものがたり (本編)  
絵で見る港北ニュータウンものがたり解説編  
(NPO法人港北ニュータウン記念協会、2019.12)

開拓前は...



開拓後は...

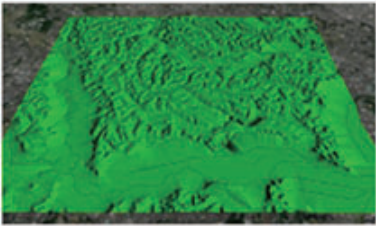


1

閲覧方法 例 2

②の画面で「昭和40年代の地形データ」をクリックすると

下記画面へ↓



昭和40年代地形データ  
(NPO法人港北ニュータウン記念協会作成)

下記画面で表示された操作を進めると開発前の地形と現在の状況が比較表示される。

開発前



開発前後比較



3) 記念植樹 2006(平成16)年2月20日 桜(神代曙)15本  
場所：センター南駅 早渕川親水広場  
中央地区が終了し、センター南と北が連繫されたのを期に、記念植樹を当協会が行うこととした。

(1) 植樹手続

センター南駅の親水広場は神奈川県河川管理下であり、河川事務所に申請したが断られ、県知事へ陳情した。県は、都筑区長に許可し、都筑区長が協会へ許可する形式なら良いということになった。なんとも手間のかかる事だが、協会としては植樹できることが優先であり、その手順に従った。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>早渕川親水広場への記念樹(桜)の植樹申請について</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都筑区長<br/>伊 藤 秀 明 様</p> <p>横浜市都筑区荏田東4丁目10番3号<br/>特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会<br/>理事長 金 子 保 印</p> <p>日頃よりまちづくり推進にご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>現在、中央地区区画整理事業の竣工に伴い同区域内の早渕川親水広場の整備を神奈川県が行っております。</p> <p>当広場はご承知のように高速鉄道3号、4号線のセンター南北駅を結ぶ歩行者等専用道路と早渕川の交差する所に位置し南北の地域の一体化の要の場所であり、3号、4号線の高架下の利用と併せ、都筑区民の交流の場として活用していくべきと考えております。その一環として、当広場に港北ニュータウン区画整理事業完成記念として桜を植え、桜の名所とすることにより私たちの思い出の中にある里山の桜、川の流れの風景が蘇ります。そして新しい都筑のふるさととなります。</p> <p>当広場への桜植樹については、植樹費用及び維持管理を地元で責任を持つことを条件に神奈川県の内諾を得ております。この条件については当協会が遵守いたします。また、植樹は、都筑区長申請とするように神奈川県から指導を受けておりますので都筑区長様から神奈川県へ植樹の申請をしていただきたくお願いいたします。(別途関係書類を添付いたします。)</p> | <p>(乙の2)</p> <p>(土地の占用)</p> <p>1 河川の名称<br/>早渕川</p> <p>2 占用目的及び態様<br/>港北ニュータウン区画整理事業完成記念樹の植樹</p> <p>3 占用の場所<br/>15箇所(詳細別紙)<br/>横浜市都筑区中川中央2丁目(仮称)早渕川親水広場内</p> <p>4 占用面積<br/>約144㎡(15本)</p> <p>5 占用の期間<br/>平成 年 月 日から<br/>平成 年 月 日まで</p> <p>6 その他<br/>記念樹の維持管理(剪定、病害虫予防・駆除等)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別紙で農薬使用禁止等、詳細な管理条件がある。

植樹する桜の種類は造園業者の薦めで神代曙とした。  
神代曙(ジンダイアケボノ)は、ソメイヨシノ系の桜で、東京都立神代植物公園で発見された品種で、花色は淡紅色で一重咲きの中輪、花付きが良く、ソメイヨシノよりも花色が濃くグラデーションが目立ち、桜がかかりやすい「てんぐ巣病」に耐性があるのが特徴です。



(2) 植樹前 親水広場 2006(平成18)年1月16日



(3) 植樹 2006(平成18)年2月20日

造園業者の桜苗木育成林 神代曙



サイン設置



都筑子育て地蔵(堰の元地蔵尊)  
桜の品種 よこはまひざくら  
金子保氏植樹 記念植樹とは別



植栽の位置決め



15本植樹完了





#### 4) フォトコンテストの開催 入賞作品の展示会

都筑の風景の変遷を記録として残すため、3年ごと、3回14年にわたり実施。

#### 2010(平成22)年フォトコン都筑の風景写真展(第1回)開催



会場

都筑区役所 1 F ホール

都筑の風景を記録として残す事業の最初は「写真で見る つづきの景観50」で2008(平成20)年に刊行しています。こちらはフォトコンでは無く区民の方から都筑の魅力ある風景を写真で推薦してもらい、区民の方に50カ所を選んでいただきました。



資料は何れも当協会ホームページ(スライド)でご覧いただけます。

以上協会事業を4つ紹介しましたが、その他の事業はホームページを参照。

### 3 都筑区内の情報 2005(平成17)年4月～2024(令和6)年11月

著者の撮影写真や資料等で少々紹介しましょう。

#2005(平成17)年4月29日

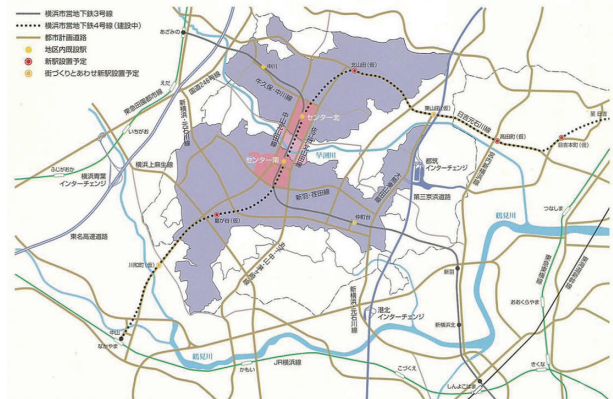
センター南スキップ広場区民まつり  
のスナップショット



#2005(平成17)年6月26日 中央地区換地処分公告

中央地区位置図

赤色が中央地区でその上  
が第1地区、下が第2地区  
の港北NT事業区域この  
配置図を見ると、何故、  
港北NT事業と同時に実  
施しなかったのか疑問に  
思い、関係者に聞いても、  
それらしき資料も無く分



からなかった。ある折に金子保氏に聞いたところ、「この地域は以前に私が主  
導し、土地改良事業を行った地域で年数が経過しないと異なった目的の利用  
はできないので同時には出来なかった。」と言うことであった。

- ・土地改良事業：農地の基盤である土地や水を整備し、農業農村の生活環境を  
整える事業

開発前



開発後





# 2005 (平成17) 年8月31日

地元国会議員の選挙応援に小泉純一郎元総理 (ワイシャツ姿で右手を挙げている) が来区した時のスナップ



# 2006 (平成18) 年3月31日



中央公園 菜の花畑  
菜の花畑の奥には農家風の建物があり風情があった。  
残念ながら今は菜の花は無い。

# 2006 (平成18) 年10月12日

まちづくり館俯瞰  
写真の真ん中の植樹(緑)の右よりに有る円の4分の1の形の小さい灰色の屋根の建物がまちづくり館。



# 2007 (平成19) 年3月17日 親水広場竣工式典



地域の和太鼓演奏グループ

当初、親水広場は名称のごとく浅瀬になっており、子供たちが流れの中で遊べるようになっていたが危険防止のため立ち入り禁止になった

#2008(平成20)年3月29日

市営地下鉄4号線(グリーンライン)開通を祝う式典開催 北山田駅

同線は2008(平成20)年3月30日に開通。同線の開通を港北NT事業の最終完成と思っていた地元(港北NT事業第1地区を主に)主催による盛大な式典が行われた。(特)記念協会ホームページ参照

1967(昭和42)年6月17日港北ニュータウン開発対策協議会での飛鳥田元横浜市長の挨拶の中で「特に港北ニュータウン計画は、高速鉄道計画と相まって実施する方針であります」と話していた事を記憶している式典参加者は感慨深いものが有ったようだ。

式典 主催者挨拶

男全実行委員長



金子保名誉会長



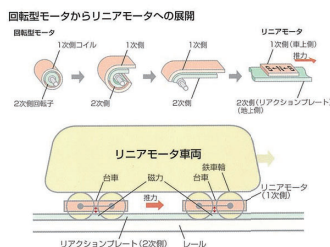
## グリーンライン路線概要 横浜市交通局資料から

|    |      |                                          |
|----|------|------------------------------------------|
| 路線 | 区間   | 横浜市緑区中山町～同市港北区日吉四丁目                      |
|    | 延長   | 約13.1km（地下区間：約10.7km、地上区間：約2.4km）        |
| 規格 | 軌間   | 1,435mm                                  |
|    | 集電方式 | 直流1,500V 架空線集電方式                         |
| 施設 | 車両   | 車輪式リニアモータ推進方式 長さ15.5m、幅2.5m 開業時4両編成（62m） |
|    | 駅    | 10駅（地下7駅、地上3駅）                           |
|    | 車両基地 | 川和車両基地（約6ha）                             |
|    | 変電所  | 3箇所                                      |
|    | 開業時期 | 平成19年（目標）                                |

### ■リニアモータのしくみ

リニアモータとは、これまでの回転するモータではなく、回転運動のかわりに直線運動を行うモータのことです。

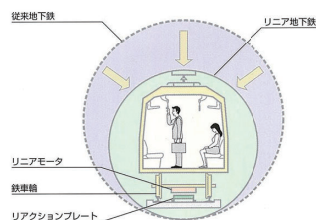
回転型のモータの一部を切り開き、直線上に広げたような構造をしています。理論的には、無限大の半径をもつ回転型モータと考えてよいでしょう。



### ■リニアモータ車両の特徴

扁平な形のリニアモータを使用するので、これまでの車両より床面高さを低く抑えることができ、小型化と快適空間を両立させた合理的な車両です。このためトンネル断面積を縮小でき、工事費をはじめとする建設コストを低減できます。

これまでの鉄道では3%程度の勾配走行が限度でしたが、リニアモータ推進方式では6%の急勾配も走行できます。





## グリーンライン工事方法

### ■開削工法

開削トンネルを建設する工法で、土が崩れないように周囲に土留め壁を作り、土圧によって土留め壁が倒れて来ないように支保で押さえながら下に向かって土を掘削します。掘削完了後、下の段から鉄筋コンクリートのトンネル構造物を構築し、出来上がった土で埋め戻して完成します。

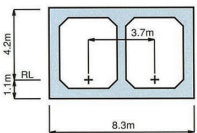


北山田駅開削状況



日吉本町駅

標準断面図



(開削トンネル)

### ■シールド工法

シールドトンネルを建設する工法で、シールド掘進機という筒状の機械を使ってトンネルを掘ります。掘進機の前面に取り付けられたカッターを回転させて土を削り、削った土砂は液状又は半液体状にして後方に搬出します。トンネル本体は工場で予め作ったセグメントという鉄筋コンクリート製などのブロックを掘進機の中で組み立て、掘進機に取り付けたジャッキでセグメントを押した反力で掘進機が進みます。トンネルの掘削と構築がほぼ同時に行われます。

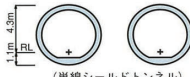


シールド掘進機

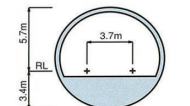


シールドトンネル坑内 (茅ヶ崎南付近)

標準断面図



(単線シールドトンネル)



(複線シールドトンネル)

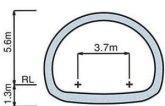
### ■山岳トンネル工法

近年はNATM (新オーストリアトンネル工法) が採用され、トンネル部分を分割して掘削した後、掘削壁面を直ちに支保と吹き付けモルタルで被いながらトンネルを掘り進めます。トンネル本体は掘削箇所から遅れて鉄筋コンクリートなどで構築します。



山岳トンネル坑内 (日吉本町付近)

標準断面図



(山岳トンネル)

### ■高架橋工事



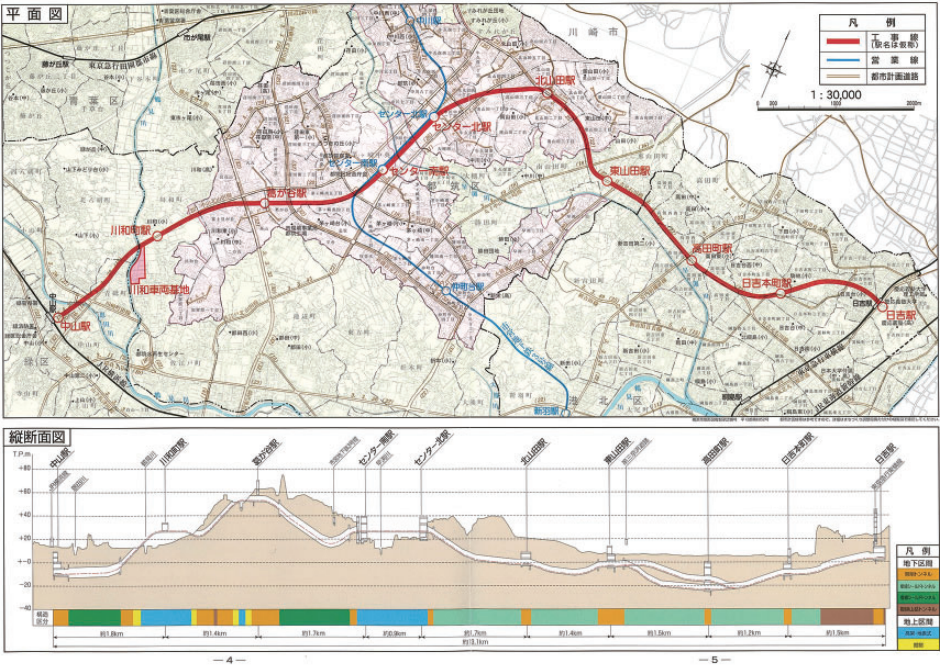
### ■軌道工事



(センター南北駅間)



# グリーンライン平面・断面図



## 横浜市営地下鉄 開業経緯

- 1972(昭和47)年12月16日

伊勢佐木町～上大岡間
- 1976(昭和51)年9月4日

伊勢佐木長者町～横浜間、  
上大岡～上永谷間
- 1985(昭和60)年3月14日

横浜～新横浜間、上永谷～舞岡間
- 1987(昭和62)年5月24日

舞岡～戸塚間
- 1993(平成5)年3月18日

新横浜～あざみ野間
- 1999(平成11)年8月29日

戸塚～湘南台間
- 駅名変更

新横浜北駅を北新横浜駅に
- 2006(平成18)年6月15日

名称変更
- 2008(平成20)年3月30日

湘南台～あざみ野間をブルーラインに  
中山～日吉間をグリーンラインとした。  
中山～日吉間

# 2008(平成20)年8月11日 区民まつり



センター南駅前広場 俯瞰



スキップ広場のステージ  
出演者の出番待ち

# 2009(平成21)年4月6日  
中川八幡山公園

花見



# 2009(平成21)年8月17日 中田横浜市長 任期2期目途中退任

# 2012(平成24)年1月5日 協会前

協会前は釜めしやだったが、廃業し  
更地になった。  
今はスポーツ幼児園になっている。  
写真左建物は都筑区役所。





# 2 0 1 3 ( 平 成 2 5 ) 年 3 月 1 9 日 親水広場

園児の花見



子育て地蔵のさくら



# 2 0 1 6 ( 平 成 2 8 ) 年 3 月 3 1 日 親水広場



ママ友の花見

# 2 0 1 6 ( 平 成 2 8 ) 年 5 月 2 6 日 第 3 6 回 理 事 会



金子保理事長  
名誉会長就任  
小島理事  
理事長に互選

久しぶりに理事、監事全  
員揃ったので記念写真を  
撮る。

# 2022(令和4)年10月12日 親水広場 桜全景



植樹後16年、当時造園業者が6年ものを植えたと言っていたので、植樹当初からのものは20年以上になる。時間が経過する中で、枯れ、植え替えたもの、生育の悪いもの様々でしたが、ようやく写真のような状態までになり、お花見の場として親しまれている。

- 附記1 2012(平成24)年4月1日  
特定非営利活動法人促進法が改正されNPO法人の所管が神奈川県から横浜市へ移管した。
- 附記2 2023(令和5)年4月1日  
当協会と横浜市と10年間の建物賃貸契約が成立  
契約内容に係る長年の懸案事項が解決し、当協会にとって十分な内容、収入とは言えないが長期間の安定が図られることとなった。
- 附記3 2024(令和6)年11月12日  
定款変更認証通知の交付  
長年の懸案であった当協会設立時に横浜市主導で作成された定款を改正した。

むすびに

本書を書き終えるにあたり、新旧法人の功績を私なりに総括しました。

(財)生活対策協会の功績

まちづくり館とその敷地を取得し(特)記念協会へ継承したこと。

- ・(特)記念協会は、そのまちづくり館の大部分を横浜市へ貸与し、賃貸料を当協会の運営資金にしている。
- ・横浜市は賃借部分を都筑区民の民間福祉活動拠点として活用している。

(特)記念協会の功績(現時点)

市民参加を標榜したまちづくりの全容をインターネットを通して、何時でも、誰でもが知ることが出来るようにしたこと。



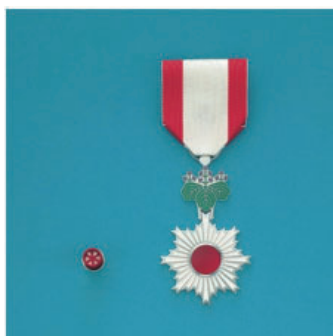


## あとかき

2016年(平成28年)12月14日、当協会初代理事長金子保氏逝去。享年100歳。港北ニュータウンまちづくりを積極推進した功労者であり、旧(財)対策協会及びその継承団体である当協会の設立推進者でした。

旭日単光章を授章され、2014年11月26日祝賀会が行われました。その祝賀会の様子が下記のブログで視聴できます。

<http://blog.uchino-atsushi.com/?eid=1154737>



旭日単光章と略綬 (左)

金子保さん、畏敬と親しみを込めて、さん付けにさせていただきました。金子保さんは、私なりの表現ですが、褒めて人を育てるリーダーではなく、昔気質の叱って育てるタイプであったと思います。忤度せず、ずけずけと持論を述べる人でした。

また、長年、港北ニュータウン事業を積極推進し、地域のリーダーとして活動してこられた重みがあり、周囲の方々が少々近づきたい存在になっていたように思われました。

最初にお会いしたとき、ご自分の息子の年と変わらないと言われ(20才年上)、更に役人代表のような形でお説教を頂戴しました。しかし、こういうタイプの方は信念があってブレないので私は好きでした。時には、恐れながらと私の意見を述べさせてもらいました。

仕事の打ち合わせで金子保さん宅へ伺う事が多く、そこでは、まず、近衛兵(昭和の第2次大戦)時代のご自分の苦労話し、農地改良を実施した話、持論のまちづくりの話し、「まちづくりは百年の計だ」に始まり、当時の乱開発、交通渋滞解消のため、計画的なまちづくりが如何に必要なかを私に説く、おおよそ3時間ぐらい続きます。お宅を訪問する度に、細かい内容は異なりますが上記の趣旨のお話が展開されました。

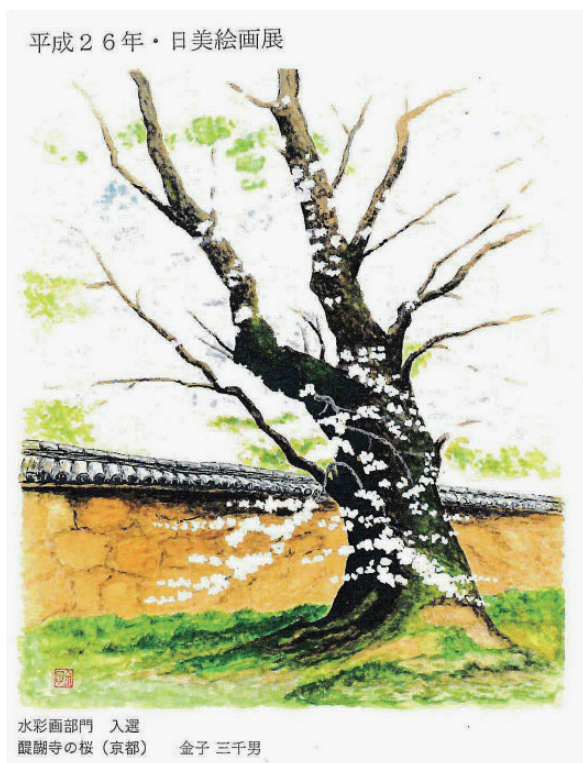
また、横浜市の旧(財)生活対策協会の解散方針に断固反対し、新法人の地元主体の運営を主張し、50年は存続させてくれと熱く話されていました。

今考えると、当協会を設立、守らせるために、私を洗脳していたのかなとも思います。おかげさまで、当協会も設立20周年を迎えました。

2017年(平成29年)10月22日副理事長金子三千男氏逝去。享年80歳。金子保さんと苦楽を共にした、港北ニュータウンのまちづくりの若手推進者でした。金子保さんが亡くなれて1年も経たないことで、次期のリーダーと期待をしていた私にはショックでした。

写真、ゴルフ、水彩画と多趣味な方でした。ゴルフは神奈川県でシニアで活躍し、水彩画は始めて間もなくこの作品で入選しています。もっと描きたかったらと思います。

使わなくなったゴルフクラブのシャフト部分を利用して杖を作り、友人へ贈っており、私もお願いしたが、君はまだ杖はいらない、後回しだと言われ、いただき損ないました。杖が必要となった今、非常に残念です。



金子保さんは、私の指導者であり金子三千男さんは私の良き相談相手でした。25年の長きにわたり、新旧法人の運営を続けられたのも両氏のおかげです。

(財)生活対策協会の解散から(特)記念協会への変遷に立ち会った者の務めとして、本書を刊行し、金子保氏、金子三千男氏の功績を讃え、謝辞を捧げたく、本書の執筆に取りかかりましたが遅れに遅れ、現在に至ってしまいました。私の懈怠をお許してください。

## 最後に

ある時、ある人が、都筑のまちは、どうやってできたのだろうかと興味を持ち、協会のホームページを見つけ、こんな資料があったんだと、お役に立ち、喜んでいただけたら大変嬉しい。

2025(令和7)年1月吉日

鈴木兼光

特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会理事長



財団法人港北ニュータウン生活対策協会から  
特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会へ

---

2025年3月31日 第1版第1刷発行

著 者 鈴木 兼光  
調査報告書 鈴木 能世

編 集 戸田 啓太 (株式会社山手総合計画研究所)

発 行 特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会

---